

債務管理レポート 2020

国の債務管理と公的債務の現状

2020 年度版

債務管理レポート

— 国の債務管理と公的債務の現状 —

目次

序 編

■ 1	本レポートについて	2
■ 2	債務管理政策の概要	3
(1)	総論	3
(2)	国の資金調達の枠組み	4
(3)	公的な性格を有する債務	5
コラム 1	国債の利回り	6

第 I 編

令和 2 年度の債務管理政策

■ 1	令和元年度の国債市場の動向	8
(1)	概況	8
(2)	投資家動向	11
■ 2	令和 2 年度国債発行計画	12
(1)	令和 2 年度国債発行計画の公表	12
(2)	各種懇談会における議論の概要	12
(3)	令和 2 年度国債発行予定額	13
(4)	市場のニーズ・動向等を踏まえた発行計画	16
コラム 2	マイナス金利下で国債を発行した場合の「超過的な収入」について	18
コラム 3	平均償還年限について	20
コラム 4	コスト・アット・リスク分析	21
■ 3	令和 2 年度国債発行計画の変更	23
(1)	「緊急経済対策」と令和 2 年度国債発行計画の変更	23
(2)	国債発行総額、カレンダーベース市中発行額ともに大幅な増加	23
■ 4	保有者層の多様化	26
(1)	個人投資家の国債保有	27
(2)	海外投資家の国債保有	29

第Ⅱ編 制度編

◆第1章 国債

■ 1	国債発行市場	36
(1)	国債の発行根拠法別分類	36
(2)	国債の商品別分類	39
(3)	発行方式	41
(4)	国債市場特別参加者制度	45
(5)	国債発行の事務	46
コラム5	物価連動国債の動向	49
コラム6	諸外国の債務管理政策	51
■ 2	国債流通市場	58
(1)	国債市場の流動性の維持・向上	58
(2)	店頭取引と取引所取引	58
(3)	国債取引に係る決済制度の整備	60
(4)	WI 取引	63
(5)	債券現先取引と債券貸借取引	63
(6)	ストリップス債	68
(7)	国債先物取引	69
■ 3	債務管理制度	71
(1)	減債制度	71
(2)	流動性供給入札	78
(3)	買入消却	80
(4)	スワップ取引	82
(5)	市場との対話	82
コラム7	国債市場の流動性	84
コラム8	個人向け国債の広告	85
■ 4	税制	87
(1)	個人（居住者）	87
(2)	内国法人	88
(3)	非居住者・外国法人	88
(4)	国債に関する非居住者等非課税制度の概要	89

◆第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務、交付国債

■ 1	政府短期証券	92
(1)	政府短期証券の法的根拠等	92
(2)	政府短期証券に関する予算上の取扱い	93
(3)	入札方式等	93
(4)	国庫資金繰りの概要	93
■ 2	借入金	94
(1)	借入金の法的根拠	94
(2)	借入金に関する予算上の取扱い	94
(3)	借入先	94
(4)	民間からの借入金	94
(5)	民間借入金の公募入札による借入方式	95

■ 3	政府保証債務	96
(1)	政府保証の法的根拠等	96
(2)	政府保証債務の形態	96
(3)	政府保証債務の審査・予算上の取扱い等	96
■ 4	交付国債	99
(1)	交付国債（狭義）	99
(2)	出資・抛出国債	99
(3)	その他	99

◆第3章 その他の公的債務

■ 1	地方債	101
(1)	地方債の基本的な仕組み	101
(2)	地方債計画	102
■ 2	独立行政法人等の債務	105
(1)	独立行政法人等の債務の種類	105
(2)	独立行政法人等の財務報告	106

第Ⅱ編 資料編

◆第1章 国債

■ 1	国債発行市場	108
(1)	国債発行額等の推移	108
(2)	カレンダーベース市中発行額の推移	109
(3)	国債及び国庫短期証券の入札結果（令和元年度）	110
(4)	国債及び国庫短期証券の市中発行ロットの推移	113
(5)	発行日に対応する元利払期日の設定（令和2年度予定）	114
(6)	業態別落札実績（令和元年度）	115
(7)	個人向け国債の発行額の推移	116
(8)	日銀乗換額の推移	117
(9)	借換債の前倒発行額の推移	117
(10)	国債発行等手数料一覧	118
■ 2	国債流通市場	119
(1)	長期金利の推移（10年債）	119
(2)	各国長期金利の推移（10年債）	119
(3)	年限別流通利回りの推移（令和元年度）	120
(4)	国債の利回り曲線（イールドカーブ）（令和元年度末）	120
(5)	短期金融市場の状況（令和元年度）	121
(6)	ブレイク・イーブン・インフレ率（BEI）の推移	121
(7)	15年変動利付国債の価格推移	122
(8)	公社債売買高に占める国債の割合の推移	122
(9)	公社債発行額に占める国債の割合の推移	123
(10)	対外証券投資の推移（令和元年度）	124
(11)	対内証券投資の推移（令和元年度）	124
(12)	国債投資家別売買動向（令和元年度）	125
(13)	公社債売買高の推移	126

(14)	国債先物取引の売買高等の推移	126
(15)	債券現先取引の売買高等の推移	126
(16)	債券貸借取引の新規成約高の推移	127
(17)	債券貸借取引の取引残高の推移	127
(18)	国債店頭オプション取引の新規売買高の推移	127
(19)	国債先物オプション取引の取引高等の推移	128
(20)	分離元本振替国債の現在高の推移	128
(21)	日本銀行による国債買入オペの結果（令和元年度）	129
(22)	日本銀行による国庫短期証券買入オペの結果（令和元年度）	133
(23)	主要格付会社による日本国債格付けの推移	134
(24)	主要格付会社によるソブリン格付け一覧	134
■ 3	債務管理制度	135
(1)	国債整理基金特別会計の歳入・歳出（令和2年度当初予算）	135
(2)	各会計の債務償還費、利子及割引料等の状況（令和2年度当初予算・平成30年度決算）	136
(3)	国債整理基金の国債償還財源の繰入額等、償還額、年度末基金残高、借換額（令和2年度当初予算）	137
(4)	国債整理基金の国債への運用状況の推移	137
(5)	国債整理基金特別会計の剰余金推移	138
(6)	流動性供給入札結果（令和元年度）	138
(7)	買入消却入札結果（令和元年度）	138
(8)	買入消却の実施状況	138
(9)	各種懇談会メンバーと最近の開催実績	139
(10)	戦後の国債管理政策の推移	143
(11)	国債に係る法制度	145

◆第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

■ 1	政府短期証券	148
(1)	政府短期証券の券種別残高（令和元年度末）	148
(2)	政府短期証券の年度末残高の推移	148
(3)	政府短期証券の引受先別残高の推移（令和元年度）	149
(4)	国内指定預金（一般口）の状況（令和元年度）	149
■ 2	借入金	150
(1)	借入金残高の推移	150
(2)	一般会計及び特別会計の借入金残高（令和元年度末）	150
(3)	交付税特会の借入金残高の推移	151
(4)	交付税特会の入札1回あたりの募入決定額と平均利率の推移	151
(5)	交付税特会の借入金の入札結果（令和元年度）	152
(6)	国有林野債務管理特会の借入金の入札結果（令和元年度）	153
(7)	エネルギー特会の借入金の入札結果（令和元年度）	153
■ 3	政府保証債務	154
(1)	政府保証債務の残高の推移	154
(2)	政府保証債（内国債・市場公募分）の発行額の推移	154
(3)	政府保証債・政府保証借入金の令和元年度実績及び令和2年度予定	155
(4)	政府保証債（内国債）発行額と発行条件（令和元年度）	156
(5)	政府保証外債の通貨別・機関別残高（令和元年度末）	158
(6)	政府保証債（10年）の流通利回り推移（令和元年度）	158

◆第3章 その他の公的債務

■ 1	地方債	159
(1)	地方債計画の概要（令和2年度）	159
(2)	地方債計画の資金区分別推移	159
(3)	地方債残高と地方公共団体向け財政融資残高の推移	160
(4)	市場公募地方債の発行条件の推移（令和元年度）	161
(5)	市場公募地方債の発行額の推移	161
■ 2	独立行政法人等の債務	162
(1)	令和2年度財政投融资計画	162
(2)	財投機関債の発行予定及び発行実績の推移	163
(3)	主な財投機関債（10年債）の流通利回り推移（令和元年度）	164

◆補 財政状況と国債残高

(1)	一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移	165
(2)	公債発行額と公債依存度の推移	165
(3)	基礎的財政収支（プライマリーバランス）の推移	166
(4)	基礎的財政収支（プライマリーバランス）の見通し	166
(5)	一般会計国債費の内訳（令和2年度）	167
(6)	一般会計国債費の推移	167
(7)	令和2年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算	168
(8)	国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算（抜粋）	169
(9)	国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移	170
(10)	国及び地方の長期債務残高	171
(11)	普通国債残高の残存期間別構成の推移	172
(12)	普通国債償還年次表（令和2年度当初予算ベース）	172
(13)	普通国債の償還年度別残高及び各償還年度の利付国債の平均金利（令和元年度末）	173
(14)	普通国債残高、利率加重平均、一般会計利払費及び平均残存期間の推移	173
(15)	国債及び国庫短期証券（T-Bill）の保有者別内訳の推移	174
(16)	国（一般会計及び特別会計）の貸借対照表（平成30年度末）	176
(17)	一般政府（中央政府、地方公共団体、社会保障基金）の金融資産・負債残高表（令和元年12月末（速報））	177
(18)	財政収支の国際比較（対GDP比）	178
(19)	債務残高の国際比較（対GDP比）	179
(20)	純債務残高の国際比較（対GDP比）	179
(参考)	国債に関する広告、出版物等	180

【タブ使用方法】

下図のように、第Ⅱ編「制度編」と第Ⅲ編「資料編」のタブについては、それぞれ対応する項目ごとに位置をそろえ、対応関係を示しています。資料の検索の際などにご活用ください。



序 編

1 本レポートについて

「債務管理レポート」は、国内外の市場関係者、政府関係者、研究に携わる方々等に広く我が国の債務管理政策につき理解を深めていただくことを目的として、平成16年度より刊行しています。本レポートでは、債務管理政策として国債管理政策を中心として、国債のみにとどまらず、公的債務に関わる各論点を網羅しています。

まず、第Ⅰ編「令和2年度の債務管理政策」では、国債市場の最近の動向と、本年度の国債発行計画をはじめとする最新の諸施策について取り上げています。

続いて、第Ⅱ編「制度編」では、公的債務・債務管理政策全般に係る制度面について、解説しています。

最後に、第Ⅲ編「資料編」には、前編に収録し切れなかった資料を掲載しておりますので、第Ⅱ編「制度編」と対照しつつ、ご利用ください。

引き続き、読者の方が、それぞれのご使用目的に応じて必要な情報に素早くアクセスできるように、第Ⅱ編「制度編」と第Ⅲ編「資料編」の間の対応関係をはじめとしたクロス・レファレンスを多く盛り込んでいます。今後とも、鋭意改善に努めて参りたいと思いますので、お気づきの点がありましたら、お声をお寄せいただければ幸いです。

2 債務管理政策の概要

(1) 総論

令和2年度において予算上発行すべき国債の総額は153.5兆円と、令和元年度当初と比べると4.7兆円増加しています。一般会計予算の歳入となる建設国債と特例国債については、前年度当初比▲0.1兆円減の32.6兆円となっています。他方、これを残高でみると、その額は令和元年度末で977.8兆円に上るなど、その規模は非常に大きなものになっています。

政府は、国債以外にも政府短期証券や借入金といった形でも資金調達をしており、これらを加えると国の公的債務の残高は1,114.5兆円に達しています。また、政府は、独立行政法人等の資金調達に対し保証を付与していますが、これは独立行政法人等が公共性、公益性の高い業務を行う上で必要な資金調達を行う際に、その容易化を図るためのものであり、こうした政府保証債務の残高は36.2兆円に達しています（いずれも令和元年度末）。

政府の資金調達は、そのフローとしての調達額が大きなものとなっており、また、ストックとしての債務残高も増加の一途をたどっています。国の債務の在り方は、企業、家計等の各経済主体の金融資産選択やマクロ的な資金循環にも影響を与え、また、それらを通じて金利にも影響を及ぼし得るものです。さらに、市場における金利変動は、回りまわって国の資金調達や各経済主体の行動に影響を及ぼします。

このような点も踏まえ、できるかぎり財政負担の軽減を図りながら、国の公的債務（国債、政府短期証券、借入金、政府保証債務及び交付国債）が国民経済の各局面において無理なく受け入れられるよう、国債の発行、消化、流通及び償還等の各方面にわたり行われる種々の政策のことを「債務管理政策」といいます。我が国においては、

- ① 国債の確実かつ円滑な発行
- ② 中長期的な調達コストの抑制

ということを国債管理政策の基本目標とし、国債発行計画の策定・運営に当たり、各種懇談会等を通じた「市場との対話」を丁寧を実施し、市場のニーズを十分に踏まえた国債発行に努めるほか、国債保有者層の多様化等に取り組んでいます。

一方で、一時的・短期的な需要の変化に過度に対応すれば、市場参加者にとっての透明性・予見可能性が損なわれ、結果として中長期的な調達コストの上昇につながりかねません。そのため、今後とも大量の国債発行が見込まれる我が国においては、中長期的な需要動向を見極め、より安定的で透明性の高い国債発行に努めてまいります。

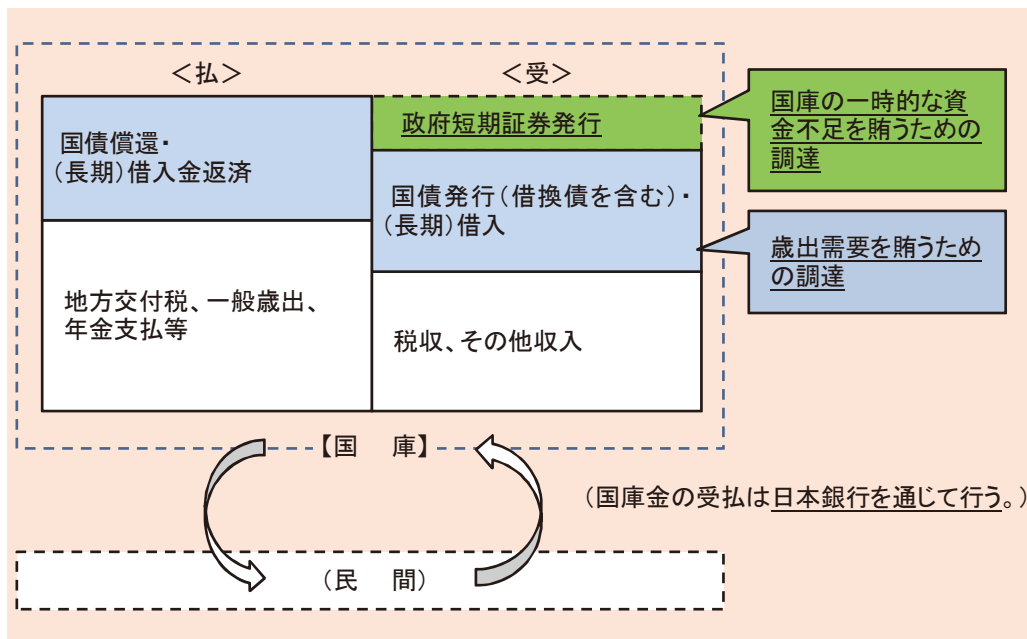
なお、IMF・世界銀行が平成13年に公表した「公的債務管理のための指針」においては、公的債務管理政策とは、「必要な政府資金調達を行う観点から、その債務を管理するための戦略を立案・執行すること」とされており、その目的として「必要な財政資金の調達において、リスクを適切な水準に抑えた上で、中長期的視点から政府の資金調達コストを最小化すること」があげられています。

(2) 国の資金調達の枠組み

国のその年の歳出は、本来、その年の税収やその他収入で賄うべきですが、これらで賄えない歳出需要を賄うために、国債の発行、または借入（借入）を行います。また、日々の国庫の資金繰りを行う上で、一時的な資金不足を賄うため、政府短期証券の発行を行っています。以下では、これら国の資金調達の枠組みについて説明します。

借入は国債と異なり、証券の発行を伴わない資金調達形態です。

(図1) 国庫金の受払



国の財政は一般会計及び13の特別会計（令和2年4月1日現在）に区分して管理・運営されていますが、その受払は日本銀行を通じて行われています。国は、次のとおり、国債・借入金により税収等で賄えない歳出需要を賄い、政府短期証券の発行により国庫の一時的な資金不足を賄うことで、予算の支出を支障なく執行しています。

A 歳出需要を賄うための国債・借入金

政府は様々な税収等で賄えない歳出需要を賄うため、国債の発行、または借入を行い、これにより調達された資金は歳入に計上されています。必要に応じてこうした資金調達を行うことによって、予算の支出を支障なく執行しています。

財務省理財局では、国債管理政策を企画・立案するとともに、その執行（国債の入札・発行及び償還等の事務、借入金の入札等）を行っています。

B 国庫の一時的な資金不足を賄うための政府短期証券

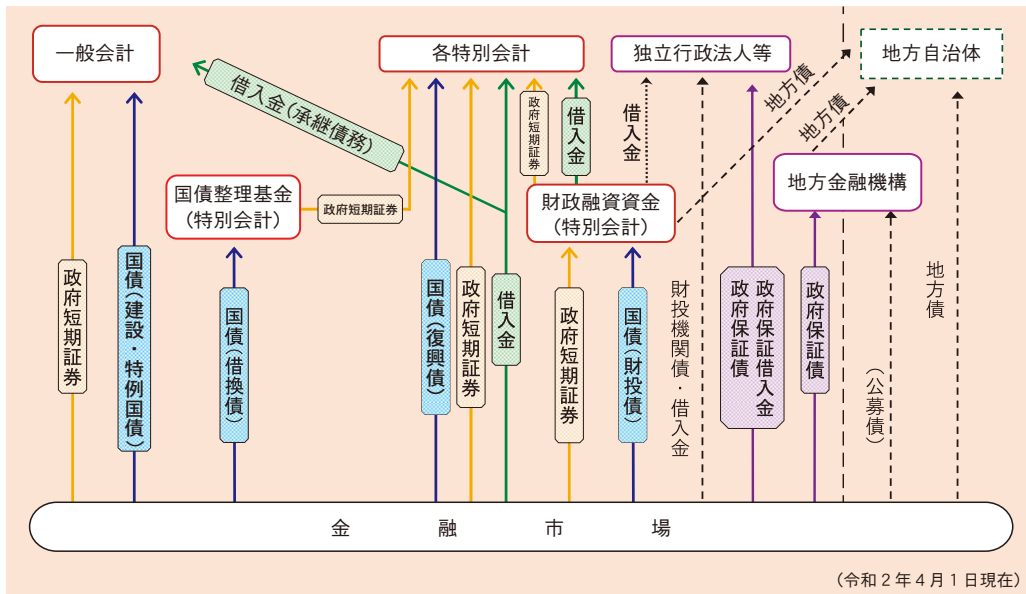
政府の財政活動として各官庁・会計においては日々、様々な国庫金の受払が行われていますが、これらの受払は全て国庫において統一的に取り扱うため、日本銀行を通じて行われています。Aで述べたとおり、国債・借入金により税収等で賄えない歳出需要を賄うための資金調達を行います。国庫金の日々の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりすることがあります。資金が不足した場合は政府短期証券の発行等、余裕が生じた場合は資金不足の特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用等により国庫金の日々の受払のタイミングのズレを調整しています（＝国庫の資金繰り）（借入）。

歳入とは一般会計年度における一切の収入をいい、収入とは国の各般の需要を充たすための支払の財源となるべき現金の収納をいいます。国庫の資金繰りのために発行される政府短期証券は、国の各般の需要を充たすための支払の財源を調達するために発行されるものではなく、当該年度の歳入をもって償還されるため、歳入に計上されるものではありません。

(3) 公的な性格を有する債務

国の債務ではないものの、公的な性格を有する債務として地方債、独立行政法人等の債務があります。これらは、市場における金利形成等を通じて、国の債務管理の在り方に潜在的に影響を及ぼし得るものです。

(図2) 公的債務のイメージ図 (①～③)



① 網掛け部分が国の債務に当たります。

② この他に日本銀行が金融調節等の一環として国債を保有しています。

③ 地方金融機構の政府保証債については、旧公営公庫から承継した政府保証債の借換えに限定しています。

以上を踏まえ、公的債務の概念を整理するとともに、本レポートとの対応関係を図示すると、以下のようになります。

(図3) 公的債務の概念と本レポートとの対応関係

			本レポート中の該当項目（詳細は目次をご覧ください。）		
			第Ⅰ編	第Ⅱ編（制度編）	第Ⅲ編（資料編）
（広義の）公的債務	国の公的債務	普通国債	■ 1 令和元年度の国債市場の動向 P8 ■ 2 令和2年度国債発行計画 P12 ■ 3 令和2年度国債発行計画の変更 P23 ■ 4 保有者層の多様化 P26	◆ 第1章 ■ 1 国債発行市場 P36 ■ 2 国債流通市場 P58 ■ 3 債務管理制度 P71 ■ 4 税制 P87	◆ 第1章 ■ 1 国債発行市場 P108 ■ 2 国債流通市場 P119 ■ 3 債務管理制度 P135
		財投債			
		政府短期証券		◆ 第2章 ■ 1 政府短期証券 P92	◆ 第2章 ■ 1 政府短期証券 P148
		借入金		◆ 第2章 ■ 2 借入金 P94	◆ 第2章 ■ 2 借入金 P150
		政府保証債務		◆ 第2章 ■ 3 政府保証債務 P96	◆ 第2章 ■ 3 政府保証債務 P154
		交付国債		◆ 第2章 ■ 4 交付国債 P99	
	その他の公的債務	地方債		◆ 第3章 ■ 1 地方債 P101	◆ 第3章 ■ 1 地方債 P159
		独立行政法人等の債務		◆ 第3章 ■ 2 独立行政法人等の債務 P105	◆ 第3章 ■ 2 独立行政法人等の債務 P162

コラム1 国債の利回り

国債は、一定の金額を一定期間後に支払うことを国が約束して発行した債券で、発行当局（財務省）が、表面利率と償還期間をあらかじめ定めて発行されます。国債の額面（償還時に受取る金額のこと）は一定ですが、市場参加者が実際に購入する価格は需給等によって変動するため、例えば、額面 100 円の国債が額面を下回る 95 円や上回る 105 円となることもあります。こうした購入価格に対する 1 年当たりの運用益の割合をパーセントで表示したものが国債の利回りです。

例えば、額面 100 円の国債を購入した場合を考えると、運用益の中には、

- ① 1 年分の利子収入（「インカムゲイン」＝表面利率（クーポン）で表されるもの）と、
- ② 額面と購入価格の差額（「キャピタルゲイン（キャピタルロス）」）を 1 年当たりで換算したものが含まれるため、国債の利回りは以下の式で表すことができます。

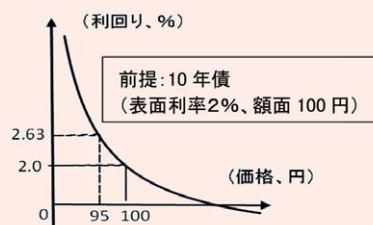
（図 c 1-1）単利利回りの計算式

$$\text{利回り} = \frac{\text{① 1 年分の利子収入 (円)} + \frac{\text{② 額面 (100 円) - 購入価格 (円)}{\text{償還期間 (年)}}}{\text{購入価格 (円)}} \times 100$$

(税引き前、単利、%)

①の利子収入は、発行時に定められた表面利率により金額が確定し、償還まで変わりません。一方、②の購入価格は、購入するタイミングによって変動します。したがって、国債の利回りは変化します。上式（図 c 1-1）の国債の価格と利回りの関係を、表面利率 2% の 10 年債（額面 100 円）で見たものが図 c 1-2 ですが、価格が下落（100 円→95 円）すれば、利回りは上昇（2.0%→2.63%）することになります。逆に、価格が上昇（95 円→100 円）すれば、利回りは低下（2.63%→2.0%）することになります。

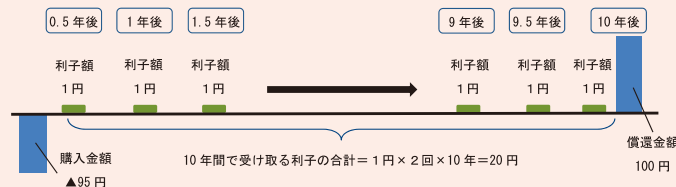
（図 c 1-2）利回りと価格の関係



（注）図は利回りと価格の関係のイメージ

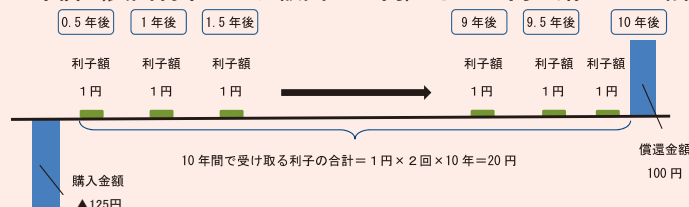
下図（図 c 1-3）は、10 年債（表面利率 2%、額面 100 円）を購入した場合の、購入から償還までの資金の受払を表すキャッシュフロー図です。例えば、当該国債を 95 円で購入し償還まで保有した場合は、利子収入（20 円）と額面と購入価格の差額（5 円）の合計（25 円）が運用益になります。これを 1 年当たりで見ると、利子収入（2 円）とキャピタルゲイン（0.5 円）から、利回り（単利）は約 2.63% となります。

（図 c 1-3）10 年債（表面利率 2%、額面 100 円）を 95 円で購入した場合のキャッシュフロー図



近年、中短期ゾーンの国債の利回りがマイナスとなっています。例えば、当該国債を 125 円で購入し償還まで保有した場合は、利子収入（20 円）と額面と購入価格の差額（▲ 25 円）の合計（▲ 5 円）が運用損となります（図 c 1-4）。これを 1 年当たりで見ると、利子収入（2 円）と 1 年当たりのキャピタルロス（▲ 2.5 円）から、利回り（単利）は約▲ 0.40% となります。

（図 c 1-4）10 年債（表面利率 2%、額面 100 円）を 125 円で購入した場合のキャッシュフロー図



このようなマイナス利回りの国債を購入した場合、償還まで保有すると、利子収入と償還金額の合計が購入金額を下回り、損失が発生します。しかしながら、償還を迎える前に購入価格を上回る価格で売却することができれば、結果として利益を得られます。

なお、利回りの計算方法には、上記でご説明した「単利」利回りのほか、利子収入の再投資による収益を考慮した「複利」利回りがあります。

第 I 編

令和 2 年度の債務管理政策

本編では、令和 2 年度の債務管理政策につき、
直近の情報をご提供いたします。

1 令和元年度の国債市場の動向

(1) 概況

令和元年度は、夏場にかけて、保護主義的な通商政策の動きが強まり、貿易や生産活動への影響が長期化しかねないとの見方が広がる中、主要中央銀行が緩和姿勢の強化に動いたこともあり、世界的に金利低下が進みました。その後、年末にかけて、債券相場は一旦、軟調推移に転じましたが、年明け以降は、新型コロナウイルス感染症の感染が世界中に拡大するに連れて、金利が大きく上下するなど、市場は不安定化しました。我が国の国債市場も、欧米の相場動向に概ね沿う形で推移しましたが、日本銀行による「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策が継続する下で、金利変動幅は相対的に小幅に留まりました。

まず、4月には、主要国の経済指標の改善などを受け、内外の債券相場が軟調に推移しましたが、5月には、米国政府が中国やメキシコに対する関税強化を表明したほか、英国の合意なき EU 離脱を巡る不安が高まったことなどから、債券市場で買い圧力が増しました。6月入り後は、米国の利下げ観測が広がり、日本や欧州でも追加緩和の可能性が意識される中、堅調推移が継続しました。

7月には、日米欧の金融政策会合を月末に控えて様子見姿勢が強まり、債券相場は横ばい圏での推移となりましたが、注目の FOMC で、FRB が景気判断を概ね維持しつつも予防的利下げに踏み切ったほか、8月から9月初めにかけて、米中間の通商摩擦が激しさを増したことから、内外の債券相場は一段高となりました。この際、米国の長期金利は3年2カ月振りに1.5%を割り込んで低下し、我が国の長期金利は▲0.295%と、一時、平成28年7月に記録した過去最低の▲0.3%に迫りました。その後、黒田日銀総裁が超長期金利の過度な低下をけん制したことや、米中が通商面で歩み寄りの姿勢をみせたことなどから、金利は一旦上昇しましたが、9月末にかけて再び債券買いが優勢となりました。米国のトランプ大統領の弾劾裁判を巡る政局不透明感が意識されたことや、日本銀行が次回会合で経済・物価動向を「再点検」する方針を明らかにし、追加緩和観測が浮上したことなどが、背景として挙げられます。

その後、年末にかけては、10月末の FOMC で、3会合連続となる利下げが決定されながらも、予防的利下げサイクルの停止が示唆されたことを受け、低金利環境が長期化するとの見方が広がる場面もありました。ただ、米中通商協議の進展期待や、前倒しで実施された英国総選挙における与党大勝による英国の EU 離脱を巡る不確実性の後退などを背景に、投資家のリスク回避姿勢が和らぐ中で、債券相場は軟化しました。この間、日本銀行が超長期ゾーンを対象とする国債買入オペを一段と減額し、買入れ回数の削減にも含みを持たせたことや、秋口に浮上していたマイナス金利の深掘りなどによる金融緩和強化観測が後退したことも、我が国の長期金利には上昇圧力となりました。

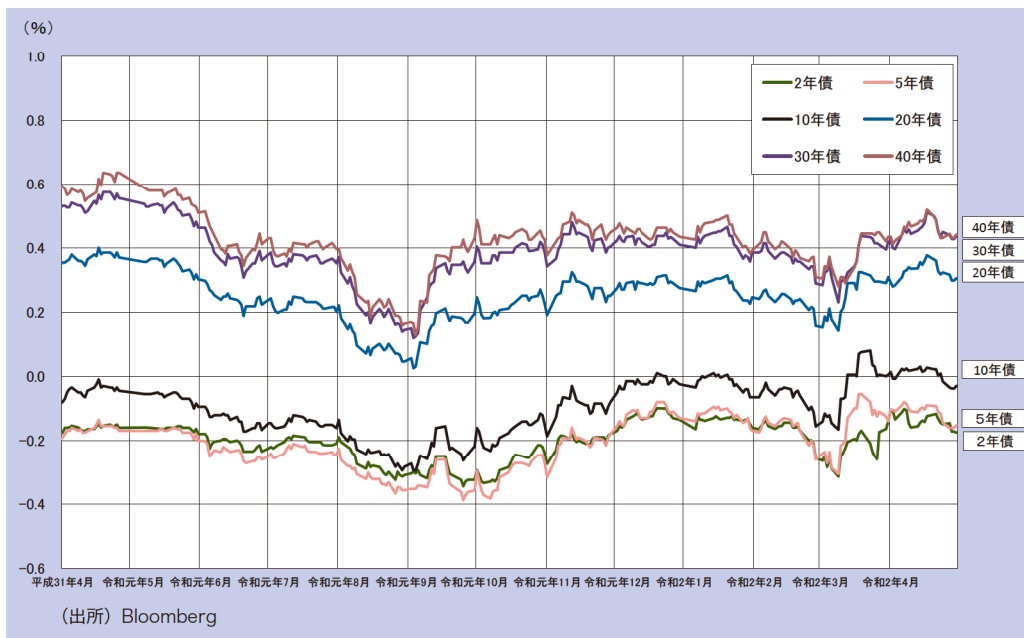
1月初旬、中東情勢緊迫化を受けて株安・債券高・円高が進んだものの、程なく解消しました。その後、1月後半から年度末にかけては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を巡る懸念が広がる中で、再び投資家のリスク回避姿勢が強まりました。特に、2月下旬以降、世界景気の後退局面入りを見込む市場参加者が増えたほか、原油価格の急落と相まってインフレ期待が鈍り、金融環境が急速に悪化する中で、各国中央銀行が矢継ぎ早に金融緩和措置を導入したことなどを受

け、米国の長期金利はザラ場で一時、過去最低水準となる0.3%近くまで急低下しました。一方、各国財政当局が大規模な景気刺激策を打ち出したことに伴う国債増発への警戒感や、手元資金を確保するための資産売却などが、金利上昇要因となる場面もありました。この間、我が国の長期金利も、一旦▲0.2%まで低下した後、約1年4カ月振りの水準である0.095%に上昇するなど、不安定な相場展開となりました。

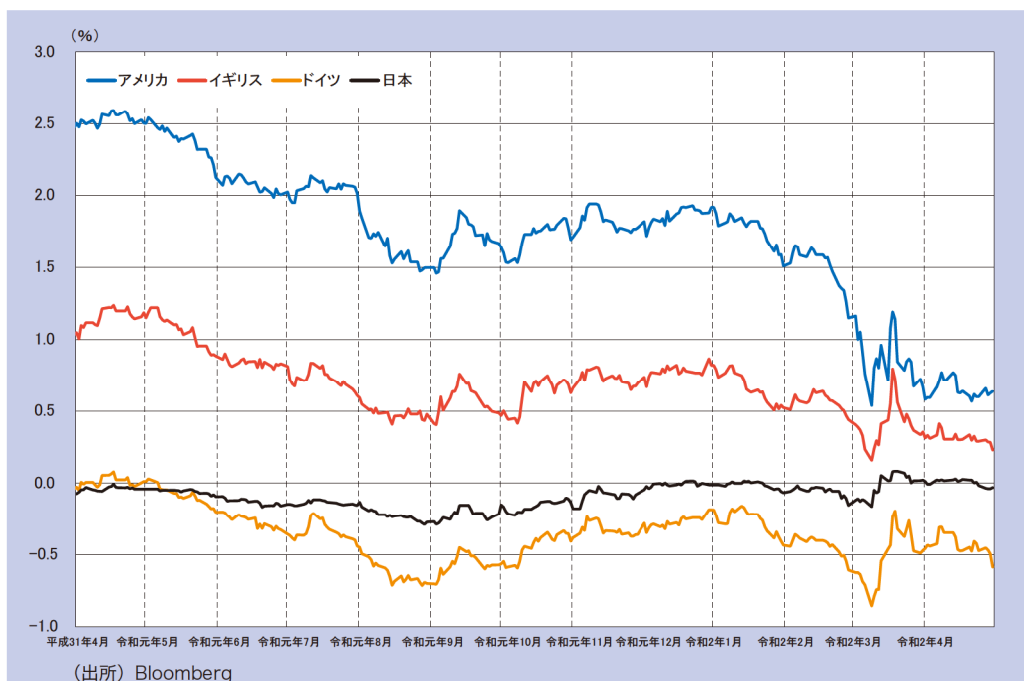
なお、令和2年度に入ると、4月7日に7都府県、16日には全国を対象に緊急事態宣言が出され、スプリット勤務や在宅勤務の広がりから市場参加者のリスク許容度は一段と低下、取引が閑散となる日々が続く中で、日本銀行が国債買入オペの頻度を増やしたことが奏功し、長期金利はゼロ%付近で概ね横ばい推移しました。

危機的な状況に直面する中で、各国政府は政策を総動員していますが、感染収束後に波乱なく政策正常化に向かえるかなど、我が国の国債市場を取り巻く外部環境には、今後も留意すべき点が多く、そうした点も含めて、我が国の国債市場の動向をみていく必要があります。

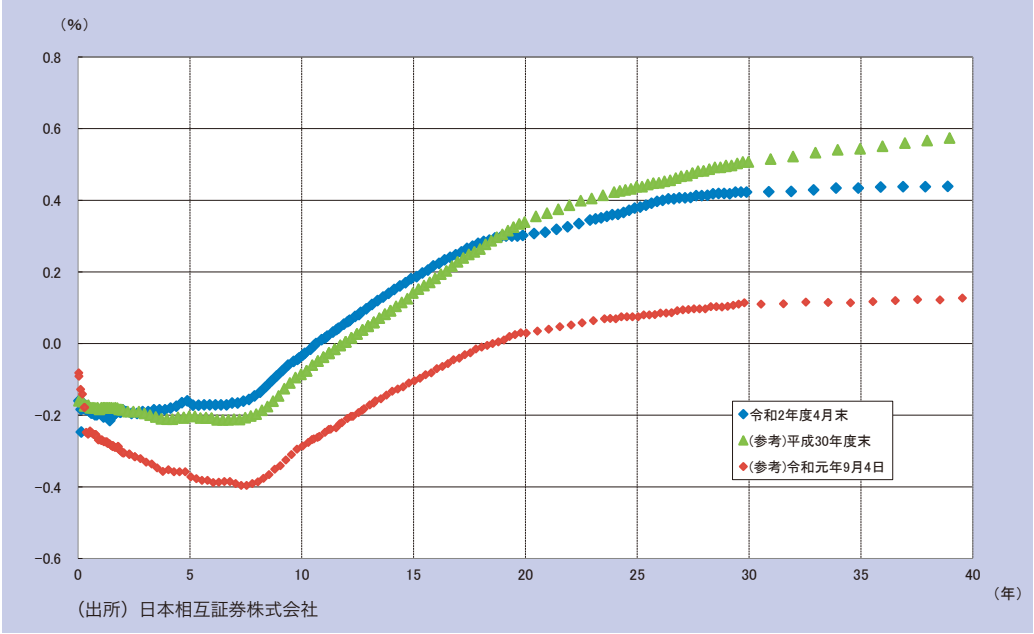
(図1-1) 年限別流通利回りの推移



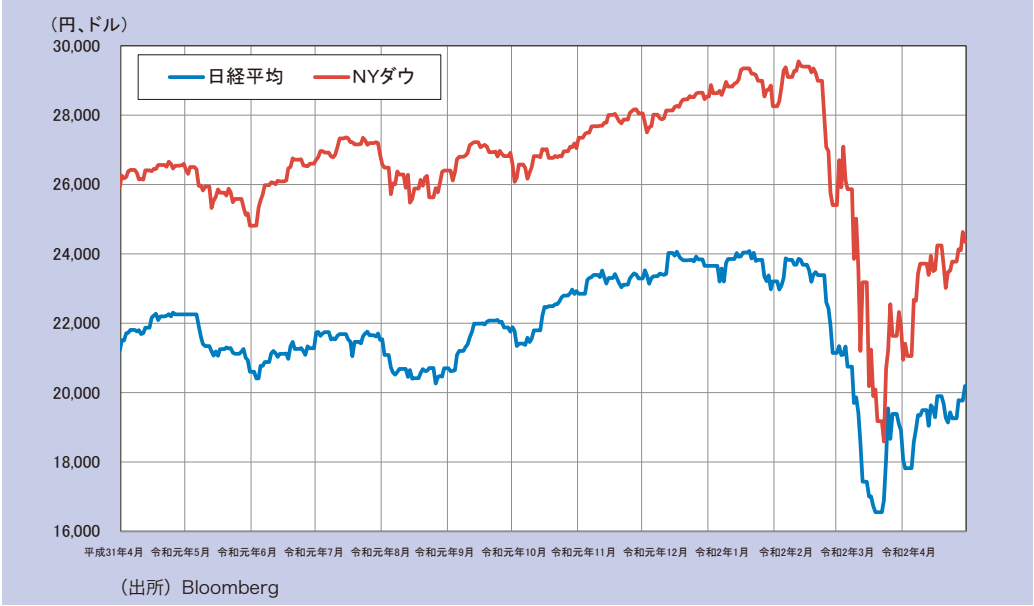
(図1-2) 10年金利(米・英・独・日)の推移



(図1-3) イールドカーブの推移



(図1-4) NY ダウ・日経平均株価チャートの推移



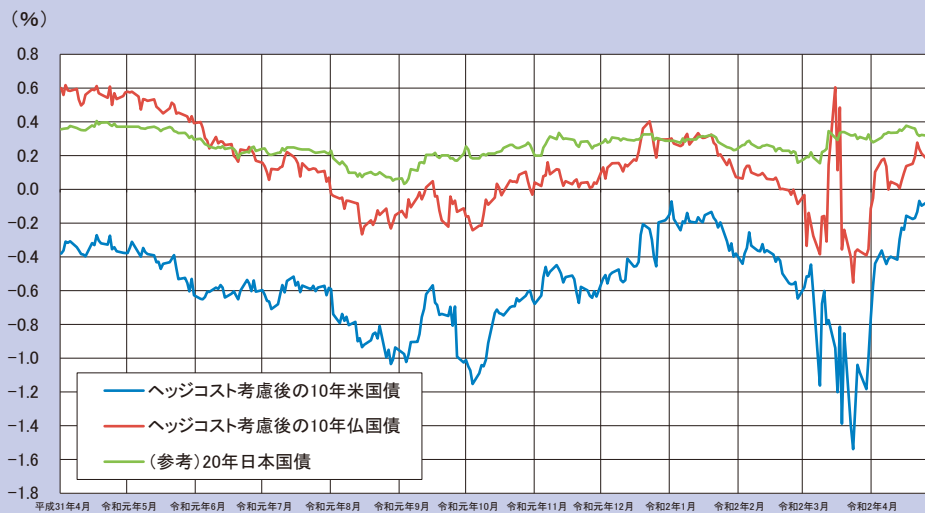
(2) 投資家動向

日本銀行の「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」政策が長期化するとの見通しの下、国内の投資家の資金は、より長い年限の国債に向かったほか、地方債・財投機関債・社債をはじめとするクレジット市場や海外債券市場に移動しています。

外債投資に関しては、ここ1～2年、欧州債や非ソブリン債が選好される傾向が強まっていましたが、令和元年度は、米債の人气が再び高まりました。米中間の貿易摩擦激化等により、世界景気の先行きを巡る不確実性が高まったことを受け、FRBが予防的な利下げを実施したため、ドル資金の調達コストが一頃に比べて低下したことや、世界的に緩和的な金融環境の強まりが見込まれる中、相対的に大きな金利低下余地が残っていたことが、投資妙味として意識されたと考えられます。

一方で、年明け以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世界景気の後退リスク増大等を背景に、主要国の政策金利が過去最低水準へと低下したことや、クレジット市場が不安定化することへの警戒も怠れないことから、国内の投資家の運用環境は一層厳しさを増しつつあります。

(図1-5) ヘッジコスト考慮後の10年米国債、10年仏国債の推移



(出所) Bloomberg

2 令和 2 年度国債発行計画

(1) 令和 2 年度国債発行計画の公表

我が国の財政状況は、令和 2 年度末に、普通国債残高は約 906.0 兆円、国及び地方の長期債務残高は 1,125 兆円に達すると見込まれるなど、主要先進国の中でも最悪の水準にあります。国債管理政策を適切に実施し、国債の安定消化を図っていくことがますます重要となっています。

その中で、令和元年 12 月 20 日、令和 2 年度予算政府案の閣議決定にあわせて令和 2 年度国債発行計画を公表しました。

令和 2 年度の国債発行計画においては、借換債を含む国債発行総額が 153.5 兆円となる中で、国債市場特別参加者会合等の各種懇談会を通じ、丁寧に市場との対話を行い、投資家の需要や市場の動向等を踏まえて、その消化方式別の国債発行計画を策定したところです。

(2) 各種懇談会における議論の概要

令和元年 10 月に開催した国の債務管理の在り方に関する懇談会において、令和 2 年度国債発行計画の策定に向けた議論を開始しました。中長期的な需要動向を踏まえた国債発行の重要性、及び投資家中長期的な需要見通しについて、議論を行いました。

- ・市場機能がほとんど失われている状況の中、市場機能が残っている超長期分野をどのような形で活用していくのかという視点が非常に重要であることが指摘されました。
- ・また、マイナス金利となっている中短期ゾーンについては、海外投資家にとっては比較的割安であり、一定のニーズが存在することが指摘されました。

翌 11 月に開催された国債市場特別参加者（PD）会合及び国債投資家懇談会においては、令和 2 年度国債発行計画についての具体的な議論を行い、主なものとして下記の意見がありました。

- ・増額を検討するならば、40 年債になる。ここ半年から 1 年あたりのイールドカーブ形状を見ると、10 年債に対して 40 年債はかなりフラットな状況になってきていることが発行額に対する需要の強さを表していると思うので、40 年債は増額の余地があるのではと考えている。
- ・減額するのであれば、まず流動性供給入札が考えられる。残存 5-15.5 年ゾーンについては、日本銀行による国債補完供給の要件緩和措置でニーズがなくなったことから減額余地がある。

こうした各種懇談会における議論も踏まえ、令和 2 年度国債発行計画を策定しました。

(3) 令和 2 年度国債発行予定額

A 発行根拠法別発行額

令和 2 年度の国債発行総額は 153.5 兆円と、令和元年度当初に比べて 4.7 兆円の増加となり、極めて高い水準となっています。

内訳をみると、令和 2 年度一般会計予算の歳入となる建設国債と特例国債は、前年度当初比▲ 0.1 兆円減の 32.6 兆円となりました。復興債は、東日本大震災からの復興のための施策に要する費用の財源に充てるため、復興特別税等の収入が確保されるまでのつなぎとして発行されるものであり、令和 2 年度においては前年度当初比▲ 0.0 兆円減の 0.9 兆円の発行が予定されています。財投債は、財政融資の新規の貸付規模のほか、財政融資資金全体の資金繰り等を勘案して決定されるものです。令和 2 年度の財投債の発行額は、前年度当初と同額の 12.0 兆円となっています。借換債は、過去に発行した普通国債の満期到来に伴う借換えのために発行するものであり、国債発行総額の大半を占めています。令和 2 年度においては、前年度当初比 4.8 兆円増の 108.0 兆円となっています。

(図 1 - 6) 令和 2 年度国債発行予定額（発行根拠法別）（①～③）

< 発行根拠法別発行額 >

（単位：億円）

区 分	令和 2 年度当初		
	(a)	(b)	(b) - (a)
新規国債	326,605	325,562	▲ 1,043
建設国債	69,520	71,100	1,580
特例国債	257,085	254,462	▲ 2,623
復興債	9,284	9,241	▲ 43
財投債	120,000	120,000	—
借換債	1,031,404	1,079,818	48,414
うち復興債分	18,080	16,932	▲ 1,148
国債発行総額	1,487,293	1,534,621	47,328

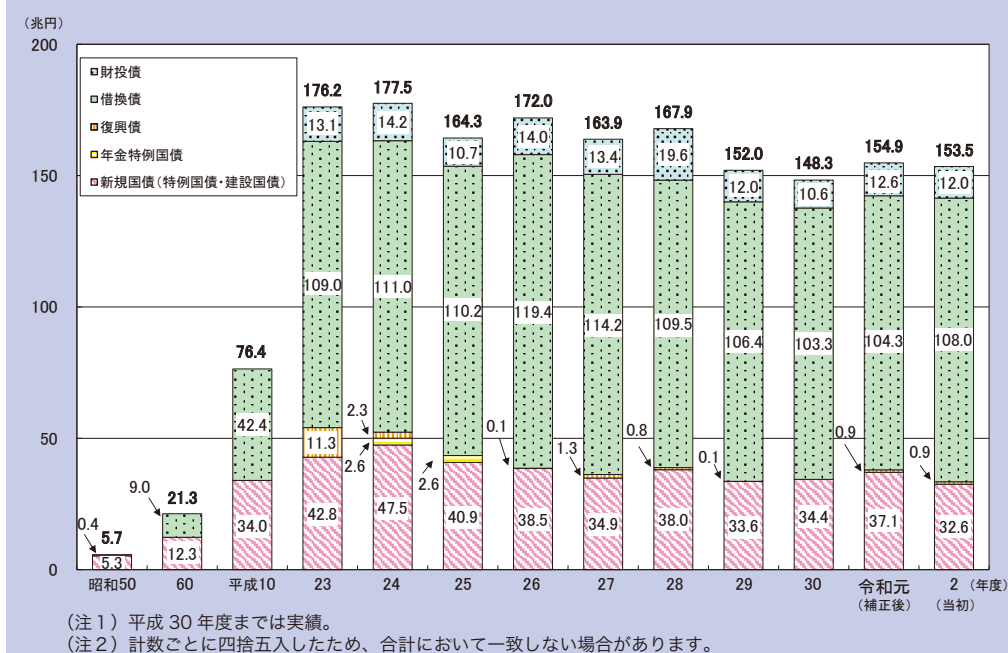
参照：第 II 編第 1 章 1
(1) 「国債の発行根拠
法別分類」(P36)

①各計数ごとに四捨五入
したため、計において符
合しない場合があります。

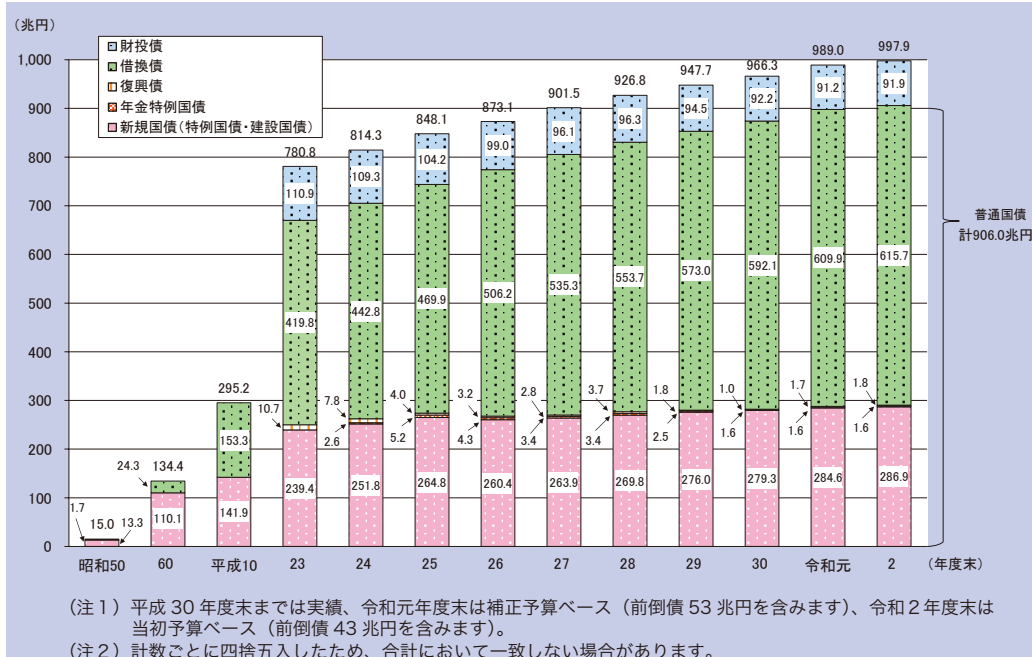
②令和 2 年度の市中から
の買入消却については、市
場参加者との意見交換を踏
まえ、市場の状況を見なが
ら決定します。

③令和 2 年度当初予算に
おける前倒債発行限度額は
43 兆円となっています。

(図 1 - 7) 国債発行総額の推移



(図 1 - 8) 国債発行残高の推移



B 消化方式別発行額

前節に述べた予算上必要な国債発行総額 153.5 兆円を、市中発行分、個人向け販売分、公的部門（日銀乗換）の 3 部門の消化方式によって発行します。

大半を占める「市中発行分」のうち、令和 2 年度に通常の入札で発行する「カレンダーベース市中発行額」（④①）は、前年度当初比▲0.6 兆円減額の 128.8 兆円としています。

「第Ⅱ非価格競争入札等」については、平成 29 年度補正後以降、第Ⅱ非価格競争入札（④②、③）に係る発行予定額のほか、額面以上の価格で国債を発行することによる超過収入を計上しており、令和 2 年度は、計 8.0 兆円としています。

「個人向け販売分」は、一般に金利動向等に応じて販売額が大きく変動する傾向が見られますが、令和 2 年度は、足元の販売状況等を踏まえ、前年度当初比 0.1 兆円増の 4.8 兆円としています。

また、「公的部門（日銀乗換）」については、国債発行総額や市場環境等を踏まえ、令和 2 年度は前年度当初と同額の 2.2 兆円となっています。

（図 1－9）令和 2 年度国債発行予定額（消化方式別）（④④、⑤）

<消化方式別発行額>

（単位：億円）

区 分	令和元年度当初 (a)	令和 2 年度当初	
		(b)	(b)－(a)
カレンダーベース 市中発行額	1,294,000	1,288,000	▲6,000
第Ⅱ非価格 競争入札等	85,640	79,884	▲5,756
年度間調整分	38,653	96,737	58,084
市中発行分 計	1,418,293	1,464,621	46,328
個人向け販売分	47,000	48,000	1,000
公的部門（日銀乗換）	22,000	22,000	—
合 計	1,487,293	1,534,621	47,328

④①カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の 4 月から翌年 3 月までの発行予定額（額面）の総額をいいます。

④②第Ⅱ非価格競争入札（第Ⅱ編第 1 章 1（3）「発行方式」（P41）参照）。

④③第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債（40 年債、30 年債、20 年債、10 年債、5 年債、2 年債及び 10 年物価連動債）のカレンダーベース市中発行額の 7% から、第Ⅱ非価格競争入札の応札上限額の引下げ影響額を控除した額を計上しています（令和元年度補正後は、実績を反映した上で計上）。

④④各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

⑤年度間調整分とは、前倒債の発行や出納整理期間発行を通じた、前年度及び後年度との調整分をいいます（第Ⅱ編第 1 章 1（1）「国債の発行根拠法別分類」（P36）参照）。

(4) 市場のニーズ・動向等を踏まえた発行計画

国債発行計画におけるカレンダーベース市中発行額の年限構成については、市場のニーズや動向等を勘案しつつ、国債管理政策上の要請を踏まえて超長期から短期までの発行額を決定しています。

令和 2 年度国債発行計画の年限別発行額については、低金利環境と市場のニーズも踏まえ、40 年債を増額する一方、ニーズが低下している流動性供給入札の残存 5 年～15.5 年ゾーンを減額しました。

これにより、発行残高ベース（ストック）の国債平均償還年限（令和 2 年度末の推計値）は 9 年 4 ヶ月となる見込みです。

なお、流動性供給入札のゾーン区分・ゾーン毎の発行額や物価連動債の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整します（図 1－11）。

(図 1－10) 令和 2 年度カレンダーベース市中発行額 (①～④)
＜カレンダーベース市中発行額＞ (単位：兆円)

区分	令和元年度当初		令和 2 年度当初		(b)－(a)
	(1 回あたり)	(年間発行額；a)	(1 回あたり)	(年間発行額；b)	
40 年債 (①)	0.4 × 6 回	2.4	0.5 × 6 回	3.0	0.6
30 年債	0.7 × 12 回	8.4	0.7 × 12 回	8.4	—
20 年債	0.9 × 12 回	10.8	0.9 × 12 回	10.8	—
10 年債	2.1 × 12 回	25.2	2.1 × 12 回	25.2	—
5 年債	1.9 × 12 回	22.8	1.9 × 12 回	22.8	—
2 年債	2.0 × 12 回	24.0	2.0 × 12 回	24.0	—
1 年 割引短期国債 (②)	1.8 × 12 回	21.6	1.8 × 12 回	21.6	—
10 年物価連動債 (③)	0.4 × 4 回	1.6	0.4 × 4 回	1.6	—
流動性供給入札 (④)		12.6		11.4	▲ 1.2
計		129.4		128.8	▲ 0.6

① 令和 2 年度において、40 年債は 5 月・7 月・9 月・11 月・1 月・3 月の発行を予定しています。

② 1 年割引短期国債と 1 年政府短期証券を合わせた 1 年国庫短期証券としての総額は、1 回当たり 1.9 兆円の発行を予定しています。

③ 10 年物価連動債については、5 月・8 月・11 月・2 月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整することとしています。

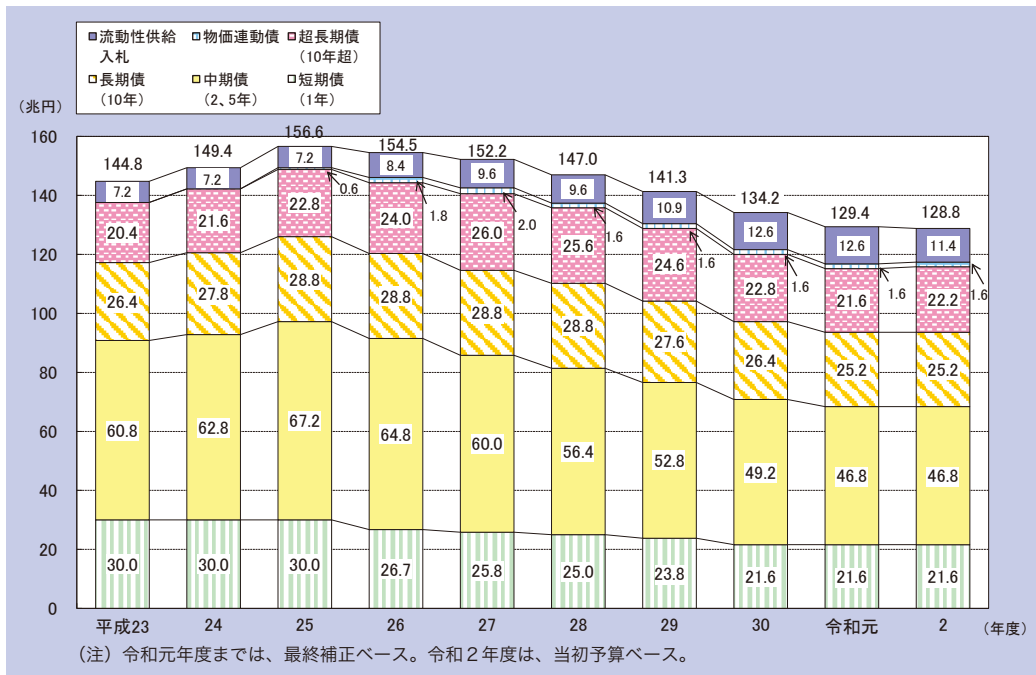
④ 流動性供給入札のゾーン区分・ゾーン毎の発行額は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整することとしています。

(図 1－11) 流動性供給入札のゾーン毎の発行額

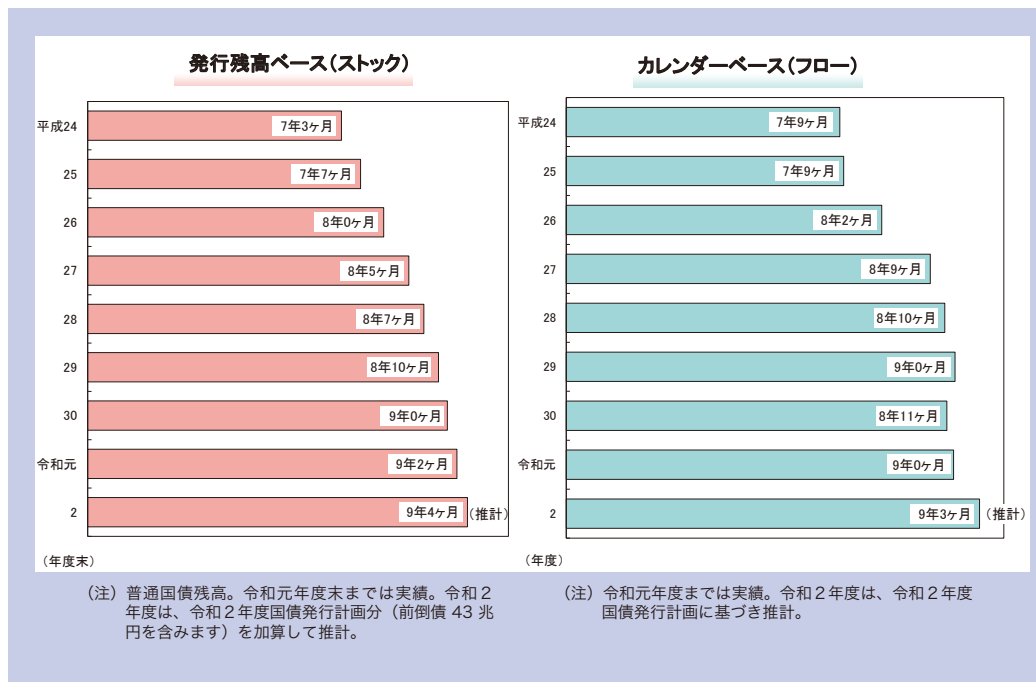
(単位：兆円)

区分	令和元年度 (実績見込み)	令和 2 年度当初	対元年度 (実績見込み)
15.5 年超 39 年未満	3.0	3.0	—
5 年超 15.5 年以下	7.2	6.0	▲ 1.2
1 年超 5 年以下	2.4	2.4	—
合計	12.6	11.4	▲ 1.2

(図 1－12) カレンダーベース市中発行額の推移



(図 1－13) 国債の平均償還年限



コラム 2 マイナス金利下で国債を発行した場合の「超過的な収入」について

① マイナス金利下における「超過的な収入」

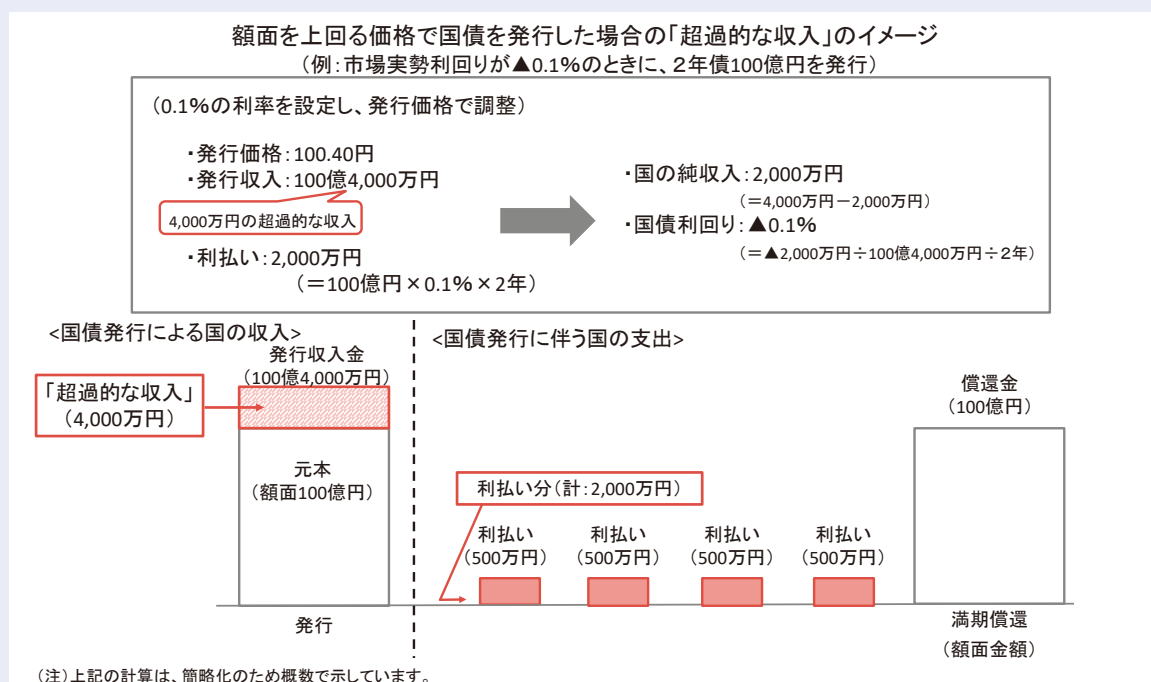
コラム1「国債の利回り」で説明したとおり、国債は、発行当局が、表面利率と償還期間をあらかじめ定め
たうえで発行しています。

表面利率については、入札時点の市場実勢利回り等を踏まえて設定していますが、下限は0.1%となっており、
現在のようなマイナス金利下においては、入札時点の市場実勢利回りが、表面利率を下回る状況が多く見
られます。

市場実勢利回りより高い表面利率となる場合、将来、高い利子収入が得られるその国債を、多くの市場参加
者が買い求めようとするため、入札における発行価格（＝購入者から国への払込額）は、額面（＝満期時の国
の支払額）を上回ることになります。

例えば、2年債（額面100円）の入札時点の市場実勢利回りが▲0.1%のとき、表面利率は0.1%になり
ます（図c2-1）。このとき、発行価格は100.40円（＝ $(100 + 0.1 \times 2) \div (100 + \blacktriangle 0.1 \times 2) \times 100$ ）となります。この国債を額面で100億円発行した場合、国の発行収入は100億4,000万円となり、4,000
万円の「超過的な収入」が発生することとなります。一方、償還までの2年間で国が支払う利払いは2,000
万円となりますので、国の純収入は2,000万円と、市場実勢利回り相当額2,000万円（＝100億4,000万
円×▲0.1%×2年）に見合った金額になります。

（図c2-1）額面を上回る価格で国債を発行した場合の「超過的な収入」



このように発行価格と額面のみに着目すると、国債発行時において国には「超過的な収入」が発生していま
すが、その代わりに、国は、将来、市場実勢利回り（▲0.1%）よりも高い利払い（0.1%）が必要となるため、
長期的に見れば国の「超過的な収入」は市場実勢利回りを上回る利払いによって減殺され、実勢水準利回りの
水準に見合った収入を得る（又は、コストが発生する）こととなります。

② マイナス金利下における適切な債務管理の推進の取組み

①で述べたように、低金利環境下においては入札時点の市場実勢利回りが表面利率を下回ってしまい、国債発行時点においては額面を上回る発行収入が発生します。この結果、実際の国債発行収入が当初予定していた国債発行収入を上回り、国債発行において計画と実績に乖離が生じることとなります。

適切な債務管理の推進の観点から、こうした国債発行における計画と実績の乖離を是正するため、発行当局では下記の取組みを行っています。

- ① 平成30年度国債発行計画以降、入札における発行価格が額面を上回る分を考慮して、額面ベースで定める「カレンダーベース市中発行額」を少なめに設定
- ② 現在、0.1%となっている表面利率の下限を引き下げ、入札時点の市場実勢利回りと表面利率の乖離を是正

発行当局としては、こうした取組み等により、引き続き適切な債務管理に努めてまいります。

コラム 3 平均償還年限について

(フローベースとストックベース)

国債管理政策においては、調達コストと借換リスクのトレードオフの関係を考慮しつつ、適切な満期構成を図るのが基本です。こうした中、かつて、国債発行計画策定に当たっては、足下の低金利環境等を踏まえ、国債の平均償還年限の長期化を推進してきました。

その際、本来、金利上昇リスクへの対応という国債管理政策上の観点から重視すべきなのは国債発行残高（ストックベース）に係る平均償還年限ですが、従来は、統計としての把握のしやすさ等から、カレンダーベース市中発行額（フローベース）の平均償還年限が着目されてきました。

しかしながら、引き続きフローベースの平均償還年限の長期化を前提に毎年度の国債発行計画を策定しようとすれば、その時点における需要動向に応じた柔軟な対応ができなくなり、調達コストの増加を招く懸念があるほか、市場環境の変化時に急激な短期化を余儀なくされれば、国債管理政策への市場の信認が低下するおそれがあります。

また、国債発行残高の増加に伴い、毎年度のフローベースの年限構成の変化がストックベースの平均償還年限に及ぼす影響は低下しており、仮にフローベースの平均償還年限を現状程度に維持した場合であっても、ストックベースの平均償還年限は、当分の間は今後とも安定的に推移する見込みです。

したがって、当局としては、現在は毎年度のフローベースの平均償還年限の長期化には必ずしもとらわれず、国債の保有者層の構造や主要投資家の負債構成等を注視しつつ、ストックベースの平均償還年限の適正な水準を見極めながら国債発行計画の策定に取り組んでいくことが適切であると考えています。

(参考) 50 年国債、100 年国債等の新たな超長期国債を巡る考え方

安定的な国債管理政策の運営のため、市場ニーズを踏まえた国債発行や、国債の商品性の多様化は国債管理政策上の重要な検討課題となっており、1 年から 40 年まで多様な年限の国債を発行しています。

近年は、低金利環境を背景に 50 年国債や 100 年国債といった新たな超長期国債の発行に注目が集まることがありますが、日本においては、あえて 50 年国債や 100 年国債を発行しなくても、既存の国債により必要な額を調達できている状況にあります。

一般に、超長期国債の発行を増やせば、短い年限の国債を出した場合に生じる当面の債務償還及びその借換えの際の金利上昇リスクを回避することが可能になります。他方、超長期国債の調達金利は、短い年限のものより高くなるため、利払費は増加することとなります。このように、超長期国債の発行については、リスクとコストがトレード・オフの関係にあります。

また、超長期国債を含め、国債の確実かつ円滑な発行と、中長期的な調達コストの抑制を図るためには、中長期的な市場ニーズに即して発行することが不可欠です。

コラム4 コスト・アット・リスク分析

① 目的

令和元年10月に、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」を開催し、令和2年度国債発行計画の策定に向けた議論をスタートさせました。国債管理政策を実施する上で、将来の金利変動はリスク（不確定要素）であり、中長期的視点から資金調達コストを抑制するためには、リスクを定量的に把握し、管理することが重要です。

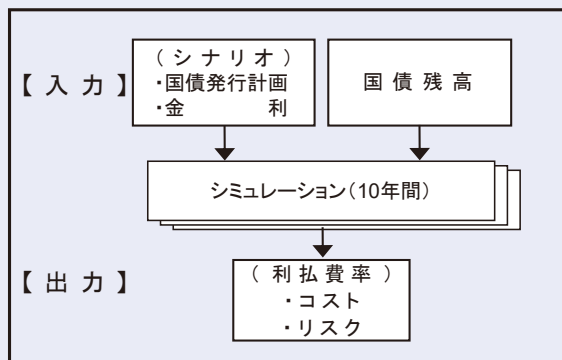
財務省では、国債発行計画策定にあたって、市場との対話に加え、定量的な分析としてコスト・アット・リスク（Cost at Risk、以下、「CaR」という）分析の結果を参考としております。

もっとも、CaR分析をはじめ定量的な分析だけで国債発行計画を策定されるべきではなく、市場との対話を基にした投資家需要や市場流動性の維持・向上の必要性など、総合的な判断の下で国債発行計画を策定することが重要です。

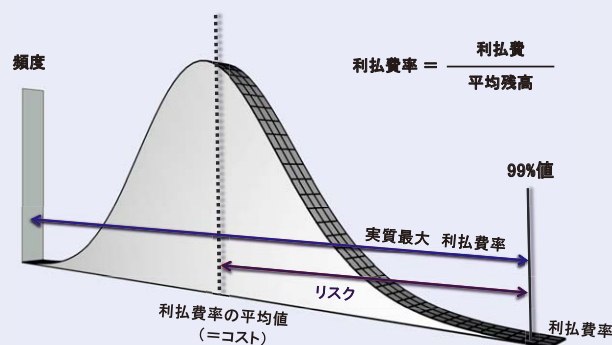
② CaR 分析とは

CaR分析とは、将来金利の時系列推移を確率金利モデルで表現し、国債発行計画や国債残高から生じる将来の利払費率の分布を計測することで、その特徴を把握するものです。本分析においては、将来10年間の「利払費率の平均値（コスト）」と「その変動の程度（リスク）」を推計しています。

（図c4-1）CaR分析のフレームワーク



（図c4-2）利払費率の分布図（イメージ）

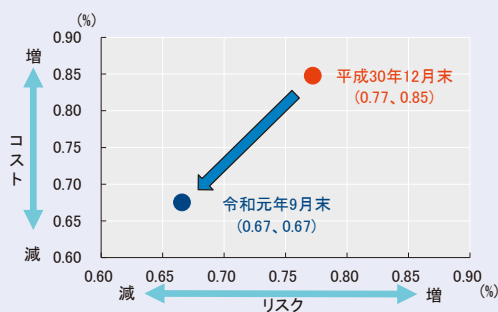


③ コストとリスクの推計

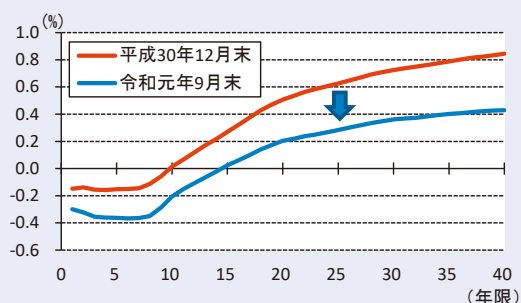
以下は、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」（令和元年 10 月開催）における CaR 分析になります。図 c 4-3 は、コストとリスクについて、「足下のイールドカーブ（令和元年 9 月末：青）」または「過去のイールドカーブ（平成 30 年 12 月末：赤）」を前提に推計したものです。

足下のイールドカーブを前提としたコストとリスクは、過去のイールドカーブを前提としたものと比較して、コスト減・リスク減となっております。これは、「金利環境の変化」が要因で、金利水準及びボラティリティが全体的に低下していることが作用しています（図 c 4-4）。

（図 c 4-3）コストとリスクの関係



（図 c 4-4）イールドカーブ



〔前提〕

- ・分析期間：10 年間（令和元年 9 月末：令和元年度以降、平成 30 年 12 月末：平成 30 年度以降）
- ・金利：令和元年 9 月末（または平成 30 年 12 月末）の金利を基準に過去 20 年間のボラティリティにより生成
- ・対象債務：普通国債（年金特例国債及び復興債を除く）
- ・新規国債発行額：内閣府「中長期の経済財政に関する試算（令和元年 7 月）」の「成長実現ケース」
- ・借換債発行額：各年度の償還額に基づく借換債の額

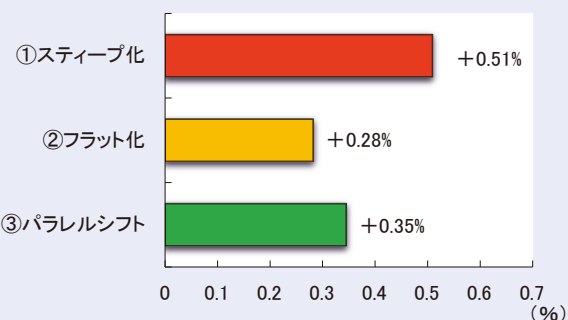
（注）財投債、流動性供給入札を除く。個人向け国債の年限別発行割合については、令和元年度計画を横置き。

④ 非連続的な金利上昇による利払费率への影響

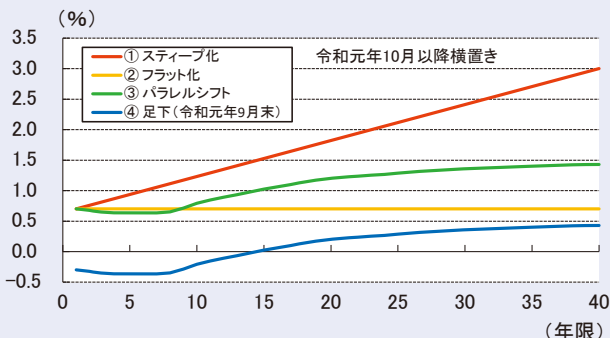
上記の CaR 分析は足下（令和元年 9 月末）の低金利環境を踏まえたものであり、非連続的な金利上昇による利払费率への影響も見ることがあることから、足下のイールドカーブを機械的に上昇（①スティープ化、②フラット化、③パラレルシフト）させた場合の利払费率について、足下（④）と比較を行ったものが以下になります（図 c 4-5、図 c 4-6）。

イールドカーブの形状の変化によって利払费率も大きく変化することから、このような点も含めて今後の国債発行を考えることが重要です。

（図 c 4-5）利払费率（平均）の変化



（図 c 4-6）各ケースのイールドカーブ



（注）金利の前提：パラレルシフト（全年限：足下+1%）、フラット化（全年限：パラレルシフト後の1年金利）、スティープ化（全年限：パラレルシフト後の1年金利と40年金利との差が2.3%程度（過去の1年金利と40年金利の最大金利差）となるように線形補間）。

3 令和2年度国債発行計画の変更

(1) 「緊急経済対策」と令和2年度国債発行計画の変更

年初以降、新型コロナウイルス感染症は、日本においても都市部を中心に感染者数が急増するなど世界各地で蔓延しており、内外経済に甚大な影響をもたらし、世界経済は、戦後最大とも言うべき危機に直面しています。このような状況のもと、感染症の甚大なマグニチュードに見合うだけの強大な経済政策を講ずることにより、デフレへの後戻りを食い止め、デフレ脱却・経済再生、そしてそれを通じた財政健全化への道筋を確かなものとするため、令和2年4月20日に総額117.1兆円規模の「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を策定しました。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を受けて令和2年度第1次補正予算が編成され、更に、これを強化するため、令和2年度第2次補正予算が編成されました。これらの補正予算に基づき、令和2年4月20日及び5月27日に令和2年度国債発行計画を変更しました。

(2) 国債発行総額、カレンダーベース市中発行額ともに大幅な増額

上記の補正予算の編成により、予算上、令和2年度に発行すべき国債の総額は、253.3兆円と令和2年度当初計画に比べて99.8兆円の増額となりました（図1－14、15）。内訳を見ると、新規国債が対当初比57.6兆円増の90.2兆円、財投債が対当初比42.2兆円増の54.2兆円となっています。

このため、カレンダーベース市中発行額を当初計画から83.5兆円増額し（総額212.3兆円）、その年限別配分については、市場に与える影響を極力抑制する観点から、国債市場特別参加者会合等を通じた市場との対話を丁寧に行い、短期から超長期までの各ゾーンについて市場の動向や投資家のニーズ等を勘案しつつ増額幅を設定しました（図1－16、17）。

具体的には、30年債（＋1.8兆円）、20年債（＋2.7兆円）、10年債（＋4.5兆円）、5年債（＋5.4兆円）、2年債（＋9.0兆円）、1年割引短期国債（＋15.3兆円）、6ヵ月割引短期国債（＋45.6兆円）をそれぞれ当初計画から増額しました。10年物価連動債については市場環境や市場参加者との意見交換を踏まえ、▲0.8兆円の減額を行いました。なお、40年債と流動性供給入札については発行額を据え置くこととしました。

(図 1 - 14) 令和 2 年度国債発行計画 (令和 2 年度補正後)

<発行根拠法別発行額> (単位：億円)

区 分	令和 2 年度当初	令和 2 年度 1 次補正後	令和 2 年度 2 次補正後		
	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)
新規国債	325,562	582,476	901,589	576,027	319,114
建設国債	71,100	94,390	187,380	116,280	92,990
特例国債	254,462	488,086	714,209	459,747	226,124
復興債	9,241	9,241	9,241	-	-
財投債	120,000	214,000	542,000	422,000	328,000
借換債	1,079,818	1,079,818	1,079,818	-	-
うち復興債分	16,932	16,932	16,932	-	-
国債発行総額	1,534,621	1,885,535	2,532,648	998,027	647,114

<消化方式別発行額> (単位：億円)

区 分	令和 2 年度当初	令和 2 年度 1 次補正後	令和 2 年度 2 次補正後		
	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)
カレンダーベース市中発行額	1,288,000	1,528,000	2,123,000	835,000	595,000
第Ⅱ非価格競争入札等	79,884	90,540	100,620	20,736	10,080
年度間調整分	96,737	196,995	239,028	142,291	42,034
市中発行分 計	1,464,621	1,815,535	2,462,648	998,027	647,114
個人向け販売分	48,000	48,000	48,000	-	-
公的部門 (日銀乗換)	22,000	22,000	22,000	-	-
合 計	1,534,621	1,885,535	2,532,648	998,027	647,114

※ 1 令和 2 年度の市中からの買入売却については、市場の状況や市場参加者との意見交換も踏まえ、必要に応じて実施します。

※ 2 令和 2 年度における前倒債の発行限度額は 43 兆円。

(注 1) 各計数ごとに四捨五入したため、計において符合しない場合があります。

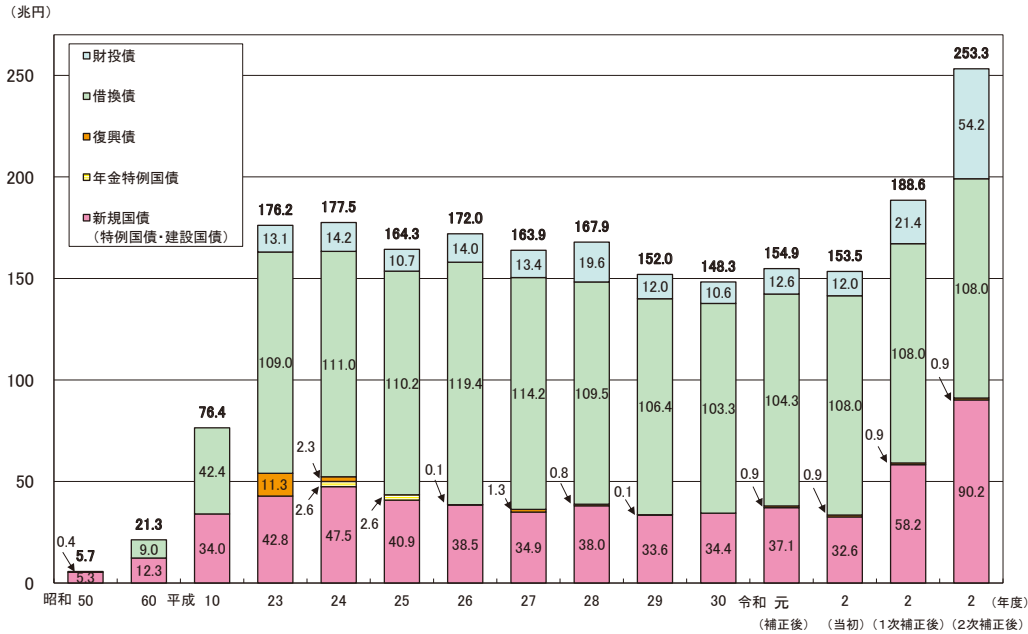
(注 2) カレンダーベース市中発行額とは、あらかじめ額を定めた入札により定期的に発行する国債の 4 月から翌年 3 月までの発行予定額 (額面) の総額をいいます。

(注 3) 第Ⅱ非価格競争入札とは、価格競争入札における加重平均価格等を発行価格とする、価格競争入札等の結果公表後に実施される国債市場特別参加者向けの入札をいいます (価格競争入札等における各国債市場特別参加者の落札額の 10% を上限)。第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額については、当該入札を実施する国債 (40 年債、30 年債、20 年債、10 年債、5 年債及び 2 年債) のカレンダーベース市中発行額の 7% を計上しています (応募上限額の引下げによる影響を反映した上で計上)。

第Ⅱ非価格競争入札等として、第Ⅱ非価格競争入札に係る発行予定額のほか、カレンダーベース市中発行額と実際の発行収入金との差額の見込みを計上しています。

(注 4) 年度間調整分とは、前倒債の発行や出納整理期間発行を通じた、前年度及び後年度との調整分をいいます。

(図 1 - 15) 国債発行総額の推移 (令和 2 年度補正後)



(注 1) 平成 30 年度までは実績。

(注 2) 計数ごとに四捨五入したため、合計において一致しない場合があります。

(図1－16) 令和2年度カレンダーベース市中発行額（令和2年度補正後）

<カレンダーベース市中発行額>

(単位：兆円)

区 分	令和2年度当初		令和2年度1次補正後		令和2年度2次補正後			
	(1回あたり)	(年間発行額：a)	(1回あたり)	(年間発行額：b)	(1回あたり)	(年間発行額：c)	(c)－(a)	(c)－(b)
40年債	0.5 × 6 回	3.0	0.5 × 6 回	3.0	0.5 × 6 回	3.0	－	－
30年債	0.7 × 12 回	8.4	0.7 × 3 回 0.8 × 9 回	9.3	0.7 × 3 回 0.9 × 9 回	10.2	1.8	0.9
20年債	0.9 × 12 回	10.8	0.9 × 3 回 1.0 × 9 回	11.7	0.9 × 3 回 1.2 × 9 回	13.5	2.7	1.8
10年債	2.1 × 12 回	25.2	2.1 × 3 回 2.3 × 9 回	27.0	2.1 × 3 回 2.6 × 9 回	29.7	4.5	2.7
5年債	1.9 × 12 回	22.8	1.9 × 3 回 2.1 × 9 回	24.6	1.9 × 3 回 2.5 × 9 回	28.2	5.4	3.6
2年債	2.0 × 12 回	24.0	2.0 × 3 回 2.4 × 9 回	27.6	2.0 × 3 回 3.0 × 9 回	33.0	9.0	5.4
割引短期国債		21.6		37.0		82.5	60.9	45.5
10年物価連動債	0.4 × 4 回	1.6	0.3 × 4 回	1.2	0.2 × 4 回	0.8	▲0.8	▲0.4
流動性供給入札		11.4		11.4		11.4	－	－
計		128.8		152.8		212.3	83.5	59.5

(表1) 割引短期国債の年限別発行予定額

年限	令和2年度当初	令和2年度 1次補正後	令和2年度 2次補正後		
	(a)	(b)	(c)	(c)-(a)	(c)-(b)
1年	1.8 × 12 回 21.6	1.8 × 3 回 2.4 × 9 回 27.0	1.8 × 3 回 3.5 × 9 回 36.9	15.3	9.9
6ヶ月	-	10.0	45.6	45.6	35.6

(表2) 流動性供給入札のゾーン別発行予定額

区分	令和2年度当初	令和2年度1次補正後	令和2年度2次補正後		
	(a)	(b)	(c)	(c)－(a)	(c)－(b)
15.5年超 39年未満	3.0	3.0	3.0	－	－
5年超 15.5年以下	6.0	6.0	6.0	－	－
1年超 5年以下	2.4	2.4	2.4	－	－

(注1) 市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や発行状況に応じて、年度後半の発行額を変更する可能性があります。

(注2) 40年債については、5月・7月・9月・11月・1月・3月の発行を予定しています。

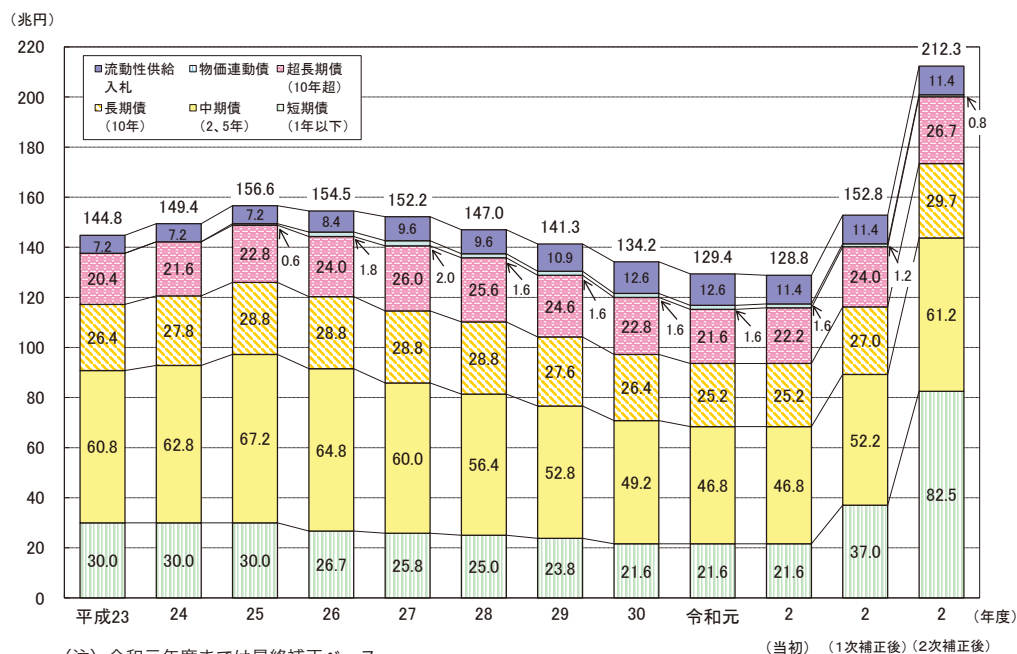
(注3) 割引短期国債は、政府短期証券と合わせて国庫短期証券として発行しており、表1の年限区分・発行額で発行することを想定しつつ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に年限区分・発行回数・発行額を調整。

(注4) 10年物価連動債については、5月・8月・11月・2月の発行を予定し、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて、柔軟に発行額を調整。

(注5) 流動性供給入札については、表2のゾーン区分・発行額で行うことを想定しつつ、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に調整。

(注6) 利付債の表面利率の下限の引下げについては、令和3年4月を目途に実施予定。

(図1－17) カレンダーベース市中発行額の推移（令和2年度補正後）



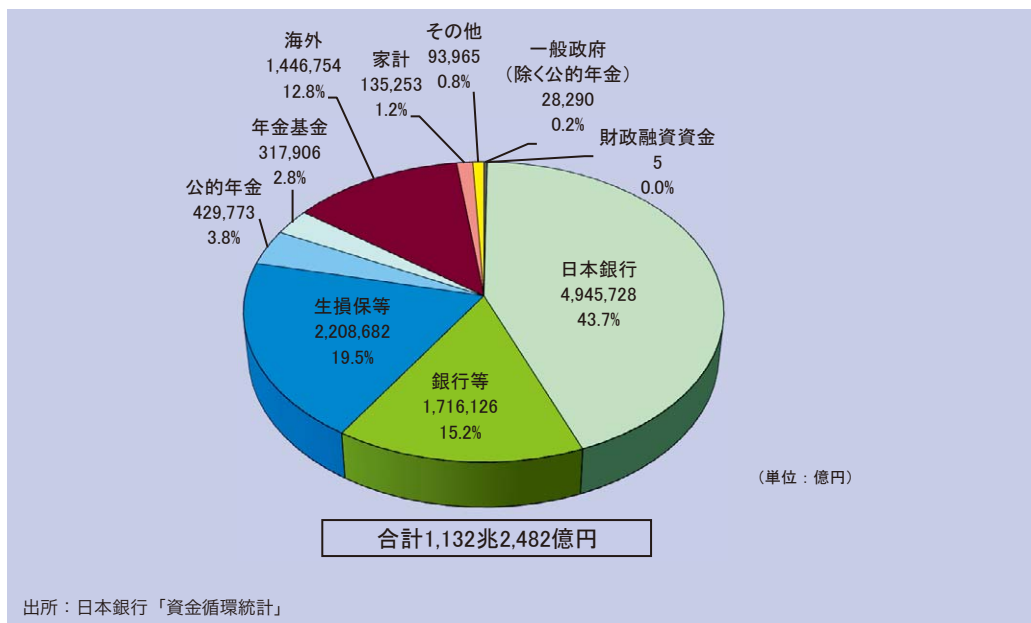
4 保有者層の多様化

現在、我が国は多額の国債残高を抱えており、幅広い投資家層が国債を保有することにより、国債の安定消化を図ることが重要な課題となっています。

具体的には、多様な投資家が様々な投資ニーズに基づき国債を保有することは、市場の状況が変化した場合にも取引が一方に流れることを防ぎ、市場を安定させる効果があると考えられます。そのために、財務省では、銀行や生命保険会社等の国内機関投資家のみならず、個人投資家や海外投資家の国債保有促進に向けた取組を進めてきました。

(図 1 - 18) 国債及び国庫短期証券 (T-Bill) の保有者別内訳 (①～④)

(令和元年 12 月末速報値)



①「国庫短期証券」は、満期 1 年以下の「割引短期国債 (TB)」と「政府短期証券 (FB)」を合計したものであり、平成 21 年 2 月より統合して発行されています。

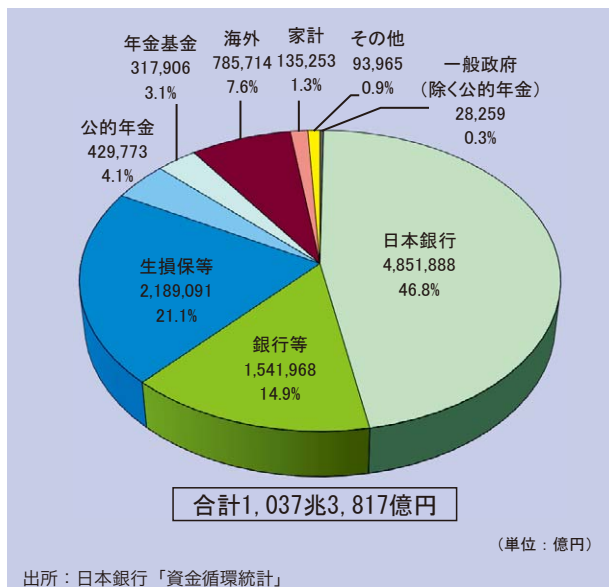
②このグラフにおける「国債」は、国債のうち満期 1 年以下の「割引短期国債 (TB)」を除いた国債発行残高 (財投債を含む) です。

③「銀行等」にはゆうちょ銀行、「証券投資信託」及び「証券会社」を含みます。

④「生損保等」はかんぽ生命を含みます。

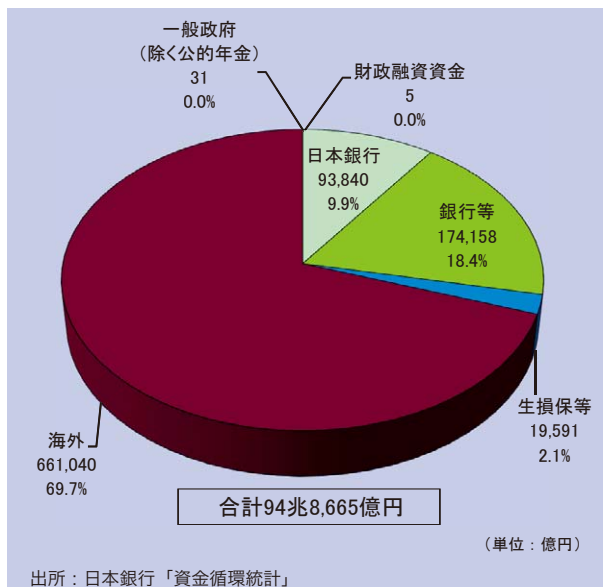
(図 1 - 19) 国債の保有者別内訳 (②～④)

(令和元年 12 月末速報値)



(図 1 - 20) 国庫短期証券 (T-Bill) の保有者別内訳 (①、③、④)

(令和元年 12 月末速報値)



(1) 個人投資家の国債保有

参照：第Ⅱ編第1章1
(3)「発行方式」(P41)

個人投資家の保有促進策として、平成15年3月に個人向け国債（変動10年）を導入して以来、平成18年1月に個人向け国債（固定5年）、平成22年7月に個人向け国債（固定3年）の導入を行い、また、平成19年10月には、新型窓口販売方式の導入を実施してきました。

しかし、金利低下等により販売が低調となる中、家計の国債保有割合は低下傾向にあったことから、国債発行当局としては、個人向け国債に関する国民の認知度向上のための広報活動に引き続き努めるとともに、次のとおり、一層の販売促進策を実施してきたところです。

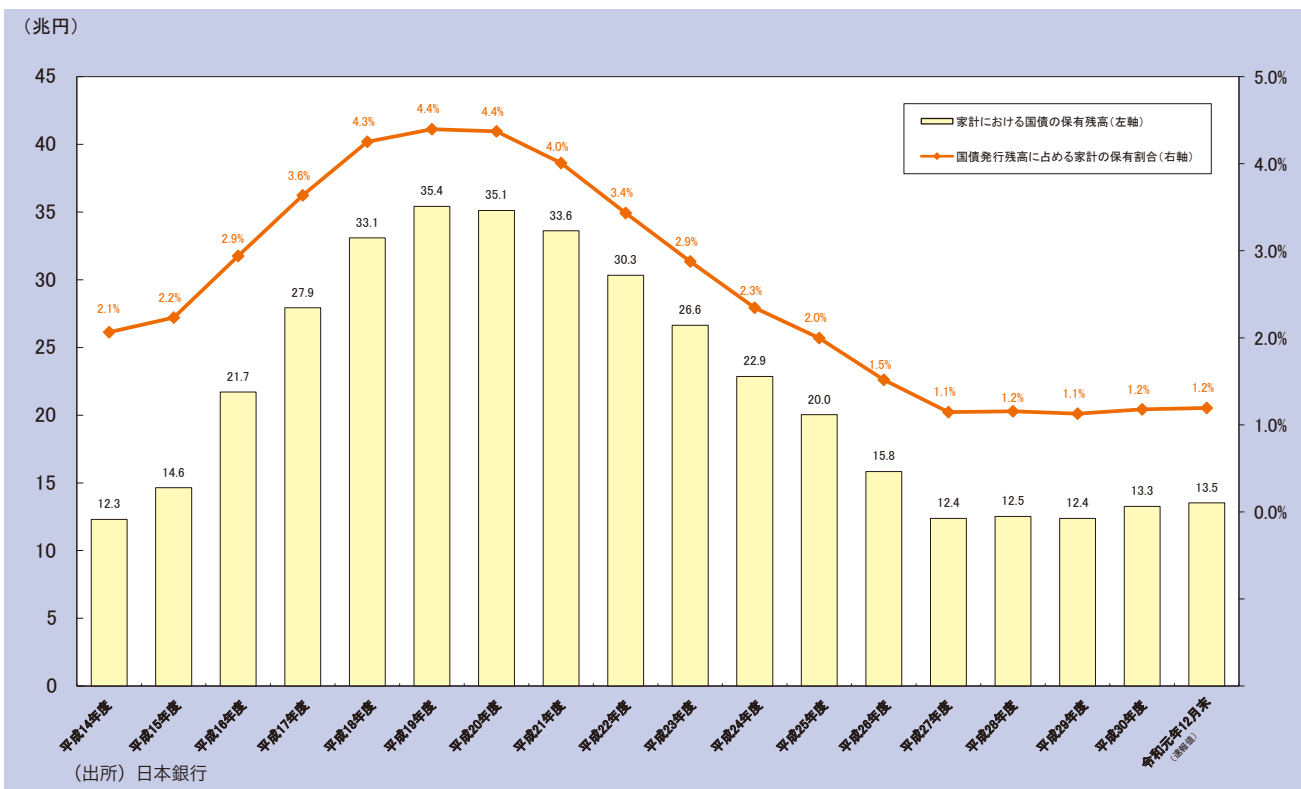
- ・個人向け国債（変動10年）の金利設定方法の見直し（平成23年7月）
- ・中途換金禁止期間等の統一（平成24年4月）
- ・個人向け国債の固定3年に加え、変動10年と固定5年の毎月募集・発行開始（平成25年12月募集以降）
- ・個人向け国債の初回利子調整額の見直し（平成28年5月）

また、個人投資家の長期安定保有の促進を図る観点から、令和2年9月募集債から、財務省が取扱機関に対して支払う手数料体系の一部を変更いたします（🔗）。

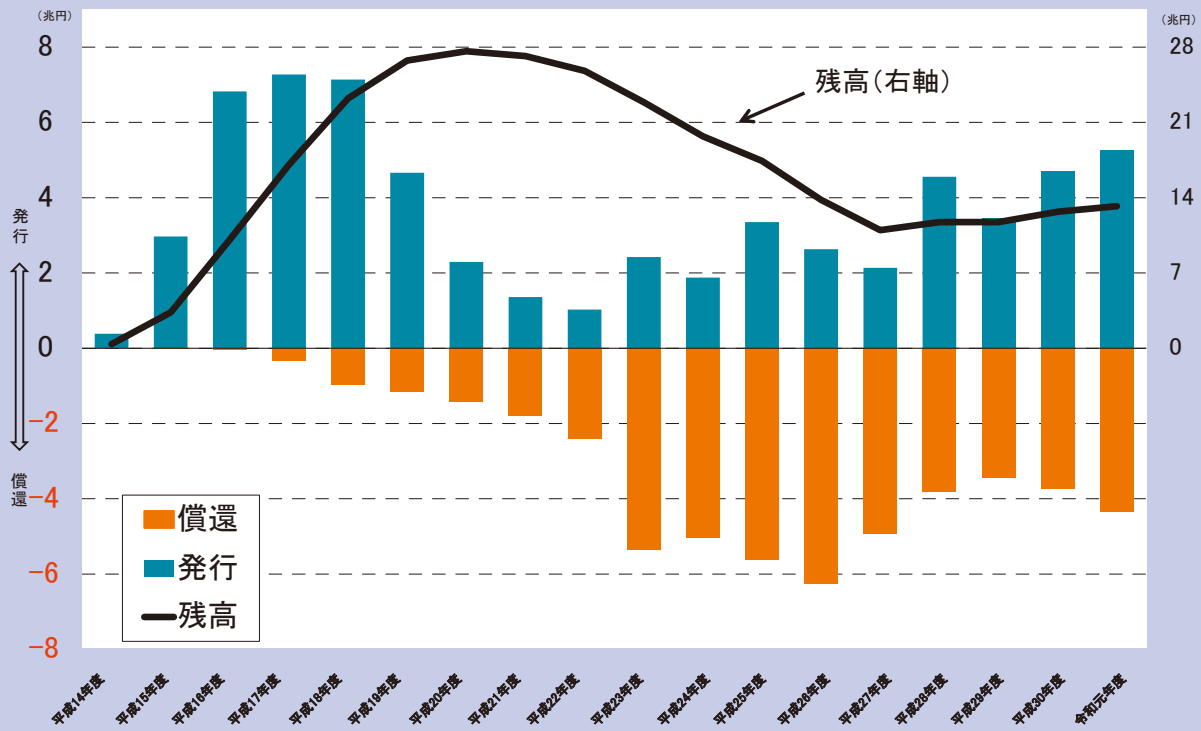
なお、他の金融商品が低金利となる中、最低金利（0.05%）が保証されている個人向け国債の令和元年度発行額は約5.2兆円となっております。家計の国債保有割合も下げ止まっており、近年は横ばいで推移しています。

🔗募集発行事務取扱手数料を引下げる（固定3年：額面100円あたり8銭、固定5年：額面100円あたり11銭、変動10年：額面100円あたり14銭）とともに、令和2年10月発行（9月募集）以降の個人向け国債の利払時における参加者口座の残高の2/10,000を管理手数料として新たに支払います。

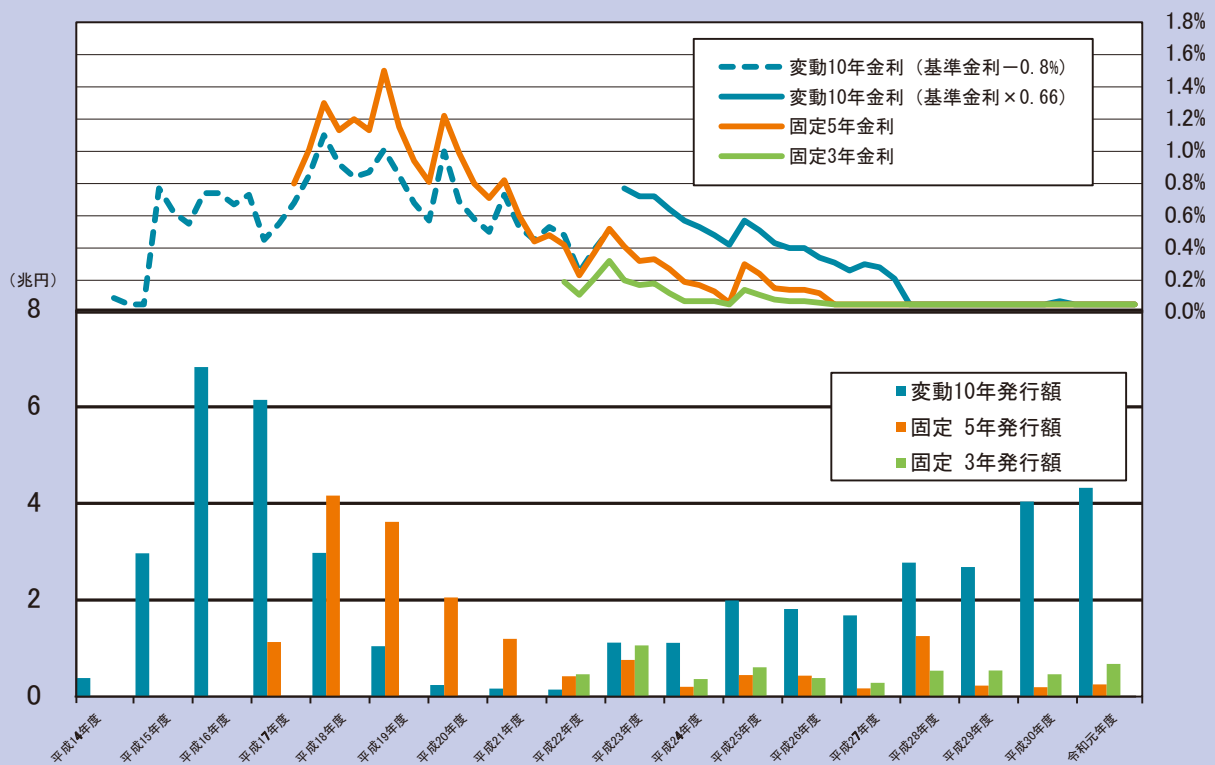
（図1－21）家計の国債保有額の推移



(図 1 - 22) 個人向け国債の発行及び償還の推移



(図 1 - 23) 個人向け国債の発行額の推移



(注) 金利は各年度の4月、7月、11月、1月の金利推移。

(2) 海外投資家の国債保有

A 海外投資家のプレゼンス

海外投資家の国債保有状況については、日本銀行が四半期毎に公表している資金循環統計で見ることができます（図1－24）。

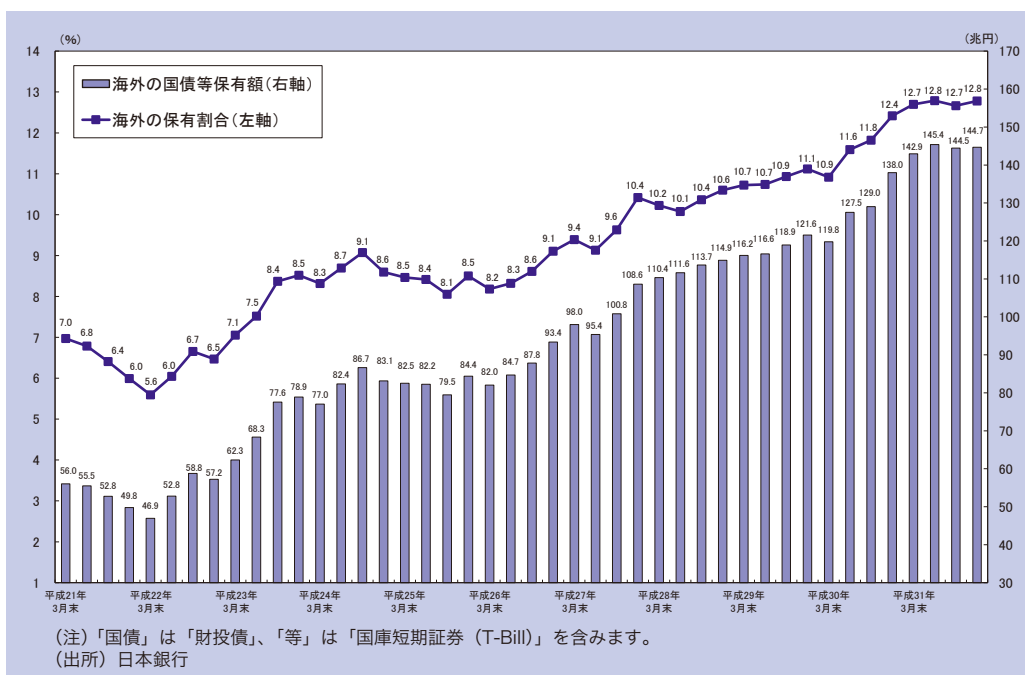
平成20年のリーマン・ショック後は、金融危機に伴う信用収縮等により海外投資家の日本国債保有は減少に転じ、保有割合で見ると8.5%（平成20年9月末）から5.6%（平成22年3月末）まで落ち込みました。しかし、その後は、世界的な景気回復傾向の中、各国の金融緩和等によるグローバルな投資資金の流入や、欧州債務危機を背景とした「質への逃避」といわれる動きから、安全資産とみなされた日本国債への需要等が見られました。

平成25年4月、日本銀行の金融政策決定会合において量的・質的金融緩和が導入された直後は、金利の変動幅増大等を受けて日本国債の保有を減らす動きも見られましたが、その後は、新興国をはじめとする各国の不安定要因等を背景に金利が低位安定する中、海外投資家による日本国債の保有は増加に転じました。

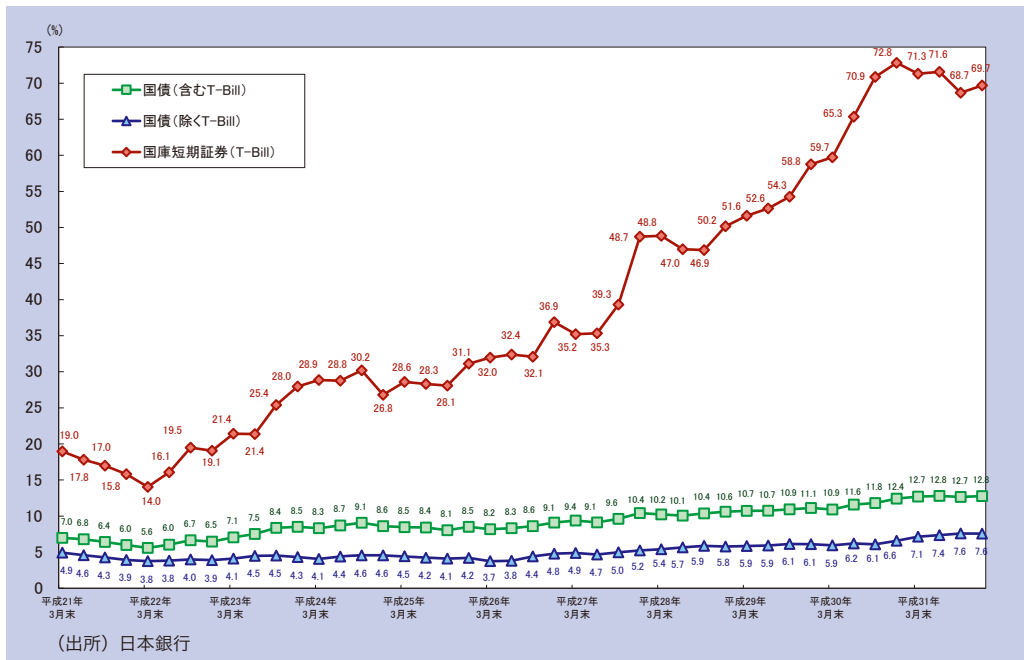
近年は、ドル需給の逼迫を背景に、海外投資家にとっては円の調達コストが低いこと等から、海外投資家による日本国債の保有は増加傾向で推移しており、令和元年12月末には、海外投資家による日本国債の保有割合は12.8%、保有額は144.7兆円となっています。

海外投資家による日本国債への投資については、短期債の保有割合の高さが特徴の一つとなっており、令和元年12月末において、国債（除く T-Bill）の保有割合が7.6%であるのに対し、国庫短期証券（T-Bill）の保有割合は69.7%となっています（図1－25）。また、海外投資家は、流通市場で取引を活発に行う傾向があることも特徴の一つであり、売買シェアは令和元年12月末において、現物では38.7%、先物では60.2%となっています（図1－26）。海外投資家の流通市場におけるプレゼンスは、保有割合に比べて大きく、その動向を引き続き注視していく必要があります。

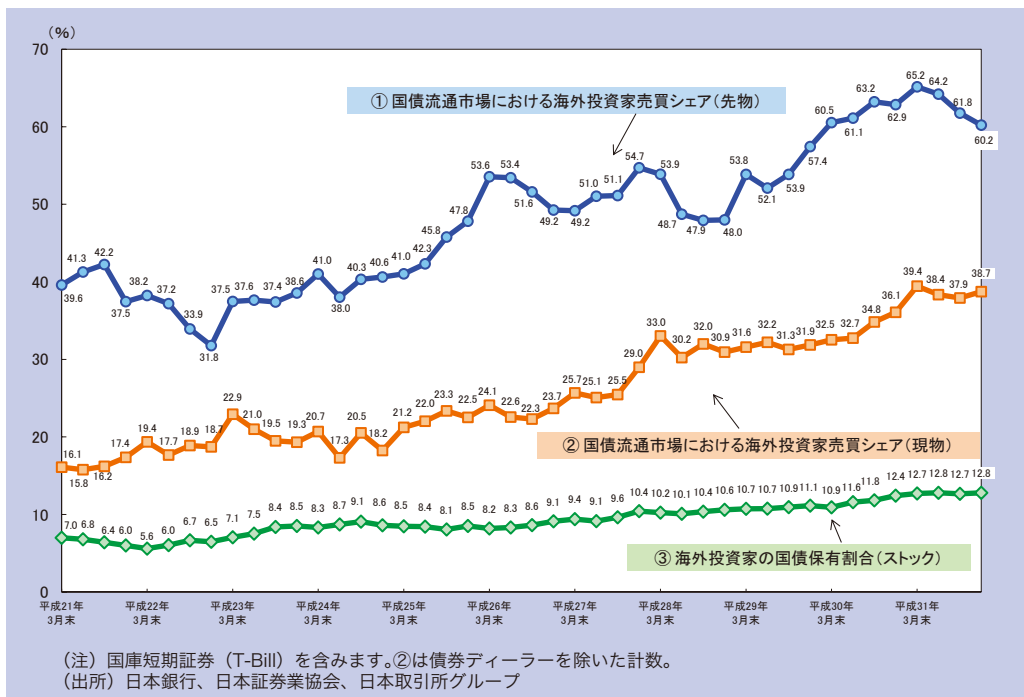
（図1－24）海外の国債等保有額、保有割合の推移



(図 1 - 25) 海外の国債 (含む T-Bill) 保有割合の推移



(図 1 - 26) 海外の国債等保有割合、売買シェアの推移



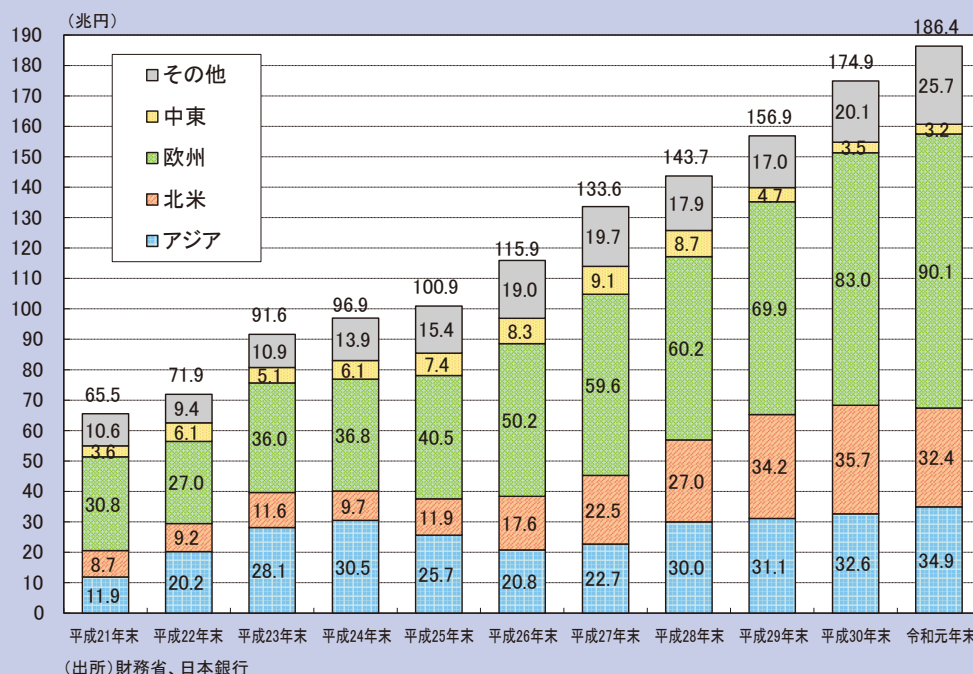
B 海外投資家の分類

ひとくちに海外投資家といっても、外貨準備を運用する中央銀行等や国際金融機関、年金基金、生命保険、資産運用会社といったリアルマネーといわれる機関投資家や、ヘッジファンド等、様々な投資家が存在します。

一般的に、中央銀行、年金基金、生命保険などの機関投資家は、ヘッジファンドと比べて安全性や流動性を重視し、かつ長期的・安定的に保有する傾向が強い一方、ヘッジファンドは、デリバティブ等を駆使して比較的短期での投資を中心に行うと言われています。ただし、リアルマネーといわれる機関投資家の中にも比較的短期の投資を行う投資家もいる一方、ヘッジファンドの中にも比較的長期で投資を行う投資家もいるなど、投資スタイルは様々となっています。近年は、幅広い海外投資家層において、ベースス・スワップ等を利用した中短期債への投資が活発化しています。

海外投資家の地域別分類については、日本国債を含めた、居住者の発行する債券全体における保有者の国籍別分類が、国際収支統計（「証券投資等残高地域別統計（負債）」財務省、日本銀行）で公表されています。同統計によれば、海外投資家の地域別の保有額は、①欧州 90.1 兆円、②アジア 34.9 兆円、③北米 32.4 兆円、④中南米 12.1 兆円、⑤中東 3.2 兆円となっています（図 1－27）。国別の保有額を見ると、上位 5 か国は①アメリカ 31.3 兆円、②ベルギー 28.5 兆円、③ルクセンブルク 26.0 兆円、④中国 16.1 兆円、⑤英国 12.2 兆円となっています。

（図 1－27）海外保有債券の地域別推移（カストディアンベース）（注①）



① 国債以外にも地方債、社債など居住者が発行する全ての債券が含まれています。また、国際収支統計はカストディアン（投資家に代わって、株式や債券などの有価証券の保管・管理を行う金融機関）を含む保有者の国籍別の分類であることから、最終投資家の地域別分布と必ずしも一致しないことには留意が必要です。

C 海外 IR の取組み

財務省では、平成 17 年より、日本国債に係る海外投資家との関係強化の取組み（IR：Investor Relations）を実施しています。海外投資家を含む国債保有者層の多様化を通じて、国債市場の安定を図るとともに、投資家のニーズに即した情報を正確かつタイムリーに提供することで、長期安定的な国債保有を促すことなどを目的としています（図 1－28）。

（図 1－28）海外 IR の目的

海外IRの目的

1. 国債保有者層の多様化
→ 国債の確実かつ円滑な発行、国債市場の安定
2. 国債及び日本経済に関する正確かつタイムリーな情報提供
→ 長期安定保有の促進
3. 海外投資家の動向及びニーズの的確な把握
→ 国債管理政策へのフィードバック

（第50回 国の債務管理の在り方に関する懇談会（令和元年6月12日）配布資料抜粋）

財務省においては、平成 26 年 7 月、理財局国債企画課内に国債政策情報室を設置し、調査・分析部門と連携しながら、より一層効果的かつ効率的な IR 活動を行えるよう、情報発信体制を強化してきました。

海外 IR では、様々なタイプの投資家に対して、それぞれのニーズに応じ、きめ細かな情報提供を行っています。例えば、マクロ経済の動向や政府の各種施策に加え、発行計画や国債市場の動向等の実務的な話題もよく出ます。

海外 IR の手法については、海外投資家の動向や市場環境の変化、「国の債務管理の在り方に関する懇談会」等の意見を踏まえて、投資家のニーズに応じた手法を取り入れています。当初は、日本国債の認知度向上のため、各地で大人数を対象としたセミナー形式を中心に実施してきましたが、こうした取組みによる認知度の向上等を受けて、近年では、セミナー形式のみならず、投資家への個別訪問を強化しています。これにより、投資家ごとに直接対話することで、投資家のニーズのよりきめ細かい把握とそれへの対応が可能となり、日本国債や日本経済への理解をより一層促すことができ、かつ投資家とも緊密な関係を築くことができると考えています。

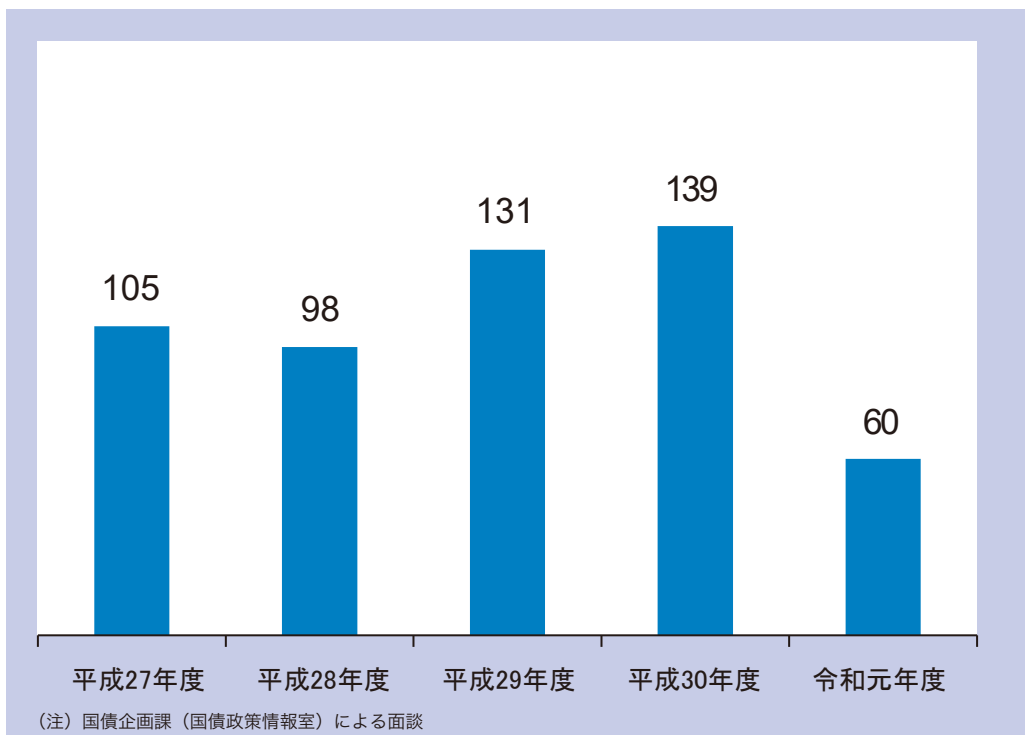
令和元年度においては、多くの海外投資家が所在するニューヨーク、ロンドン、シンガポール等を訪問しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえ、2 月以降は海外 IR を実施することができませんでした。その結果、全 4 回の海外 IR では、北米、欧州、アジアにおいて、8 か国、11 都市を訪問しました。また、現地投資家との面談に加えて、現地での講演も行いました。近年では、アジア地域から日本への債券投資が増加していることも踏まえて、外準運用担当者の情報交換の場である地域外準運用管理フォーラム（アジア開発銀行主催）に参加し、アジア・大洋州地域の中央銀行等を対象として日本国債の説明を積極的に行っているほか、資産運用会社や年金基金等、多様な投資家にも訪問しています（図 1－29）。さらには、海外投資家を招いた国内セミナーでの講演や、訪日する海外投資家との個別面談も積極的に行っています。近年は、海外 IR 活動による認知度の向上を受けて過去に面談した投資家からの訪問も受けています。なお、海外投資家

の訪問などについては、感染の状況等をみながら検討していくこととしています。

また、財務省においては、より効果的かつ効率的な海外 IR を実施するため、10 年を超えるこれまでの IR 活動の蓄積を活用しながら、PDCA サイクルに基づいて IR 活動を行っています。例えば、投資家の関心事項や投資動向について、情報の整理を行った上で面談に備える一連のフローを徹底するほか、面談後においても、投資家とのより良い関係構築および投資家に対する理解促進のため、関係者間で情報を共有するなどしています。

これらの海外 IR においては、海外投資家から様々な質問や意見が寄せられています。そうした海外投資家の声を、国債管理政策などにも反映して活用しているほか、「日本国債ニュースレター」（英語版）では Q&A コーナーを設けているなど、情報発信の工夫にも努めています。

（図 1－29）海外で面談した海外投資家数



このように、海外 IR では、国債のみならず経済・財政に関する広範かつ深度のある情報ニーズに対応しつつ、我が国の国債管理政策や経済政策に関する正確な情報を、投資家に直接伝える役割を担っています。

第Ⅱ編

制度編

本編では、債務管理政策の制度全般
についてご紹介します。

第1章 国債

1 国債発行市場

歳出需要を賄うための国債は、その法的根拠や商品性に応じて様々な発行形態をとって発行されています。ここでは、どのように国債が発行されているかについてご説明します。

(1) 国債の発行根拠法別分類

発行根拠法別に分類した場合、普通国債と財政投融资特別会計国債（財投債）に大別されます。普通国債はその利払・償還財源が主として税財源により賄われるのに対し、財投債はそれが主として財政融資資金の貸付回収金によって賄われます。なお、普通国債及び財投債はいずれも国債の一種であり、発行は一体で行われていることから、金融商品としては金利・満期など全く同じもので、市場でも区別なく取引されています。

(図2-1) 国債の発行根拠法別分類

国債	普通国債	建設国債
		特例国債
		復興債
		借換債
	財政投融资特別会計国債（財投債）	

A 普通国債

普通国債には、建設国債、特例国債、復興債及び借換債があり、これらのうち建設国債及び特例国債は一般会計において発行され、その発行収入金は一般会計の歳入の一部となります。

他方、復興債は東日本大震災復興特別会計において、借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金はそれぞれの特別会計の歳入の一部となります。

a 建設国債

「財政法」第4条第1項は、国の歳出は原則として公債（国債）又は借入金以外の歳入をもって賄うことと規定していますが、一方で、ただし書により公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、例外的に国債の発行又は借入金により調達することを認めています。この「財政法」第4条第1項ただし書に基づいて発行される国債は「建設国債」と呼ばれています。

この建設国債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています（）。

 この限度額の議決を経ようとする際の参考として、年度別の償還予定額を示し、償還期限を明らかにする償還計画表を国会に提出しています。

b 特例国債

建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合には、政府は公共事業費等以外の歳出に充てる財源を調達することを目的として、特別の法律（☞①）によって国債を発行することがあります。通常、これらの国債は「特例国債」と呼ばれますが、その性質から「赤字国債」と呼ばれることもあります。

特例国債は、建設国債と同様に国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるととされ、一般会計予算総則にその発行限度額が規定されています（☞②）。

特例国債の発行は特例的に行われるもので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た範囲内で、税金など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります（☞③）。

c 復興債

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（復興財源確保法）に基づき、平成23年度から令和7年度まで発行されることとされています。復興のための施策に必要な財源については、復興特別税の収入等を活用して確保されることとされていますが、復興債はこれらの財源が入るまでの間のつなぎとして発行されるものです。

この復興債は、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、平成24年度以降、特別会計予算総則に規定されています。

d 借換債

普通国債については、償還額の一部を借り換えるための資金を調達するために借換債が発行されます。このうち、建設国債と特例国債については、基本的に60年償還ルールに基づいて、借換債の発行額が決定されますが、復興債は復興財源とされている復興特別税の収入や株式の売却収入の金額に応じて、借換債の発行を行っています（☞）。

これらの借換債は国債整理基金特別会計において発行され、その発行収入金は同特別会計の歳入の一部となります。

借換債の発行に当たっては、その発行限度額について国会の議決を経る必要はありませんが、これは、建設国債や特例国債のような新たに財源を確保するために発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。

（参考）前倒債（借換債の前倒し発行）について

国債の大量償還が続くことが見込まれる中、満期償還が集中した場合の影響の緩和や、各年度の国債市中発行額の大幅な変動の抑制、金融情勢などに応じた借換債の弾力的な発行などを可能にするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行（前倒債）が認められています。

例えば、ある年度に国債の満期償還が集中し、極端に借換債の発行額が増えることが事前に分かっている場合、その一部分を前年度に前倒して発行することにより、年度間の公債発行の平準化を図ることができます（「平成20年度問題」（☞①））。

また、前倒債を用いることにより、急な財政需要の増減に対し、市場への追加的な影響をもたらすことなく対応することができます。例えば、前倒債の発行を

☞① 特例公債については、「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」に基づき、平成28年度から令和2年度までの5年間について発行が可能となっています。

☞② 参考として、国会での審議の際には建設国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

☞③ このような考え方から、特例国債は翌年度の6月末まで発行できるとされています（出納整理期間発行）。

参照：第1章3（1）「減債制度」（P71）

☞ 平成24年度及び平成25年度に、財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律に基づき、基礎年金の国庫負担の追加に伴い見込まれる費用の財源となる税金が入るまでのつなぎとして発行された年金特例国債は、平成26年度以降に消費税増税により得られる税金の金額に応じて、借換債の発行を行っています。

☞① 平成10年度に経済対策等のために10年債を大量発行した結果、平成20年度に国債の満期償還が集中したことを指します。これに対処するため、平成20年度に満期償還を迎える国債の買入消却等に加え、平成16年度から前倒債の発行を大幅に増額することにより年度間の国債発行額の調整を行いました。

予定（発行予定額＞要調達額）していれば、急な財政需要により要調達額が増加した場合に、前倒債として発行を予定していた国債を、その年度の建設国債や特例国債等として発行することで、カレンダーベース市中発行額を変更せずに対応することが可能となります（②）。

この前倒債は、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定に基づき、国会の議決を経た限度額の範囲内で発行することが認められ、その発行限度額は毎年度の特別会計予算総則に規定されています。

なお、国債管理政策上、「前年度に発行した当年度向けの前倒債発行」と「当年度に発行する翌年度向け前倒債発行」の差額分等を当年度の財源として利用できる仕組みになっており、これを、国債発行計画の消化方式別発行額において「年度間調整分」（③）として計上しています。

②令和元年度補正予算においては、6兆1,303億円の国債（建設国債及び特例国債等）の追加発行が計画されました。この際には前倒債を活用することにより、カレンダーベース市中発行額の総額は変更しておりません。

③前倒債発行の差額のほか、当年度と前年度の「出納整理期間発行」（翌年度の4～6月に特例国債や復興債の一部を発行する仕組み）の差額も含まれます。

B 財政投融资特別会計国債（財投債）

参照：財務省「財政投融资リポート」

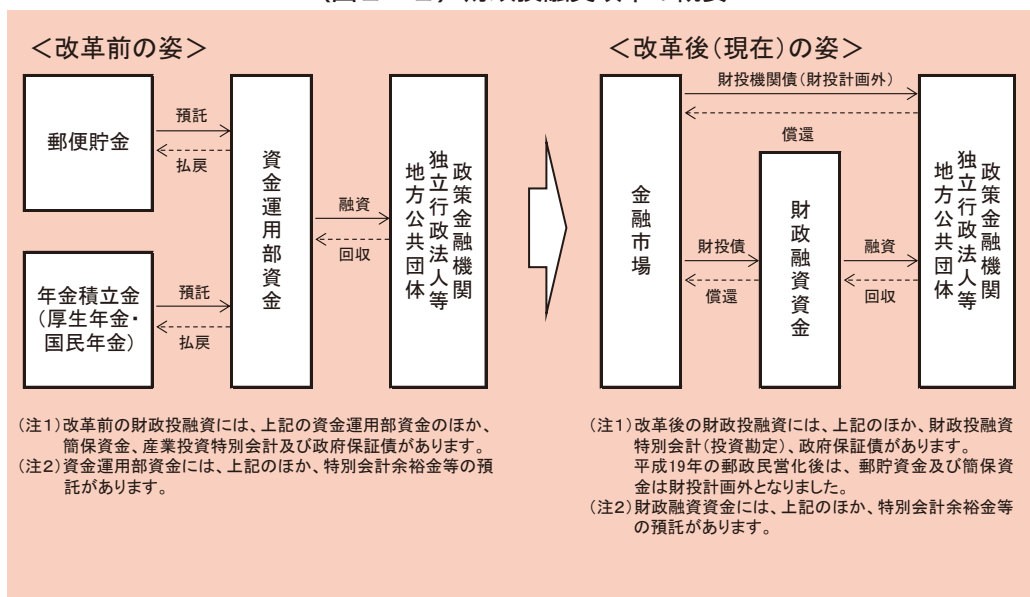
平成13年度の財政投融资制度の改革に伴い、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政投融资特別会計国債（財投債）を発行しています。財投債は国がその信用に基づいて発行するもので、他の国債と同様に国会の議決を経た範囲で発行できるとされ、特別会計予算総則にその発行限度額が規定されています（「特別会計に関する法律」第62条第2項）（①）。なお、財投債の発行収入金は財政投融资特別会計の歳入の一部となります。

ただし、財投債は、その償還が財政融資資金の貸付回収金によって賄われているという点で、将来の租税を償還財源とする建設国債・特例国債等とは異なるため、通常、普通国債残高と財投債残高は区分して示されています（②）。

①参考として、国会での審議の際には建設国債や特例国債と同様に、償還計画表を提出することになっています。

②財投債は、国連が定めた経済指標の統一基準に基づいた国民経済計算体系（SNA）上も一般政府の債務には分類されていません。

（図2-2）財政投融资改革の概要



(2) 国債の商品別分類

国債は、国が発行し、利子及び元本の支払い（償還）を行う債券です。短期国債を除き、利子は半年に1回支払われ、満期時に元本が償還されます。令和2年度に発行が予定されている国債は、短期国債（6ヶ月、1年）、中期国債（2年、5年）、長期国債（10年）、超長期国債（20年、30年、40年）、物価連動国債（10年）、個人向け国債（固定3年、固定5年、変動10年）に大別されます。

このうち短期国債は、全て割引国債です。割引国債とは、途中での利子は支払われず、満期時に額面金額で償還される国債です。

一方、中期国債、長期国債、超長期国債及び個人向け国債（固定3年、固定5年）は、固定利付国債です。固定利付国債とは、満期までの半年毎に、発行時にあらかじめ決められた利率（表面利率、クーポン・レート）で計算された利子（☞①）が支払われ、満期時に額面金額で元本が償還される国債です。

物価連動国債は、利率は固定されていますが、物価に関する指標（CPI）（☞②）に連動して元金額（元本）が増減し、併せて利子も増減する国債です。平成25年度以降に発行される物価連動国債には、償還時の連動係数（☞③）が1を下回る場合、額面金額にて償還される元本保証が設定されています。

また、個人向け国債（変動10年）は、一定のルールに基づき、適用される利率が変動する国債です。なお、15年変動利付国債は、個人向け国債（変動10年）同様、一定のルールに基づき、適用される利率が変動する国債ですが、現在、新規の発行を見合わせています。

☞①発行日から初期利払日までの期間が半年に満たない場合には経過利子が発生します。経過利子とは、国債を保有していなかった期間（＝半年-実際の保有期間）の利子に相当する額のこと、国債の発行時に購入者が支払う調整額です。

☞②日本の物価連動国債は、全国消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）に連動しています。

☞③発行時から物価に関する指標（CPI）がどれだけ変化したかを計る係数のことをいいます。

(図2-3) 国債の種類

償還期間等	短期国債		中期国債	長期国債
	6ヶ月	1年	2年、5年	10年
発行形態	割引国債		利付国債	
最低額面単位	5万円		5万円	
発行方式	公募入札 日本銀行乗換		公募入札 窓口販売 (募集取扱い)	
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式		価格競争入札・ コンベンショナル方式	
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札		非競争入札 第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札	
譲渡制限	なし		なし	
発行頻度 (令和2年度計画)	月2回	月1回	それぞれ月1回	

償還期間等	超長期国債			個人向け国債	物価連動国債	変動利付国債
	20年	30年	40年	固定3年、固定5年、 変動10年	10年	15年(☞④)
発行形態	利付国債					
最低額面単位	5万円			1万円	10万円	
発行方式	公募入札			窓口販売 (募集取扱い)	公募入札	—
入札方式	価格競争入札・ コンベンショナル方式		利回り競争入札・ ダッチ方式	—	価格競争入札・ ダッチ方式	—
非競争入札等	第Ⅰ非価格競争入札 第Ⅱ非価格競争入札		第Ⅱ非価格競争入札	—	—(☞⑤)	—
譲渡制限	なし			あり(☞⑥)	なし	なし
発行頻度 (令和2年度計画)	それぞれ月1回		年6回	それぞれ月1回	年4回	予定なし

☞④15年変動利付国債は平成20年5月に発行されて以降、発行を取り止めています。

☞⑤物価連動国債は令和2年5月以降、第Ⅱ非価格競争入札を取り止めています。

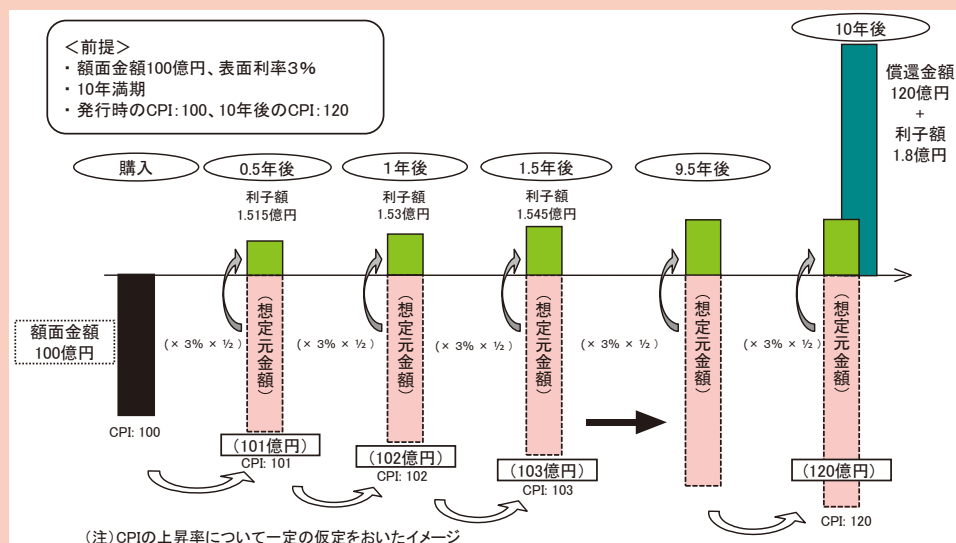
☞⑥個人向け国債は個人（一定の信託の受託者を含む。）のみに譲渡可能です。

(参考) 物価連動国債について

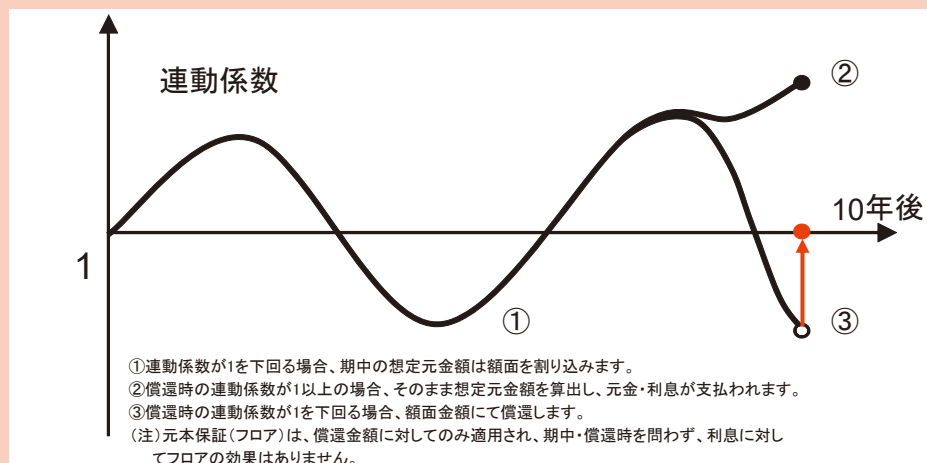
物価連動国債は、物価に関する指標（CPI）に連動して元本額（及びそれに伴う利子）が変動する国債です(図2－4)。平成16年3月に発行を開始しましたが、リーマン・ショック等に伴い需要が大きく低下したことから、平成20年10月以降、発行を一旦停止しました。その後、償還時の元本保証を付した上で（図2－5）、平成25年10月に発行を再開しました。

物価連動国債は、デフレ脱却後の市場環境の変化に対応し、国債の商品性の多様化を促進する観点から、その市場育成が引き続き重要な課題となっています。

(図2－4) 物価連動国債の商品性のイメージ



(図2－5) 元本保証（フロア）のイメージ



(3) 発行方式

国債の発行方式は、市中発行方式、個人向け販売及び公的部門発行方式に大別されます。

A 市中発行方式

国債の市中発行に当たっては、公募入札を基本として、市場実勢を反映した条件設定が行われています。

a 入札方式

① 価格（利回り）競争入札

価格（利回り）競争入札とは、財務省が提示した発行条件（発行予定額、償還期限、表面利率（クーポン・レート）など（☞①））に対して、入札参加者（☞②）が、落札希望価格（又は利回り）と落札希望額を入札し、その入札状況に基づいて発行価格と発行額を決定する入札方式です。

価格（利回り）競争入札では、価格の高いもの（又は利回りの低いもの）から順に、原則として予定額に達するまでの額が落札されます。その際、我が国では、発行する国債の種類によって、各落札者が自ら入札した価格（又は利回り）が発行条件となるコンベンショナル方式と、各落札者の入札価格（又は利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格／募入最高利回り）となるダッチ方式を使い分けています（☞③）。

② 非競争入札

2年・5年・10年固定利付国債については、入札額が小さくなる傾向がある中小入札参加者に配慮し、非競争入札が行われています。非競争入札とは、価格競争入札と同時に応募が行われ、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。入札者は、価格競争入札または非競争入札のいずれか一方に限り応募することができます。

発行限度額は発行予定額の10%であり、応募限度額は、各入札参加者（☞）につき10億円です。

③ 第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札

第Ⅰ非価格競争入札は、価格競争入札と同時に応募が行われ、発行予定額のうち20%を発行限度額とし、価格競争入札における加重平均価格を発行価格とする入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の落札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額まで応札・落札できます。なお、40年債及び物価連動国債については、第Ⅰ非価格競争入札の対象となっておりません。

第Ⅱ非価格競争入札は、コンベンショナル方式における加重平均価格（ダッチ方式の場合は発行価格）を発行価格とする、価格（利回り）競争入札の結果公表後に行われる入札です。国債市場特別参加者にのみ参加資格が認められ、直近2四半期の応札実績に応じて決められる各社ごとの応札限度額（☞①）まで応札・落札できます。なお、物価連動国債（☞②）及び短期国債については、第Ⅱ非価格競争入札の対象となっておりません。

☞①新発40年債については、利回り競争入札による入札結果を踏まえてクーポン・レートを決定していることから、事前に提示はしていません。

☞②「国債の発行等に関する省令」第5条第2項の規定に基づき、入札参加者と定められた者。令和2年4月1日時点で233社。

☞③40年債で利回り競争入札・ダッチ方式、物価連動国債で価格競争入札・ダッチ方式を採用している以外は、価格競争入札・コンベンショナル方式を採用しています。

☞信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会及び農林中央金庫には限度額は適用されません。

☞①価格（利回り）競争入札及び第Ⅰ非価格競争入札における当該参加者の落札額の合計の10%に相当する額を超えない額（※）となります。

（※）令和2年1月の入札より、15%から10%に引き下げました。

☞②物価連動国債は、令和2年5月の入札より、当分の間、第Ⅱ非価格競争入札を実施しないこととしました。

b リオープン方式

国債の流動性を高めるなどの目的で、平成13年3月より、即時銘柄統合（即時リオープン）方式が導入されています。これは、新たに発行する国債の元利払日と表面利率が、既に発行した国債と同一である場合、原則として、その既に発行した国債と同一銘柄の国債として追加発行（リオープン）することとし、この新たに発行する国債を、発行した時点から、その既に発行した国債と同一銘柄として取り扱う方式であり、5年債はこの方式に従います（☞）。

10年、20年、30年、40年債については、即時銘柄統合方式より更に進めて、1銘柄当たりの市場流通量を確保するという観点から、令和2年度においては、下記の方式で発行します。

10年債は金利が上下に大きく変動する場合（償還日が同一の国債を発行する場合で、かつ、前回債の表面利率と入札日の市場実勢利回りとの乖離がおおむね0.30%を超える場合）を除き、年間4銘柄（令和2年4・5・6月発行分は4月債、7・8・9月発行分は7月債、10・11・12月発行分は10月債、令和3年1・2・3月発行分は1月債）でのリオープン発行とします。20・30年債は年間4銘柄でのリオープン発行を原則とします。40年債は年間1銘柄（5・7・9・11・1・3月発行分は5月債）でのリオープン発行を原則とします。物価連動国債は年間1銘柄（5・8・11・2月発行分は5月債）でのリオープン発行を原則とします。

☞2年債については、入札毎に元利払日が異なることから、即時銘柄統合方式が適用されることは実質的にありません（第Ⅲ編第1章1（5）「発行日に対応する元利払期日の設定（令和2年度予定）」（P114）参照）。

B 個人向け販売

a 個人向け国債

平成15年3月より、個人の国債保有を促進するため、個人向け国債（変動10年）（☞）の発行を開始しました。また、様々な個人投資家のニーズへの対応や、販売の促進のため、固定5年や固定3年を導入して、商品性の改善を行ってきました。

個人向け国債は、証券会社、銀行等の金融機関や郵便局といった取扱機関（約980機関）での募集により発行されています。取扱機関は、国の委託に基づき、個人投資家から個人向け国債の取得の申込みを受け付けて販売します。国は、募集取扱額に応じて取扱機関に手数料を支払います。

参照：第Ⅰ編4（1）「個人投資家の国債保有」（P27）

☞個人向け国債は元本割れがないほか、0.05%の下限金利が設定されていますので、金利がゼロやマイナスになることはありません。

b 一般の利付国債についての新型窓口販売方式

平成19年10月より、個人投資家の国債の購入機会を更に広げるため、個人向け国債に加えて、一般の利付国債（2年・5年・10年利付国債）の新型窓口販売方式を導入しました。

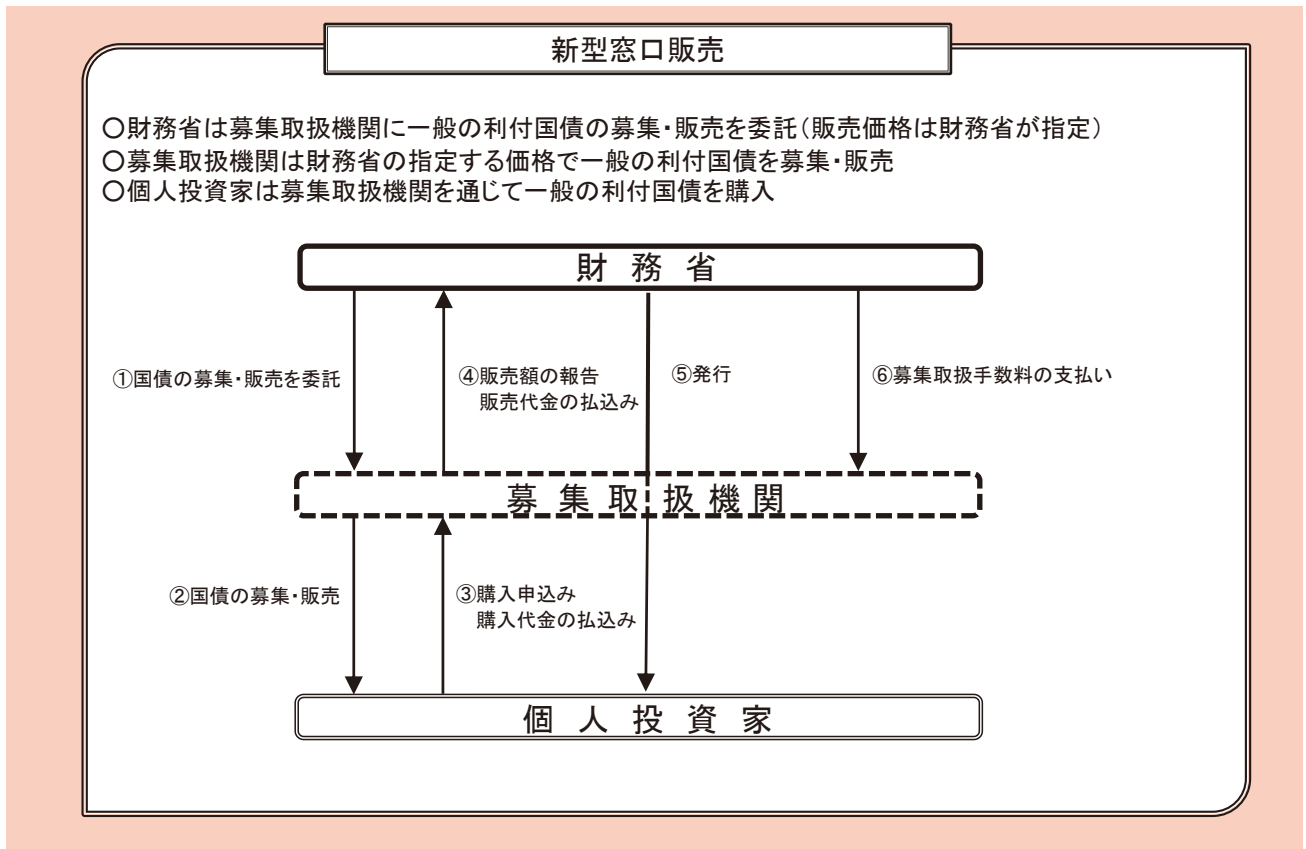
この新型窓口販売方式は、それまで郵便局のみで行われていた募集取扱方式による国債の窓口販売を、一般の民間金融機関でも行えるようにしたものであり、これにより、多数の金融機関で手軽に、かつ、ほぼ常時国債を購入することができるようになりました。ただし、市場の金利状況によっては、募集を行わないことがあります。

新型窓口販売方式では、個人向け国債の場合と同様に、国は取扱機関（約650機関）に国債の募集・販売を委託します。なお、取扱機関は、一定期間、財務省の指定する価格で国債の募集・販売を行います。募残引受義務はありません。

(図2-6) 個人向け国債と新型窓口販売との比較

	個人向け国債 			新型窓口販売国債 		
						
償還期限	10年	5年	3年	10年	5年	2年
発行頻度	毎月（年12回）			毎月（年12回）		
購入単位及び 購入限度額	最低1万円から1万円単位で上限なし			最低5万円から5万円単位、 ただし申し込みあたりの上限は3億円		
販売価格	額面金額100円につき100円 （中途換金時、償還時でも価格は一定）			発行ごとに財務省で決定 （満期償還前に途中売却する場合は価格が変動）		
購入対象者	個人に限定			制限なし （法人やマンションの管理組合なども購入できる）		
金利タイプ	変動金利	固定金利		固定金利		
下限金利	あり（0.05%）			なし		
中途換金	発行後1年経過すればいつでも国の買取による中途換金 が可能（元本割れのリスクなし） 直前2回分の各利子（税引前）相当額×0.79685が差し 引かれる			市場でいつでも売却が可能 （ただし、その時々々の市場価格となるため、売却損 / 益が 発生（元本割れのリスクあり）。また、国の買取による 中途換金の制度はない。）		
導入時期 （初回発行年月）	平成15年3月	平成18年1月	平成22年7月	平成19年10月		

(図2-7) 新型窓口販売の流れ



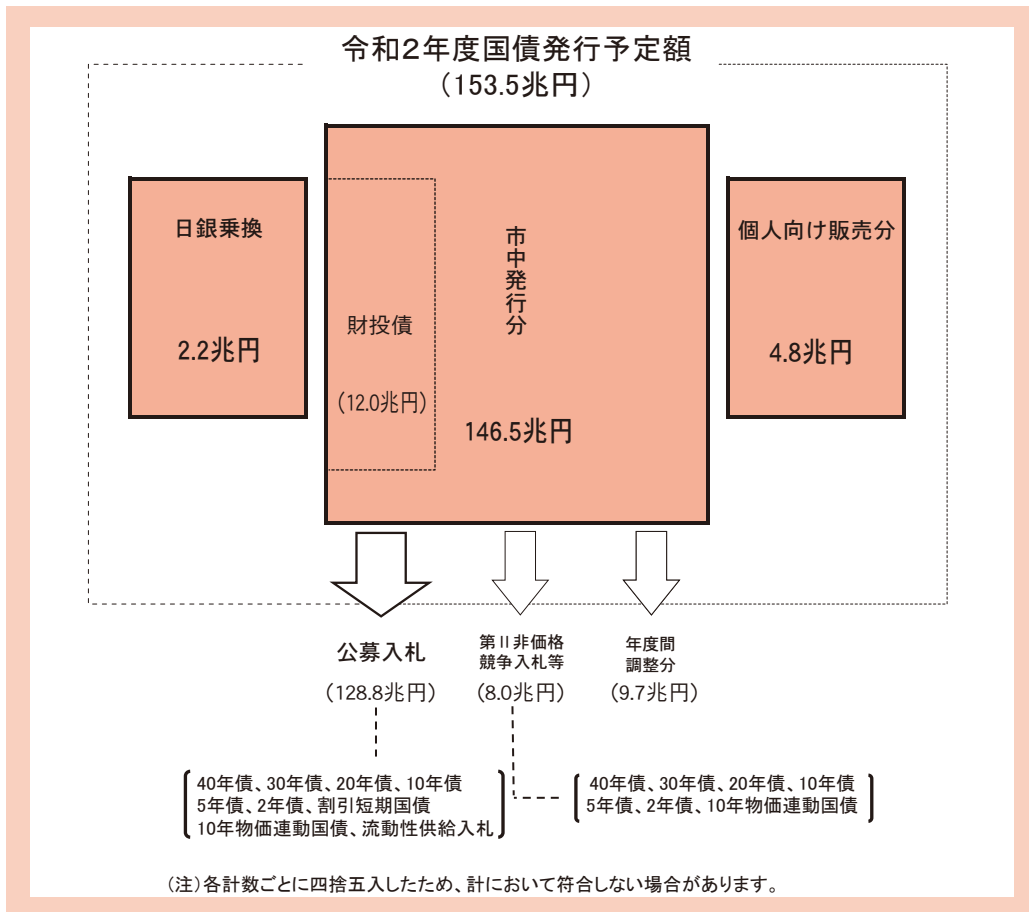
C 公的部門発行方式（日銀乗換）

日銀乗換は、日本銀行が市中から購入した国債が満期を迎える際に、その国債の一部について、国に償還を求める代わりに借換債を引き受けるものです。

「財政法」第5条では、日本銀行による国債の引受けを禁止していますが、上記の日銀乗換は、同条ただし書において、国会の議決を経た範囲内で認められている例外です。毎年度、財務省が日本銀行に要請し、日本銀行が金融政策上特段の支障が生じないことを確認した上で乗換に応じています。

例えば、日銀乗換を増額すれば、通常の入札による市中発行額を減少させることができるなど、日銀乗換の額により、年度間の償還額や財政需要の変動が通常の入札による市中発行額の変動に与える影響を平準化することができること等から、財務省では、毎年の国債発行計画等を踏まえて、具体的な要請額を決定しています。

（図2－8）令和2年度国債発行予定額（消化方式別）



(4) 国債市場特別参加者制度

我が国では、国債の大量発行が今後も続くと思込まれる中で、国債の安定的な消化の促進や国債市場の流動性の維持・向上等を図ることを目的に、平成16年10月以降、「国債市場特別参加者制度」を導入しています。

この制度は、欧米主要国において導入されている、いわゆる「プライマリー・ディーラー制度」を参考としており、こうした目的を達成するため、国債入札への積極的な参加など、国債管理政策上重要な責任を果たす一定の入札参加者に対し、国債発行当局が「国債市場特別参加者」として特別な資格を付与することとしています。

制度の概要は以下のとおりです。

A 国債市場特別参加者の責任

- ・応札責任：全ての国債の入札で、相応な価格で、発行予定額の5%以上の相応の額を応札すること。
- ・落札責任：直近2四半期中の入札で、短期・中期・長期・超長期の各ゾーンについて、発行予定額の一定割合（短期ゾーン0.5%、短期以外のゾーンは1%）以上の額の落札を行うこと。
- ・流通市場における責任：国債流通市場に十分な流動性を提供すること。
- ・情報提供：財務省に対して、国債の取引動向等に関する情報を提供すること。

B 国債市場特別参加者の資格

- ・国債市場特別参加者会合への参加資格
 - ：財務省が開催する国債市場特別参加者会合に参加し、財務省と意見交換等を行うことができること。
- ・第Ⅰ非価格競争入札及び第Ⅱ非価格競争入札への参加資格
 - ：通常の競争入札と同時に行われる第Ⅰ非価格競争入札及び競争入札後に行われる第Ⅱ非価格競争入札に参加できること（共に、過去の落札実績（第Ⅰ非価格競争入札の場合）又は応札実績（第Ⅱ非価格競争入札の場合）等に基づき、各社ごとに定められた限度額内で、競争入札の加重平均価格（ダッチ方式の場合は発行価格）により国債を取得できる入札です。）。
- ・流動性供給入札への参加資格
 - ：国債市場の流動性の維持・向上等を目的として実施される流動性供給入札に参加できること。
- ・買入消却入札への参加資格
 - ：買入消却のための入札に参加できること。
- ・分離適格振替国債（ストリップス債）の分離・統合申請資格
 - ：分離適格振替国債（ストリップス債）の分離・統合の申請ができること。

C 経緯

- ・平成16年10月：国債市場特別参加者制度の導入（国債市場特別参加者の指定、国債市場特別参加者会合の開催開始、第Ⅱ非価格競争入札開始）
- ・平成17年4月：第Ⅰ非価格競争入札開始
- ・平成18年1月：金利スワップ取引の実施
- ・平成18年3月：国債募集引受団（シ団）制度の廃止
- ・平成18年4月：流動性供給入札開始
- ・平成21年1月：第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「落札額の10%」から「落札額の15%」に引上げ（☞①）
- ・平成27年4月：入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の2分の1」に引下げ、応札責任を「発行予定額の3%以上」から「同4%以上」に引上げ
- ・平成29年7月：第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の10%」から「同20%」に拡大、応札責任を「発行予定額の4%以上」から「同5%以上」に引上げ
- ・令和2年1月：第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「落札額の15%」から「落札額の10%」に引下げ（☞①）

☞①この応札限度額は、発行予定額に各特別参加者ごとの基準応札係数を乗じて得た額（1億円未満は切り捨て）を越えない範囲で適用します。

（5）国債発行の事務

A 日本銀行の国債取扱事務

国債の発行や償還などの事務は、国が直接取り扱っているわけではなく、その大部分が、「国債に関する法律」第1条第2項に基づき、日本銀行に委託されています。日本銀行の事務取扱の範囲は次のとおりです（☞）。

- ・発行関係…応募の受付、募入額の決定通知、払込金の受領と国債の発行、収入金の受入整理等
- ・償還・利払関係…元利金の支払い、償還資金の受入整理・払出整理等

☞これらの国債に関する事務は、日本銀行の本店、支店、代理店において取り扱われています。

B 日銀ネット国債系システム

日本銀行は、上記の国債の発行や償還などの事務や、その取引先金融機関との間の国債の決済を効率的かつ安全に行うため、日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）国債系システム（☞①）を運行しています。

日銀ネット国債系システムには、銀行、証券会社、短資会社、保険会社等が参加しており、国債の発行や償還などの事務は、オンラインにより処理されています。

現在、「社債、株式等の振替に関する法律」の下、金融機関の間で取引される国債等は完全にペーパーレス化されており、国債の受渡しは、振替機関（日本銀行）が管理する振替口座簿上の口座振替によって行う仕組みになっています（☞②）。

日銀ネット国債系システムを使用して行うことのできる事務手続は次のとおりです。

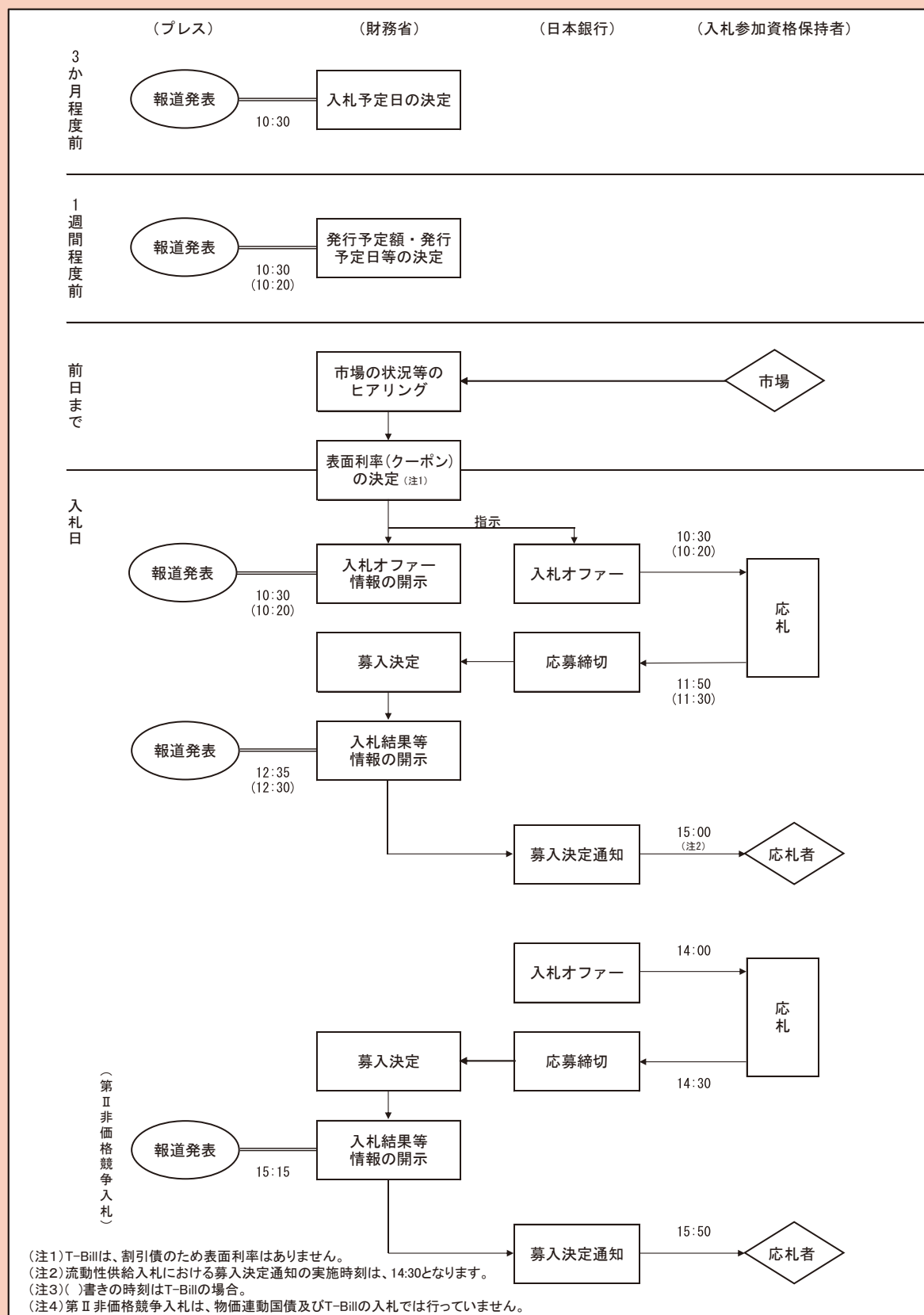
- ・オファー通知（日本銀行→入札参加者）
- ・応募申込み（応募者→日本銀行）
- ・応募集計とその状況の財務省に対する報告
- ・応募者に対する募入（又は割当）決定通知（日本銀行→応募者）
- ・発行と払込（日本銀行←→応募者）

☞①日銀ネットの機能には、資金決済システムである日銀ネット当預システムと、国債決済システムである日銀ネット国債系システムがあります。

☞②こうした仕組みの国債を振替国債と呼び、その権利の帰属が「社債、株式等の振替に関する法律」の規定による振替口座等の記載又は記録により定まるとされるものをいいます（国債証券は発行されません）。

C 公募入札による国債発行手順

(図2-9) 公募入札による発行手順



D 国債発行市場における決済期間短縮化

国債の流通市場における決済期間のT+1化（）に合わせる形で、国債の発行市場でも、平成30年5月1日以降の入札から、決済期間（入札から発行までの期間）を原則T+2から原則T+1としました。

それと同時に、大量償還月（3・6・9・12月）の利付国債（5～30年債）及び2年債の発行についても、決済期間を短縮化しました。

 第1章2（3）C「決済期間の短縮化」参照（P61）。

① 大量償還月の利付国債（5～30年債）

それまで、入札日にかかわらず20日（休日の場合は翌営業日）発行となっていた大量償還月（3・6・9・12月）発行分の利付国債（5～30年債）については、平成30年5月1日以降の入札分から、T+1化し、入札の翌営業日に発行することとしました。

② 毎月の2年債

それまで、入札日にかかわらず翌月15日（休日の場合は翌営業日）発行となっていた2年債については、平成30年5月1日以降の入札分から、入札翌月の1日（休日の場合は翌営業日）に発行することとしました。また、利払日及び償還日についても、1日に変更しました。

コラム5 物価連動国債の動向

物価連動国債は、デフレ脱却後の市場環境の変化に対応しつつ、国債の商品性の多様化を促進する観点から、その市場育成は国債管理政策上の重要な課題となっています（参考1）。

本コラムにおいては、令和元年度以降の物価連動国債市場を巡る主な動向と、当局の対応について紹介します。（参考1）物価連動国債の商品の概要等については、第2編第1章1（2）「（参考）物価連動国債について」を参照（P40）。

① 令和元年8～9月の動向

平成30年中頃から低下傾向を辿っていたブレーク・イーブン・インフレ率（BEI）は、令和元年前半には一時的に下げ止まって推移していたものの、令和元年8月には、米中間の貿易摩擦の激化等を受けてグローバルにリスク回避姿勢が強まり名目債金利が大きく低下し、各国のBEIが軟調に推移しました（図c5-1、c5-2の①）。日本においては特に、物価連動国債の利回りが名目債利回りに追従せず、BEIが0.1%を下回って推移しました。

このような状況の中、同年9月の国債市場特別参加者会合において、市場参加者からは、物価連動国債の需給の改善等を図るため、発行額を据え置きとしつつも、買入消却を増額すべきとの意見が多く聞かれました。これらの意見を踏まえ、令和元年10～12月期に、それまで隔月（偶数月）に1回当たり200億円で実施していた買入消却を毎月実施（1回当たりの買入額は据置き）することとしました。

なお、日本銀行による物価連動国債の買入オペの1回当たりの買入額（参考2）についても、11月以降、それまでの250億円から300億円に増額されています。

（参考2）物価連動国債の買入については、現状、毎月2回の実施となっています（毎月末に日銀HPで公表される「長期国債買入れ（利回り・価格入札方式）の月間予定」参照）。

② 令和2年2～3月の動向

令和元年10～12月期に増額された買入消却等が実施された後、年末年始においては、日本のBEIは0.2%程度で安定的に推移していましたが、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大及び原油価格の下落に伴って、欧米のBEIが大きく低下する中で、日本のBEIも大幅に低下し、3月半ばにはゼロ%を大きく下回る水準となり、物価連動国債の債券価格も額面を割り込みました（図c5-1、c5-2の②）。物価連動国債は、物価が下落した場合においても額面での償還が保証されており、価格の額面割れは、物価連動国債市場の機能が十分には働いていないおそれを示していました。

このような状況の中、同年3月の国債市場特別参加者会合等において、市場参加者からは、グローバルに物価連動国債が売られ、需給が大幅に悪化していることから、4～6月期の物価連動国債の発行を減額ないし取り止めとすること、あるいは、買入額を大きく増額することが望ましいとの意見が多く聞かれました。これらの意見を踏まえ、以下の措置を講じました。

- ・ 5月の発行額を、令和2年度国債発行計画で予定されていた4,000億円から3,000億円に減額
- ・ 4～6月期の買入を、これまでの毎月200億円から500億円に増額
- ・ 3月に3,000億円の追加の買入を、買入最大価格較差の上限を設定した競争入札の形で実施
- ・ 当分の間、第Ⅱ非価格競争入札を取り止め

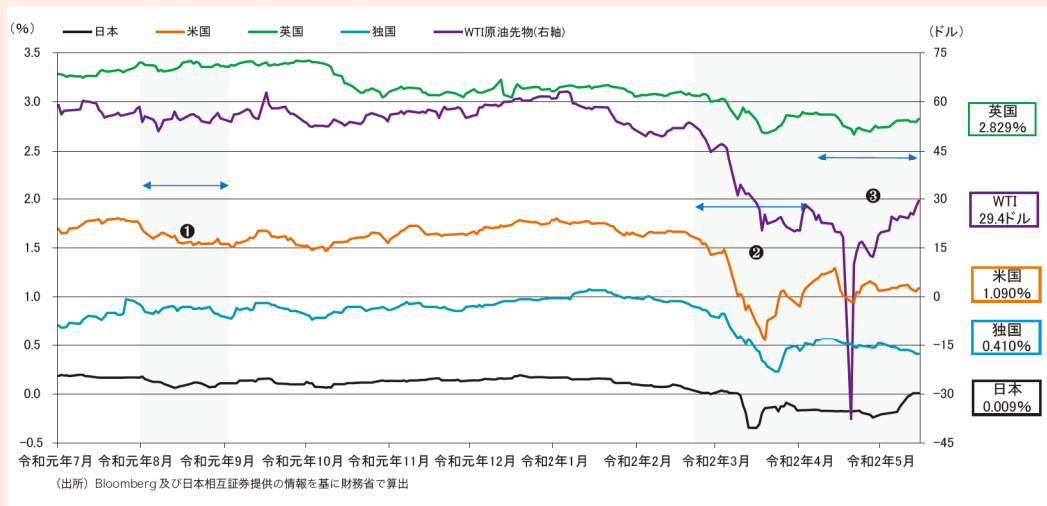
③ 令和2年4～5月の動向

これらの措置を講じた後、物価連動国債の価格は下落にこそ歯止めはかかったものの、引き続き額面割れの水準で推移しました。令和2年4月に入り、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による経済活動停滞に伴う原油需要の急減や産油国減産協議の不調、貯蔵施設の余力ひっ迫が重なり原油先物価格が一時的にマイナスをつけ、物価連動国債の外部環境は世界的に悪化して欧米の BEI が再び低下傾向となり、日本の BEI も軟調な動きが継続し、マイナス 0.2% 程度での推移となりました（図 c 5-1、c 5-2 の③）。

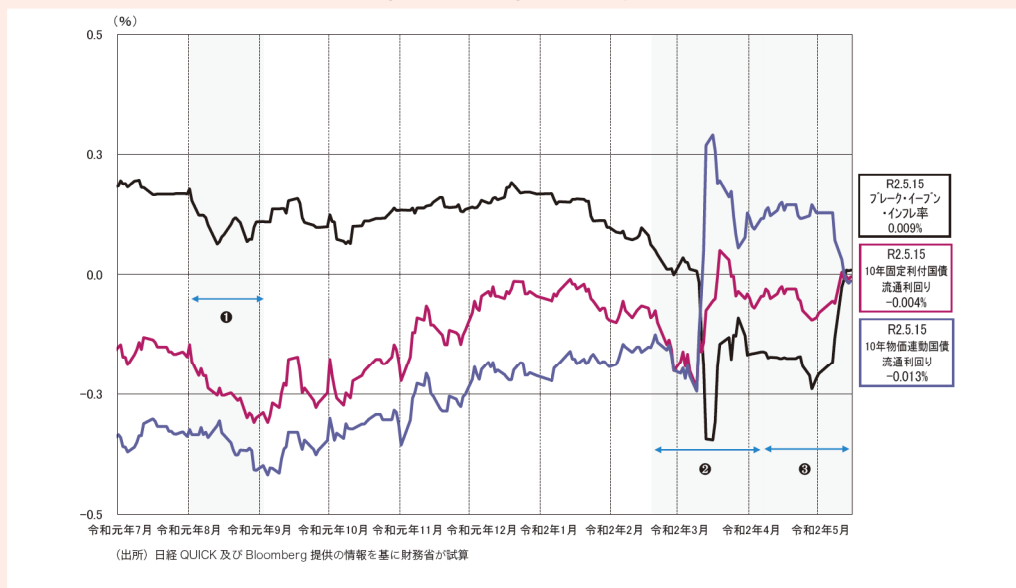
このような状況の中、4月末の国債市場特別参加者会合において、市場参加者からは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴うリスクオフ地合いに加え、流動性の低下や原油価格の下落に伴って、グローバルに物価連動国債が売られ、需給が大幅に悪化していることから、5月の物価連動国債の発行入札が 3,000 億円の規模となると、供給が需要を相当程度上回るおそれがあるとの意見が聞かれました。こうした意見を踏まえ、5月の物価連動国債の発行額を、3月に決定した 3,000 億円から更に減額し、2,000 億円とすることとしました（買入消却の金額は据置き）。また、市場参加者から、発行額を減らすこととした場合、物価連動国債の将来的な継続性について疑義を招きかねないとの意見も聞かれていたため、当局として、足元の市況に鑑み行う今般の発行額の減額は、物価連動国債の安定的な発行の継続を目的としていることを付言しました。

その後、5月の発行入札を経て、BEI はプラスに転じました。

（図 c 5-1）各国 BEI と原油価格の推移



（図 c 5-2）BEI の推移



コラム6 諸外国の債務管理政策

① 債務管理政策、国債発行計画

日本においては、国債管理政策の基本目標として、①国債の確実かつ円滑な発行、②中長期的な調達コストの抑制を定め、丁寧に市場との対話を行い、投資家の需要や市場の動向等を踏まえた国債管理に努めています。諸外国においても、基本的には同様の考え方の下で債務管理政策を実施していますが、国ごとに特色があります。

日本では毎年の予算編成に合わせ国債発行計画を策定し、年限ごとの年間発行予定額等を公表していますが、発行額等の公表方法も国によって様々です。ドイツでは前年度末に翌年度の国債発行総額、年限ごとの内訳が公表されており、日本に近い方法といえますが、アメリカのように、会計年度で区切ることなく、法律で定められた債務上限の範囲内で四半期ごとに必要な発行額を決定、公表している国もあります。さらに、発行総額の公表から実際に入札を行うまでの情報開示のタイミングも、国によって異なります（図c6-1、図c6-2）。

（図c6-1）諸外国の債務管理政策

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
債務管理当局	財務省理財局	Department of the Treasury, Office of Debt Management Department of the Treasury, Bureau of the Fiscal Service	HM Treasury Debt Management Office (DMO)	Bundesministerium der Finanzen Bundesrepublik Deutschland - Finanzagentur GmbH (German Finance Agency)	Ministère de l'Économie et des Finances, Direction générale du Trésor, Agence France Trésor (AFT)
債務管理政策の目標	・国債の確実かつ円滑な発行 ・中長期的な調達コストの抑制	・政府運営に必要な資金を、長期的に最小のコストで調達すること ・定期的かつ予測可能な方法で入札を実施	リスクを考慮しながら、長期にわたる資金調達コストの最小化を図ると同時に、金融政策の目的との整合性を保つこと	債務構造から生じる金利リスクを制限する一方で、長期間かつ市場環境を踏まえ可能な限り低コストを維持すること	納税者のために費用を最小限に留めるよう努めつつ政府の資金需要を市場からの調達でまかなうこと
会計年度	4月～翌年3月	前年10月～9月	4月～翌年3月	1月～12月	1月～12月
国債発行計画	・毎年12月下旬に翌年度の国債発行総額、年限毎の内訳、発行回数等を公表。	・四半期ごと（2月、5月、8月、11月）に年限別の発行予定額、入札日程等を公表。	・毎年3月に翌年度の国債発行総額、年限毎の内訳等を公表。 ・具体的な発行銘柄と入札予定日は四半期ごとに公表。	・毎年12月に翌年度の国債発行計画（入札日、年限別発行額、新規／リオープン等の区分等）が公表され、以降四半期ごとに改めて入札日程を公表。	・毎年12月に翌年度の国債発行総額を公表。 ・具体的な発行額は発行日の前週に行われるPDとの会合及び当日の入札状況を踏まえて決定。

（出所）各国債務管理当局 HP

（図c6-2）諸外国の国債発行額、入札予定日の公表時期

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
前年度中	発行総額 発行銘柄 入札予定額		発行総額 入札予定日	発行総額 発行銘柄 入札予定額 入札予定日	発行総額 入札予定日
四半期毎	入札予定日 ※各月の入札予定日をそれぞれ3ヶ月前に公表	入札予定額 発行総額（注2） 発行銘柄 入札予定日	発行銘柄 入札予定日（注3）	入札予定額（注1） 入札予定日（注3）	
1週間程度前	入札予定額（注1）	入札予定額	入札予定額		発行銘柄 入札予定額

（注1）前年度中に1回当たりの入札予定額を公表した上で、日本は1週間前に確定した額を公表し、ドイツは四半期ごとに確定した額を公表。

（注2）四半期分の市中調達予定額を公表。

（注3）四半期毎に改めて入札予定日を公表。

（出所）各国債務管理当局 HP

② 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国債発行額の増加

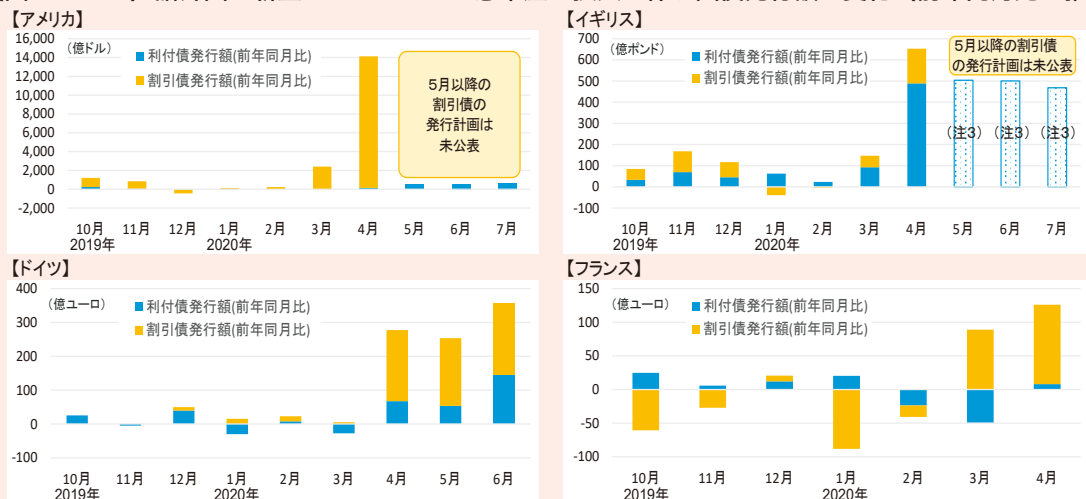
新型コロナウイルス感染症の拡大は世界経済に甚大な影響をもたらしており、諸外国はその対策として経済支援等を打ち出しています。それに伴い、諸外国では、資金調達額が増加し、国債発行計画の変更や前年度対比での大幅な国債増発を余儀なくされています。

日本では、2020年4月に令和2年度補正予算(第1号)、2020年6月に令和2年度補正予算(第2号)が成立し、2020年度の国債発行予定額は当初計画から99.8兆円増加しました(2020年6月時点)。

アメリカ、ドイツ、フランスでは2020年3～4月頃から割引債の発行が急増し、割引債で早期に資金調達を行っていることが分かります(図c6-3)。年限毎の傾向としては、アメリカでは7年、イギリスでは1～7年、ドイツでは7～15年のゾーンを中心に発行額を増加させていることが分かります(図c6-4)。

また、イギリスでは4～7月の入札回数を当初計画から4倍近くに増やしており、ドイツでは7年債と15年債を新規に発行するなどして、国債発行額の増加に伴い様々な工夫も行われています。

(図c6-3) 諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国債発行額の変化(前年同月比の推移)



- (注1) 利付債は、物価連動債、変動利付債(アメリカのみ)、グリーンボンド(フランスのみ)を含みます。
 (注2) 2020年4月末時点。2019年10月～2020年4月は実績ベース、2020年5月～7月は発行計画が公表されている国については計画ベースにて作成。
 (注3) アメリカとイギリスについて、2020年5月～7月の割引債の発行計画は未公表。また、イギリスの2020年5～7月の利付債発行額については、当該期間全体での計画のみ公表されており、月次の数字は財務省にて算出したもの。
 (注4) ドイツの2020年5～6月の利付債発行額のうち、発行予定額が未公表のシンジケーションによる発行分(15年で1回、30年で1回の計2回)については直近の入札月の発行予定額を据え置きして算出。また、同期間の物価連動債の発行額は、物価連動債の年間発行予定額(60～80億ユーロ)から、各月5.8億ユーロとして算出。
 (出所) 各国債務管理当局HP

(図c6-4) 諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国債発行額の変化(年限・商品毎の傾向)

【アメリカ】

(億ドル)

	2019年5-7月発行実績	2020年5-7月発行計画	増減		
利付債	2年	1,200	1,380		
	3年	1,140	1,320		
	5年	1,230	1,410		
	7年	960	1,230		
	10年	750	900		
	20年	0	540		
	30年	510	600		
	変動利付債	560	640		
	物価連動債	400	410		
	合計	6,750	8,430		
(億ポンド)					
	2019.4-6	2019.7-9	2019.10-12	2020.1-3	2020.4
割引債	▲ 2,291	1,260	399	2,406	26,730

【イギリス】

(億ポンド)

	2019年4月発行実績	2020年4月発行計画	2020年5-7月発行計画	
利付債	発行額	入札回数	発行額	
	1~7年	35	1	230
	7~15年	33	1	176
	15年超	23	1	158
	物価連動債	5	—	20
合計	95	3	585	

【ドイツ】

(億ユーロ)

	2020年4-6月当初発行計画	2020年4-6月修正発行計画	増減
利付債	2年	130	150
	5年	90	120
	7年	0	100
	10年	140	170
	15年	0	50
	30年	35	30
計	395	620	
割引債	3ヶ月	20	120
	5ヶ月	45	120
	6ヶ月	90	120
	9ヶ月	0	120
	11ヶ月	0	120
	12ヶ月	0	120
計	155	720	
合計	550	1,340	

【フランス】

(億ユーロ)

	2020年度当初発行計画	2020年度修正発行計画	増減
利付債・物価連動債	2,050	2,450	
割引債	100	641	

（注1）2020年4月末時点（アメリカについては一部5月の公表情報を含む）。

（注2）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

（注3）アメリカ、イギリス、フランスの割引債はネット発行額、その他はグロス発行額。

（注4）アメリカの2020年4～6月における割引債は財務省が算出。

（注5）イギリスの2019年4月発行実績のうち物価連動債5億ポンド、及び2020年4月発行実績のうち利付債約34億ポンドは通常の入札とは異なり、ギルトデューラー方式（一般的な競争入札を補完するために既発債を発行する方式）によるもの。

（注6）ドイツの2020年5～6月の利付債発行額のうち、発行予定額が未公表のシンジケーションによる発行分（15年で1回、30年で1回の計2回）については直近の1か月の発行予定額を据置き直して算出。

（出所）各国債務管理当局HP

（注1）2020年4月末時点（アメリカについては一部5月の公表情報を含む）。

（注2）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

（注3）アメリカ、イギリス、フランスの割引債はネット発行額、その他はグロス発行額。

（注4）アメリカの2020年4～6月における割引債は財務省が算出。

（注5）イギリスの2019年4月発行実績のうち物価連動債5億ポンド、及び2020年4月発行実績のうち利付債約34億ポンドは通常の入札とは異なり、ギルトデューラー方式（一般的な競争入札を補完するために既発債を発行する方式）によるもの。

（注6）ドイツの2020年5～6月の利付債発行額のうち、発行予定額が未公表のシンジケーションによる発行分（15年で1回、30年で1回の計2回）については直近の1か月の発行予定額を据置き直して算出。

（出所）各国債務管理当局HP

- (注1) 2020年4月末時点(アメリカについては一部5月の公表情報を含む)。
 (注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。
 (注3) アメリカ、イギリス、フランスの割引債はネット発行額、その他はグロス発行額。
 アメリカの2020年4～6月における割引債は財務省が算出。
 (注4) イギリスは収入金ベース、その他の国は額面ベース。
 (注5) イギリスの2019年4月発行実績のうち物価連動債5億ポンド、及び2020年4月発行実績のうち利付債約34億ポンドは通常の入札とは異なり、ギルトテンダー方式(一般的な競争入札を補完するために既発債を発行する方式)によるもの。
 (注6) ドイツの2020年5～6月の利付債発行額のうち、発行予定額が未公表のシンジケーションによる発行分(15年で1回、30年で1回の計2回)については直近の入札月の発行予定額を据え置きして算出。
 (出所) 各国債務管理当局HP

③ 国債の種類と発行方式

国債の発行は、入札等により市場で行うもの（市場性国債）と、個人向けに販売されるように市場を介さないもの（非市場性国債）の2種類があります。

市場性国債は、主に公募入札方式により発行されており、競争入札と非競争入札が併用されるのが一般的です。競争入札の中では、イギリス、ドイツ、フランスが日本と同様にほぼ全ての年限でコンベンショナル方式（注1）を採用している一方で、アメリカは全ての年限でダッチ方式（注2）を採用しているのが特徴的です。また、イギリス、フランスにおいてはシンジケーション（注3）による発行をほぼ毎年行っており、ドイツでは2020年5月に5年振りとなるシンジケーション発行が行われる予定です（図c 6-5）。

（注1）各落札者が自ら入札した価格（又は利回り）が発行条件となる入札方式

（注2）各落札者の入札価格（利回り）にかかわらず均一の発行条件（募入最低価格 / 募入最高利回り）となる入札方式

（注3）銀行や証券会社等から構成されるシンジケーションによる募集引受方式

（図c 6-5）諸外国の国債の種類と発行方式

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
短期債 (割引債)	2ヶ月程度、3ヶ月、 6ヶ月、12ヶ月 (注1)	4週、8週、13週、 26週、52週、CMB(注2)	1ヶ月、3ヶ月、 6ヶ月、12ヶ月	3ヶ月、5ヶ月、6ヶ月、 9ヶ月、11ヶ月、12ヶ月	1年以下
中期債	2年、5年	2年、3年、5年、7年	1～7年	2年、5年、7年 (注3)	2～8年
長期債	10年	10年	7～15年	10年	8～50年 (注4)
超長期債	20年、30年、40年	20年、30年 (注3)	15～55年	15年、30年 (注3)	
その他	物価連動債（10年）	物価連動債 (5年、10年、30年) 変動利付債（2年）	物価連動債 (5～55年)	物価連動債 (5年、10年、30年)	物価連動債 (2～30年)
グリーンボンド 発行実績	なし	なし	なし	なし (2020年後半に発行 予定)	252.7億ユーロ (注5)
発行方式	コンベンショナル方式 (40年債・物価連動債は ダッチ方式)	ダッチ方式	コンベンショナル方式 (物価連動債はダッチ方式) (注6)	コンベンショナル方式 (注7)	コンベンショナル方式 (注6)

（注1）2ヶ月程度、3ヶ月は政府短期証券（FB）のみ。

（注2）CMB（Cash Management Bill）は、短期の資金繰りニーズに応じて適宜発行されます。

（注3）米国は2020年前半に20年債の再発行（1986年以来）を予定し、ドイツは2020年5月に7年債及び15年債の初の発行を予定しています（2020年4月末時点）。

（注4）グリーンボンドを含みます。

（注5）2020年4月末時点の発行実績。

（注6）超長期債、物価連動債、グリーンボンド（フランスのみ）の一部でシンジケーションを採用。

（注7）10年物価連動債の初回及び第2回発行時（2006年）と、30年物価連動債の初回発行時（2015年）、15年債の新規発行時（2020年5月予定）、30年債発行時（2020年6月予定）にシンジケーションを採用。

グリーンボンドとは、企業や地方自治体等が、再生可能エネルギー事業など、地球温暖化をはじめとした環境問題の解決に資する事業に要する資金を調達するために発行する債券のことをいいます。

国債としてのグリーンボンドは、2016年にポーランドが世界で初めて発行して以来、フランスをはじめとする世界10ヶ国が発行しています。フランスは、2017年1月にグリーンボンドを70億ユーロ発行して以来、同じ銘柄をリオープン方式で毎年複数回発行しており、国債としてのグリーンボンドの発行残高は世界最大です（2020年3月時点）。また、ドイツは、2019年12月に公表した国債発行計画において、2020年の下半期にグリーンボンドを発行する予定であることを発表しました。なお、アメリカ、イギリス、日本においては国債としてのグリーンボンドの発行実績はありません（2020年3月時点）。国債としてのグリーンボンドを発行することについては、他の国債とは別に発行する場合は、流動性の低下が調達コストの増加をもたらし、結果的に国民負担の増加につながる可能性があることなどを慎重に考える必要があります。

日本では、現状、既存の国債により必要な資金を調達できているため、あえてグリーンボンドを発行しなればならない状況ではありませんが、グリーンボンドに係る国内外の動向、各国当局の発行状況や検討状況を引き続き注視していきます。

非市場性国債は、保有を家計等に限定した個人向け国債（貯蓄性国債）が代表例として挙げられ、日本、アメリカ、イギリスで発行されています。イギリスでは、金利がつかないかわりに毎月抽選で当選金が支給される「くじ付き貯蓄国債（Premium Bonds）」など、他の国には見られないユニークな商品性が特徴です。一方、ドイツ、フランスでは、以前は個人向け国債を発行していましたが、現在は発行を停止しています。

また、アメリカでは政府機関や年金基金など、政府勘定向けの非市場性国債の発行額が大きく、政府債務残高の約3割を占めています。

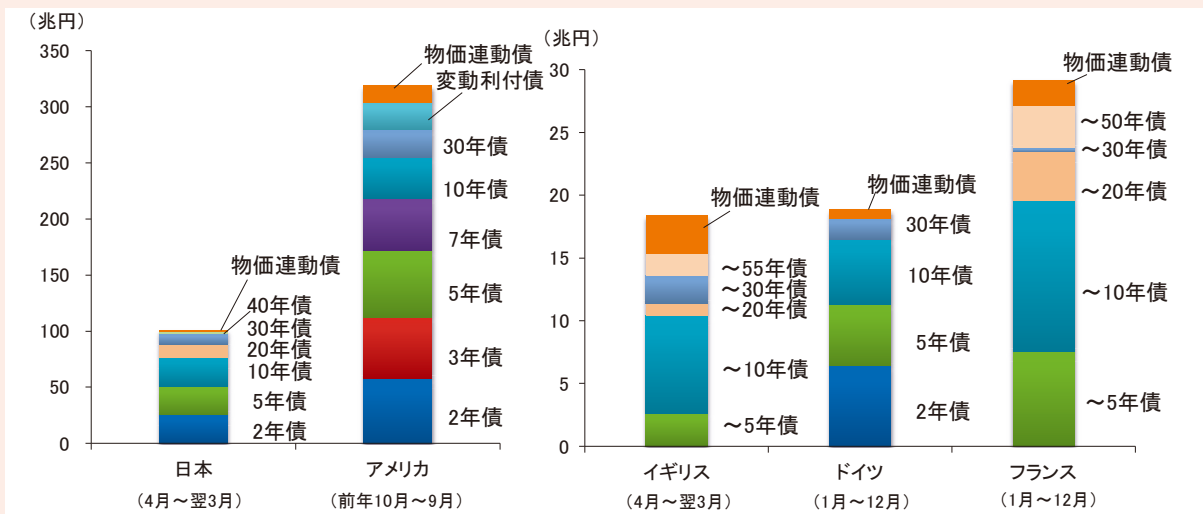
（注）日本の個人向け国債については、「（図2－6）個人向け国債と新型窓口販売との比較（P43）」参照。

④ 中長期債発行における年限・種別構成

日本においては、市場の動向や投資家のニーズ等を勘案してバランスをとりつつ、固定利付債を40年までのゾーンで発行しています。諸外国においては、アメリカ、ドイツでは5年以下の発行割合が全体の5～6割程度を占めている一方、イギリス、フランスでは5年超の発行割合が全体の6～7割程度を占めるなど、国によって年限構成は様々です。また、イギリス、フランスにおいては、発行年限を特定せず、おおまかな区分に分割し、柔軟に設定しているのも特徴的です。

日本の物価連動債については、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場環境や投資ニーズに応じて柔軟に発行額を調整することとしています。諸外国の物価連動債については、特に、イギリス、フランスでは発行額全体に占める割合が1～2割程度あり、主要な資金調達手段として定着しています（図c6－6）。

（図c6－6）諸外国の中長期債の年限・種別発行額（2019年度実績）



（注1）上記のほか、日本では流動性供給入札が行われています。
（注2）為替は1ドル＝107.54円、1ポンド＝133.58円、1ユーロ＝118.62円（2020年3月末）で円換算しています。
（注3）イギリスのみ収入金ベース。その他の国は額面ベース。
（注4）イギリス、フランスはシンジケーションによる発行額を含みます。
（出所）各国債務管理当局 HP から財務省にて算出

⑤ 流動性の維持・向上に関する施策

日本では、20年債と30年債では年間4銘柄、40年債と物価連動債では年間1銘柄のリオープン発行を原則としているほか、10年債は金利が上下に大きく変動する場合（市場実勢利回りと表面利率との乖離がおおむね0.30%を超える場合）を除き年間4銘柄のリオープン発行とするなど、一銘柄当たりの発行量を十分確保することで国債市場の流動性の維持・向上に努めています。また、流動性供給入札を通じて、構造的に流動性が不足している銘柄や、需要の高まり等により一時的に流動性が不足している銘柄を追加発行しています。

諸外国については、アメリカ（7年以下を除く）、ドイツでは、オンザラン銘柄を原則リオープン方式で発行している一方で、イギリス、フランスでは、オンザラン銘柄・オフザラン銘柄に関わらず債務管理当局の判断で銘柄を特定して追加発行しています（図c6－7）。

その他、ドイツでは発行額の一部を当局が留保し、流通市場の状況を見ながら徐々に市中で売却またはレポ市場で活用する制度があるなど、各国とも様々な方法を通じて国債市場の流動性の維持・向上に努めています。

(図 c 6-7) 諸外国の追加発行 (割引債は除く)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
リオープン発行あり	・ 5 年債 (注1) ・ 10 年債 (注2) ・ 20 年債 ・ 30 年債 ・ 40 年債 ・ 物価連動債	・ 10 年債 ・ 20 年債 ・ 30 年債 ・ 変動利付債 (2年) ・ 物価連動債	・ 中期債 (1～7 年) ・ 長期債 (7～15 年) ・ 超長期 (15～55 年) ・ 物価連動債	・ 2 年債 ・ 5 年債 ・ 7 年債 ・ 10 年債 ・ 15 年債 ・ 30 年債 ・ 物価連動債	・ 中期債 (2～8 年) ・ 長期債、超長期債 (8～50 年) (注3) ・ 物価連動債
リオープン発行なし	・ 2 年債	・ 2 年債 ・ 3 年債 ・ 5 年債 ・ 7 年債	—	—	—

(注1) 表面利率が同一の場合のみ、リオープン発行。

(注2) 金利が上下に大きく変動する場合 (市場実勢利回りと表面利率との乖離が概ね 0.30% を超える場合) を除き、リオープン発行。

(注3) グリーンボンドを含みます。

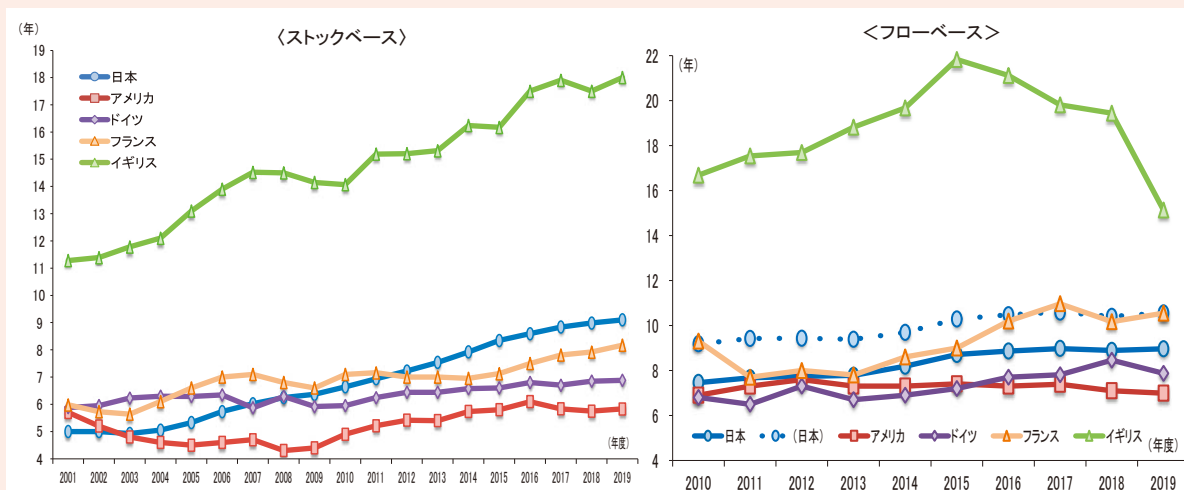
(出所) 各国債務管理当局 HP

⑥ 平均償還年限

借換リスクを評価する際の指標としては、「ストックベースの平均償還年限」が重視されています。

日本の国債のストックベースの平均償還年限を主要諸外国と比較すると、アメリカ、ドイツ、フランスでは 5～8 年程度の範囲で推移する中 (超長期ゾーンの発行割合が高いイギリスは約 18 年と突出しています)、日本では 2003 年度末 (4.9 年) をボトムとしてその後 16 年間で 4.2 年長期化し、2019 年度末では 9.1 年となっています。フローベースの平均償還年限では、イギリスにおいて、2018 年度から 2019 年度にかけて利付債では 40 年超、物価連動債では 20 年超の国債発行額が大きく減少した結果、平均償還年限は 2018 年度の 19.4 年から 2019 年度は 15.1 年となり大幅に短期化しました (図 c 6-8)。

(図 c 6-8) 諸外国の平均償還年限



(注1) 日本は普通国債の発行残高の平均償還年限であり、割引短期国債 (TB) を含み、政府短期証券 (FB) は含みません。諸外国は短期債 (1 年以下) を含みます。

(注2) イギリスのみ収入金ベース。その他の国は額面ベース。

(注3) 日本のみ 4 月～翌 3 月、その他の国は 1～12 月。

(出所) OECD、財務省

(注1) 日本はカレンダーベース発行分の平均償還年限であり、割引短期国債 (TB) を含み、政府短期証券 (FB) は含みません。諸外国は短期債 (1 年以下) を含みません。

(注2) (日本) は、割引短期国債 (TB) を除いて、諸外国とベースを合わせたもの。

(注3) イギリスのみ収入金ベース。その他の国は額面ベース。

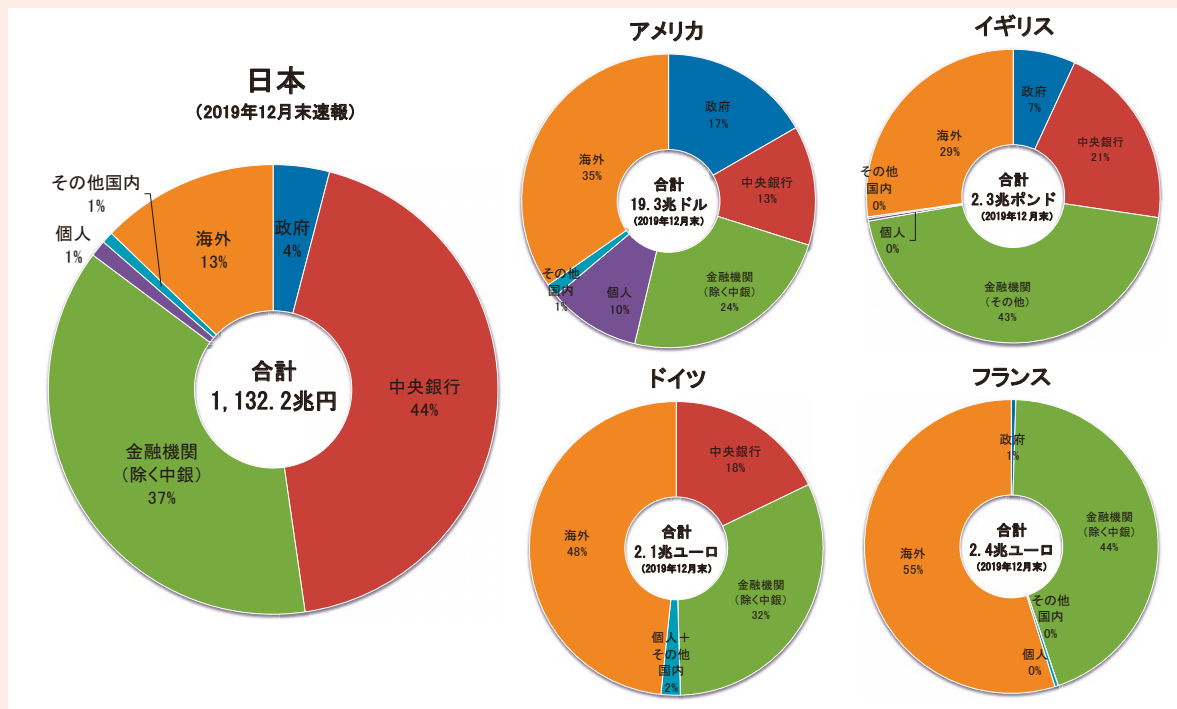
(注4) 年度は各国の会計年度。

(出所) 各国債務管理当局 HP から財務省にて試算

⑦ 国債等の保有者別内訳

日本国債は金融機関をはじめとした国内投資家の保有割合が圧倒的に高く、海外投資家の保有割合は足元で上昇傾向にあるものの、約13%程度と低い水準で推移しています。それに対して、諸外国では、一般に海外保有比率が高く、アメリカは約4割、ドイツとフランスは約5割となっています（図c6-9）。

（図c6-9）諸外国の国債等保有者別内訳



（注） 日本は財投債、国庫短期証券（T-Bill）を含みます。アメリカは政府所管の公的機関、信託基金等による保有分は除きますが、連邦政府職員退職基金等が保有する非市場性国債は含みます。ドイツ、フランスは地方債等を含みます（フランスの中銀保有割合は非公表）。

（出所） 日本：日本銀行、アメリカ：Federal Reserve Board、イギリス：Office for National Statistics、UK Debt Management Office、ドイツ：Deutsche Bundesbank、フランス：Banque de France

⑧ プライマリー・ディーラー制度

プライマリー・ディーラー（以下「PD」といいます。）とは、もともとは、アメリカにおける政府公認ディーラーのことを指します。PDに指定された者はFRBが公開市場操作をする際にニューヨーク連銀と直接取引を行う資格が与えられ、また、当局との定期的な会合に参加し意見交換をすることができます。その一方で、PDの指定に当たってはあらかじめマーケットメイク能力や財務内容、国債入札への参加実績等が審査されるほか、PDに指定された後は国債入札への応札やマーケットメイク、当局への情報提供など一定の義務が課されます。このように、国債市場に関する特別な責任及び資格を有する者をPDとして定め、国債市場の流動性、効率性、安定性等の維持・向上を図る仕組みを一般的にPD制度と呼んでいます。

今日では、日本における国債市場特別参加者制度をはじめ、類似の制度が各国に存在していますが、以下のとおりPDの責任、資格は国によって様々です（図c6-10）。

(図 c 6-10) 諸外国のプライマリー・ディーラー制度

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ (注1)	フランス
名称	国債市場特別参加者	Primary Dealers	Gilt-edged Market Makers (GEMMs)	Bietergruppe Bundesemissionen (Bund Issues Auction Group)	Spécialistes en Valeurs du Trésor (SVT)
導入時期	2004 年	1960 年	1986 年	1990 年	1987 年
メンバー数 (2020 年 3 月時点)	21 社	24 社	18 社	36 社	15 社
責任	応札	・全ての入札への参加 ・発行予定額の 5% 以上	・全ての入札への参加 ・直近半年間の発行総額の 5% 以上 (義務ではなく目標)	—	全ての入札への参加
	落札	—	各セクター (利付債、物価連動債) ごとに、直近半年間の発行総額の 2% 以上 (義務ではなく目標)	1 年間の発行総額 (デュレーションで按分) の 0.05% 以上	各セクター (短期債、中期債、長期債・超長期債、物価連動債) ごとに直近 1 年間の発行総額の 2% 以上 (注2)
	マーケットメイク	十分な流動性を提供	流通市場で直近半年間の 2% 以上の取引シェア (義務ではなく目標)	—	流通市場で直近 1 年間の 2% 以上の取引シェア
	情報提供 (提供先)	財務省	英国債務管理庁 (DMO)	—	フランス国債庁 (AFT)
資格	独占参加	—	・競争入札 ・買入消却 ・シンジケーション 等	・競争入札 ・非競争入札 ・買入消却 等	・競争入札 ・非競争入札 (競争入札落札額の 25% 以下) ・シンジケーション 等
	定例会合等 (相手先)	財務省 【年 5 回程度】	・財務省 【四半期毎】 ・ニューヨーク連邦準備銀行 【年 1 回】	・英国債務管理庁 (DMO) 【四半期毎】 ・財務省 【年 1 回】	フランス国債庁 (AFT) 【定期的】

(注1) ドイツの「Bund Issuance Auction Group」は、メンバーのみが入札に参加できるという点では PD 制度と類似していますが、指定要件は「EU 域内に本拠を構える金融機関」というだけであり、入札において一定の落札義務はあるものの、応札義務や発行当局との意見交換などが無いことから、諸外国の PD 制度とは異なるものとされています。

(注2) フランスの落札責任は、表中の条件が「4 つのセクター (短期債、中期債、長期債・超長期債、物価連動債) のうち、3 つのセクターで直近 1 年間の発行総額の 2% 以上かつ 4 つのセクターの平均が直近 1 年間の発行総額の 3% 以上」の条件を満たす必要があります。

(出所) 各国債務管理当局 HP

⑨ 債務管理当局間の協力

各国債務管理当局が情報交換する場として、国際機関が主催する国際会議があります。

主として、OECD の公的債務管理作業部会及び公的債務管理グローバルフォーラム、IMF の公的債務管理フォーラム、世界銀行の政府借入フォーラム、ADB の地域公的債務管理フォーラムなどがあります。

日本の債務管理当局として、これらの国際会議に可能な限り出席し、ほとんどの会議において日本の債務管理政策等について説明するとともに、積極的に各国当局と債務管理政策について情報共有や意見交換を行っています。また、OECD の公的債務管理作業部会では、日本は運営委員会のメンバーを務めています。

2 国債流通市場

国債は、国の財政資金の調達手段であるとともに、刻々と変化する金融市場で取引される金融商品でもあります。国債が円滑に発行され、債券・金利の指標としての役割を果たすには、透明性や流動性が確保され、安全かつ効率的に決済が行われる流通市場の存在が必要不可欠です。ここでは、国債市場の流動性の維持・向上の取り組みや、国債が市場でどのように取引されているか、また、その決済がどのように行われているかについて説明します。

(1) 国債市場の流動性の維持・向上

国債市場が、投資家ごとの金利観や投資戦略に合わせて自由に取引を行うことができるだけの十分な流動性を有していることは、中長期的な調達コストの抑制にも資することから、発行当局は国債市場の流動性に注意を払っています。

流動性の定義は様々であり、厳密な定義が存在しませんが、一般的に、流動性が高い状況とは、市場参加者が、「売買したい量を、その時々々の市場価格に近い値で速やかに売買できる状態」とされます。国債市場の流動性を把握するためには、特定の指標のみを見て判断するのではなく、様々な指標を組み合わせる多面的な視点で見ていく必要があります。(①)

国債流通市場は、国債市場特別参加者をはじめとした仲介業者と様々な投資家で構成されています。そうした市場参加者間の取引に裏付けられた市場の自律的機能によって、国債市場の流動性が維持・向上されることが基本ですが、発行当局は、発行段階での金額・年限・銘柄統合（リオープン方式）等の工夫によって国債市場の流動性を補完する役割を果たしています。

具体的には、国債市場の流動性の維持・向上を図ることを目的として、

- ・既発債の追加発行である流動性供給入札（②）を充実させる
- ・リオープン方式（③）により、一銘柄当たりの発行額を増やす

といった取り組みを実施するとともに、国債市場特別参加者会合や国債投資家懇談会（④）等を開催し、市場参加者との意見交換を通じて状況把握に努めています。

(2) 店頭取引と取引所取引

公社債の流通市場は、証券会社などの店頭で取引される店頭取引と証券取引所で取引される取引所取引に分けられますが、公社債の銘柄の多さに伴う取引や事務の多様性、売買内容の複雑さなどを理由に、取引所取引において希望する売買を成立させることが容易でないことから、店頭取引が主流となっています。

店頭取引の売買価格は、売買当事者間の自由な取決めににより決定されるのが原則ですが、公社債の店頭売買を公正かつ円滑なものとするため、各証券会社が社内ルールに基づいた公正な価格で取引を行うことが、日本証券業協会の自主規制規則で定められています（⑤）。

取引所取引については、現在、2年・5年・10年・20年・30年・40年固定利付国債が、東京及び名古屋の各証券取引所に上場されており、取引所における売買高等が公表されています。

①コラム7「国債市場の流動性」参照（P84）。

②第1章3(2)「流動性供給入札」参照（P78）。

③第1章1(3)Ab「リオープン方式」参照（P42）。

④第1章3(5)「市場との対話」参照（P82）。

⑤店頭市場における価格公示機能を拡充するため、日本証券業協会から、証券会社などの報告に基づいて、毎営業日、公社債店頭売買参考統計値が公表されています。また、金融機関間の店頭取引は、仲介業者を通じて行われることも多く、そこでの取引価格が仲介業者から公表されています。

(図2-10) 東京証券取引所の例

国債売買制度		
項 目	売買立会時	午後0時30分から午後2時まで
	売買単位	額面5万円
	呼値の単位	額面100円につき1銭
	呼値の種類	指値注文のみ
	制限値幅	当取引所が定める値幅（1円）
	売買立会の方法	売買システムによる売買以外の売買（Targetによる注文受付）
	売買契約締結の方法	個別競争売買
	売買の種類及び決済期日	普通取引 原則として売買契約締結の日から起算して2日目（T+1）
	決済方法	日本銀行の国債振替決済制度による決済

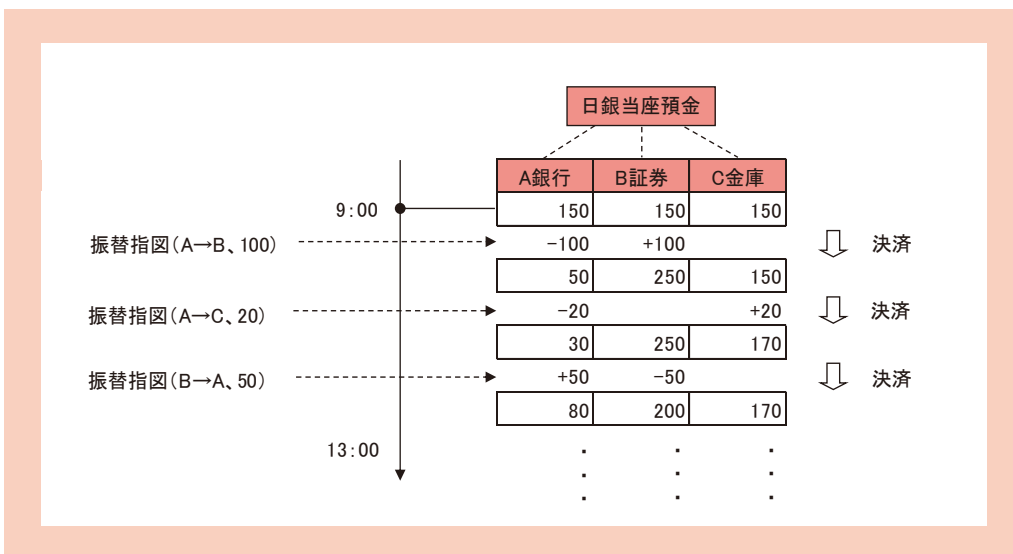
(出所) 日本取引所グループ

(3) 国債取引に係る決済制度の整備

流通市場の国債取引に係る振替決済制度については、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき、日本銀行が振替機関として指定され、これを運営しています。当該制度は、参加者間の国債取引に伴う国債の受渡を帳簿上の振替により行う制度となっています。実務的には、民間金融機関同士の資金決済に利用される日銀ネットが利用されています。

日銀ネットでは、平成6年にDVP決済（Delivery Versus Payment）（①）が導入され、平成13年1月には、従来の時点ネット決済（②）から即時グロス決済（RTGS: Real-Time Gross Settlement）（③）に変更されるなど、システミック・リスク（決済システム全体が混乱に陥るおそれ）の顕現化を回避する方策が実施されてきました。市場参加者においても、国債決済のRTGS化に伴う決済件数や事務負担の大幅な増加に対応するための検討が行われ、日本証券業協会において平成12年8月に「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」が策定されました。具体的には、同ガイドラインにおいて、決済の円滑化・効率化等の観点から、海外の主要市場で定着しているフェイル慣行（後述）、カットオフ・タイムやリバーサル・タイム（④）、バイラテラル・ネットティング（⑤）等が導入されることになりました。

(図2-11) 日銀当座預金におけるRTGSの例



以下では、国債取引に係る決済制度についてこれまでの検討の経緯と最近の主な議論を紹介します。

A 新日銀ネット

日銀ネットは、平成20年より新たなシステム（以下「新日銀ネット」といいます。）を構築するための対応が進められ、平成26年1月には、金融調節（オペ）と国債の入札関連業務及び国債系オペの受渡関連業務を対象とする第1段階開発分の稼働が開始され、平成27年10月13日からは、その他の業務も含め、全面稼働が開始されました。

新日銀ネットについては、我が国決済全体の安全性・効率性の一層の向上、金融市場の活性化や金融サービス高度化等の観点から、平成25年8月に「新日銀ネッ

参照:第1章1(5)B「日銀ネット国債系システム」(P46)

①DVP決済とは、証券の受渡しと資金の受払いを相互に条件付け、一方が行われない限り他方も行われないようにすることにより、証券決済に伴う「元本の取りはぐれ」リスクを削減する決済手法をいいます。

②時点ネット決済とは、決済システムが受け付けた振替指図（支払指図）を一定の時刻（＝時点）まで溜めておき、その時点での「総受取額－総支払額」の差額のみを入金ないし引落しする仕組みです。同決済方式の下では、決済時点において、1件でも決済不履行が生じると、全ての参加金融機関の全ての支払指図の決済を差し止めて繰戻しを行う必要があったため、システミック・リスクが顕現化する可能性がありました。

③即時グロス決済（RTGS）とは、決済システムが振替指図を受け付ける都度、1件毎に直ち（＝即時）に、その全額（＝グロス）を振り替える仕組みです。同決済方式の下では、指図1件毎に決済が行われるため、1件の決済不履行の直接の影響は指図の相手方に限定されます（システミック・リスクの削減）。

④カットオフ・タイムとは、1日の決済終了を視野に入れ、フェイル等の認識を行うため、日銀ネット国債系の稼働が終了する前に市場参加者間で策定した決済の締切時刻であり、現行では14:00とされています。また、リバーサル・タイムとは、カットオフ・タイム時点において、取引当事者間で決済時刻延長の合意がなされた場合におけるフェイル状態の解消、及び決済の内容に過誤があった場合の訂正等を行う時間であり、現行では14:00から16:30までとされています。

⑤バイラテラル・ネットティングとは、二当事者間において、履行期を同じくする国債の引渡債務及びこれに伴う資金の支払債務がそれぞれ相対立する形で存在する場合に、これら債務を国債、資金毎に差引計算し、それらの差額について決済を行う形態のことをいいます。ネットティングを活用することにより、市場全体の決済量の圧縮を図ることができます。

トの有効活用に向けた協議会」が日本銀行に設置され、稼動時間を拡大した場合の利用方法と、稼動時間を拡大する場合の拡大幅と実施時期について議論が行われました。その後、平成26年3月に公表された協議会の報告書に示された方針に基づき、平成28年2月15日から、21時まで稼動時間が拡大されました。さらに、平成28年3月には、協議会に「円とJGBのグローバルな有効活用WG」をはじめとする3つのWGが新設され、日本国債のグローバルな担保利用の拡充等について引き続き議論が行われています。

B フェイル慣行の定着・普及

フェイルとは、取引当事者の信用力と異なる理由により、当初の予定どおり対象債券の受渡しが行われていない状態をいいます。一方、フェイル慣行とは、フェイル発生時の当事者間における一般的な事務処理方法を定めた市場慣行であり、フェイルの発生をもって直ちにデフォルトとしないことが基本となっています（①）。

我が国では、国債決済のRTGS化が図られた平成13年1月にフェイル慣行が導入されましたが、フェイルに対する理解不足や事務処理体制の未整備もあってフェイルを容認しない先が少なくなく、フェイル慣行の定着は十分ではありませんでした。こうした中、平成20年9月のリーマン・ショックでは、リーマン・ブラザーズ証券株式会社のデフォルトに連鎖する形でフェイルが前例のない規模で急増するとともに、フェイル発生リスクを回避するため新たなレポ取引そのものを手控える動きが広まったため、レポ市場のみならず国債市場全体の流動性が低下する事態となりました。こうした経験を踏まえ、平成21年5月に日本証券業協会公社債委員会の下部機関として「債券のフェイル慣行の見直しに関するワーキング・グループ」が設置され、フェイルの頻発を抑制しつつフェイル慣行の更なる定着を図るための方策が検討されました。その後、平成22年4月に最終報告書が公表され、同年11月から、フェイルチャージ（②）の導入、カットオフ・タイムの繰上げ等、フェイル慣行の見直しが実施されました。

なお、「国債管理政策の現状と課題—論点整理—」（「国の債務管理の在り方に関する懇談会」平成21年12月16日）における「国債発行当局としても、市場参加者のイニシアティブによる流通市場改革に係る議論の後押しをするとともに、必要な対応をとることが望ましい」との指摘を踏まえ、財務省でも、国債市場特別参加者との合意形成を経て、平成23年1月から買入消却入札にフェイルチャージを導入しています。

C 決済期間の短縮化

平成20年9月のリーマン・ショック以降、デフォルトやフェイルにより未決済残高が増大したことで決済リスクが強く意識されることとなり、これを効果的に抑制・解消する上でも決済期間の短縮化が必要不可欠であることが改めて認識されることとなりました。こうした経験を踏まえ、平成21年9月に「証券決済制度改革推進会議」（①）の下部機関として「国債の決済期間の短縮化に関する検討ワーキング・グループ（以下「WG」といいます。）」が設置され、国債の売買取引の標準的な決済期間をT+2（以下「T+2化」といいます。）及びT+1（以下「T+1化」といいます。）とすることについて検討が行われました。

平成22年1月に金融庁が公表した「金融・資本市場に係る制度整備について」に

①具体的には、フェイルが発生した場合、原則として、契約解除権の行使や遅延損害金の受受は行わないこととされており、フェイルが長期にわたる場合、これを解消する方法としてバイ・イン等の事項が定められています。

バイ・インとは、フェイルの状態が一定期間継続している場合に、債券の受方がフェイル解消のために対象債券又は同種債券を買い入れることをいいます。

②フェイルチャージとは、フェイルした渡し方に対して、賦課される金銭負担をいいます。フェイルチャージが導入されることにより、低金利下においても、フェイル発生を抑制する経済合理性が有効に機能すると考えられています（詳細については、「国債の即時グロス決済に関するガイドライン」等関連諸規則をご参照ください）。

①「証券決済制度改革推進会議」は、証券決済制度改革に係る俯瞰的・横断的な進捗管理に加え、商品・業界横断的課題の整理検討等に取り組むため、日本証券業協会が主宰する「証券受渡・決済制度改革懇談会」の下に設置されたものです。

に基づき、同年6月に策定・公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」により、T+2化の実現時期を平成24年前半とすること、T+1化の具体的な実現方策等の検討を進めることとされました。

これを受けWGにおいて、T+2化が平成23年3月に決定され、平成24年4月23日から実施されました。さらに、T+1化の検討を平成24年下期に再開し、WGにおける議論や総合運転試験（RT）の実施結果を踏まえて、平成30年5月1日からT+1化が実施されました（☞②）。

D 清算機関の態勢強化・利用拡大

平成13年1月の国債決済のRTGS化に併せてバイラテラル・ネットリングが導入されましたが、国債市場では、複数の市場参加者による売買・レポ取引が連続して行われており、全ての決済を取引の相手方と個別に行うことになると、事務面において煩雑かつ非効率であるばかりか、カウンターパーティ・リスクも考慮しながら取引を行わざるを得ません。このため、市場参加者同士が約定した取引について、清算機関（☞①）が間に入って決済履行を保証し、資金や国債のネットリングを行う仕組みが求められることになりました。

平成13年3月、国債市場懇談会（☞②）は、「流通市場における流動性向上のための提言」において国債清算機関の創設を提言しました。その後、設立の具体化に向けたワーキング・グループでの検討等を経て、平成15年10月に国債市場におけるセントラル・カウンターパーティー（CCP：Central Counterparty）である、株式会社日本国債清算機関（JGBCC：Japan Government Bond Clearing Corporation（現日本証券クリアリング機構（JSCC：Japan Securities Clearing Corporation）（☞③））が設立され、平成17年5月から実際の業務が開始されました。これにより、JGBCC参加者同士の間で成立した債権・債務関係が、各参加者とJGBCCの債権・債務関係に単純化され、各参加者のカウンターパーティ・リスクは取引相手方からJGBCCに置き換えられることになりました。また、各参加者とJGBCCは、資金や同一銘柄の国債についてネットリングを行い差額のみを決済するため、決済件数や決済に必要な資金・国債、日中のエクスポージャーが大幅に削減されることになりました。

このようなJGBCCのリスク管理機能は平成20年9月のリーマン・ショック時にも確認されたところですが、当該機能をより効果的に活用する観点から、平成22年1月に金融庁が発表した「金融・資本市場に係る制度整備について」では、JGBCCの態勢強化と利用拡大を図るべきとされ、平成22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」では、JGBCCのガバナンスの充実を図った上で、参加者の破綻等緊急時における資金調達スキームの拡充やフェイルの割当ルールの特化等に取り組む方針が示されました。これを受け、JGBCCにおいては、平成22年9月にJSCCとの連携強化を公表する等ガバナンスの拡充が進められており、フェイルの割当ルールについても、平成22年11月のフェイル慣行見直しに併せて明確化が図られました。

また、清算機関の利用拡大についても、国債決済で大きなシェアを占める信託銀行との間で、信託銀行の特性に配慮した制度設計の検討が行われ、平成26年6月に信託銀行もJSCCへの参加を開始しました。

☞② 国債の入札から発行・買入までの期間についても、平成30年5月1日以降の入札より、原則T（入札日）+1化されています（第1章1（5）D「国債発行市場における決済期間短縮化」参照（P48））。

☞① 多数の取引当事者の中で成立した証券の売買などの取引の債権債務関係を、売り手と買い手の間に入って、売り手と清算機関、清算機関と買い手の債権債務関係に置き換えて清算する主体。

☞② 国債市場懇談会は、市場関係者との意見交換の場として、平成12年9月から平成16年8月まで開催されていましたが、現在では、国債市場特別参加者会合の発足に伴い、発展的に解消されています。

☞③ 平成25年10月1日にJGBCCはJSCCと合併し、これまでJGBCCが担ってきた国債の店頭取引に係る清算業務はJSCCに引き継がれました。

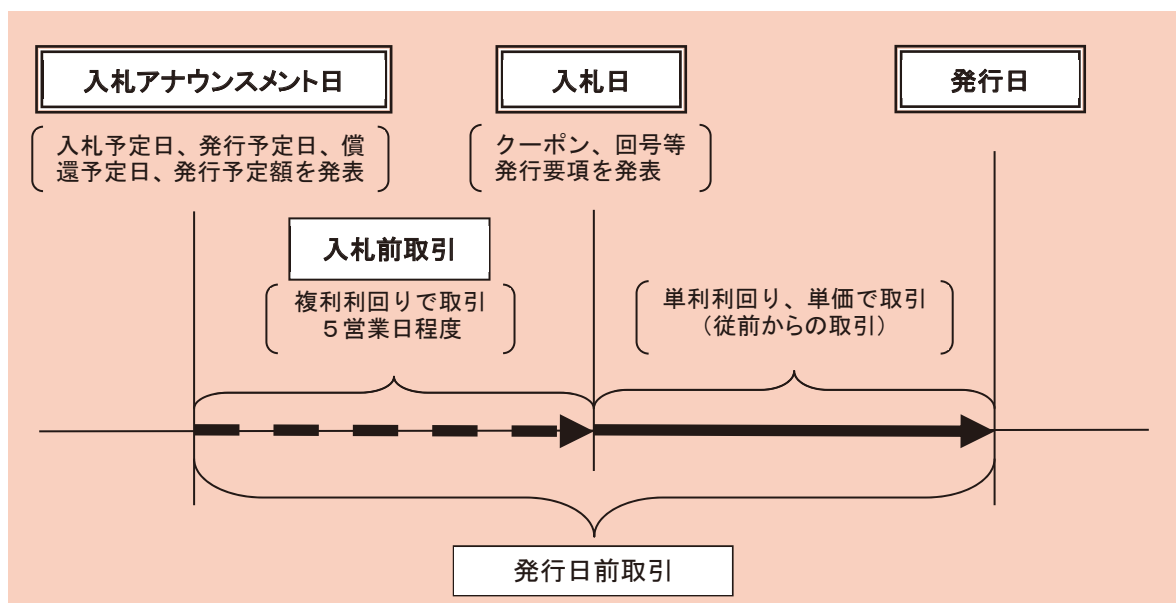
(4) WI取引

WI (When-Issued) 取引（発行日前取引）とは、国債の入札アナウンスメントが行われた日（原則として、入札日の1週間前）から発行日前日までに行われる取引をいいます。平成16年2月以降、従前から行われていた入札日から発行日まで

の取引に加え、入札日前の取引も行うことが可能になりました。

WI取引の価格は、入札前における新発債の需要動向を反映するため、落札価格の予測値として機能します。WI取引が活性化することにより、入札の不確実性が減少し、発行市場と流通市場とのリンケージが高まることから、発行体の効率的な資金調達にも寄与すると考えられます。

(図2-12) WI取引の概要



(5) 債券現先取引と債券貸借取引

A 債券現先取引

債券現先取引（現先取引）とは、売買の当事者間同士で一定期間後に一定価格で債券の反対売買を行うことをあらかじめ約束して行う、売戻し又は買戻し条件付の売買取引です。

現先取引は、戦後、有価証券を保有する金融機関等の主要な資金調達手段となっていました。その後、譲渡性預金証書（CD）やコマーシャル・ペーパー（CP）、大口定期預金といった新たな短期金融商品が投資家に広く受け入れられた一方で、売買形式のために有価証券取引税の課税対象となっていたことから、資金調達手段は債券貸借取引などに移行し、現先取引は有価証券取引税が課されない割引短期国債・政府短期証券（現在の国庫短期証券）を中心とした取引へと縮小していきました。

こうした中、外国為替等審議会「円の国際化専門部会」において、我が国のレポ市場はグローバル・スタンダードに即した売買形式での取引を推進する必要があるとの提言（①）がなされたことや、平成11年3月の有価証券取引税の廃止を受け、平成13年4月から、一括清算条項（②）、マージンコール機能（③）、サブスティ

①21世紀に向けた円の国際化-世界の経済・金融情勢の変化と日本の対応-（外国為替等審議会報告）（平成11年4月20日）

②一括清算条項とは、取引当事者のいずれかが債務不履行になった場合、基本契約に基づく債権債務を一つの金銭債権債務（全ての個別取引を終了させ、それにより発生する損益と担保総額を相殺した金額）に置き換える条項をいいます。

③マージンコール機能とは、取引期間中、取引対象債券等の時価変動に応じて、担保の受渡により与信リスクの解消を行うことをいいます。

テューション（④）の適用等のリスク管理手法が盛り込まれた新たな債券現先取引（新現先取引）が導入されました。

また、平成21年9月に設置された「国債の決済期間の短縮化に関するワーキング・グループ」における議論（⑤）を踏まえ、平成30年5月1日に国債の売買取引の標準的な決済期間のT+1化が実施されました。T+1化に際しては、銘柄を特定しない債券を担保とした資金の調達であるGC（General Collateral）レポ取引の決済期間をT+1からT+0に短縮し、新現先取引による銘柄後決め方式GCレポ取引が整備され、債券貸借取引に代わり、新現先取引への移行が進んでいます。

なお、平成14年11月から、日本銀行においても、従来の貸借方式によるオペレーションに代えて、新現先方式による「国債現先オペ」が導入されています。

B 債券貸借取引

債券貸借取引とは、当事者の一方（貸出者）が他方（借入者）に債券を貸し出し、一定期間後に、借入者が貸出者に同種・同量の債券を返済する消費貸借取引です。

債券貸借取引は、債券流通市場の発展を目的として債券の空売りが認められたのと同時に、平成元年から導入されました。当初は、現先取引との競合を防ぐため、現金担保とする場合には付利制限などの規制があったことや、代用有価証券など現金以外を担保とする方法も事務管理の繁雑さなどから敬遠される傾向にあったこと等で、もっぱら無担保取引が中心でした。

しかし、平成7年2月のベアリングス銀行破綻で無担保取引の危険性が改めてクローズアップされ、信用リスク軽減の観点から、米国のレポ取引を参考に債券貸借取引の見直し（有担保化）が行われ、一括清算条項、マージンコール機能により、リスク管理が強化される一方、国債取引のローリング決済（①）移行に際し、付利制限の廃止とともに現金担保の下限規制を撤廃して、平成8年4月から現金担保付債券貸借取引（②）が開始されました。

現金担保付債券貸借取引は、GC取引や、債券の空売りを行った際に決済に必要なとなる特定の現物の調達であるSC（Special Collateral）取引といった形で活発に行われ、平成9年11月には日本銀行のオペレーションにも導入されました。また、平成17年5月には、JGBCCによる清算業務が開始され、レポ取引の清算（債務引受け、ネットティング等）、リスク管理等が行われており、レポ取引の拡大に寄与しました。

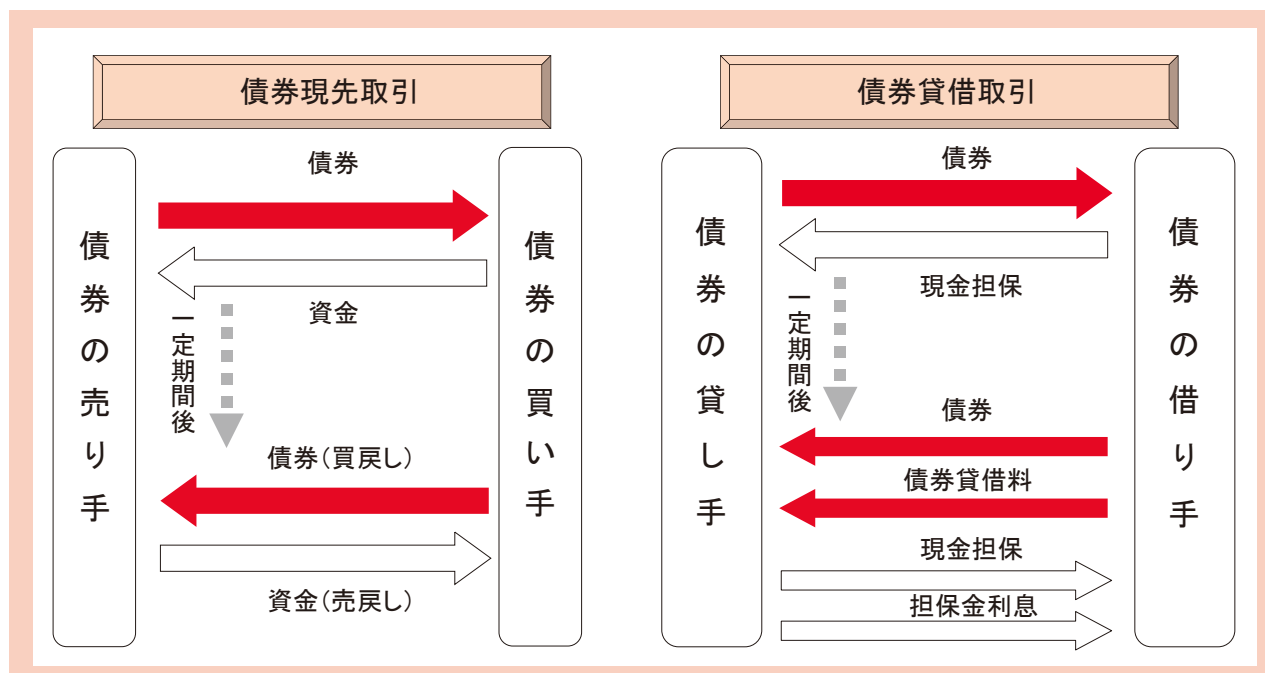
④サブスティテューションとは、債券の売り手が、買い手の同意を前提として、取引期間中に取引対象債券等を差し替えることを可能とする仕組みをいいます。

⑤第1章2（3）C「決済期間の短縮化」参照（P61）。

①ローリング決済とは、「約定から〇営業日後」といったように、所定の日数を経過したものから逐次決済していく方法のことをいいます。それ以前は、毎月特定日にまとめて決済していました。

②現金担保付き債券貸借取引は、「日本版レポ取引」とも呼ばれます。グローバル・スタンダードでは、レポ取引が売買形式での取引を指すのに対し、日本では、レポ取引の中心が貸借形式での取引（特に、現金担保付き債券貸借取引）であったことから、グローバル・スタンダードでのレポ取引と区別して、「日本版レポ取引」という呼び名が使われています。そのほか、「現担レポ」「貸借レポ」と呼ばれることもあります。

(図2-13) 債券現先取引と債券貸借取引のイメージ図

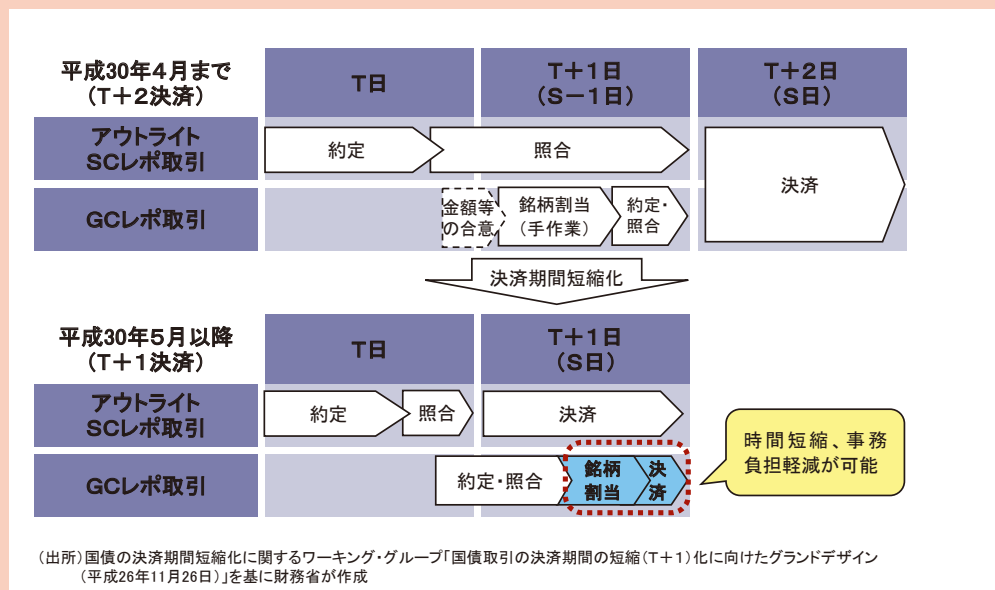


C 銘柄後決め方式GCレポ取引

平成30年5月1日から国債決済期間短縮化（T+1化）が実施され、通常の売買取引（以下「アウトライト取引」といいます。）及びSCレポ取引の決済期間がT+2からT+1に短縮されました。また同時に、JSCCは「銘柄後決め方式GCレポ取引（後決めレポ取引）」を導入し、T+0でのGCレポ取引決済が可能となりました。

GCレポ取引は、例えば、証券会社がアウトライト取引やSCレポ取引の約定後に、資金の不足分の調達を目的として行われることが多い取引で、アウトライト取引やSCレポ取引とは不可分です。そのため、アウトライト取引やSCレポ取引のT+1化に際しては、GCレポ取引約定後の一連の事務（ポストトレード事務）の迅速化が課題となりました。そこで、欧米の先行事例を参考に新たに導入されたのが、新現先取引による後決めレポ取引です。同取引では、資金の受渡金額と国債バスケット（例えば「国庫短期証券」「利付国債の残存10年以下の銘柄または国庫短期証券」など割り当て対象銘柄の範囲を特定する条件）のみを指定して約定し、個別銘柄の選定は、決済直前にJSCCが一括して行います。これにより、市場参加者における銘柄選定等の作業負担が軽減され、ポストトレード事務の時間短縮が可能となりました。

(図2-14) 国債の決済期間短縮化のイメージ



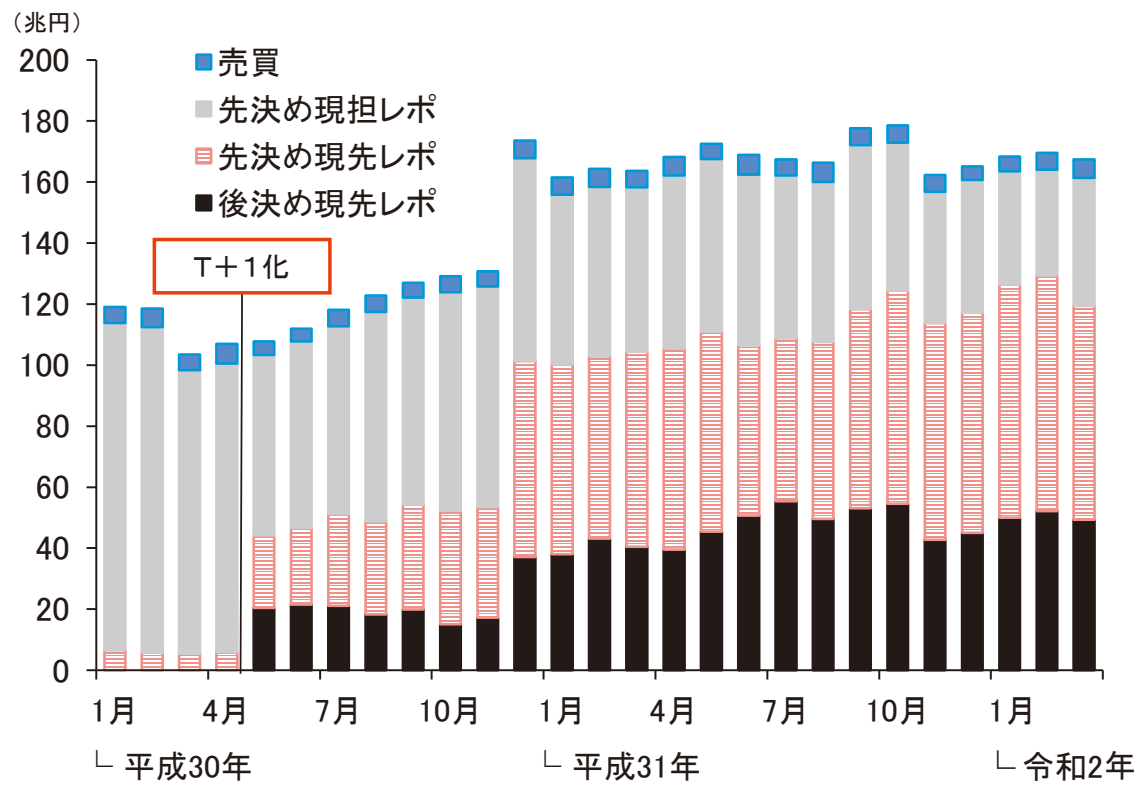
(図2-15) 国債バスケット別 含まれる銘柄

銘柄略称	国庫短期証券	利付国債10年以下	利付国債10年超	変動利付国債	物価連動国債	ストリップス債
国債バスケット(TDB)	●					
(10年以下)	●	●				
(利付・TDB)	●	●	●			
(物国以外)	●	●	●	●		
(全て)	●	●	●	●	●	
(Strips)						●

(出所) JSCCのHPを基に財務省が作成

平成30年5月以降のJSCC経由の取引状況(図2-16)を確認すると、後決めレポ取引の利用が徐々に増えつつある様子が見て取れます。また、T+1化とあわせて推奨された、貸借方式(現担レポ)からグローバル・スタンダードである新現先方式(後決めレポ取引を含む現先レポ)への移行も相応に進んでいます。今後とも、我が国のレポ市場において、非居住者の参入拡大なども含めた一層のグローバル化や市場活性化により、市場参加者の利便性が更に向上することが期待されています。

(図2-16) JSCCの債務引受金額(1日平均)



(注) 債務引受金額ベース。現先・現担はスタート・エンド合計(往復)
(出所) JSCC

(6) ストリップス債

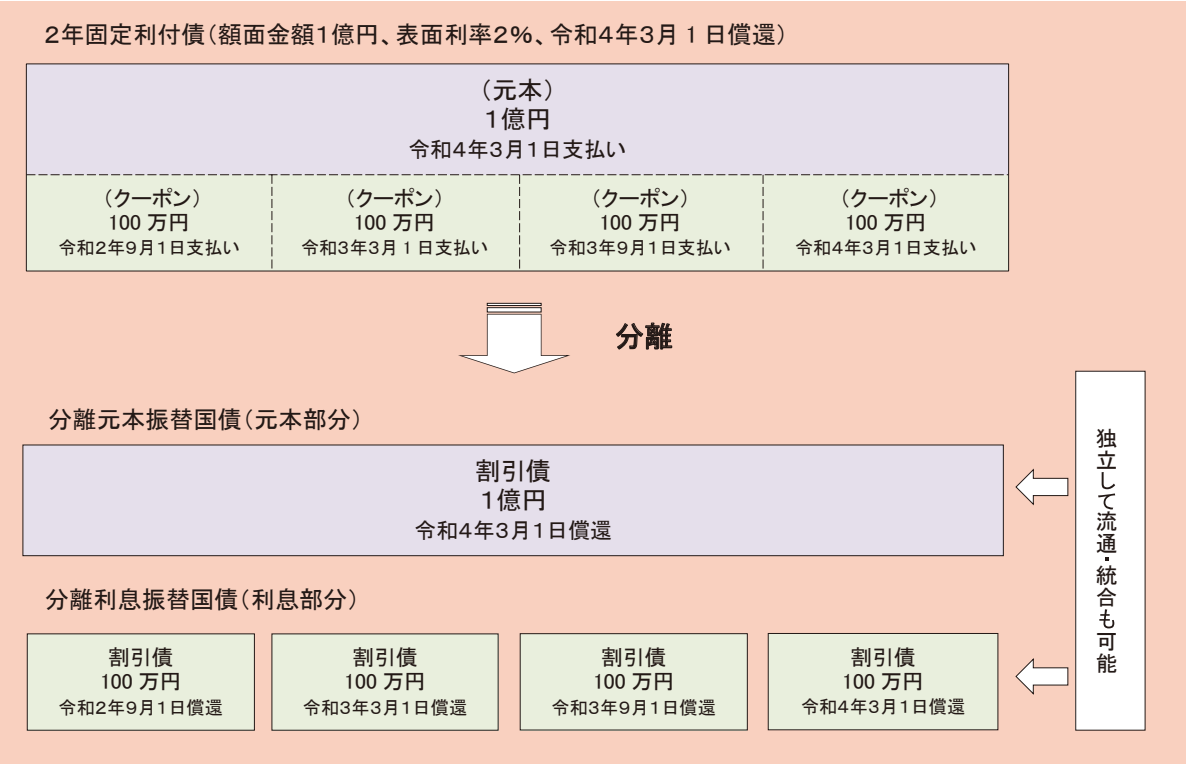
ストリップス債（STRIPS：Separate Trading of Registered Interest and Principal of Securities）とは、利付国債の元本部分と利払時点毎に利息（クーポン）部分を分離し、それぞれ分離元本振替国債、分離利息振替国債として、独立して流通させることや、過去に分離された元本部分と利息部分を再度統合して元の利付国債を復元することが可能な国債のことです。

平成15年1月より、我が国においても国債のストリップス化が可能になりました（☞）。ストリップス債の導入により、元本部分と利息部分の分離を希望する投資家のニーズに応じることが可能になると同時に、割引債と利付債の間の裁定（金利調整）機能が高まり、国債市場の効率性が向上することが期待されます。

なお、ストリップス債の分離状況については、財務省ホームページで定期的に公表しています。

☞平成15年1月以降発行される15年変動利付国債、個人向け国債、10年物価連動国債以外の全ての利付国債が「分離適格振替国債」となっています（例外として、社債、株式等の振替に関する法律で規定する特例国債と同一の銘柄として発行されたものを除きます。）。ストリップス化された国債の保有者に係る制限はありませんが、ストリップス債の分離・統合を行うことができるのは、国債市場特別参加者に限定されています。

（図2－17）ストリップス債のイメージ図



(7) 国債先物取引

先物取引とは、現在取り決めた価格で、将来の一定の期日に取引所に上場された特定の商品を買取る取引のことです。

国債先物は、国債を取引する際に、そのリスクに備える（ヘッジ）目的で利用されたり（①）、債券市場の動向を知る上での指標としての役割を担ったりしています。

国債先物取引は、中期・長期・超長期・ミニ長期の4種類があります（図2-18）が、取引のほとんどは長期国債先物取引が占めています。いずれの国債先物も、大阪取引所に上場されています。また、長期国債先物取引については、大阪取引所のほか、SGX(シンガポール証券取引所)にも上場されています。

国債先物取引では、証券取引所において不特定多数の参加者が売買することを前提に、売買対象や売買単位、取引最終日（②）、受渡決済期日（③）などの取引条件が定型化されています。特に、売買対象については、実際に発行されている国債そのものではなく、「標準物」（④）と呼ばれる架空の国債を対象として先物取引が行われます。また、国債先物取引は取引所が定める証拠金を差し入れるだけで売買を行うことができます。大規模に買う際に代金の全てを即座に支払う必要がなく、証拠金という少ない資金の差入のみで実施可能であることも、先物取引の特徴となります。

決済方法には、取引最終日までいつでも実施可能な反対売買（転売または買戻し）による差金決済と、受渡決済期日に売買代金及び現物国債の授受により行う受渡決済の2種類があります。実際の取引においては、ほとんどが差金決済となります。

受渡決済の場合には、取引対象となる標準物が架空の国債のため、現存する国債のうち受渡適格銘柄（⑤）として定められた国債が受け渡されます。このとき、標準物と受渡適格銘柄では、そのクーポン・レートや残存期間が異なるため、別途算出される比率によって受渡価格を調整しています。この比率を交換比率（「コンバージョン・ファクター」）と呼びます。具体的には、受渡価格は、当該受渡適格銘柄の交換比率を先物価格に乘じて計算されます（⑥）。

受渡適格銘柄に該当する銘柄は複数存在しますが、受渡側（先物を売った側）に受渡銘柄を選ぶ権利があります。受渡側にとって、コストが最も低くなる銘柄を最割安（チーペスト）銘柄（⑦）といいます。最割安銘柄で受渡を行えば受渡側にとって損失（収益）を最小（最大）化することができ、通常、当該銘柄が受渡銘柄として選ばれることから、先物と最割安銘柄間の価格連動性は高い傾向にあります。

①例えば、国債を保有している場合に、国債先物を売ることを考えます。仮にその後、国債価格が下落すると、国債保有では損をしますが、売っておいた国債先物では益が得られます（国債価格が下落するとき、通常、国債先物価格も連動して下落することによります）。そのため、全体としては大きな損を避けることができます。

②「取引最終日」とは、受渡決済期日の5営業日前と定められています（図2-18）。

③「受渡決済期日」とは、3、6、9、12月の各20日です（図2-18）。

④「標準物」とは、証券取引所が利率、償還期限などを標準化して設定した架空の債券のことです。例えば、長期国債先物取引の場合、現在は、クーポン・レートが6%、償還期限10年の架空の国債を標準物としています。

⑤「受渡適格銘柄」とは、長期国債先物取引の場合、受渡決済期日において残存7年以上11年未満となる10年利付国債となります。

⑥例えば、先物価格が150円、受渡適格銘柄の交換比率が0.72の場合の受渡価格は、108円（150円×0.72）となります。

⑦令和2年3月末時点においては、残存期間が最短（7年程度）の銘柄が最割安銘柄となっています。

(図2-18) 国債先物取引の概要

	中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引	ミニ長期国債先物取引																									
市場開設日	平成8年2月16日	昭和60年10月19日	昭和63年7月8日 (平成14年9月10日～平成26年4月4日休止) 平成26年4月7日取引再開	平成21年3月23日																									
取引対象	中期国債標準物 (3%、5年)	長期国債標準物 (6%、10年)	超長期国債標準物 (3%、20年)	長期国債標準物の価格																									
受渡適格銘柄	残存4年以上5年3か月未満の5年利付国債	残存7年以上11年未満の10年利付国債	残存19年3か月以上21年未満の20年利付国債	—																									
立会時間	＜午前立会＞ オープニング : 8:45 レギュラー・セッション : 8:45～11:00 クロージング : 11:02 ＜午後立会＞ オープニング : 12:30 レギュラー・セッション : 12:30～15:00 クロージング : 15:02 ＜夜間立会＞ オープニング : 15:30 レギュラー・セッション : 15:30～翌5:25 クロージング : 翌5:30 ※1: オープニングで取引が成立しない場合、レギュラー・セッションに移行 ※2: クロージングで取引が成立しない場合、ザラ場引け																												
限月取引	3月、6月、9月、12月の3限月取引																												
取引最終日	受渡決済期日の5日前(休業日を除外する) ※受渡決済期日は、各限月の20日(休業日の場合は繰下げ)			同一限月の長期国債先物取引における取引最終日の前日(休業日を除外する) ※最終決済期日は、取引最終日の翌々日(休業日の場合は繰下げ)																									
取引単位	額面1億円			10万円で長期国債標準物の価格の数値を乗じて得た額																									
呼値の単位	額面100円につき1銭			0.5銭																									
値幅制限	(1) 制限値幅: 定期的な見直しは実施せず、取引対象が同一の商品ごとに以下の値を適用する <table> <tr> <th></th><th>中期国債先物取引</th><th>長期国債先物取引</th><th>超長期国債先物取引</th><th>ミニ長期国債先物取引</th></tr> <tr> <td>通常値幅</td><td colspan="2">上下2.00円</td><td>上下4.00円</td><td>上下2.00円</td></tr> <tr> <td>最大値幅</td><td colspan="2">上下3.00円</td><td>上下6.00円</td><td>上下3.00円</td></tr> </table> ※制限値幅は、1回のみ拡大(該当方向のみ) (2) 即時約定可能値幅 (☞①) <table> <tr> <th></th><th>中期国債先物取引</th><th>長期国債先物取引</th><th>超長期国債先物取引</th><th>ミニ長期国債先物取引</th></tr> <tr> <td>直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下10銭</td><td colspan="2"></td><td>直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下30銭</td><td>直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下10銭</td></tr> </table>					中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引	ミニ長期国債先物取引	通常値幅	上下2.00円		上下4.00円	上下2.00円	最大値幅	上下3.00円		上下6.00円	上下3.00円		中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引	ミニ長期国債先物取引	直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下10銭			直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下30銭	直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下10銭
	中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引	ミニ長期国債先物取引																									
通常値幅	上下2.00円		上下4.00円	上下2.00円																									
最大値幅	上下3.00円		上下6.00円	上下3.00円																									
	中期国債先物取引	長期国債先物取引	超長期国債先物取引	ミニ長期国債先物取引																									
直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下10銭			直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下30銭	直近の最良気配の仲値または直近約定値段を中心に上下10銭																									
サーキットブレーカー	中心限月取引(ミニ長期国債先物取引を除く)において、制限値幅の上限(下限)値段に買(売)呼値が提示され(約定を含む)、その後、1分間に当該値段から即時約定可能値幅の範囲外の値段で取引が成立しない場合には、取引(ミニ長期国債先物取引を含む)を一時中断し、制限値幅の上限(下限)を拡大します。(☞②)																												
ストラテジー取引	あり(カレンダー・スプレッド(☞③))																												
J-NET取引(☞④)	あり(呼値の単位: 0.0001円、最低取引単位: 1単位)																												
清算数値	当該取引日の立会(夜間取引を除く)における最終約定値段等 ※必要な場合は、上記に関わらず株式会社日本証券クリアリング機構(JSCC)が適当と認める数値に修正			長期国債先物(ラージ)の同一限月の清算値段																									
証拠金	SPAN®(☞⑤)を利用して計算(他の国債先物・国債先物オプション取引との間におけるリスク相殺を認める)																												
決済方法	1. 転売または買戻し 2. 最終決済(受渡決済)			1. 転売または買戻し 2. 最終決済(最終清算数値による決済)																									
決済物件の受渡し	受渡しに供する国債の銘柄は渡方(売方)の任意			—																									
ギブアップ(☞⑥)	利用可能																												
建玉移管(☞⑦)	利用可能																												

(☞①) 誤発注等による価格急変の防止の観点から、直前の基準となる値段から所定の値幅を超える約定が発生する注文が発注された場合に、当該銘柄の取引の一時中断を行う制度(これを即時約定可能値幅制度といいます。)を導入しています。

(☞②) 例外ケース

- 日中(午後)立会又は夜間立会のレギュラー・セッションの終了時刻から20分前以降に発動条件に該当した場合
- 呼値の制限値幅の最大値幅まで拡大した後に、再度発動基準に該当した場合
- 取引状況等を勘案して取引の一時中断を行うことが適当でないと大阪取引所が認める場合

(☞③) カレンダー・スプレッド取引とは、異なる2つの限月取引、具体的には、期近限月取引と期先限月取引、例えば、3月限月と6月限月の2つの取引の間の価格差を呼値として取引を行い、1つの取引で、2つの限月取引について、同時に売りと買いの反対のポジションを成立させることができる取引を指します。

(☞④) J-NET取引は、競争売買市場から独立したJ-NET市場において行う、立会によらない先物・オプションをいいます。

(☞⑤) SPAN®は、Chicago Mercantile Exchange (CME) が開発した証拠金計算方法です。

(☞⑥) ギブアップ制度とは、顧客が、注文を委託した取引参加者と異なる取引参加者との間で決済関連業務(先物取引の決済時における差金、オプション取引代金及び証拠金等の授受)を行う制度です。

(☞⑦) 建玉移管制度とは、移管元清算参加者(未決済約定の引継ぎ元の清算参加者)が、先物・オプション取引に係る未決済約定(建玉)について、JSCCの承認を条件として、移管先清算参加者(移管元清算参加者から未決済約定を引き継ぐ清算参加者)に引き継がせることを認める制度です。

(出所) 大阪取引所、JSCC

3 債務管理制度

(1) 減債制度

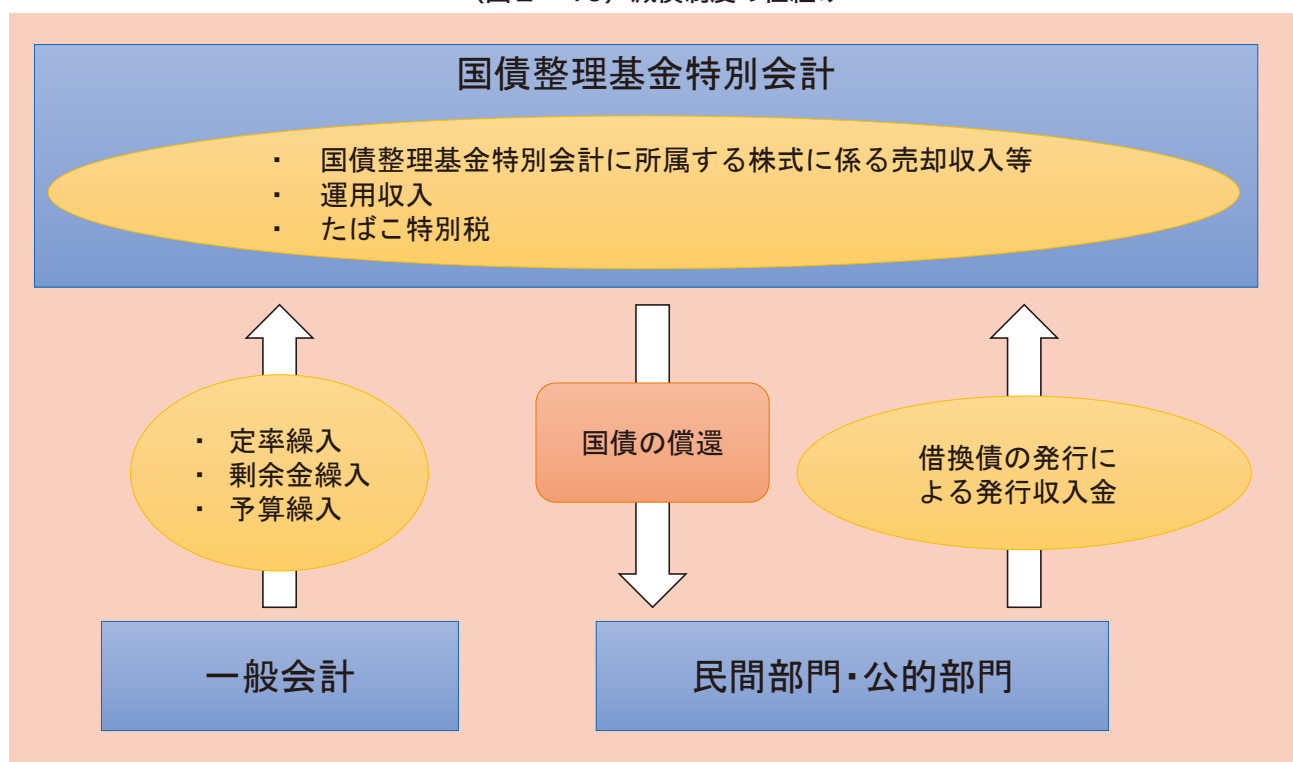
一般会計及び特別会計で発行される全ての国債の償還は、国債整理基金を通じて行われます。

我が国では、国債の償還を確実に行うため、一定のルールの下、各会計から国債整理基金特別会計に償還財源の繰入れを行う仕組みになっています。また、国債整理基金には、国債整理基金特別会計において発行する借換債の発行収入金や国債整理基金特別会計に所属する政府保有株式の売却収入なども、償還財源として受け入れられます。

すなわち、国債の償還財源は全て国債整理基金に受け入れられ、蓄積され、支出される仕組みになっているということです。

以下では、国債の発行根拠法ごとに償還方法、償還財源について解説した後、国債整理基金特別会計について解説します。

(図2-19) 減債制度の仕組み



(注1) 一般会計の負担に属する公債等の減債制度です。

(注2) 国債整理基金特別会計に所属する東京地下鉄株式及び日本郵政株式に係る売却収入等は、復興債の償還財源に充てられます。

A 償還方法

国債の償還に当たっては、それぞれの国債の発行根拠法に従って償還のルールが定められています。

a 60年償還ルール（建設国債及び特例国債）

建設国債及び特例国債の償還については、借換債を含め、全体として60年で償還し終えるという、いわゆる「60年償還ルール」の考え方が採られています（①）。これは、各々の国債が償還を迎えた際の償還財源に、定率繰入等による現金と借換債の発行収入金を一定の基準に基づいて充てる仕組みで運用されています。なお、特例国債の償還については、その発行根拠法において、「速やかな減債に努めるものとする」とされています。

下記の図は、具体的な算出方法を説明したものです。

例えば、ある年度に600億円の国債を全て10年固定利付国債で発行したとすれば、10年（＝60年の1／6）後の満期到来時には、100億円（＝600億円の1／6）を現金償還（②）し、残りの500億円は借換債を発行します。この借換債も10年固定利付国債で発行したとすれば、さらにその10年後には再び当初発行額600億円の1／6である100億円を現金償還し、残りの400億円は再び借換債を発行します。これを繰り返していくと、当初の発行から60年後には国債は全て現金償還されることになります。

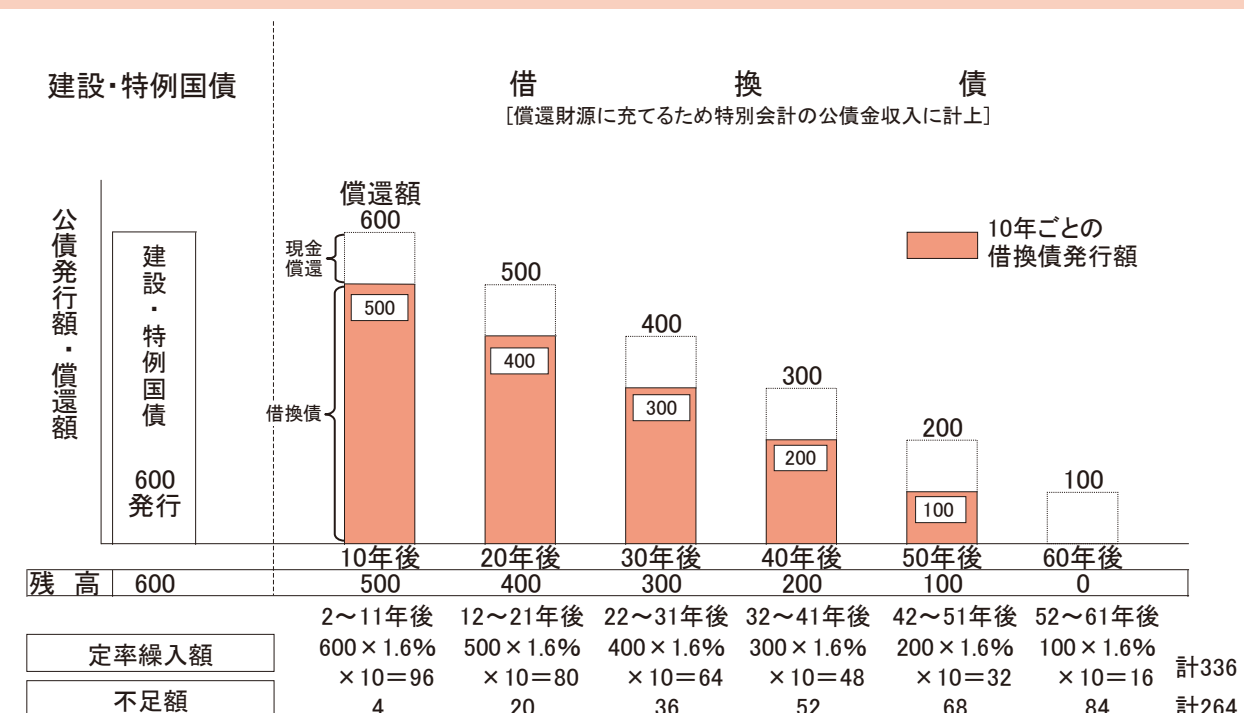
なお、下記の図のように、毎年度の定率繰入額は前年度期首の国債発行残高から算出されるため、国債発行残高の減少に伴って減少し、定率繰入だけでは現金償還額が手当てできません。このため、剰余金繰入や予算繰入、株式の売却収入等の財源を補完的に組み合わせて現金償還することになります。

①戦後の国債発行に際して、建設国債の見合資産（政府が公共事業などを通じて建設した建築物など）の平均的な効用発揮期間が概ね60年であることから、この期間内に現金償還を終了するという考え方で採用されたものです。

また、この考え方から、毎年度の定率繰入の繰入率がほぼ60分の1に相当する100分の1.6とされています。

②この場合の現金償還とは、公債の償還に当たってその財源調達を借換債発行という手段によらないことをいいます。なお、国債の個々の保有者に対しては、満期時には、必ず現金で償還されます。

（図2－20）借換債による公債償還の仕組み「60年償還ルール」



b 復興債の償還方法

復興債については、借換債を含め、全体として令和19年度までに償還することとしています。復興債の償還に60年償還ルールが適用されないのは、「東日本大震災からの復興の基本方針」において、復興のための財源については、「次の世代に負担を先送りすることなく、今を生きる世代全体で連帯し負担を分かち合う」こととされており、特定の償還財源が確保されているためです。

具体的には、各年度に償還を迎える復興債（借換債の復興債分を含みます。）のうち、復興特別税収等を財源に、東日本大震災復興特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられる金額や、国債整理基金特別会計に所属する株式の売却収入等に相当する額については現金償還を行い、それを超える部分については借換債を発行します。毎年度、現金償還と借換えを繰り返しながら、令和19年度までに全体として償還を終了させます。

c その他の国債の償還方法

これらと異なる償還方法の普通国債としては、昭和59年度までに発行された特例国債、平成2年度に発行された湾岸特例国債、平成6年度から平成8年度までに発行された減税特例国債並びに平成24年度及び平成25年度に発行された年金特例国債があります。昭和59年度までに発行された特例国債については、当初特例国債の借換えが禁じられていたために60年償還ルールが適用されていませんでした。したがって、昭和59年度までに償還を迎えた分については60年償還ルールが適用されなかったものの（①）、昭和60年度以降に償還を迎えた分については、60年償還ルールが適用されることとなりました。また、湾岸特例国債は平成6年度までの4年間で償還することとされ、実際に平成6年度までに全額償還されています。減税特例国債のうち、20年間で償還することとされている分（②）については、平成29年度までに全額償還されています。年金特例国債は、その借換債も含め、全体として令和15年度までに償還することとしています。

このほか財投債の償還は、租税などで賄われる普通国債と異なり、財政融資資金の貸付回収金によって賄われており、毎年度の償還に必要な金額を財政投融資特別会計から国債整理基金特別会計に繰り入れ、償還を行っています。

① 昭和59年度に償還を迎えた分については、60年償還ルールに基づき借換えを行うことが可能でしたが、全額現金償還され、60年償還ルールは適用されませんでした。

② 平成6年度から平成8年度にかけて実施した所得税の特別減税等（法人特別税及び自動車消費税の廃止を除く。）に伴い発行された減税特例国債については、平成10年度から平成29年度の20年間で償還されています。

B 償還財源

国債の償還財源については、それぞれの国債の発行根拠法により定められています。ここでは現金償還に充てられる財源について解説します。

a 建設国債及び特例国債の償還財源**① 一般会計からの繰入れ**

一般会計から国債整理基金特別会計へ繰り入れられる償還財源には、次の3つがあります。

i 定率繰入（前年度期首国債総額の100分の1.6）

定率繰入は、「特別会計に関する法律」第42条第2項に基づく繰入れです。具体的には、60年償還ルールに基づき、前年度期首における国債総額（額面金額による残高ベース）の100分の1.6に相当する金額が、一般会計から国債整理基金特別会計に繰り入れられます。なお、定率繰入の対象は、一般会計の

負担に属する公債（建設国債及び特例国債（年金特例国債を除く））及び借入金（一時借入金等を除く）、並びにこれの借換債に限り（☞）。

ii 剰余金繰入（一般会計における決算上の剰余金の2分の1以上）

一般会計における決算上の剰余金が発生した場合は、「財政法」第6条第1項により、その2分の1を下らない金額が発生した年度の翌々年度までに国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています（☞）。

iii 予算繰入（必要に応じて予算で定める額）

上記のほか、国債の償還に支障のないよう、「特別会計に関する法律」第42条第5項により、必要に応じて予算で定める金額を国債整理基金特別会計に繰り入れることとされています。

② その他

i 国債整理基金特別会計に所属する株式に係る売却収入等

政府が保有する株式のうち国債整理基金特別会計に所属することとなった株式については、その売却収入や配当金収入を国債の償還財源に充ててきました。

これまで、昭和60年度に日本電信電話株式会社（NTT）の株式・日本たばこ産業株式会社（JT）の株式が、平成10年度に帝都高速度交通営団への出資持分（☞）が、平成19年度に日本郵政株式会社の株式が、それぞれ国債の償還財源に充てるために国債整理基金特別会計において保有されることになりました。なお、NTT株式は平成17年9月に、JT株式（当初保有分）は平成16年6月に全て売却を完了しています。また、現在国債整理基金特別会計に所属している株式（復興財源確保法により新たに所属することとなった株式を含む）の売却収入については、復興債の償還財源に充てることとされています。

ii 運用収入

国債整理基金は国債の保有又は財政融資資金への預託によって運用することができるとされています。その運用に当たっては、大量の償還・借換えを確実かつ円滑に遂行するために、相当程度の流動性を確保する必要があることなどへの配慮も踏まえつつ、効率的運用を図っています。そこから生じた運用益は、国債整理基金特別会計の所属として整理され、その歳入に計上されます。

b 復興債の償還財源

① 復興特別税収

東日本大震災からの復旧・復興のための財源に係る税制措置として、所得税額及び法人税額に対する時限的な付加税である復興特別税（復興特別所得税及び復興特別法人税）が創設されました。

具体的には、復興特別所得税は、平成25年1月から令和19年12月までの時限的な措置であり、所得税額に対する2.1%の付加税が創設されています。一方、復興特別法人税は、平成24年度から平成26年度までの時限措置として、法人税額に対する10%の付加税として創設されましたが、平成26年度税制改正により、足元の企業収益を賃金の上昇につなげていくきっかけとするため、1年間前倒しして終了しました。

☞ 割引国債については、定率繰入の計算上、発行価格を額面金額とみなすこととされ（「特別会計に関する法律」第42条第3項）、割引国債の発行価格と額面金額との差減額（いわゆる償還差益相当額分）については、定率繰入とは別に、差減額を償還年限で除した金額を毎年度繰り入れることとにしています（発行差減額繰入、「特別会計に関する法律」第42条第4項）。

☞ 復興財源確保法の附則において、平成23年度から平成27年度までの間は、復興債の償還財源に優先して充てるよう努めることとされていました。

☞ 帝都高速度交通営団（以下「営団」といいます。）が平成16年4月に民営化し東京地下鉄株式会社となり、営団への出資持分に応じた数量の株式が政府に無償譲渡されたことから、現在は出資持分ではなく株式となっています。

② 税外収入に係る措置

i 財政投融资特別会計の積立金等の活用

財政投融资特別会計財政融資資金勘定の積立金については、平成24年度から平成27年度まで、また、同会計投資勘定の資産からの収入については、平成28年度から令和4年度まで、各年度の予算をもって定める額を復興債の償還財源に充てることができることとされています。

ii 政府保有株式の売却収入

国債整理基金特別会計に所属するJT株式（政府保有義務分を除く（☞①））、東京地下鉄株式会社の株式（☞②）及び日本郵政株式会社の株式（政府保有義務分を除く（☞③））については、令和9年度までに生じたその売却収入を復興債の償還財源に充てることとされています。

③ 決算剰余金の活用

復興財源確保法の附則において、平成23年度から平成27年度までの間の各年度の一般会計歳入歳出の決算上の剰余金を公債又は借入金の償還財源に充てる場合においては、復興債の償還財源に優先して充てるよう努めることとされていました。

c その他の国債の償還財源

① たばこ特別税収

たばこ特別税は、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務を一般会計に承継させることに伴い、一般会計の負担増に対応するため、「一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律」に基づき創設されました。その税収は直接国債整理基金特別会計に組み入れられ、国鉄清算事業団の長期債務及び国有林野事業の累積債務の元利払いに充てられています。

② その他

普通国債のうち、年金特例国債の償還については、消費税法改正法の施行による平成26年度以降の消費税の増収分を充てることとされています。

このほか、財投債の償還財源については、財政融資資金の貸付回収金を充てることとされています。

C 国債整理基金特別会計の役割

国債整理基金特別会計は、一般会計において発行された国債を中心に、国全体の債務の整理状況を明らかにすることを目的とした整理区分会計であり、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として国債の償還及び利子等の支払いを行っている特別会計です。

また、国債整理基金特別会計に、定率繰入等の形で各会計から繰り入れられた資金の一部は、普通国債等の償還財源である国債整理基金として積み立てられており、国債整理基金は「減債基金」の役割を担っています。

☞①復興財源確保法により、JT株式の政府保有義務が発行済み株式総数の2分の1以上から3分の1超へ引き下げられたことから、政府は、平成25年2～3月にかけて売却可能部分（6分の1）を売却しました。（ネット売却収入は約9,734億円）。

☞②政府は、発行済み株式総数の53.4%を保有しています（令和2年3月末時点）。

☞③平成27年11月及び同年12月に合計約8.8億株を売却（ネット売却収入は約14,110億円）、平成29年9月に約10.6億株を売却（ネット売却収入は約13,985億円）。政府は、発行済み株式総数の56.9%を保有しています（令和2年3月末時点）。また、政府は、発行済み株式総数の3分の1超を保有していなければならないとされています。

参照:財務省「財政投融资リポート」

b 特会法の改正

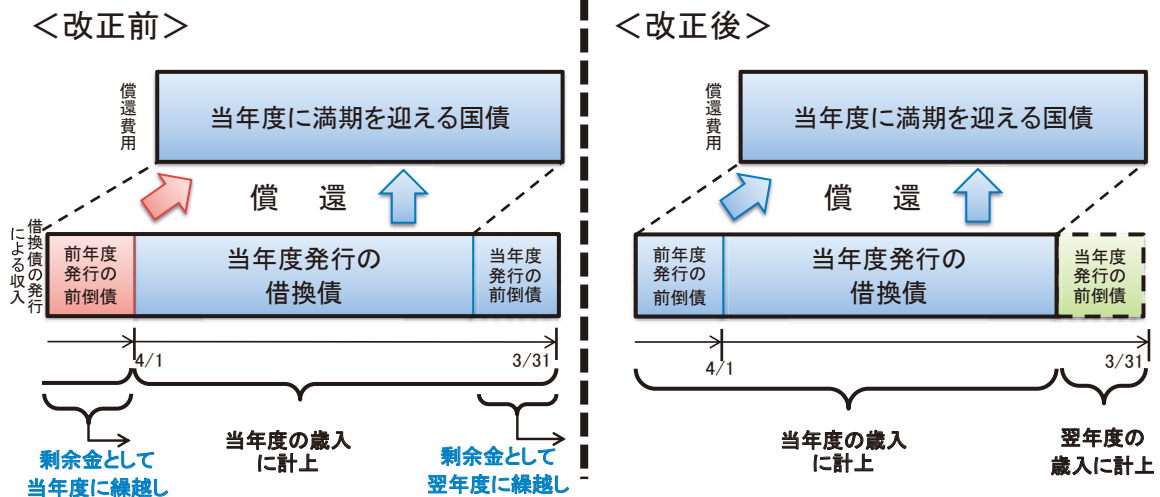
参照:第1章(1)A(参考)
「前倒債(借換債の前倒し
発行)について」(P37)

平成25年6月5日にまとめられた「特別会計改革に関するとりまとめ」(行政改革推進会議)を踏まえ、平成25年10月25日に「特別会計に関する法律等の一部を改正する等の法律案」を国会に提出し、同年11月15日に成立しました。この改正により、平成26年度予算から、

- ① 前倒債の発行による収入額は、発行年度の歳入に計上した上で翌年度に剰余金として繰り越すのではなく、発行年度の歳入には計上せずに翌年度の歳入に計上し、
- ② 事務取扱費を一般会計に移管することとしました。

(図2-22) 特会法改正による国債整理基金特別会計の変更点

1. 前倒債発行収入金の翌年度歳入化



2. 事務取扱費の一般会計への移管

(2) 流動性供給入札

流動性供給入札は、過去に発行した国債を追加発行するもので、構造的に流動性が不足している銘柄や、需要の高まり等により一時的に流動性が不足している銘柄を追加発行し、国債取引の円滑化及び国債市場の歪みの是正を図ることで、国債市場の流動性を維持・向上させるとともに、国債市場の安定化を通じて調達コストを抑制することを目的としています。

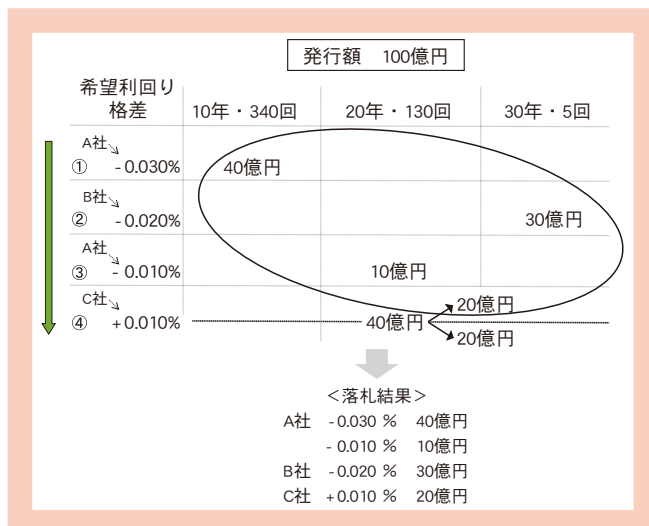
入札方式は、国債市場特別参加者のみを入札参加者とする希望利回り格差・コンベンショナル方式を採用しています。この方式では、発行対象国債の銘柄ごとに、希望する利回りから基準利回り（㊦①）を差し引いた値（希望利回り格差（㊦②））及び応募額を入札します。原則として、銘柄の別を問わず、各申込みのうち希望利回り格差の小さいもの（㊦③）からその応募額を落札対象として順次割り当てて、発行予定額に達するまでの額を落札することとしています（図2-23）。

㊦①基準利回りとは、入札日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りのことをいいます。

㊦②希望利回り格差は、プラス、マイナスのいずれの値をとることもありえます。例えば、希望する利回りが1.030%、基準利回りが1.000%の場合、希望利回り格差は+0.030%となります。一方、希望する利回りが0.970%、基準利回りが1.000%の場合、希望利回り格差は-0.030%となります。

㊦③希望利回り格差がプラスの値をとる場合は、その絶対値が小さいもの、希望利回り格差がマイナスの値をとる場合は、その絶対値が大きいもの。

（図2-23）流動性供給入札の入札方式のイメージ図



本入札は、平成18年4月、発行当初の規模が特に小さく構造的に流動性が不足している残存11～16年の20年債のみを対象として、月1,000億円（月1回）の規模で開始しました。その後、リーマン・ショック後の国債市場の流動性の著しい低下への対応等として対象銘柄や発行額・回数を段階的に拡大し（図2-24）、現在は、残存1～5年、5～15.5年、15.5～39年の3ゾーンに分け、新発債以外の2～40年債の全銘柄（㊦④）を対象銘柄として実施しています。

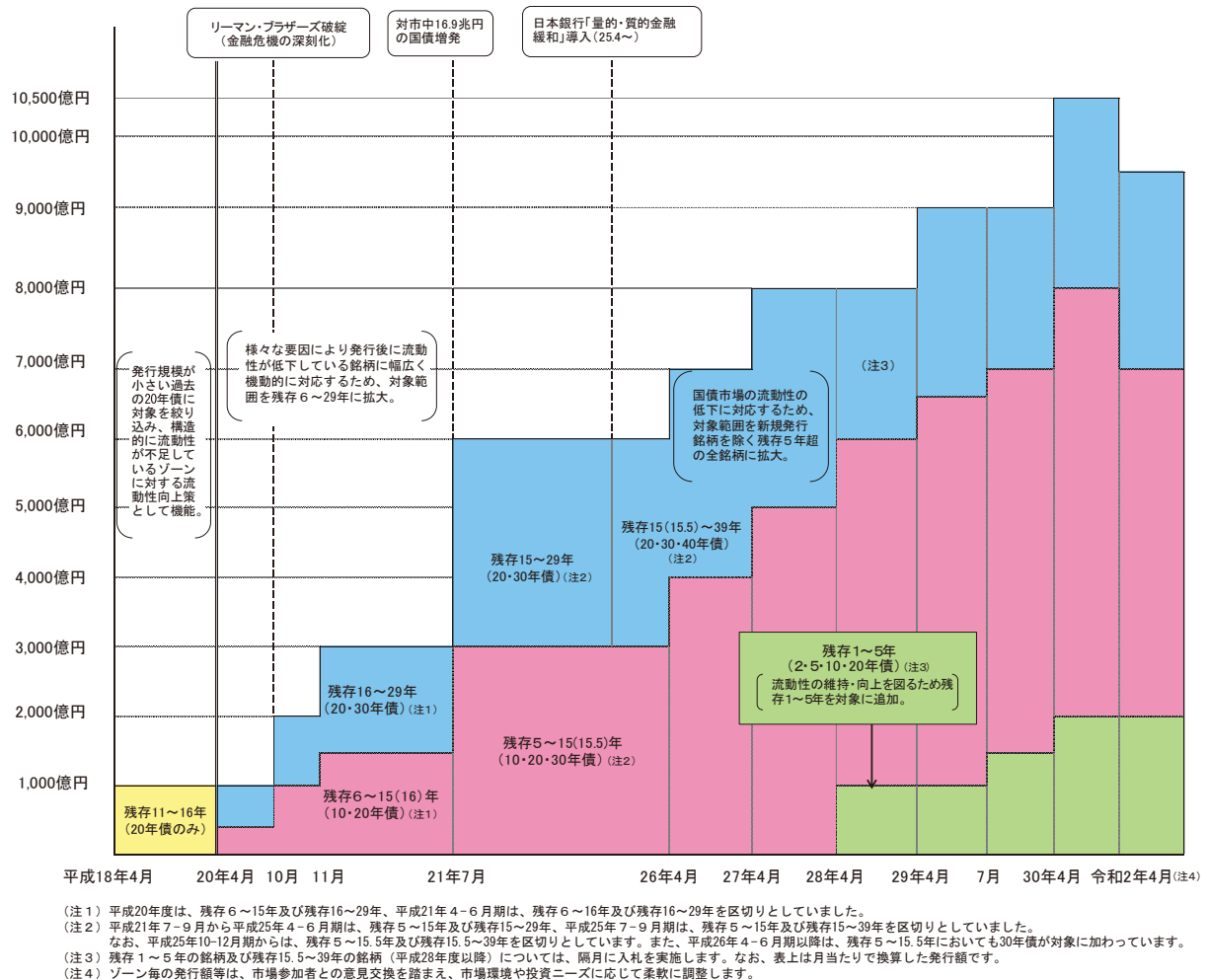
令和2年度国債発行計画では、市場のニーズが低下している残存5～15.5年を前年度比で▲1.2兆円減額し、総額11.4兆円で実施することとしています。具体的には、残存1～5年の2・5・10・20年債は2.4兆円、残存5～15.5年の10・20・30年債は6.0兆円、残存15.5～39年の20・30・40年債は3.0兆円で実施することを想定し、透明性向上の観点からゾーン毎の発行予定額も併せて公表しています。ただし、実際のゾーン毎の発行額等は、市場参加者との意見交換を踏まえ、市場の環境やニーズに応じて柔軟に調整することとしています。

令和2年4～6月期における流動性供給入札の実施額については、国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会での議論を経て、残存5～15.5年の10・20・30

㊦④ただし、入札月の初日時点において流動性供給入札以外（リオープン発行を含み、新型窓口販売を除きます）による発行が終了した新発債に限り、対象銘柄に含みます。

年債を毎月5,000億円、残存15.5～39年の20・30・40年債を4月及び6月に5,000億円、残存1～5年の2・5・10・20年債を5月に4,000億円としたところです。

(図2-24) 流動性供給入札の発行額等の推移



(3) 買入消却

買入消却とは、国債の発行者である国が、発行済みの国債について、その償還期限の到来前に売却の意思を有する保有者との間で合意した価格でこれを買入れ、消却することで債務を消滅させることをいいます（☞①）。

市場からの買入消却の入札方式については、当局が事前に買入予定額を明らかにした上で、国債市場特別参加者を入札参加者とする希望価格較差・コンベンショナル方式を採用しています。この方式では、買入対象国債の銘柄ごとに、希望する価格から基準価格（☞②）を差し引いた値（希望価格較差（☞③））及び応募額を入札します。原則として各申込みのうち希望価格較差の小さいもの（☞④）からその応募額を買入対象として順次割り当てて、買入予定額に達するまで買入れることとしています。

従来、国債の買入消却は、相続税法に基づき国に国債が物納された場合や、公職選挙法に基づき立候補者が国に供託した国債が落選とともに没収された場合などに限って実施されてきましたが、平成14年6月に国債証券買入銷却法を改正するなど制度面を整備し、平成15年2月からは、発行当局側のニーズからも機動的に実施しています。

具体的には、平成20年度に集中していた国債の満期償還の平準化や、財政投融資特別会計からの繰入れを原資とした債務残高の圧縮など、債務管理上の特別の目的に応じて実施したものもありました。さらに、平成20年度下期からは、リーマン・ショック後に国債市場の流動性が著しく低下した状況において、15年変動利付国債及び旧物価連動国債（平成20年8月以前に発行された元本保証の付されていない銘柄）について、需給バランスの是正による流動性の下支えを目的として実施してきました。

平成25年10月の物価連動国債（平成25年10月以降に発行された元本保証の付された銘柄）の発行時には、既発債から新発債への乗換え需要に応えるため、物価連動国債発行額を上限として旧物価連動国債の追加的な買入れ（追加買入消却）を平成27年1月まで実施しました。

平成27年度においては、国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会での議論を経て、売却ニーズが減退した旧物価連動国債の買入消却を実施しないこととしました。

平成28年度においては、国債市場特別参加者会合及び国債投資家懇談会での議論を経て、売却ニーズが減退した15年変動利付国債の買入消却を一時休止する一方、物価連動国債については、恒常的な需給の不均衡が生じているという見方や、流動性プレミアムが拡大しているといった指摘を踏まえ、需給改善や流動性向上を目的として、買入消却を開始しました。

令和元年10月からは、国債市場特別参加者会合での議論を経て、それまで隔月で実施していた物価連動国債の買入消却を毎月実施することとしました。また、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、国債市場の流動性が大きく低下する中、物価連動国債の需給が不安定な状況が続きました。このため、令和2年3月に、3,000億円の追加の買入れを実施しました。

令和2年度における買入消却については、市場の状況や市場参加者との意見交換も踏まえ、必要に応じて実施することとしています。物価連動国債については、買入消却の継続を希望する意見が多く聞かれています。物価連動国債市場を育成していくことは、今後の国債管理政策上の重要な課題と考えていることから、市場の状況も踏まえ、令和2年4～6月期の買入予定額は、合計1,500億円としたところです。

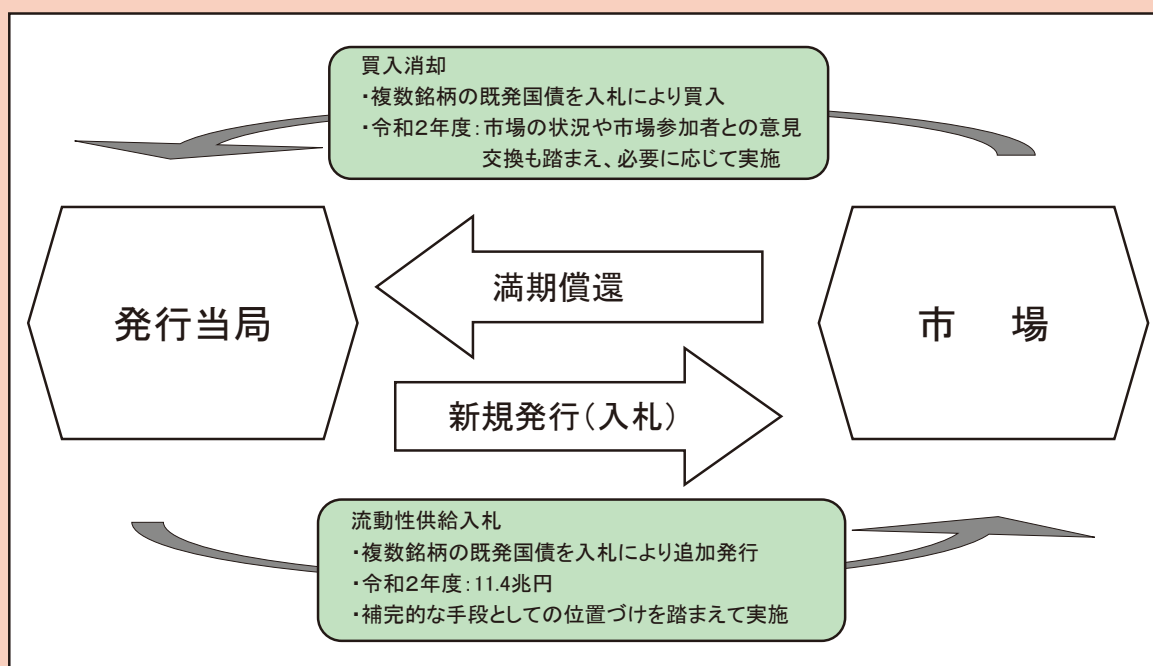
☞①同じく償還期限前に債務を消滅させる手段である繰上償還は、その償還期限の到来前に国の任意で原則として額面金額で償還する点で、買入消却とは異なる性格といえます。財務省は、国債の繰上償還を実施することはない旨をホームページ上で明らかにしています。

☞②基準価格とは、入札日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単価のことをいいます。

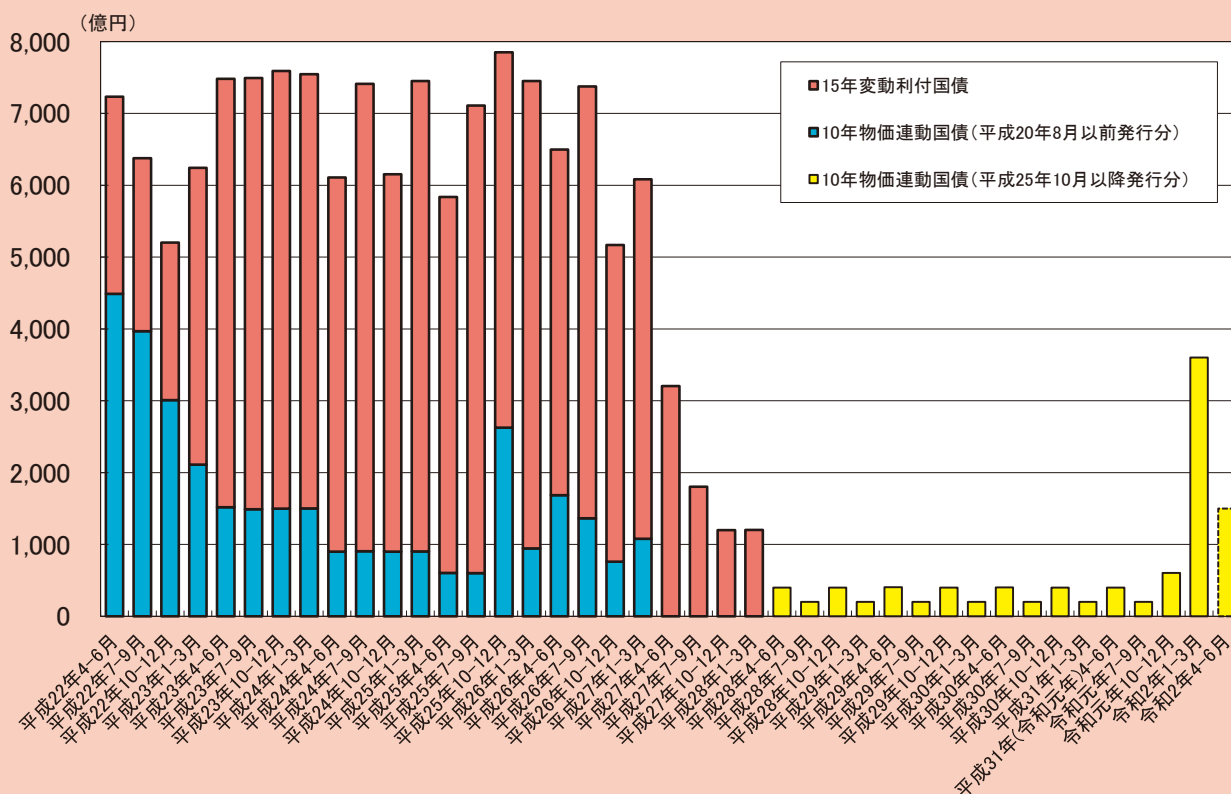
☞③希望価格較差は、プラス、マイナスのいずれの値をとることもありえます。例えば、基準価格が101.00円、希望する価格が101.30円の場合、希望価格較差は+0.30円となります。一方、基準価格が101.00円、希望する価格が100.70円の場合、希望価格較差は-0.30円となります。

☞④希望価格較差がプラスの値をとる場合は、その絶対値が小さいもの、希望価格較差がマイナスの値をとる場合は、その絶対値が大きいもの。

(図2-25) 流動性供給入札及び買入消却の仕組み



(図2-26) 買入消却の推移



(注) 金額は実績。令和2年4-6月は計画額。

(4) スワップ取引

金利スワップ取引とは、異なる種類の金利（例えば変動金利と固定金利）の支払いを一定期間にわたって交換する取引のことです。

国債にかかる金利スワップ取引については、平成14年6月の国債整理基金特別会計法改正により実施可能となり、「国債管理政策の新たな展開」（平成15年12月発表）において、「スワップ取引（平成17年度から開始）の活用等により、金利変動リスク等の管理の観点から残存年限の調整等を図る」とされました。

こうした点を踏まえ、システム整備等を進め、国債市場特別参加者を中心とした取引相手とISDA（International Swaps and Derivatives Association, Inc.：国際スワップ・デリバティブズ協会）の指針に基づく基本契約を締結し、平成18年2月より、取引を開始しました。また、取引実績については、半期ごと（4月及び10月）に財務省ホームページで公表しています。

なお、平成21年度下期以降は、新規取引を実施していません。

(5) 市場との対話

財務省理財局は、国債の安定的な消化や、市場の流動性維持・向上のための施策を的確に実施していくため、次に掲げる意見交換の場をはじめとする様々な局面を通じて、市場との対話を一層強化し、国債管理政策に対する信頼を高めていく方針です。

A 国の債務管理の在り方に関する懇談会

中長期的な視点から、国債管理政策を中心とする国の債務管理について、高い識見を有する民間の方々等から御意見や御助言をいただくため、平成16年11月以降、国の債務管理の在り方に関する懇談会を開催しています。

これまで、「国債管理政策の現状と課題-論点整理-」（平成21年12月16日）及び「議論の整理」（平成26年6月18日）を取りまとめたほか、国債を巡る外部環境として、財政の現状や金融政策・金融規制を巡る動き等について幅広く議論を行っています。

B 国債市場特別参加者会合

平成16年10月の国債市場特別参加者制度の導入以降、国債市場特別参加者との間で国債市場に関する重要事項について意見交換を行うことを目的として、国債市場特別参加者会合を開催しています。

例年、流動性供給入札・買入消却の実施方法や国債市場の動向等を議題として、四半期ごとに当会合を開催するほか、国債発行計画の策定・見直しに当たって市場参加者の意見を聴く機会として当会合を開催しています。

C 国債投資家懇談会

国債の「投資家」と直接かつ継続的に意見交換を行う場として、平成14年4月から国債投資家懇談会を開催しています。この懇談会には、銀行や保険会社など主要な機関投資家が参加しています。

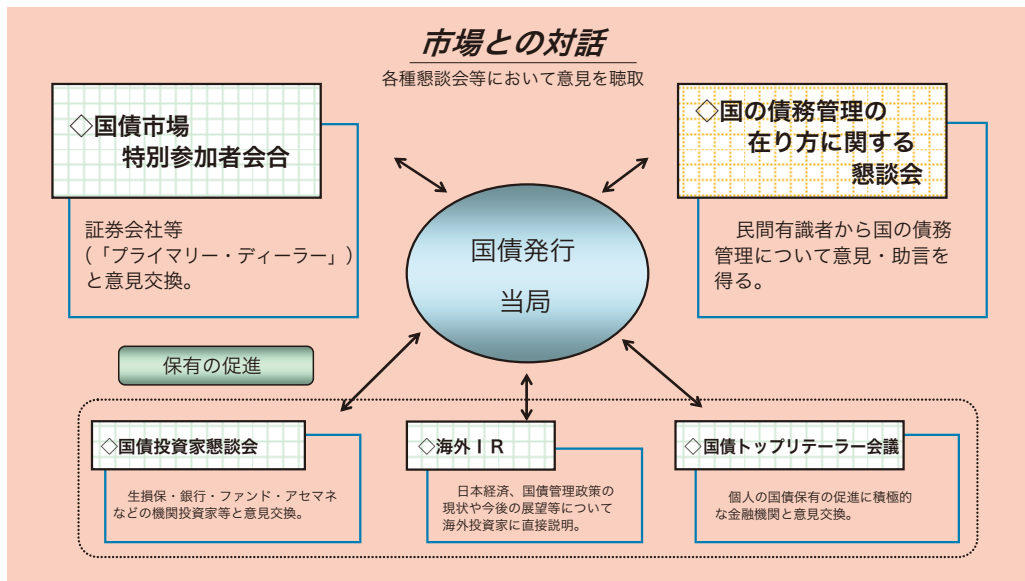
例年、主に、国債発行計画の策定・見直しに当たって投資家の意見を聴く機会として当懇談会を開催しています。

D 国債トップリテラー会議

個人の国債保有を促進する観点から、個人向け国債の募集取扱を積極的に行っている金融機関の実績や取組を評価するとともに、個人に対する国債販売を更に推進するため、取扱機関と当局との間で意見を交換する場として、平成19年6月から国債トップリテラー会議を開催しています。

平成19年6月に第1回の会議を開催後、概ね年1～2回開催しています。また半期毎に個人向け国債及び新窓販国債の業態毎販売上位機関を公表しています。

(図2-27) 市場との対話



コラム7 国債市場の流動性

① 近年の国債市場の流動性の状況と対応について

流動性とは、市場における売買のしやすさのことで、一般的に「売買したい量を、その時々市場価格に近い値で速やかに売買できる状態」であれば、高い流動性があるとされます。流動性が低い場合、大量に売買しようとする、その売り注文や買い注文自身が相場を動かしてしまい、注文前の市場価格よりも安い価格でしか売れ（高い価格でしか買え）なかったり、そもそも大量の売買ができなかったりすることになってしまいます。流動性を高めていくことは、国債市場にとっても重要な課題で、国債市場特別参加者等の金融機関や投資家の取引活動を通じ、市場の自律的な機能によって維持・向上されていくことが期待されます。発行当局としても、中長期的な資金調達コストの抑制等に資すると考えられることから、市場参加者と緊密に意見交換を行い、流動性供給入札の適切な実施等により、国債市場の流動性の維持・向上に努めています。

平成25年4月の日本銀行による大規模な金融緩和導入以降、国債の買入が継続して行われ、同行が保有する国債は、足元では発行残高の45%を超える規模となっています（第1編4「保有者層の多様化」参照（P26））。また、平成28年9月の「イールドカーブ・コントロール」の導入後、国債価格の変動が極めて小さなものとなりました。それらの結果として、日本銀行が多くを保有する一部の銘柄の調達が困難になる、あるいは価格変動の縮小により取引量が減少する等、市場関係者からは国債市場の流動性低下を懸念する声が聞かれるようになりました。

こうした中、発行当局としては、流動性供給入札の拡充等の対応を実施してきました（図c7-1）。また、日本銀行は「強力な金融緩和継続のための枠組み強化」（平成30年7月）を決定（注）、さらに、国債買入オペや国債補完供給に係る対応措置を講じました。こうした措置によって、市場参加者からは、「国債市場のボラティリティが過度に低い状況からは回復し、チーペスト周辺銘柄の需給の引き締めも改善された」との声が聞かれるようになりました。

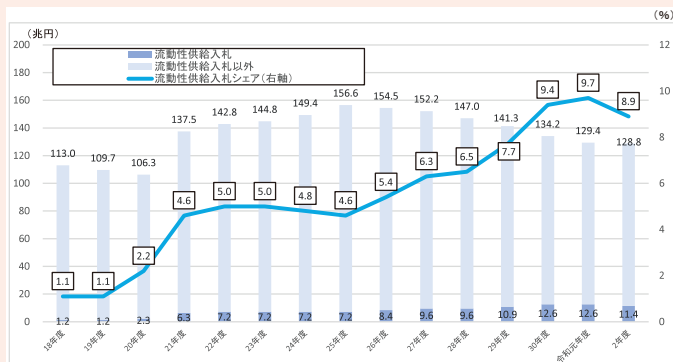
（注）「金利は、経済・物価情勢等に応じてある程度変動しうるもの」とし、黒田日銀総裁は、その後の記者会見にて「概ね±0.1%の上下倍程度に変動しうる」と発言しました。

② 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について

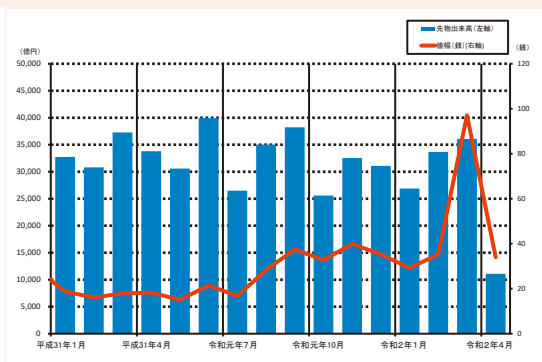
令和2年度末には、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受けて金融環境が急速に悪化し、不安定な相場展開となったため、市場参加者のリスク許容度が大きく低下しました。次いで、4月7日に7都府県、16日には全国を対象とする緊急事態宣言が出されて以降は、スプリット勤務や在宅勤務の広がりから市場参加者のリスク許容度が一段と低下し、取引が閑散となる日々が続きました（図c7-2）。

当局としては、引き続き、市場の状況や投資家の動向等を注視しつつ、市場参加者との対話を行いながら、国債市場の流動性を維持・向上し、国債の安定消化に努めています。

（図c7-1）流動性供給入札における発行額の推移 （図c7-2）長期国債先物の出来高と値幅の推移



（注）令和元年度までは補正後ベース、令和2年度は当初ベースの値。
（出所）財務省



（注1）夜間取引を含みます。
（注2）各月における1日当たりの出来高及び値幅の平均値。
（出所）日本取引所グループ

③ 令和2年度の活動予定

令和2年度においては、これまでの「コクサイ先生」に加え、新たなイメージキャラクターとして「個人向け国債の個子ちゃん」が加わります。

「個人向け国債の個子ちゃん」は広告のメインターゲットとする勤労世代の若い女性をイメージしており、「ワタシ向け国債」というキャッチコピーを軸に、SNSの発信をさらに高めるなど、等身大の個子ちゃん自身が個人向け国債の認知や魅力を知っていくことで、若い女性を中心とした方々に、一緒に個人向け国債を知ってってもらうような広告展開を予定しています。

(図c8-3) 新キャラクターの「個人向け国債の個子ちゃん」



(図c8-4) ポスター・パンフレット



4 税制

国債の保有に関係する税制は、個人や法人、金融機関、非居住者、外国法人などの保有主体や、その保有する国債の種類に応じて制度が異なります。

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、国債の保有を促進する観点から、国内金融機関や一定の事業法人などのほか、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で利子等を非課税とする措置が講じられています（☞）。

（1）個人（居住者）

A 利付国債

利付国債の利子、譲渡益及び償還差益については、税率20%（所得税15%、地方税5%）（☞）の申告分離課税の対象となっており、これらの所得間及び上場株式等の所得との損益通算が可能です。

なお、利払時に支払われる利子に対して、源泉徴収が行われます。

また、障害者の方などについては、国債の利子所得が非課税の扱いとなる「障害者等のマル優制度」や「障害者等の特別マル優制度」の適用があります。

B 国庫短期証券・ストリップス債

国庫短期証券及びストリップス債（分離元本振替国債、分離利息振替国債）の譲渡益及び償還差益については、税率20%（所得税15%、地方税5%）（☞）の申告分離課税の対象となっており、これらの所得間及び上場株式等の所得との損益通算が可能です。

なお、償還時に、償還金に係る差益金額に対して源泉徴収が行われます。

○ 個人の方の課税制度については（図2-28）をご覧ください。

☞ 税に関するご相談は、財務省では対応しておりません。国税に関するご相談は、最寄りの税務署にお問合せください。なお、お電話を財務省から税務署や電話相談センターにおつなぎすることはできませんのでご注意ください。

☞ 平成25年から令和19年までは、所得税のほかに復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

☞ 平成25年から令和19年までは、所得税のほかに復興特別所得税（原則として所得税額の2.1%）が課されます。

(図2-28) 国債の利子等課税制度(個人)

区分	収益の種類 (所得の種類)	課税関係
利付国債	利子 (利子所得)	○申告分離課税(利払時に源泉徴収) 次のいずれかの選択が可能 ・申告不要(源泉徴収で完結) ・上場株式等に係る配当所得等として申告
		○非課税(障害者等のみ) ・障害者等マル優 (障害者等に対する少額預金の利子所得等の非課税制度) 限度額 額面金額350万円 ・障害者等特別マル優 (障害者等に対する少額公債の利子の非課税制度) 限度額 額面金額350万円
	償還差益 (譲渡所得)	○申告分離課税
	売却益 (譲渡所得)	上場株式等に係る譲渡所得等として申告・納税
割引国債 (国庫短期証券・ストリップス債)	償還差益 (譲渡所得)	○申告分離課税 償還時に差益金額について源泉徴収
	売却益 (譲渡所得)	○申告分離課税 上場株式等に係る譲渡所得等として申告・納税

(注1) 上記の各所得に対する税率は、所得税15%(平成25年から令和19年までは、所得税のほか復興特別所得税(原則として所得税額の2.1%)が課されます。)及び地方税5%となります。

(注2) 上記の各所得間及び上場株式等の所得との損益通算が可能です。

(2) 内国法人

A 利付国債

利付国債の利子、譲渡益及び償還差益については、益金の額に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます(公益社団法人・公益財団法人等は非課税となる場合があります。)

利子については、利払時に源泉徴収が行われます。ただし、銀行などの金融機関、金融商品取引業者等及び資本金又は出資金の額が1億円以上の内国法人については、源泉徴収免除制度があります。

B 国庫短期証券・ストリップス債

国庫短期証券及びストリップス債(分離元本振替国債、分離利息振替国債)の譲渡益や償還差益は益金の額に算入され、法人税や地方税の法人税割が課されます(公益社団法人・公益財団法人等は非課税となる場合があります。)

一般社団法人・一般財団法人(公益社団法人・公益財団法人を除きます。)等については、償還時に、償還金に係る差益金額に対して源泉徴収が行われます。

(3) 非居住者・外国法人

利付国債・国庫短期証券・ストリップス債

日本国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が保有する振替国債の利子等(振替国債の利子又は国庫短期証券・ストリップス債の償還差益)について

は、下記（４）の非課税制度により、一定の要件の下、非課税となります。これ以外の場合であっても、振替国債の利子については、非居住者の居住国又は外国法人の所在国（以下「当該国」といいます。）と我が国との間で租税条約が結ばれており、当該国における利子に対する税率が15%より低く設定されている場合には、一定の手続の下、その低い税率で源泉徴収が行われます。

また、日本国内に恒久的施設を有する外国法人が保有する利付国債については、源泉徴収された所得税額を法人税額から控除することができます。

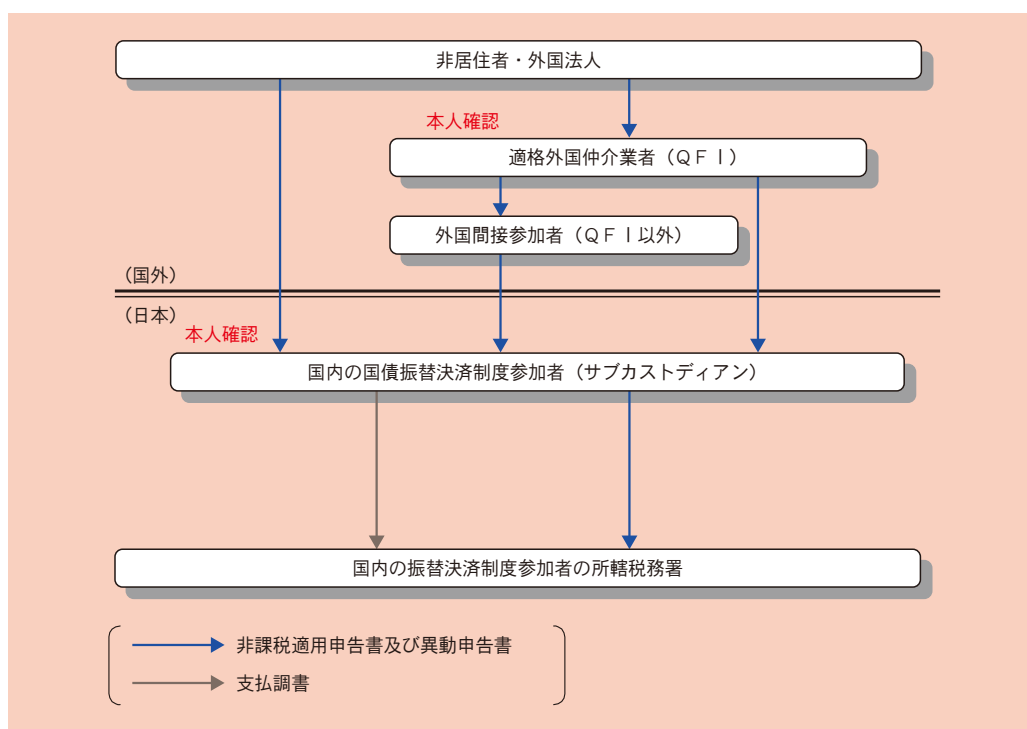
（４）国債に関する非居住者等非課税制度の概要

国債の大量発行が続く中、国債の円滑かつ確実な消化を図るためには、多様で厚みのある投資家層を形成することが重要です。そこで、平成11年9月以降、海外の投資家が日本国債に投資しやすくするための諸施策の一環として、適正・公平な課税にも配慮しつつ、非居住者・外国法人に対しては、一定の要件の下で振替国債の利子等を非課税とするなどの税制上の措置が講じられています。

A 所得税

日本国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人（適格外国証券投資信託及び外国年金信託の受託者を含みます。以下「非居住者等」といいます。）が、国内の国債振替決済制度参加者（国債の口座管理機関となっている国内の金融機関・金融商品取引業者等）又は適格外国仲介業者（QFI：Qualified Foreign Intermediary、以下「QFI等」といいます。）に開設した振替口座により保有している国債の利子等（振替国債の利子又は国庫短期証券・ストリップス債の償還差益）について、一定の要件を満たす場合には、所得税は課されません。

（図2－29）非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要



B 法人税

日本国内に恒久的施設を有しない外国法人がQFI等に開設した振替口座により保有している振替国債の利子等については、法人税は課されません。

C 債券現先取引等

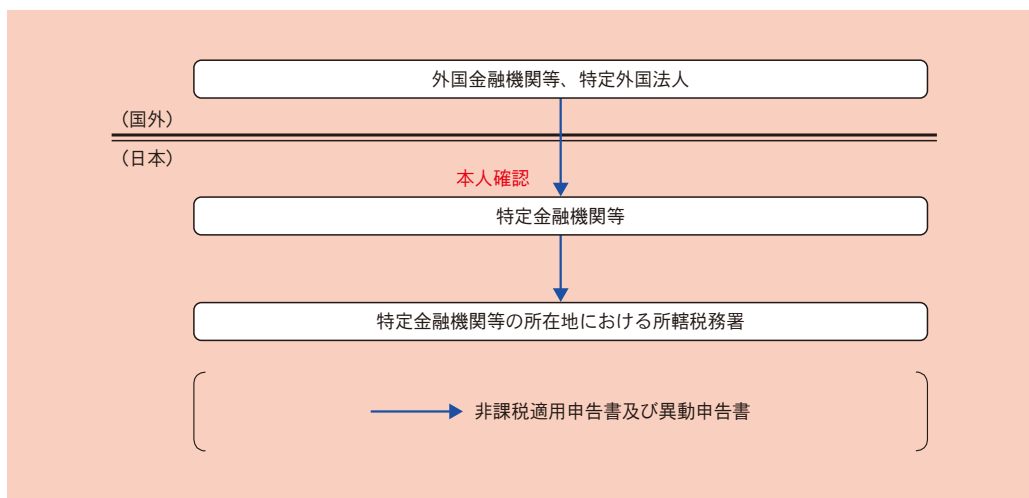
外国金融機関等（①）が特定金融機関等（②）との間で行う国債の債券現先取引又は証券貸借取引及び特定外国法人（③）が国内の特定金融機関等との間で行う国債の債券現先取引について、特定金融機関等から受け取る利子等は、一定の要件の下で非課税となります。

① 銀行業・金融商品取引業・保険業を営む外国法人、金融商品債務引受業を行う外国法人（外国清算機関）、外国中央銀行及び国際機関をいいます。

② 金融機関及び金融商品取引業者等のうち、「金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律」の適用対象とされている者、金融商品取引清算機関（国内清算機関）及び日本銀行をいいます。

③ 外国金融機関等以外の外国法人をいいます（ただし、国外関連者及び租税条約の相手国等以外の国又は地域の法人を除きます。なお、国外関連者とは、特定金融機関等との間に直接・間接の持分割合50%以上の関係にある者及び実質的に支配・被支配の関係にある者等をいいます。）。

（図2－30）債券現先取引への非居住者等非課税制度の適用に係る手続等の概要



(図2-31) 国債に関する税制面での最近の取組

年 度	税 制 改 正 内 容
平成11年度	・ 非居住者等が国債振替決済制度参加者の国内の営業所等に開設された口座に直接寄託した利付国債の利子について非課税化 ・ 外国法人が国債振替決済制度参加者の国内の営業所等に開設された口座に直接寄託した割引短期国債・政府短期証券(現在の国庫短期証券)の償還差益に係る源泉徴収を免除
平成12年度	・ 国債をリオープンした場合に、国に払い戻す経過利子について非課税化
平成13年度	・ 非居住者等が保有する利付国債の利子について、従来の非課税措置に加え、適格外国仲介業者を通じて保有する利付国債の利子についても非課税化
平成14年度	・ 利付国債の利子に係る非課税措置を、法人格のない海外の投資信託のうち、公募でかつ国内で募集が行われていないものに拡充 ・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子を一定の要件の下に非課税化(平成16年3月31日まで) ・ 分離元本振替国債・分離利息振替国債の保有を法人に限定するという条件の下、ストリップス債に係る税制を整備 ・ 新振替決済制度への移行に伴う諸々の税制上の措置を手当て
平成15年度	・ 資本又は出資の金額が1億円以上の事業法人が支払を受ける利付国債の利子について源泉徴収を免除 ・ 清算機関が保有する利付国債の利子について源泉徴収を免除
平成16年度	・ 外国法人が保有する割引短期国債・政府短期証券(現在の国庫短期証券)の償還差益に係る源泉徴収の免除について、適格外国仲介業者を通じて保有する場合にも拡充 ・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を2年延長(平成18年3月31日まで)
平成17年度	・ 物価連動国債について、譲渡対象者に、国債の利子につき所得税が課されない外国法人等を追加 ・ 非居住者等の国債保有に係る税制優遇措置について、非居住者等が適格外国仲介業者から振替記載等を受ける場合における適格外国仲介業者から国内の国債振替決済制度参加者への通知手続の簡素化や、割引短期国債・政府短期証券(現在の国庫短期証券)に係る特例の適用を受けている者が利付国債の利子に係る特例を受ける場合の適用手続について、一定の要件の下で不要とする等、その適用にあたって必要となる諸手続を簡素化
平成18年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を2年延長(平成20年3月31日まで)
平成20年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、外国金融機関等が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を撤廃
平成22年度	・ 国内の国債振替決済制度参加者が作成している各人別帳簿の作成義務を一定の要件の下で免除 ・ 適格外国証券投資信託の範囲拡充
平成23年度	・ 振替国債の利子の非課税措置について、外国年金信託並びに組合及び受益者等課税信託に適用するための手続を整備 ・ 国債を用いた証券貸借取引についても、債券現先取引同様、外国金融機関等が受け取る利子についての非課税措置を適用
平成24年度	・ 受益者等課税信託の信託財産に属する振替国債の利子等に係る非課税適用申告書の提出等を当該信託の受託者が行えるよう措置
平成25年度	・ 平成28年1月以降、公社債等に対する課税方式を申告分離課税に変更し、その上で、金融商品に係る所得課税の損益通算ができる範囲を公社債等にまで拡大(金融所得課税の一体化)
平成26年度	・ 平成28年1月から施行される金融所得課税の一体化に関連し、割引債の範囲の見直し等について手当て
平成29年度	・ 国債を用いた債券現先取引について外国金融機関等に加え、特定外国法人が受け取る利子についても、非課税措置を適用(平成31年3月31日まで)
令和元年度	・ 国債を用いた債券現先取引について、特定外国法人が受け取る利子に係る非課税措置の適用期限を2年延長(令和3年3月31日まで)

第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務、交付国債

国は第1章で説明した歳出需要を賄うための国債の発行のほかにも、政府短期証券を発行し、借入を行い、又は政府保証を行います。それぞれ性格が異なりますが、いずれも国債と同様、財政活動に伴う資金調達による債務です。また、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する交付国債もあり、以下ではそれぞれの債務の概要について説明します。

1 政府短期証券

政府短期証券（Financing Bills、略称：FB）は、国庫金の短期の資金繰りのために、また特別会計の一時的な資金不足のために発行することができます。なお、国庫の資金繰りのために発行される財務省証券は、年度内における資金繰りのためのものであることから、当該年度の歳入をもって償還されます。

（1）政府短期証券の法的根拠等

一般会計及び一部の特別会計は、「財政法」及び「特別会計に関する法律」等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、政府短期証券を発行できることとなっています。

（図2－32）政府短期証券の発行根拠別の分類（①、②）

券 種	根 拠 法	主 な 目 的
財 務 省 証 券	財政法第7条第1項	「国庫金の出納上必要があるとき」
財政融資資金証券	財政融資資金法第9条第1項	「財政融資資金に属する現金に不足があるとき」
外国為替資金証券	特別会計に関する法律第83条第1項	「外国為替資金に属する現金に不足がある場合」
石 油 証 券	特別会計に関する法律第94条第2項、第95条第1項	「国家備蓄石油の購入に要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
原子力損害賠償支援証券	特別会計に関する法律第94条第4項、第95条第1項	「国債整理基金特別会計繰入れに要する費用の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」
食 糧 証 券	特別会計に関する法律第136条第1項、第137条第1項	「主要食糧及び輸入飼料の買入代金の財源に充てるために必要がある場合」、「支払上現金に不足がある場合」

①これらの券種及び後述の割引短期国債は、国庫短期証券として発行されていることから、金融商品としては全く同じものです。

②これまでに発行実績があるもののみ挙げています。

(2) 政府短期証券に関する予算上の取扱い

予算総則に、当該年度における政府短期証券の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

(3) 入札方式等

政府短期証券は、原則として公募入札により市中発行されています。政府短期証券の市中発行日は原則として毎週最初の営業日で、その償還期間は原則として3ヶ月です（☞①）。

なお、公募入札において募集残額等が生じた場合及び国庫に予期せざる資金需要が生じた場合には、日本銀行が例外的に政府短期証券の引受けを行う仕組みになっています（☞②）。

また、平成21年2月からは、政府短期証券は割引短期国債（Treasury Bills、略称：TB）との統合発行を開始し、国庫短期証券（Treasury Discount Bills、略称：T-Bill）という統一名称の下で発行され市中で流通しています。

☞① その他に、償還期間2ヶ月程度、6ヶ月及び1年の政府短期証券も発行されています。

☞② この場合、日本銀行が引き受けた政府短期証券は、その後の公募入札の収入により、可及的速やかに償還することになっています。

(図2-33) TBとFBの比較

	TB	FB
債券の名称	割引短期国債	政府短期証券
発行目的	歳出需要を賄うため (他の年限の国債と同様)	国庫金の短期資金繰り・特別会計の一時資金不足の補填のため
発行形態	割引発行方式	
償還期間の種類 (令和2年度)	6ヶ月・1年（☞③）	2ヶ月程度・3ヶ月・6ヶ月・1年
最低額面金額	5万円	
発行方法	・公募入札方式（価格競争入札・コンベンショナル方式） ・国庫短期証券として統合発行	
譲渡制限	なし	

☞③ 令和2年度は1年物に加えて、6ヶ月物の割引短期国債が発行される予定です。

(4) 国庫資金繰りの概要

政府の財政活動においては、日々の国庫金の受払のタイミングのズレにより、一時的に資金が不足したり、資金に余裕が生じたりします。その際のズレの調整方法としては、政府短期証券の発行、国庫余裕金の繰替使用、日本銀行や国庫内で保有する政府短期証券の繰上償還、国内指定預金（有利子）への組替があります。財務省理財局では、国庫の収支見込を策定し、確実な資金繰りを行うとともに、民間金融市場に対する配慮に努めています。

具体的には、3ヶ月物、6ヶ月物及び1年物政府短期証券については、原則として既発行の政府短期証券の償還日に新規政府短期証券の発行日を合わせるとともに、2ヶ月程度の政府短期証券については、原則、財政の支払超過となる日を発行日とし、財政の受入超過となる日を償還日としています。

また、資金の不足する特別会計等に対する国庫余裕金の繰替使用（無利子）及び国庫内引受等の活用により、市中への公募発行額の平準化に努めています。

2 借入金

借入金には、広義において、一時的な資金不足調整のための一時借入金及び財源不足を補うための狭義の借入金があります。財政関係法令において「借入金」というのは、原則として、狭義における借入金を指します。

一時借入金が当該会計年度内に償還しなければならないものであるのに対し、狭義の借入金は基本的に会計年度をまたがるものであり、一時借入金及び1年以内に償還する借入金を「短期借入金」、それ以外の狭義の借入金を「長期借入金」ともいいます。

(1) 借入金の法的根拠

一般会計及び各特別会計は、財政法及び特別会計に関する法律等に基づき、国会の議決を経た金額の範囲内において、借入を行うことができますこととなっています。

(2) 借入金に関する予算上の取扱い

予算総則に、当該年度における借入金及び一時借入金の限度額が規定されており、これらは国会の議決の対象となっています。

(3) 借入先

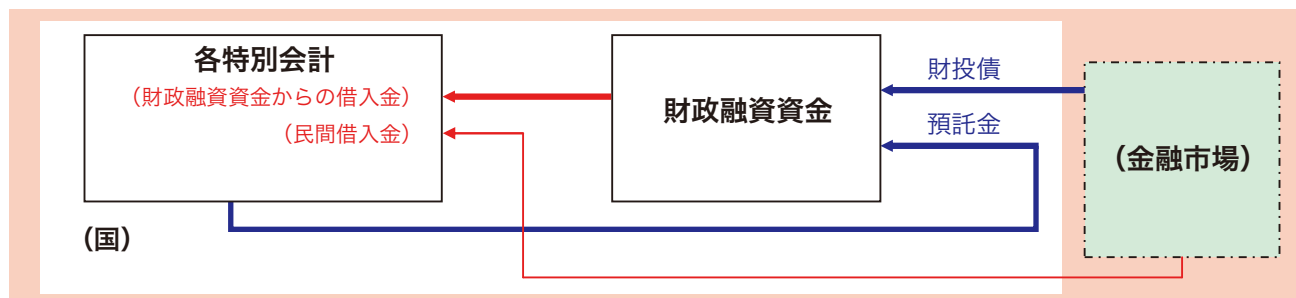
各特別会計は、現在、財政融資資金や民間金融機関等からの借入を行っています。令和元年度末現在、一般会計及び6の特別会計において、財政融資資金からの借入金残高があり、また、3の特別会計において、民間金融機関からの借入金残高があります。

民間金融機関からの借入が、民間に対する国の債務の一部を構成しているのに対し、財政融資資金からの借入は、いわば「国」の部門間での貸借です（図2-34）。

参照:第1章1(1)B「財政投融资特別会計国債(財投債)」(P38)・財務省HP「財政投融资」(制度の解説)

④ 財政融資資金の貸付等に必要な資金は、財投債の発行及び各特別会計からの預託金等により調達されています。

(図2-34) 特別会計の財政融資資金からの借入に係る資金の流れ



(4) 民間からの借入金

交付税及び譲与税配付金特別会計（以下「交付税特会」といいます。）、国有林野事業債務管理特別会計（以下「国有林野債務管理特会」といいます。）及びエネルギー対策特別会計（以下「エネルギー特会」といいます。）において、民間金融機関から公募入札による借入を行っています。

A 交付税特会

交付税特会は、地方財政の財源不足額を補填するために借入を行い、その年度の地方交付税の一部に充てています。交付税特会では、平成12年7月以後、こうした借入金の一部を民間金融機関から借入れていますが、この借入については、平成19年度からは新規の借入を停止することとし、既存の債務の返済のための借入のみが行われています。

なお、令和元年度に創設された森林環境譲与税について、創設時の経過措置期間の譲与額は、交付税特会の借入金をもって充てることとされていました。しかし、令和2年度において、交付税特会の借入金に代えて、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金をもって充てることとされ、新規の借入は行わないこととしました。森林環境譲与税に関する借入金は、令和2年度に返済することとしています。

B 国有林野債務管理特会

国有林野事業特別会計（以下「国有林野特会」といいます。）は、平成10年度に「国有林野事業の改革のための特別措置法」を施行する等の改革により、それまでの財政融資資金からの借入に代え、民間金融機関からの借入を開始しました。

この民間金融機関からの借入については、公平性・公正性、透明性を確保するため、平成15年度以降、それまでの協調融資団による方式を改め、公募入札による方式を導入しました。

平成25年4月に施行された「国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律」に基づき、国有林野特会は廃止され、同会計の負担に属する借入金に係る債務は、国有林野債務管理特会に帰属することとなりました。

現在の国有林野債務管理特会の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

C エネルギー特会

「特殊法人等整理合理化計画」に基づき石油公団が廃止され、従来同公団が担っていた国家備蓄事業は国（石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計、いわゆる石油特会）の直轄事業となりました（☞①）。これに伴い、国家備蓄施設の設置に係る経費等の財源に充てるために、平成16年2月以降、石油特会による借入が行われるようになりました。

平成19年4月に施行された「特別会計に関する法律」に基づき、石油特会は廃止され、同会計に所属する権利義務は新たに設置されたエネルギー特会（エネルギー需給勘定）に帰属することとなりました。

エネルギー需給勘定の民間借入は、既存の債務の返済のための借入であり、新規の借入は行われていません。

また、平成24年2月からは、原子力損害賠償支援勘定においても借入を行い、原子力損害賠償・廃炉等支援機構（☞②）に交付される国債の償還財源に充てるための資金を調達しています。

☞① 国備蓄石油は平成15年4月に、国家備蓄施設は平成16年2月に、それぞれ移管されました。

☞② 平成26年8月に「原子力損害賠償支援機構法の一部を改正する法律」の施行に伴い、原子力損害賠償支援機構が改組され、原子力損害賠償・廃炉等支援機構となりました。

（5）民間借入金の公募入札による借入方式

民間借入金の入札方法は、各申込のうち応募利率の低いものから順次割り当てて調達予定額に達するまでを募入とする利率競争入札及び非競争入札（交付税特会のみ）により行われています。また、入札参加者は都市銀行・地方銀行などの民間金融機関であり、令和2年3月31日現在で119社となっています。

3 政府保証債務

国の行政の一端を担うものとして極めて公共性の高い業務を行っている独立行政法人等に対し、予算総則で定められた限度内で、政府は、その資金調達の容易化を図るため保証を付しています。国債等と同様、確実かつ円滑な資金調達が行われるよう、また、利率・価格等が政府保証を付したものとして適切な水準となるよう努めています。

(1) 政府保証の法的根拠等

政府の法人に対する債務保証については、「法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律」第3条の規定により原則として禁じられています。しかし、例外として、

- ① 国の行政の一端を担うものとして極めて公共性、公益性の高い業務を行っていること
- ② 業務の執行、財務会計等についての国の監督が十分行き届き、したがって、保証債務に係る借入金等の使途及び当該債務の履行の確実性をチェックし得ること

という条件を満たす場合に限って、個別の法律で、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられています。

また、政府保証付与後においては、当該法人を所管している各省庁において、財務の健全性のチェックを含め、適切な監督が行われています。

(2) 政府保証債務の形態

政府保証債務は、資金調達の形態により、政府保証債と政府保証借入金に大別されます。さらに、政府保証債は内国債と外国債に分かれます。

政府保証借入金による資金調達は一般に、資金需要が生じた場合に機動的な調達を行い易いとのメリットがある反面、流通市場での流動性という点では政府保証債に劣るといわれています。

(3) 政府保証債務の審査・予算上の取扱い等

A 予算等における取扱い

a 保証限度額

個別の法律により、政府保証を行うことを可能とする規定が設けられている場合があることは(1)で述べたとおりですが、その場合、同時にその限度額については国会の議決で定めることも規定されています。このため、毎年度の一般会計予算の予算総則に個別の法人ごとの限度額を規定して国会の議決を経ています。

b 財政投融资計画への計上

政府保証債等の発行限度額は、前述のとおり予算において決定されますが、「財政融資資金の長期運用に対する特別措置に関する法律」第5条第2項第3号の規定により、財政融資資金の運用対象法人その他政令で定める法人に付される政府

参照：財務省HP「財政投融資」（各年度の財政投融資計画）

保証のうち、債務保証の期間が5年以上のものについては、財政投融资計画にも計上されています。

B 政府保証に関する審査等

財務省では、毎年度、市場の動向等を見据えながら、政府保証債の年限構成等について調整を行い、翌年度の国債発行計画と併せて公表しています（令和2年度においては、下表のとおり発行が予定されています。）。また、独立行政法人等が政府保証債又は政府保証借入金により資金調達を行う際には、財務省理財局ではその都度、利率・価格等が政府保証を付したものとして適切なものであるか等について、審査を行っています。

（図2－35）令和2年度政府保証債の年限別発行予定額

（単位：億円）

区 分	令和元年度 当初 (a)	令和元年度 2次変更後 (b)	令和2年度予定			主な発行体
			(c)	(c)-(a)	(c)-(b)	
40年債	1,100	1,100	700	▲400	▲400	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (株)日本政策投資銀行
30年債	3,000	3,000	—	▲3,000	▲3,000	
20年債	—	150	700	700	550	(独)日本高速道路保有・債務返済機構、 (一財)民間都市開発推進機構
10年債	3,789	3,689	1,434	▲2,355	▲2,255	(株)日本政策投資銀行、 (株)海外交通・都市開発事業支援機構等
8年債	500	500	—	▲500	▲500	
7年債	900	900	1,300	400	400	(株)日本政策投資銀行、 (株)民間資金等活用事業推進機構
6年債	900	900	—	▲900	▲900	
4年債	2,200	2,200	4,300	2,100	2,100	預金保険機構、 地方公共団体金融機構
3年債	1,500	1,500	2,500	1,000	1,000	原子力損害賠償・廃炉等支援機構
2年債	9,000	9,000	6,100	▲2,900	▲2,900	預金保険機構、 銀行等保有株式取得機構
小 計	22,889	22,939	17,034	▲5,855	▲5,905	
外 債	13,432	18,082	21,685	8,253	3,603	(株)国際協力銀行、 (株)日本政策投資銀行等
合 計	36,321	41,021	38,719	2,398	▲2,302	

（注1）上記のほか、(株)日本政策投資銀行及び(株)日本政策金融公庫は、業務の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定しています（5年末満の年限）。
（注2）本予定額については年度途中で変更がありえます。

(図2－36) 令和2年度政府保証債の機関別・年限別発行予定額

(単位：億円)

機 関 名	40年	20年	10年	7年	4年	3年	2年	小計	外債	合計
(株)国際協力銀行								－	19,025	19,025
(独)国際協力機構								－	660	660
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	600	600						1,200		1,200
(株)日本政策投資銀行	100		500	900				1,500	2,000	3,500
預金保険機構					3,700		2,100	5,800		5,800
銀行等保有株式取得機構							4,000	4,000		4,000
原子力損害賠償・廃炉等支援機構						2,500		2,500		2,500
(株)民間資金等活用事業推進機構				400				400		400
(株)海外交通・都市開発事業支援機構			419					419		419
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構			142					142		142
(一財)民間都市開発推進機構		100	200					300		300
中部国際空港(株)			173					173		173
地方公共団体金融機構					600			600		600
合 計	700	700	1,434	1,300	4,300	2,500	6,100	17,034	21,685	38,719

(注1) 上記のほか、(株)日本政策投資銀行及び(株)日本政策金融公庫は、業務の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定しています(5年未満の年限)。
(注2) 本予定額については年度途中で変更がありえます。

4 交付国債

交付国債とは、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないものの総称です（☞）。

この交付国債には、主に戦没者などの遺族等に対して、国が弔慰金、給付金などの金銭の給付に代えて交付するために発行する（狭義の）交付国債や、国際通貨基金等の国際機関への出資・拠出のために発行される出資・拠出国債等があります。

（１）交付国債（狭義）

現在発行されている（狭義の）交付国債は、先の大戦により、物的、精神的損失を受けた戦没者などの遺族や強制引揚げを余儀なくされた引揚者などに対して、弔慰金、給付金などの金銭の支給に代えて交付されているものです。

このような目的のために発行された国債は、昭和27年制定の「戦傷病者戦没者遺族等援護法」（昭和27年法律第127号）に基づき戦没者等の遺族に交付された「遺族国庫債券」に始まり、以来、それぞれ特別に制定された発行根拠法に基づいて、令和元年度末までに45種類の国債が発行され、その当初来の発行件数は1,895万件、発行金額は4兆2,626億円に及んでいます。なお、令和元年度末の現在額は870億円となっています。

これらの交付国債は、財政支出の平準化などの観点から、償還金の支払いを数年間に分割して、割賦の方法で償還されています（☞）。

（２）出資・拠出国債

出資・拠出国債とは、交付国債の一種で（☞）、我が国が国際機関へ加盟する際に、出資又は拠出する現金に代えて、その全部又は一部を払い込むために発行される国債で、いずれも無利子、譲渡禁止、要求払い（当該機関が我が国の通貨を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

令和元年度末現在、我が国の出資・拠出国債の発行実績は、国際通貨基金（IMF）など13機関で19銘柄となっています。国際機関に対して、国債による払込みが認められるのは、当該機関の運営上、当面通貨を必要としない場合であって、このことは各機関を設立する協定に規定されています。

また、国内法上は、各国際機関への加盟措置法等で、国債での出資や拠出ができるようになっています。

（３）その他

A 株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債

株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債とは、株式会社日本政策投資銀行（政投銀）が行っている危機対応業務を円滑に実施するため、政投銀の財務基盤を強化することを目的に発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（政投銀が財務基盤の強化を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されている。）となっています。

☞「出資・拠出国債」、「株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債」、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債」も、国が金銭の給付に代えて交付するために発行する債券で、債券の発行による発行収入金が発生しないことから、（１）の狭義の交付国債と併せて、広義の交付国債としています。

☞その発行目的や償還金の給付を受ける人が限定されているという性格から、記名式の現物債であり、原則として、譲渡や担保権の設定などの処分が禁止されています。

☞国際機関に対する「出資」と「拠出」の定義については、必ずしも明確ではありませんが、以下①から③までの要件を全て満たすものを「出資」、そうでないものを「拠出」といっています。

- ①独立の設立協定を有する機関について、設立協定で定められた本来業務の遂行のため必要な資金を提供すること
- ②当該機関の運営に参画することを目的としたものであって、資金貢献額に見合った投票権が付与されること
- ③当該機関から脱退等を行った場合にこれまでの資金貢献額に比例した財産分配の権利が与えられていること

B 原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債

原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債とは、原子力損害賠償・廃炉等支援機構が特別資金援助に係る資金交付を行うために必要となる資金の確保に用いることを目的として発行・交付している国債で、無利子、譲渡禁止、要求払い（同機構が、原子力事業者に対し、損害賠償の履行に充てるための資金交付を必要とし、その現金化について要求があったときは、いつでも現金化することが約束されています。）となっています。

なお、当該国債の現金化（償還）は、エネルギー対策特別会計（原子力損害賠償支援勘定）の負担において行われます。

第3章 その他の公的債務

第1章及び第2章でご説明した建設国債等のほかにも、公的債務があります。例えば、公的年金、地方債、独立行政法人等の債務等は、国債や借入金等とはガバナンスの枠組みが異なり、また、国の財政活動に伴う資金調達による債務ではありませんが、国の債務管理の在り方に潜在的に影響を及ぼし得るものと考えられます。以下においては、特に地方債や独立行政法人等の債務について説明します。

1 地方債

(1) 地方債の基本的な仕組み

A 基本的な仕組み

地方債は、各地方公共団体が様々な歳出需要の一部を賄うために発行するものであり、各地方公共団体の債務です。

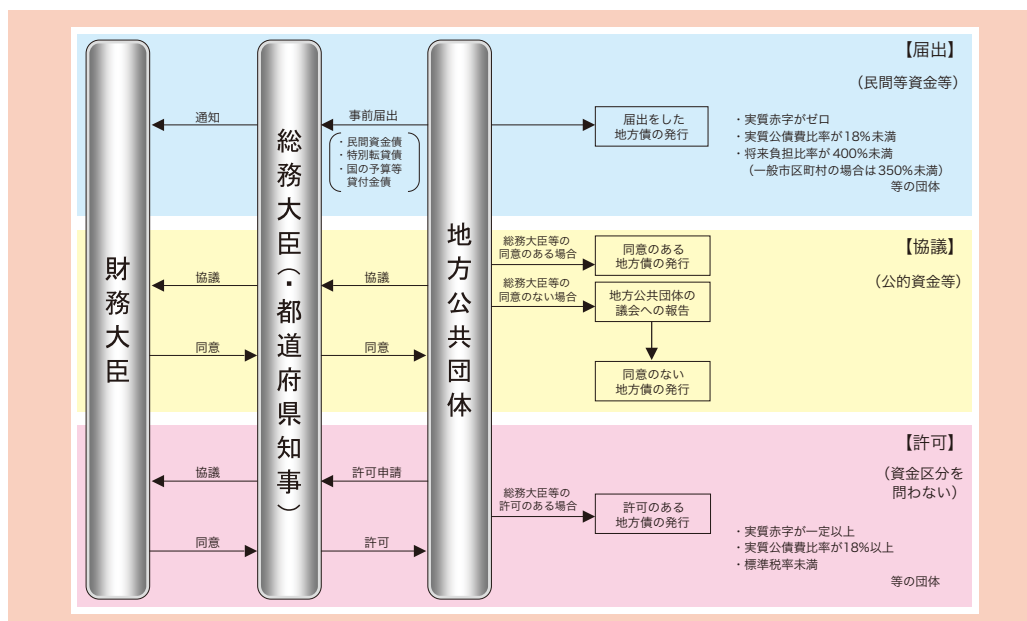
地方債は原則として、建設事業費の財源を調達する場合等、「地方財政法」第5条に掲げる場合においてのみ発行できることになっていますが、その特例として、現在、臨時財政対策債（)等の発行が認められています。

各地方公共団体が地方債を起債する際には、原則として、総務大臣又は都道府県知事に協議し、その同意を得ることとされています。また、総務大臣は協議において同意しようとする際には、あらかじめ財務大臣に協議することとされています。

なお、平成24年度より民間等資金について、また、平成28年度より公的資金の一部について、一定の要件を満たす地方公共団体は、総務大臣又は都道府県知事に事前に届け出ること、地方債を起債できるようになりました。

☞平成12年度までは地方財政計画上の通常収支の不足を交付税特会の借入等により補填していました。平成13年度以降これを見直し、その新たな補填措置として臨時財政対策債を発行しています。

(図2-37) 地方債起債手続きの概要



B 地方債の分類

参照：総務省HP（地方債計画及び地方財政計画）

翌年度の地方債の発行予定額については、翌年度予算の政府案決定時に国から地方債計画案が公表されます。地方債計画に則して、資金別、事業別、会計別に分類すると、それぞれ次のとおりとなります。

a 資金別の分類

（図2－38）地方債の資金別分類

地方債	公的資金	財政融資資金
		地方公共団体金融機構資金（☞）
	民間等資金	市場公募資金
		銀行等引受資金

☞地方公共団体金融機構資金は、地方公共団体金融機構が債券発行により調達した資金を原資とするものです。地方公共団体金融機構は、全都道府県・市区町村からの出資により設立され、地方公共団体に対しその地方債について長期かつ低利の資金を融通しています。

地方債を引受先の資金別に分類すると、公的資金である財政融資資金及び地方公共団体金融機構資金、民間等資金である市場公募資金及び銀行等引受資金に大別され、地方債計画にはそれぞれの予定額が計上されます。

地方債の資金については、地方公共団体の自立的な財政運営を促す観点から、地方公共団体の資金調達市場公募等の民間等資金によることを基本とし、公的資金はこれを補完するものと位置付けられています。

b 事業別の分類

地方債を対象となる事業別に分類すると、一般会計債においては、公共事業等、災害復旧事業、教育・福祉施設等整備事業、辺地及び過疎対策事業など、公営企業債においては、水道事業、交通事業、病院・介護サービス事業、下水道事業などに分類され、地方債計画にはそれぞれ事業ごとの予定額が計上されます。

c 会計別の分類

地方債を資金調達を行う会計別に分類すると、普通会計分（☞）及び公営企業会計等分に大別されます。

また、地方財政（普通会計）の翌年度における歳出・歳入の見通しは、地方財政計画に計上され、国会に提出されています。地方財政計画に計上されている地方債発行額は、公営企業会計等分を含まないベース（普通会計分のみ）となります。

☞普通会計とは、地方財政統計上統一的に用いられる会計区分のことであり、一般会計及び公営企業会計等以外の特別会計を合算して、会計間の資金の移動を控除したものです。

（2）地方債計画

令和2年度の地方債計画は、地方公共団体が防災・減災、国土強靱化のための緊急対策、公共施設等の適正管理、地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとして策定され、総額は11兆7,360億円（元年度12兆84億円）となっています。

A 公的資金による地方公共団体への貸付

地方債に充てる公的資金については、住民生活に密着した社会資本整備等を推進するため、総額4兆7,571億円（元年度4兆7,920億円）を予定しています（図）。
なお、公的資金による貸付は、証書貸付の方法により行われています。

その内訳として、財政融資資金2兆9,346億円（元年度2兆9,527億円）、地方公共団体金融機構資金1兆8,225億円（元年度1兆8,393億円）を予定しています。

B 民間等資金による地方公共団体への貸付

a 市場公募資金

市場公募資金とは、地方公共団体が市場を通じて、証券発行の方法により調達する資金です。地方分権改革の推進に伴い、地方公共団体の自己責任による行財政運営が一層求められる中、地方債計画に占める市場公募資金の比率は近年上昇傾向にあります。

参照：共同発行団体連絡協議会HP・財団法人地方債協会HP（市場公募資金）

① 共同発行市場公募地方債等の発行

i 共同発行市場公募地方債

発行ロットを大型化し、発行コストの低減、安定的な調達等を図るため、平成15年度から全国型市場公募地方債の共同発行を実施しています。「共同発行市場公募地方債」は、「地方財政法」第5条の7に基づき各地方公共団体が毎月連名で連帯債務を負う方式により発行されます。

ii 住民参加型市場公募地方債

地方債の個人消化及び公募化を通じて資金調達手法の多様化を図るとともに、住民の行政への参加意識の高揚を図るため、全国型の市場公募地方債以外に、平成14年3月以降、「住民参加型市場公募地方債」の発行を実施しています。

② 市場公募地方債の発行方式

銀行や証券会社等から構成されるシ団（引受シンジケート団）による募集引受の方式、主幹事方式、入札方式などによります。発行条件は、平成14年4月以後、東京都債とその他団体債の2つのテーブルを設け、発行条件を決定してきましたが、平成16年及び平成18年に見直しを行い、現在は、全ての発行団体が、個別に発行条件を決定しています。

(図2-39) 令和2年度市場公募地方債発行予定額

合計	7.1兆円程度	(7.1兆円程度)
—— 全国型市場公募地方債	7.1兆円程度	(7.0兆円程度)
10年債	3.9兆円程度	(3.9兆円程度)
・ 共同発行分	1.2兆円程度	(1.2兆円程度)
・ 個別発行分	2.7兆円程度	(2.7兆円程度)
中期債(5年債等)	1.4兆円程度	(1.4兆円程度)
超長期債(20年債、30年債等)	1.8兆円程度	(1.7兆円程度)
—— 住民参加型市場公募地方債	300億円程度	(500億円程度)

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合があります。
(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性があります。
(注3) 市場公募地方債発行予定額は借換分を含んでいます。
(注4) () 書は、令和元年度計画ベースの市場公募地方債発行予定額です。
(出所) 総務省

b 銀行等引受資金

銀行等引受資金とは、地方公共団体が、取引関係を有する金融機関や各種共済組合等から借り入れる資金のことです。

また、銀行等引受資金によって起こされた地方債を、銀行等引受債といい、この銀行等引受債は、証書借入の方法によるものと、証券発行の方法によるものがあります。

2 独立行政法人等の債務

(1) 独立行政法人等の債務の種類

独立行政法人等の債務には、政府保証債務に加え、国からの資金調達手段として一般会計、財政融資資金及びその他の特別会計からの借入金のほか、民間からの資金調達手段として財投機関債等があります。

なお、ここで、独立行政法人等とは、独立行政法人（☞①）、特殊法人（☞②）及び認可法人（☞③）をいうこととします。これらは全て、政府の監督の下に公的な施策を実施している法人です。

A 国からの資金調達

a 財政融資資金からの借入金

独立行政法人等は、国民のニーズや社会経済情勢の変化などに対応して、財政投融資制度により必要な事業への資金供給を受けており、財政投融資改革を踏まえ、対象事業の重点化・効率化が図られています。なお、財政投融資を活用している機関を財投機関といいます。

b その他の国からの借入金

独立行政法人等に対しては、一般会計やその他の特別会計からの無利子貸付等が行われるものがあります。

B 民間からの資金調達

財政投融資改革により、財投機関の新たな自己資金調達手段として、政府保証のない公募債券である財投機関債が導入されました。財投機関債の発行により、ディスクロージャーを促進させ、事業運営の効率化を促すという効果があると考えられます。なお、独立行政法人等のうち公庫等の債券発行等については、政府関係機関予算として国会の議決が必要となっています。また、財投機関が債券発行や長期借入を行う場合には、原則として、主務大臣から認可を受ける必要があります、その際、主務大臣はあらかじめ財務大臣と協議することとされています。

☞①「独立行政法人通則法」第2条第1項に規定される「国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であって、国が自ら主体となって直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものの又は一の主体に独占して行わせることが必要であるものを効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法人、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人」をいいます。この場合、「個別法」とは、独立行政法人の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を法人ごとに定める法律をいいます。

☞②「総務省設置法」第4条第1項第9号に規定される「法律により直接に設立される法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立すべきものとされる法人（独立行政法人を除く。）」をいいます。この場合、「特別の設立行為」とは、「政府が命ずる設立委員が行う設立に関する行為」をいいます。

☞③認可法人とは、通常、「民間等の関係者が発起人となって自主的に設立する法人であるが、その業務の公共性などの理由によって、設立については特別の法律に基づき主務大臣の認可が要件となっているもの」（出典「法律用語辞典」（法令用語研究会編））をいいます。

(2) 独立行政法人等の財務報告

独立行政法人等の資産面も含めた財務状況については、現在、様々な形で各独立行政法人等より公表されています。

このうち、独立行政法人については、「独立行政法人通則法」に基づき、主務省令で定めるところにより、原則として企業会計原則に基づく財務諸表が作成されています。この財務諸表は、監事、会計監査人による監査を受けた上で、主務大臣からの承認を受け、公表されています（）。国による独立行政法人の監督の在り方は、その業務運営における自主性、自律性を発揮させるため、事前統制から事後チェックを重視した制度設計となっており、独立行政法人の財務諸表は、業務遂行状況の的確な把握だけでなく、業績の適切な評価にも資するものとなっています。

また、特殊法人・認可法人については、予算統制を確保する観点から、各法人において、それぞれの設立根拠法等に基づき財務諸表が作成され、主務大臣からの承認を受けた上、公表されています。これに加えて、将来の国民負担に関する説明責任を向上させる観点から、企業会計原則に準拠した「行政コスト計算書」等が作成・公表されています。

なお、独立行政法人等のうち政府が出資している主要な法人については、「財政法」第28条に基づき、財務諸表が参考書類として国会に提出する予算に添付されています。

 会計監査人による監査は、その資本の額その他の経営の規模が政令で定める基準に達しない独立行政法人を除きます（「独立行政法人通則法」第39条第1項）。

第Ⅲ編

資料編

本編には、前編までで収録しきれなかった
資料につき、掲載しております。

第1章 国債

1 国債発行市場

(1) 国債発行額等の推移

(単位：億円、%)

年度	国債発行額							国債 依存度 (%)	国債残高		普通国債残高 GDP (%)	国債費 (億円)	国債費 一般会計 (%)	
	小計 (億円)		年金 特例債 (億円)	復興債 (億円)	財投資 (億円)	借換債 (億円)	合計 (億円)		普通国債 残高 (億円)	財投資 残高 (億円)				
	4条債 (億円)	特例債 (億円)												
昭和22 ～39	収支均衡予算 国債発行せず													
40	1,972	—	1,972	—	—	—	—	1,972	5.3	2,000	—	0.6	220	0.6
41	6,656	6,656	—	—	—	—	—	6,656	14.9	8,750	—	2.2	489	1.1
42	7,094	7,094	—	—	—	—	—	7,094	13.9	15,950	—	3.4	1,153	2.3
43	4,621	4,621	—	—	—	—	—	4,621	7.8	20,544	—	3.7	2,013	3.5
44	4,126	4,126	—	—	—	—	—	4,126	6.0	24,634	—	3.8	2,788	4.1
45	3,472	3,472	—	—	—	—	—	3,472	4.2	28,112	—	3.7	2,909	3.7
46	11,871	11,871	—	—	—	—	—	11,871	12.4	39,521	—	4.8	3,193	3.4
47	19,500	19,500	—	—	—	—	—	19,500	16.3	58,186	—	6.0	4,554	4.0
48	17,662	17,662	—	—	—	—	5,958	23,620	12.0	75,504	—	6.5	7,045	4.9
49	21,600	21,600	—	—	—	—	6,358	27,958	11.3	96,584	—	7.0	8,622	5.0
50	52,805	31,900	20,905	—	—	—	4,156	56,961	25.3	149,731	—	9.8	10,394	4.9
51	71,982	37,250	34,732	—	—	—	3,712	75,694	29.4	220,767	—	12.9	16,647	6.9
52	95,612	50,280	45,333	—	—	—	3,128	98,741	32.9	319,024	—	16.8	23,487	8.2
53	106,740	63,300	43,440	—	—	—	6,326	113,066	31.3	426,158	—	20.4	32,227	9.4
54	134,720	71,330	63,390	—	—	—	—	134,720	34.7	562,513	—	25.0	40,784	10.6
55	141,702	69,550	72,152	—	—	—	2,903	144,605	32.6	705,098	—	28.4	53,104	12.5
56	128,999	70,399	58,600	—	—	—	8,952	137,951	27.5	822,734	—	31.1	66,542	14.2
57	140,447	70,360	70,087	—	—	—	32,727	173,175	29.7	964,822	—	34.9	78,299	15.8
58	134,863	68,099	66,765	—	—	—	45,145	180,009	26.6	1,096,947	—	38.0	81,925	16.3
59	127,813	64,099	63,714	—	—	—	53,603	181,417	24.8	1,216,936	—	39.5	91,551	18.1
60	123,080	63,030	60,050	—	—	—	89,573	212,653	23.2	1,344,314	—	40.7	102,242	19.5
61	112,549	62,489	50,060	—	—	—	114,886	227,435	21.0	1,451,267	—	42.4	113,195	20.9
62	94,181	68,800	25,382	—	—	—	154,490	248,672	16.3	1,518,093	—	41.9	113,335	20.9
63	71,525	61,960	9,565	—	—	—	139,461	210,986	11.6	1,567,803	—	40.4	115,120	20.3
平成元	66,385	64,300	2,085	—	—	—	150,798	217,183	10.1	1,609,100	—	38.7	116,649	19.3
2	73,120	63,432	(9,689)	—	—	—	186,532	259,652	9.2	1,663,379	—	36.8	142,886	21.6
3	67,300	67,300	—	—	—	—	188,757	256,057	9.5	1,716,473	—	36.2	160,360	22.8
4	95,360	95,360	—	—	—	—	214,969	310,329	13.5	1,783,681	—	36.9	164,473	22.8
5	161,740	161,740	—	—	—	—	218,129	379,869	21.5	1,925,393	—	39.9	154,423	21.3
6	164,900	123,457	<33,337> [8,106]	—	—	—	228,817	393,717	17.9	2,066,046	—	41.1	143,602	19.6
7	212,470	164,401	<28,511> 19,558	—	—	—	253,767	466,238	24.2	2,251,847	—	43.6	132,213	18.6
8	217,483	107,070	<18,796> 91,617	—	—	—	265,524	483,007	25.2	2,446,581	—	46.3	163,752	21.8
9	184,580	99,400	85,180	—	—	—	314,320	498,900	23.5	2,579,875	—	48.4	168,023	21.7
10	340,000	170,500	169,500	—	—	—	424,310	764,310	40.3	2,952,491	—	56.1	172,628	22.2
11	375,136	131,660	243,476	—	—	—	400,844	775,979	42.1	3,316,687	—	63.5	198,319	24.2
12	330,040	111,380	218,660	—	—	—	532,697	862,737	36.9	3,675,547	—	69.6	219,653	25.8
13	300,000	90,760	209,240	—	—	438,831	593,296	1,332,127	35.4	3,924,341	437,605	75.6	171,705	20.8
14	349,680	91,480	258,200	—	—	318,435	696,155	1,364,271	41.8	4,210,991	755,644	81.8	166,712	20.5
15	353,450	66,930	286,520	—	—	285,086	749,489	1,388,025	42.9	4,569,736	918,490	88.3	167,981	20.5
16	354,900	87,040	267,860	—	—	401,297	844,505	1,600,702	41.8	4,990,137	1,215,532	95.7	175,686	21.4
17	312,690	77,620	235,070	—	—	282,494	1,055,195	1,650,379	36.6	5,269,279	1,393,532	100.2	184,422	22.4
18	274,700	64,150	210,550	—	—	255,595	1,081,206	1,611,502	33.7	5,317,015	1,389,061	100.5	187,616	23.5
19	253,820	60,440	193,380	—	—	167,696	991,894	1,413,410	31.0	5,414,584	1,397,543	102.0	209,988	25.3
20	331,680	69,750	261,930	—	—	86,000	939,095	1,356,775	39.2	5,459,356	1,310,501	107.2	201,632	24.3
21	519,550	150,110	369,440	—	—	94,100	904,803	1,518,453	51.5	5,939,717	1,222,253	120.7	202,437	22.9
22	423,030	76,030	347,000	—	—	84,000	1,008,355	1,515,385	44.4	6,363,117	1,181,918	127.4	206,491	22.4
23	427,980	83,680	344,300	—	112,500	131,000	1,090,200	1,761,680	42.5	6,698,674	1,109,122	135.6	215,491	23.3
24	474,650	114,290	360,360	25,842	23,033	142,200	1,109,579	1,775,303	48.9	7,050,072	1,092,607	142.6	219,442	24.3
25	408,510	70,140	338,370	26,035	—	107,000	1,101,569	1,643,114	40.8	7,438,676	1,042,104	146.6	222,415	24.0
26	384,929	65,770	319,159	—	1,200	140,000	1,193,728	1,719,857	39.0	7,740,831	989,910	149.4	232,702	24.3
27	349,183	64,790	284,393	—	13,200	134,000	1,142,308	1,638,691	35.5	8,054,182	961,155	151.1	234,507	24.3
28	380,346	89,014	291,332	—	7,909	196,000	1,094,798	1,679,053	39.0	8,305,733	962,509	154.7	236,121	24.4
29	335,546	72,818	262,728	—	768	120,000	1,063,820	1,520,134	34.2	8,531,789	945,259	155.9	235,285	24.1
30	343,954	80,972	262,982	—	—	106,300	1,032,853	1,483,107	34.8	8,740,434	922,456	159.4	233,020	23.8
令和元	370,819	91,437	279,382	—	9,042	125,500	1,043,235	1,548,596	35.4	8,978,395	911,841	160.8	235,082	23.2
2	325,562	71,100	254,462	—	9,241	120,000	1,079,818	1,534,621	31.7	9,059,823	918,725	158.9	233,515	22.7

(注1) 国債発行額は、収入金ベース。平成30年度までは実績、令和元年度は補正後、令和2年度は当初。
() 書きは臨時特別公債、<>書きは減税特別公債、[] 書きは震災特別公債であり、外数。
(注2) 復興債については、平成23年度は一般会計において発行され、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において発行されています。
(注3) 昭和40年度に発行された歳入補てんのための国債の発行額は、便宜上、特例債の欄に記載しています。
(注4) 国債依存度は、(4条債+特例債) / 一般会計歳出額。平成30年度までは実績、令和元年度は補正後、令和2年度は当初。特別税の創設等によって償還財源が別途確保されている、いわゆる「つなぎ公債」を除いて算出しています。
(注5) 普通国債残高は額面ベース。平成30年度までは実績、令和元年度は補正後、令和2年度は当初見込み。
(注6) 普通国債残高/GDPにおけるGDPは、平成30年度までは実績値、令和元年度及び令和2年度は「令和2年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度（令和2年1月20日閣議決定）」の値。
(注7) 国債費と国債費 / 一般会計は当初予算ベース。令和元年度及び令和2年度は、臨時・特別の措置を含みます。

(2) カレンダーベース市中発行額の推移

(単位：億円、%)

	平成13年度 (実績)		平成14年度 (実績)		平成15年度 (実績)		平成16年度 (実績)		平成17年度 (実績)		平成18年度 (実績)		平成19年度 (実績)		平成20年度 (実績)		平成21年度 (実績)		平成22年度 (実績)	
	シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア	
40年債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	999	0.1	6,019	0.6	11,000	0.8	11,987	0.8
30年債	5,995	0.6	8,989	0.9	15,993	1.4	19,983	1.7	19,987	1.7	22,992	2.0	23,974	2.2	28,987	2.7	39,955	2.9	47,951	3.4
20年債	31,951	3.5	41,953	4.0	53,926	4.7	71,904	6.1	83,904	7.1	95,950	8.5	95,904	8.7	100,917	9.5	125,977	9.2	131,901	9.2
15年 変動利付債	35,969	3.9	54,945	5.2	59,942	5.3	71,942	6.1	87,942	7.4	53,891	4.8	33,967	3.1	5,996	0.6	-	-	-	-
10年債	204,000	22.1	216,000	20.5	228,000	20.0	228,000	19.4	228,000	19.3	227,990	20.2	227,925	20.8	226,577	21.4	249,925	18.2	263,899	18.5
10年 物価連動債	-	-	-	-	998	0.1	7,992	0.7	19,985	1.7	24,989	2.2	29,975	2.7	14,993	1.4	-	-	-	-
5年債	196,847	21.3	225,793	21.4	227,903	20.0	239,876	20.4	239,885	20.3	239,923	21.2	239,890	21.9	229,629	21.7	271,900	19.8	287,900	20.2
3年 割引債	5,970	0.6	3,982	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年債	167,783	18.1	193,830	18.4	209,854	18.4	203,844	17.3	203,880	17.2	203,906	18.1	203,897	18.6	213,163	20.1	283,892	20.7	311,890	21.8
小計	648,514	70.1	745,492	70.6	796,617	70.0	843,541	71.6	883,583	74.7	869,641	77.0	856,531	78.1	826,281	78.0	982,649	71.5	1,055,528	73.9
TB小計	275,973	29.9	309,973	29.4	341,984	30.0	333,959	28.4	299,107	25.3	247,995	22.0	227,959	20.8	209,997	19.8	328,993	23.9	299,992	21.0
TB1Y	152,983	16.5	181,986	17.2	203,991	17.9	199,986	17.0	179,110	15.1	167,998	14.9	167,985	15.3	179,997	17.0	273,993	19.9	299,992	21.0
TB6M	122,990	13.3	127,987	12.1	137,993	12.1	133,973	11.4	119,997	10.1	79,997	7.1	59,974	5.5	30,000	2.8	55,000	4.0	-	-
流動性 供給入札	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11,963	1.1	11,959	1.1	22,952	2.2	62,862	4.6	71,906	5.0
合計	924,487	100.0	1,055,464	100.0	1,138,600	100.0	1,177,500	100.0	1,182,690	100.0	1,129,599	100.0	1,096,449	100.0	1,059,230	100.0	1,374,504	100.0	1,427,426	100.0

	平成23年度 (実績)		平成24年度 (実績)		平成25年度 (実績)		平成26年度 (実績)		平成27年度 (実績)		平成28年度 (実績)		平成29年度 (実績)		平成30年度 (実績)		令和元年度 (実績)		令和2年度 (当初)	
	シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア	
40年債	15,989	1.1	15,975	1.1	15,978	1.0	15,980	1.0	19,983	1.3	27,971	1.9	29,970	2.1	23,961	1.8	23,974	1.9	30,000	2.3
30年債	55,939	3.9	55,931	3.7	67,918	4.3	79,914	5.2	95,910	6.3	95,921	6.5	95,893	6.8	83,890	6.3	83,907	6.5	84,000	6.5
20年債	131,899	9.1	143,898	9.6	143,894	9.2	143,888	9.3	143,885	9.5	131,898	9.0	119,886	8.5	119,884	8.9	107,904	8.3	108,000	8.4
15年 変動利付債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
10年債	263,885	18.2	277,884	18.6	287,897	18.4	287,918	18.6	287,918	18.9	287,915	19.6	275,897	19.5	263,881	19.7	251,919	19.5	252,000	19.6
10年 物価連動債	-	-	-	-	5,994	0.4	17,995	1.2	19,995	1.3	15,997	1.1	15,983	1.1	15,983	1.2	15,986	1.2	16,000	1.2
5年債	291,881	20.2	303,878	20.3	323,886	20.7	323,903	21.0	299,903	19.7	287,916	19.6	263,899	18.7	239,897	17.9	227,901	17.6	228,000	17.7
3年 割引債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
2年債	315,944	21.8	323,887	21.7	347,905	22.2	323,924	21.0	299,911	19.7	275,918	18.8	263,912	18.7	251,925	18.8	239,937	18.6	240,000	18.6
小計	1,075,537	74.3	1,121,454	75.1	1,193,472	76.2	1,193,522	77.3	1,167,505	76.7	1,123,536	76.5	1,065,440	75.5	999,421	74.5	951,528	73.6	958,000	74.4
TB小計	299,990	20.7	299,991	20.1	299,994	19.2	267,000	17.3	258,000	17.0	250,000	17.0	238,000	16.9	216,000	16.1	216,000	16.7	216,000	16.8
TB1Y	299,990	20.7	299,991	20.1	299,994	19.2	267,000	17.3	258,000	17.0	250,000	17.0	238,000	16.9	216,000	16.1	216,000	16.7	216,000	16.8
TB6M	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
流動性 供給入札	71,820	5.0	71,816	4.8	71,878	4.6	83,834	5.4	95,798	6.3	95,792	6.5	108,654	7.7	125,671	9.4	125,666	9.7	114,000	8.9
合計	1,447,347	100.0	1,493,260	100.0	1,565,344	100.0	1,544,356	100.0	1,521,303	100.0	1,469,328	100.0	1,412,094	100.0	1,341,092	100.0	1,293,194	100.0	1,288,000	100.0

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において合致しない場合があります。計数は額面ベース。

(注2) 平成17年度までは、シ団発行分を含みます。

(3) 国債及び国庫短期証券の入札結果（令和元年度）

利付国債（４０年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
12	R01.05.28	R01.05.29	R41.03.20	0.5	4,000	15,476	3,995	98.75	0.535	50
12	R01.07.23	R01.07.24	R41.03.20	0.5	4,000	12,077	3,996	102.73	0.425	0
12	R01.09.25	R01.09.26	R41.03.20	0.5	4,000	10,758	3,999	102.36	0.435	557
12	R01.11.26	R01.11.27	R41.03.20	0.5	4,000	13,994	3,996	101.44	0.460	554
12	R02.01.28	R02.01.29	R41.03.20	0.5	4,000	11,432	3,992	103.62	0.400	50
12	R02.03.26	R02.03.27	R41.03.20	0.5	4,000	10,621	3,996	101.79	0.450	155

利付国債（３０年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
62	H31.04.04	H31.04.05	R31.03.20	0.5	7,000	25,633	5,628	98.96	0.540	98.90	0.542	1,357	488
62	R01.05.14	R01.05.15	R31.03.20	0.5	7,000	26,353	5,670	99.23	0.529	99.20	0.531	1,324	0
62	R01.06.13	R01.06.14	R31.03.20	0.5	7,000	20,542	5,914	104.92	0.319	104.05	0.349	1,083	0
63	R01.07.04	R01.07.05	R31.06.20	0.4	7,000	23,042	5,745	101.15	0.357	101.00	0.362	1,248	1,001
63	R01.08.06	R01.08.07	R31.06.20	0.4	7,000	20,175	5,766	102.95	0.292	102.75	0.299	1,227	0
63	R01.09.05	R01.09.06	R31.06.20	0.4	7,000	19,759	5,728	107.41	0.140	107.30	0.144	1,263	985
64	R01.10.10	R01.10.11	R31.09.20	0.4	7,000	22,403	5,786	100.46	0.382	100.40	0.385	1,204	961
64	R01.11.12	R01.11.13	R31.09.20	0.4	7,000	20,831	5,689	98.46	0.458	98.30	0.464	1,306	0
64	R01.12.05	R01.12.06	R31.09.20	0.4	7,000	21,087	5,716	99.20	0.430	99.15	0.432	1,280	1,029
65	R02.01.09	R02.01.10	R31.12.20	0.4	7,000	20,872	5,710	99.18	0.430	99.10	0.433	1,280	0
65	R02.02.06	R02.02.07	R31.12.20	0.4	7,000	21,077	5,650	99.30	0.426	99.25	0.428	1,344	22
65	R02.03.05	R02.03.06	R31.12.20	0.4	7,000	20,709	5,674	101.75	0.335	101.65	0.339	1,315	216

利付国債（２０年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
168	H31.04.16	H31.04.17	R21.03.20	0.4	9,000	37,125	7,277	100.63	0.366	100.60	0.367	1,713	904
168	R01.05.22	R01.05.23	R21.03.20	0.4	9,000	40,181	7,351	100.75	0.359	100.70	0.362	1,641	1,080
168	R01.06.25	R01.06.26	R21.03.20	0.4	9,000	30,433	7,455	103.63	0.208	103.55	0.212	1,537	1,178
169	R01.07.17	R01.07.18	R21.06.20	0.3	9,000	35,638	7,282	100.96	0.249	100.95	0.249	1,708	1,191
169	R01.08.20	R01.08.21	R21.06.20	0.3	9,000	27,674	7,266	103.67	0.110	103.60	0.114	1,724	1,197
169	R01.09.18	R01.09.19	R21.06.20	0.3	9,000	25,654	7,380	101.79	0.205	101.70	0.210	1,617	496
170	R01.10.24	R01.10.25	R21.09.20	0.3	9,000	28,717	7,352	101.04	0.245	100.95	0.249	1,641	0
170	R01.11.20	R01.11.21	R21.09.20	0.3	9,000	30,782	7,316	100.63	0.266	100.60	0.268	1,673	1,339
170	R01.12.17	R01.12.18	R21.09.20	0.3	9,000	30,269	7,374	100.25	0.286	100.20	0.289	1,620	1,281
171	R02.01.17	R02.01.20	R21.12.20	0.3	9,000	28,185	7,363	99.99	0.300	99.90	0.305	1,628	0
171	R02.02.20	R02.02.21	R21.12.20	0.3	9,000	28,946	7,263	101.27	0.232	101.25	0.234	1,728	707
171	R02.03.12	R02.03.13	R21.12.20	0.3	9,000	27,182	7,362	100.98	0.248	100.90	0.252	1,633	640

利付国債（１０年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
354	H31.04.02	H31.04.03	R11.03.20	0.1	21,000	85,126	16,796	101.61	▲0.060	101.60	▲0.059	2.65	4,189	3,136
354	R01.05.08	R01.05.09	R11.03.20	0.1	21,000	75,514	16,994	101.59	▲0.060	101.57	▲0.058	2.65	3,997	0
354	R01.06.04	R01.06.05	R11.03.20	0.1	21,000	68,380	17,153	102.04	▲0.106	102.01	▲0.103	2.38	3,837	0
355	R01.07.02	R01.07.03	R11.06.20	0.1	21,000	67,987	17,345	102.42	▲0.139	102.40	▲0.137	3.09	3,644	0
355	R01.08.01	R01.08.02	R11.06.20	0.1	21,000	64,365	17,111	102.53	▲0.152	102.51	▲0.150	2.66	3,877	0
355	R01.09.03	R01.09.04	R11.06.20	0.1	21,000	61,611	17,130	103.68	▲0.265	103.66	▲0.264	2.80	3,857	3,134
356	R01.10.01	R01.10.02	R11.09.20	0.1	21,000	59,808	17,467	102.62	▲0.158	102.33	▲0.130	2.65	3,530	0
356	R01.11.06	R01.11.07	R11.09.20	0.1	21,000	61,758	17,055	101.99	▲0.099	101.94	▲0.094	2.65	3,939	0
356	R01.12.03	R01.12.04	R11.09.20	0.1	21,000	56,797	17,301	101.40	▲0.042	101.24	▲0.026	3.32	3,693	0
357	R02.01.07	R02.01.08	R11.12.20	0.1	21,000	63,436	17,126	101.05	▲0.005	101.03	▲0.003	2.65	3,861	724
357	R02.02.04	R02.02.05	R11.12.20	0.1	21,000	61,580	16,943	101.50	▲0.051	101.48	▲0.049	2.65	4,047	1,713
357	R02.03.03	R02.03.04	R11.12.20	0.1	21,000	54,718	17,097	101.98	▲0.100	101.84	▲0.086	2.80	3,897	2,090

物価連動国債（１０年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
24	R01.05.10	R01.05.13	R11.03.10	0.1	4,000	14,868	3,999	103.70	▲0.266	303
24	R01.08.08	R01.08.09	R11.03.10	0.1	4,000	15,347	3,996	104.25	▲0.329	147
24	R01.11.08	R01.11.11	R11.03.10	0.1	4,000	13,687	3,996	102.90	▲0.204	107
24	R02.02.12	R02.02.13	R11.03.10	0.1	4,000	14,999	3,995	102.30	▲0.150	158

利付国債（5年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
139	H31.04.09	H31.04.10	R06.03.20	0.1	19,000	81,627	15,360	101.32	▲0.164	101.31	▲0.162	0.00	3,630	1,922
139	R01.05.16	R01.05.17	R06.03.20	0.1	19,000	76,229	15,438	101.32	▲0.170	101.31	▲0.168	0.00	3,551	2,210
139	R01.06.18	R01.06.19	R06.03.20	0.1	19,000	71,452	15,843	101.58	▲0.228	101.57	▲0.226	0.00	3,150	2,192
140	R01.07.09	R01.07.10	R06.06.20	0.1	19,000	70,029	16,137	101.67	▲0.233	101.66	▲0.231	0.00	2,852	507
140	R01.08.15	R01.08.16	R06.06.20	0.1	19,000	73,189	15,649	102.04	▲0.314	102.02	▲0.310	0.00	3,336	2,832
140	R01.09.11	R01.09.12	R06.06.20	0.1	19,000	56,290	15,588	101.98	▲0.308	101.95	▲0.302	0.00	3,407	0
141	R01.10.17	R01.10.18	R06.09.20	0.1	19,000	58,363	15,796	101.90	▲0.280	101.87	▲0.274	0.00	3,196	0
141	R01.11.14	R01.11.15	R06.09.20	0.1	19,000	62,733	15,565	101.42	▲0.190	101.41	▲0.188	0.00	3,430	2,839
141	R01.12.10	R01.12.11	R06.09.20	0.1	19,000	62,558	15,554	100.88	▲0.083	100.80	▲0.066	0.00	3,441	2,839
142	R02.01.15	R02.01.16	R06.12.20	0.1	19,000	69,919	15,603	100.93	▲0.087	100.93	▲0.087	0.00	3,388	1,892
142	R02.02.18	R02.02.19	R06.12.20	0.1	19,000	69,186	15,404	101.19	▲0.144	101.18	▲0.142	0.00	3,584	1,889
142	R02.03.10	R02.03.11	R06.12.20	0.1	19,000	43,089	15,759	101.55	▲0.220	101.37	▲0.184	0.00	3,240	0

利付国債（2年）

回号	入札日	発行日	償還日	表面利率 (%)	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	定率/非競争 (億円)	第Ⅰ非価格競争 (億円)	第Ⅱ非価格競争 (億円)
400	H31.04.23	R01.05.07	R03.05.01	0.1	20,000	81,648	16,197	100.503	▲0.152	100.500	▲0.150	0.00	3,794	0
401	R01.05.30	R01.06.03	R03.06.01	0.1	20,000	89,741	16,496	100.540	▲0.169	100.535	▲0.166	0.00	3,496	0
402	R01.06.27	R01.07.01	R03.07.01	0.1	20,000	74,499	16,955	100.636	▲0.216	100.625	▲0.211	0.00	3,041	559
403	R01.07.25	R01.08.01	R03.08.01	0.1	20,000	77,084	16,378	100.625	▲0.211	100.620	▲0.208	0.00	3,614	1,882
404	R01.08.29	R01.09.02	R03.09.01	0.1	20,000	88,328	16,345	100.829	▲0.311	100.825	▲0.309	0.00	3,651	1,230
405	R01.09.27	R01.10.01	R03.10.01	0.1	20,000	61,995	16,541	100.872	▲0.333	100.860	▲0.327	0.00	3,453	0
406	R01.10.29	R01.11.01	R03.11.01	0.1	20,000	78,814	16,382	100.620	▲0.208	100.620	▲0.208	0.00	3,612	2,990
407	R01.11.28	R01.12.02	R03.12.01	0.1	20,000	68,759	16,649	100.581	▲0.189	100.570	▲0.183	0.00	3,346	0
408	R01.12.24	R02.01.06	R04.01.01	0.1	20,000	77,629	16,560	100.395	▲0.098	100.390	▲0.095	0.00	3,435	2,577
409	R02.01.30	R02.02.03	R04.02.01	0.1	20,000	73,265	16,321	100.496	▲0.147	100.495	▲0.147	0.00	3,676	1,989
410	R02.02.28	R02.03.02	R04.03.01	0.1	20,000	74,505	16,228	100.685	▲0.241	100.685	▲0.241	0.00	3,771	1,973
411	R02.03.31	R02.04.01	R04.04.01	0.1	20,000	69,498	16,224	100.452	▲0.125	100.425	▲0.112	0.00	3,771	1,171

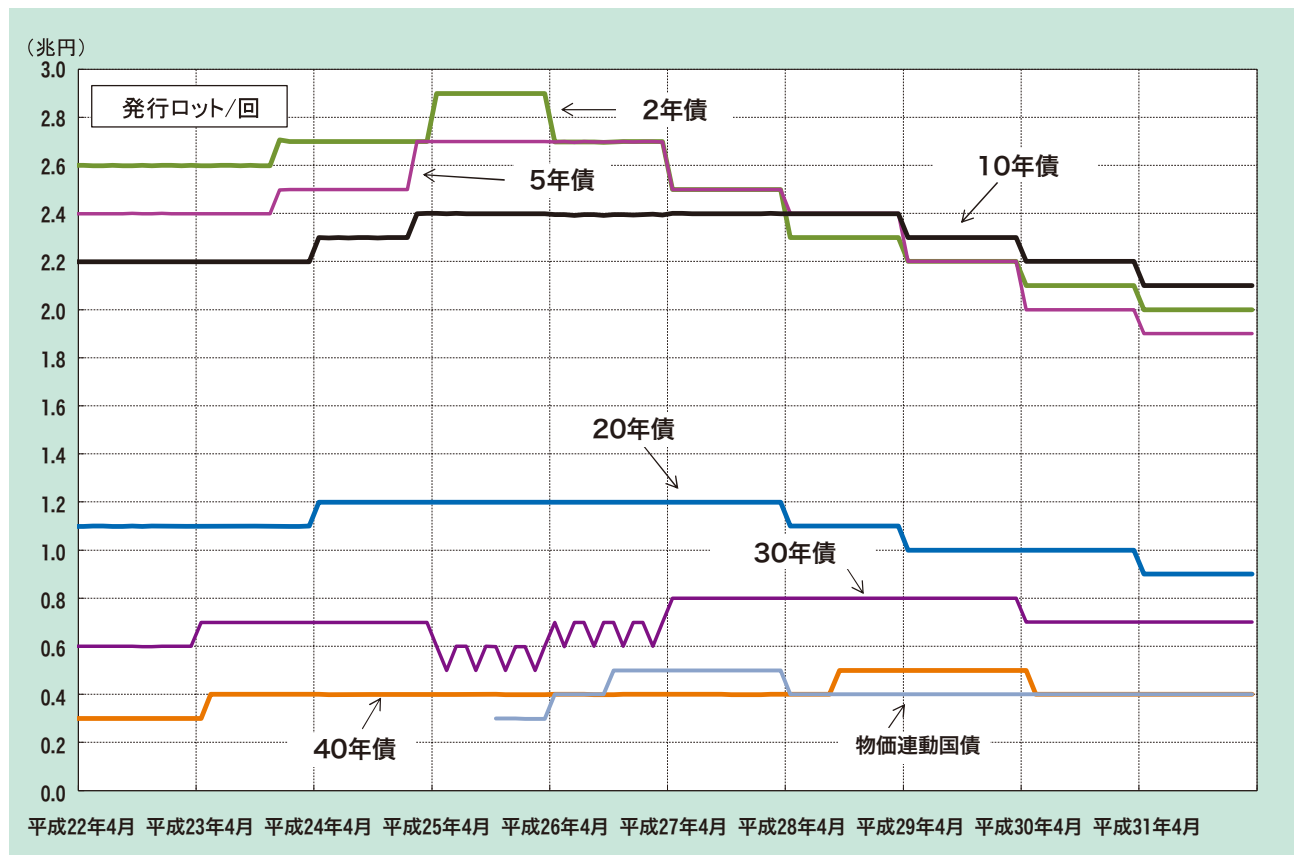
国庫短期証券

回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第Ⅰ非価格競争 (億円)
823	H31.04.03	H31.04.04	R01.07.08	43,400	108,096.1	35,351.5	100.0424	▲0.1628	100.0390	▲0.1497	8,048.0
824	H31.04.05	H31.04.08	R01.07.16	43,400	133,238.0	35,211.7	100.0392	▲0.1444	100.0380	▲0.1400	8,188.0
825	H31.04.09	H31.04.10	R01.10.10	23,000	90,476.0	18,655.6	100.086	▲0.1713	100.084	▲0.1674	4,344.0
826	H31.04.12	H31.04.15	R01.07.22	43,000	111,163.0	34,882.6	100.0533	▲0.1984	100.0500	▲0.1861	8,117.0
827	H31.04.18	H31.04.22	R02.04.20	19,000	72,451.0	15,371.6	100.169	▲0.1691	100.165	▲0.1651	3,628.0
828	H31.04.19	H31.04.22	R01.07.29	43,000	104,369.0	35,255.9	100.0417	▲0.1552	100.0365	▲0.1358	7,744.0
829	R01.05.08	R01.05.09	R01.08.05	43,400	131,976.0	35,339.5	100.0360	▲0.1492	100.0340	▲0.1409	8,060.0
830	R01.05.09	R01.05.10	R01.11.11	23,000	80,253.0	18,728.6	100.077	▲0.1518	100.074	▲0.1458	4,271.0
831	R01.05.10	R01.05.13	R01.08.13	42,800	116,020.5	34,931.3	100.0404	▲0.1602	100.0385	▲0.1526	7,868.0
832	R01.05.16	R01.05.20	R02.05.20	19,000	67,383.0	15,674.6	100.161	▲0.1603	100.156	▲0.1553	3,325.0
833	R01.05.17	R01.05.20	R01.08.19	43,000	129,836.9	35,724.3	100.0381	▲0.1527	100.0365	▲0.1463	7,275.0
834	R01.05.24	R01.05.27	R01.08.26	42,800	119,751.0	35,071.8	100.0374	▲0.1499	100.0355	▲0.1423	7,727.0
835	R01.05.31	R01.06.03	R01.09.02	42,800	112,985.0	35,062.4	100.0396	▲0.1587	100.0375	▲0.1503	7,737.0
836	R01.06.06	R01.06.10	R01.12.10	23,000	78,789.0	18,781.6	100.083	▲0.1654	100.081	▲0.1614	4,218.0
837	R01.06.07	R01.06.10	R01.09.09	43,000	113,265.0	35,544.5	100.0360	▲0.1443	100.0340	▲0.1363	7,455.0
838	R01.06.14	R01.06.17	R01.09.17	43,300	127,848.0	35,808.4	100.0374	▲0.1483	100.0355	▲0.1407	7,491.0
839	R01.06.19	R01.06.20	R02.06.22	19,000	86,637.0	15,677.9	100.209	▲0.2068	100.187	▲0.1851	3,322.0
840	R01.06.21	R01.06.24	R01.09.24	42,700	116,458.0	35,315.6	100.0349	▲0.1384	100.0325	▲0.1288	7,384.0
841	R01.06.28	R01.07.01	R01.09.30	42,800	167,105.5	35,639.7	100.0284	▲0.1138	100.0260	▲0.1042	7,160.0
842	R01.07.05	R01.07.08	R01.10.07	43,300	112,902.5	35,732.7	100.0363	▲0.1455	100.0330	▲0.1323	7,567.0
843	R01.07.09	R01.07.10	R02.01.10	23,000	107,625.4	18,980.8	100.099	▲0.1961	100.096	▲0.1902	4,019.0
844	R01.07.12	R01.07.16	R01.10.15	43,300	91,976.0	36,075.4	100.0365	▲0.1463	100.0340	▲0.1363	7,224.0
845	R01.07.18	R01.07.22	R02.07.20	19,000	71,080.0	15,557.4	100.197	▲0.1971	100.193	▲0.1931	3,442.0
846	R01.07.19	R01.07.22	R01.10.21	42,700	102,592.0	35,019.7	100.0351	▲0.1407	100.0325	▲0.1303	7,680.0
847	R01.07.26	R01.07.29	R01.10.28	43,200	115,261.0	35,346.7	100.0317	▲0.1271	100.0300	▲0.1202	7,853.0
848	R01.08.02	R01.08.05	R01.11.05	42,700	116,313.0	34,948.5	100.0291	▲0.1154	100.0270	▲0.1070	7,751.0
849	R01.08.08	R01.08.13	R02.02.10	23,000	89,046.0	18,858.7	100.096	▲0.1934	100.093	▲0.1873	4,141.0
850	R01.08.09	R01.08.13	R01.11.11	42,800	126,502.2	35,142.6	100.0244	▲0.0989	100.0230	▲0.0932	7,657.0
851	R01.08.16	R01.08.19	R01.11.18	43,000	134,036.9	35,097.4	100.0305	▲0.1222	100.0290	▲0.1162	7,902.0
852	R01.08.19	R01.08.20	R02.08.20	19,000	82,291.0	15,561.9	100.238	▲0.2367	100.224	▲0.2228	3,438.0

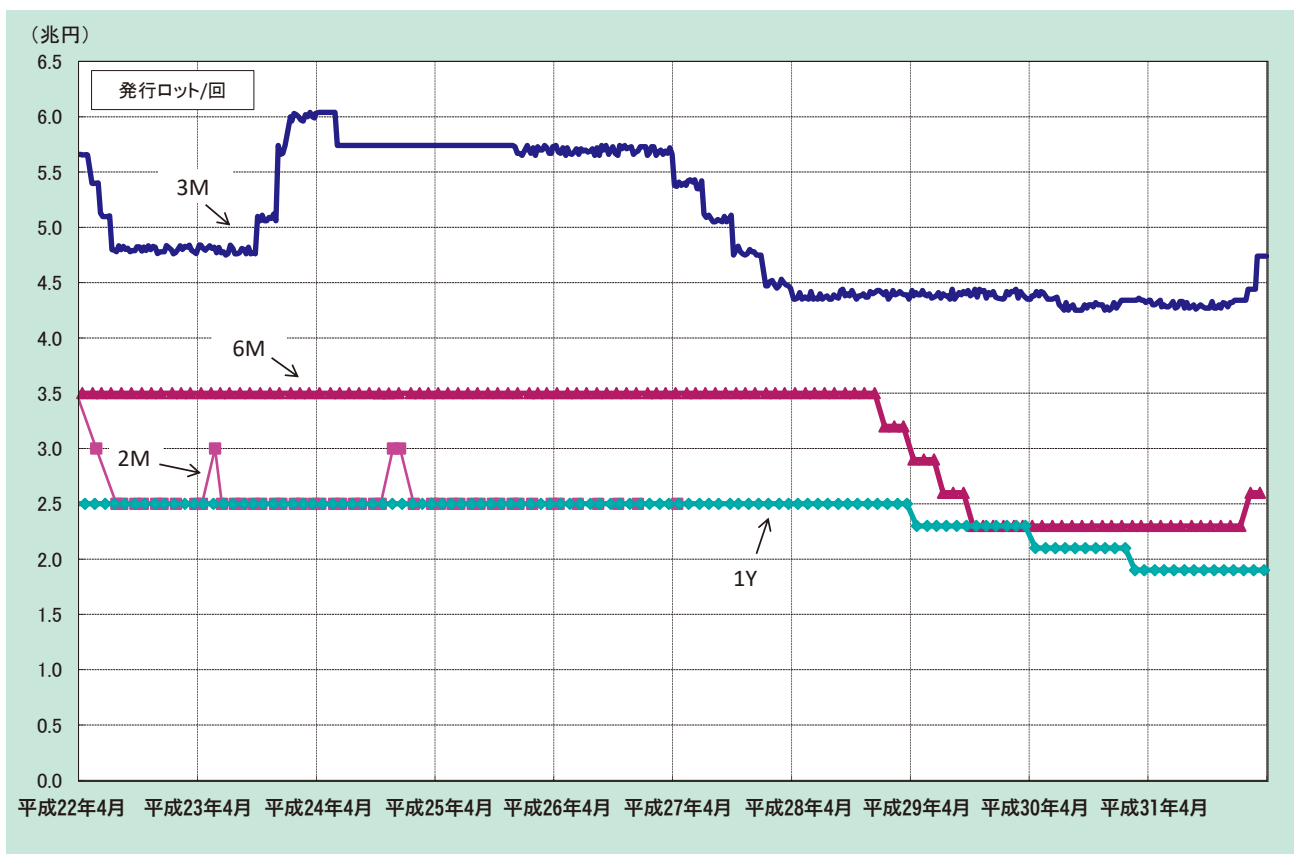
回号	入札日	発行日	償還日	発行予定額 (億円)	応募額 (億円)	落札・割当額 (億円)	平均価格 (円)	平均利回 (%)	最低価格 (円)	最高利回 (%)	第1非価格競争 (億円)
853	R01.08.23	R01.08.26	R01.11.25	42,600	127,180.0	34,812.6	100.0365	▲0.1463	100.0345	▲0.1383	7,787.0
854	R01.08.30	R01.09.02	R01.12.02	42,800	111,433.0	35,044.7	100.0432	▲0.1731	100.0405	▲0.1623	7,755.0
855	R01.09.06	R01.09.09	R01.12.09	43,000	105,132.0	35,097.3	100.0404	▲0.1619	100.0390	▲0.1563	7,902.0
856	R01.09.09	R01.09.10	R02.03.10	23,000	81,431.0	18,785.9	100.144	▲0.2883	100.132	▲0.2643	4,214.0
857	R01.09.13	R01.09.17	R01.12.16	42,800	90,278.0	34,939.0	100.0353	▲0.1431	100.0305	▲0.1236	7,861.0
858	R01.09.18	R01.09.20	R02.09.23	19,000	79,604.0	15,789.8	100.223	▲0.2200	100.220	▲0.2171	3,210.0
859	R01.09.20	R01.09.24	R01.12.23	42,700	136,211.0	34,871.5	100.0366	▲0.1483	100.0340	▲0.1378	7,828.0
860	R01.09.27	R01.09.30	R02.01.08	42,700	164,877.5	34,854.7	100.0743	▲0.2709	100.0700	▲0.2553	7,845.0
861	R01.10.04	R01.10.07	R02.01.14	42,700	130,244.0	34,981.8	100.0993	▲0.3657	100.0905	▲0.3333	7,718.0
862	R01.10.09	R01.10.10	R02.04.10	23,000	86,177.0	18,957.5	100.149	▲0.2967	100.136	▲0.2708	4,042.0
863	R01.10.11	R01.10.15	R02.01.20	43,300	118,943.0	35,635.7	100.0811	▲0.3049	100.0745	▲0.2801	7,664.0
864	R01.10.17	R01.10.21	R02.10.20	19,000	66,876.0	15,613.7	100.194	▲0.1936	100.188	▲0.1876	3,386.0
865	R01.10.18	R01.10.21	R02.01.27	42,700	101,766.0	34,958.8	100.0641	▲0.2385	100.0535	▲0.1991	7,741.0
866	R01.10.25	R01.10.28	R02.02.03	42,700	101,809.0	34,854.8	100.0522	▲0.1943	100.0460	▲0.1712	7,845.0
867	R01.11.01	R01.11.05	R02.02.10	43,000	129,801.0	35,103.7	100.0452	▲0.1700	100.0420	▲0.1579	7,896.0
868	R01.11.07	R01.11.11	R02.05.11	23,000	96,170.0	18,775.7	100.078	▲0.1563	100.073	▲0.1462	4,224.0
869	R01.11.08	R01.11.11	R02.02.17	42,700	165,449.2	34,855.8	100.0401	▲0.1492	100.0390	▲0.1451	7,844.0
870	R01.11.15	R01.11.18	R02.02.25	43,200	130,777.1	35,260.8	100.0580	▲0.2137	100.0540	▲0.1989	7,939.0
871	R01.11.19	R01.11.20	R02.11.20	19,000	57,972.0	15,516.7	100.201	▲0.2000	100.192	▲0.1911	3,483.0
872	R01.11.22	R01.11.25	R02.03.02	43,100	95,101.1	35,171.7	100.0608	▲0.2263	100.0565	▲0.2103	7,928.0
873	R01.11.29	R01.12.02	R02.03.09	42,800	116,539.1	34,932.6	100.0479	▲0.1783	100.0405	▲0.1507	7,867.0
874	R01.12.06	R01.12.09	R02.03.16	43,200	100,431.0	35,270.9	100.0319	▲0.1187	100.0265	▲0.0986	7,929.0
875	R01.12.09	R01.12.10	R02.06.10	23,000	87,498.0	19,834.5	100.052	▲0.1036	100.050	▲0.0996	3,165.0
876	R01.12.13	R01.12.16	R02.03.23	43,200	146,705.0	35,275.4	100.0345	▲0.1284	100.0310	▲0.1154	7,924.0
877	R01.12.18	R01.12.20	R02.12.21	19,000	65,783.0	16,178.8	100.118	▲0.1172	100.106	▲0.1053	2,821.0
878	R01.12.20	R01.12.23	R02.03.30	43,400	129,292.0	35,573.8	100.0285	▲0.1061	100.0240	▲0.0893	7,826.0
879	R02.01.07	R02.01.08	R02.04.06	43,400	123,143.0	35,524.7	100.0265	▲0.1086	100.0240	▲0.0984	7,875.0
880	R02.01.09	R02.01.10	R02.07.10	23,000	90,285.0	18,835.7	100.059	▲0.1182	100.058	▲0.1162	4,164.0
881	R02.01.10	R02.01.14	R02.04.13	43,400	117,109.0	35,514.0	100.0290	▲0.1175	100.0265	▲0.1074	7,885.5
882	R02.01.16	R02.01.20	R03.01.20	19,000	61,247.0	15,513.5	100.126	▲0.1254	100.122	▲0.1215	3,486.0
883	R02.01.17	R02.01.20	R02.04.20	43,400	127,555.0	35,524.1	100.0292	▲0.1170	100.0280	▲0.1122	7,875.0
884	R02.01.24	R02.01.27	R02.04.27	43,400	120,487.0	35,414.4	100.0305	▲0.1222	100.0290	▲0.1162	7,985.0
885	R02.01.31	R02.02.03	R02.05.07	44,400	123,527.0	36,628.4	100.0324	▲0.1257	100.0310	▲0.1203	7,771.0
886	R02.02.06	R02.02.10	R02.08.11	26,000	80,820.7	21,105.4	100.070	▲0.1395	100.069	▲0.1375	4,894.0
887	R02.02.07	R02.02.10	R02.05.11	44,400	121,678.4	36,198.4	100.0341	▲0.1367	100.0330	▲0.1323	8,201.0
888	R02.02.14	R02.02.17	R02.05.18	44,400	109,641.6	36,122.4	100.0320	▲0.1283	100.0305	▲0.1222	8,277.0
889	R02.02.19	R02.02.20	R03.02.22	19,000	65,437.0	15,508.8	100.148	▲0.1465	100.145	▲0.1436	3,491.0
890	R02.02.21	R02.02.25	R02.05.25	44,400	119,555.5	36,026.4	100.0317	▲0.1285	100.0300	▲0.1216	8,373.0
891	R02.02.28	R02.03.02	R02.06.01	47,400	135,219.6	38,650.6	100.0347	▲0.1391	100.0335	▲0.1343	8,749.0
892	R02.03.06	R02.03.09	R02.06.08	47,400	119,327.0	38,457.7	100.0673	▲0.2697	100.0625	▲0.2505	8,942.0
893	R02.03.09	R02.03.10	R02.09.10	26,000	61,081.0	21,155.6	100.145	▲0.2872	100.127	▲0.2516	4,844.0
894	R02.03.13	R02.03.16	R02.06.15	47,400	113,460.0	38,562.9	100.0595	▲0.2385	100.0455	▲0.1824	8,837.0
895	R02.03.17	R02.03.23	R03.03.22	19,000	70,937.0	15,419.9	100.202	▲0.2021	100.198	▲0.1981	3,580.0
896	R02.03.18	R02.03.23	R02.06.22	47,400	94,008.0	38,462.8	100.0723	▲0.2897	100.0505	▲0.2024	8,937.0
897	R02.03.27	R02.03.30	R02.06.29	47,400	81,596.5	38,558.9	100.0470	▲0.1884	100.0255	▲0.1022	8,841.0

（４）国債及び国庫短期証券の市中発行ロットの推移

利付国債



国庫短期証券



(5) 発行日に対応する元利払期日の設定（令和2年度予定）

5、10、20、30年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
4月	9月	3, 9月	3月	年限－1ヶ月
5月	9月	3, 9月	3月	年限－2ヶ月
6月	9月	3, 9月	3月	年限－3ヶ月
7月	12月	6, 12月	6月	年限－1ヶ月
8月	12月	6, 12月	6月	年限－2ヶ月
9月	12月	6, 12月	6月	年限－3ヶ月
10月	3月	3, 9月	9月	年限－1ヶ月
11月	3月	3, 9月	9月	年限－2ヶ月
12月	3月	3, 9月	9月	年限－3ヶ月
1月	6月	6, 12月	12月	年限－1ヶ月
2月	6月	6, 12月	12月	年限－2ヶ月
3月	6月	6, 12月	12月	年限－3ヶ月

（注1）利払日及び償還日は20日

（注2）発行日はT（入札日）＋1営業日

2年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
4月	10月	4, 10月	4月	年限どおり
5月	11月	5, 11月	5月	年限どおり
6月	12月	6, 12月	6月	年限どおり
7月	1月	1, 7月	7月	年限どおり
8月	2月	2, 8月	8月	年限どおり
9月	3月	3, 9月	9月	年限どおり
10月	4月	4, 10月	10月	年限どおり
11月	5月	5, 11月	11月	年限どおり
12月	6月	6, 12月	12月	年限どおり
1月	7月	1, 7月	1月	年限どおり
2月	8月	2, 8月	2月	年限どおり
3月	9月	3, 9月	3月	年限どおり

（注1）利払日及び償還日は1日

（注2）発行日は原則として1日

40年利付国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
5月	9月	3, 9月	3月	年限－2ヶ月
7月	9月	3, 9月	3月	年限－4ヶ月
9月	3月	3, 9月	3月	年限－6ヶ月
11月	3月	3, 9月	3月	年限－8ヶ月
1月	3月	3, 9月	3月	年限－10ヶ月
3月	9月	3, 9月	3月	年限－12ヶ月

（注1）利払日及び償還日は20日

（注2）発行日はT（入札日）＋1営業日

物価連動国債

発行月	初回利払月	利払月	償還月	償還年限
5月	9月	3, 9月	3月	年限－2ヶ月
8月	9月	3, 9月	3月	年限－5ヶ月
11月	3月	3, 9月	3月	年限－8ヶ月
2月	3月	3, 9月	3月	年限－11ヶ月

（注1）利払日及び償還日は10日

（注2）発行日はT（入札日）＋1営業日

(6) 業態別落札実績（令和元年度）

（単位：億円、％）

	証券会社			銀行			保険会社	短資・証券金融	その他	令和2年 3月末計
		国内証券	外国証券		国内銀行	外国銀行				
2年債	156,454	91,014	65,440	39,591	39,591	0	0	197	1,029	197,271
シェア	79.3	46.1	33.2	20.1	20.1	0.0	0.0	0.1	0.5	100.0
5年債	164,427	98,009	66,418	23,269	23,269	0	0	0	0	187,696
シェア	87.6	52.2	35.4	12.4	12.4	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
10年債	181,255	102,857	78,398	22,969	22,969	0	0	0	1,294	205,518
シェア	88.2	50.0	38.1	11.2	11.2	0.0	0.0	0.0	0.6	100.0
20年債	73,559	46,844	26,715	13,232	13,232	0	1,250	0	0	88,041
シェア	83.6	53.2	30.3	15.0	15.0	0.0	1.4	0.0	0.0	100.0
30年債	66,683	40,006	26,677	431	431	0	1,562	0	0	68,676
シェア	97.1	58.3	38.8	0.6	0.6	0.0	2.3	0.0	0.0	100.0
40年債	23,267	11,370	11,897	100	100	0	607	0	0	23,974
シェア	97.1	47.4	49.6	0.4	0.4	0.0	2.5	0.0	0.0	100.0
10年物価連動債	15,686	5,464	10,222	300	300	0	0	0	0	15,986
シェア	98.1	34.2	63.9	1.9	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0
国庫短期証券	1,970,060	1,425,865	544,195	216,603	214,803	1,800	0	45,082	4,739	2,236,484
シェア	88.1	63.8	24.3	9.7	9.6	0.1	0.0	2.0	0.2	100.0

（注1）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。計数は額面ベース。

（注2）計数は価格（利回り）競争入札分の合計です。

(7) 個人向け国債の発行額の推移

(単位：億円)

発行年月	固定 3 年		固定 5 年		変動 1 0 年	合 計
	(利率)		(利率)		(初回利率)	
平成15年3月	—	—	—	—	3,835 (0.09%)	3,835
4月	—	—	—	—	3,486 (0.05%)	3,486
7月	—	—	—	—	2,802 (0.05%)	2,802
10月	—	—	—	—	9,432 (0.77%)	9,432
平成16年1月	—	—	—	—	13,951 (0.62%)	13,951
4月	—	—	—	—	14,185 (0.55%)	14,185
7月	—	—	—	—	17,726 (0.74%)	17,726
10月	—	—	—	—	18,652 (0.74%)	18,652
平成17年1月	—	—	—	—	17,647 (0.67%)	17,647
4月	—	—	—	—	23,374 (0.73%)	23,374
7月	—	—	—	—	16,423 (0.45%)	16,423
10月	—	—	—	—	13,629 (0.55%)	13,629
平成18年1月	—	—	11,285 (0.80%)	8,001 (0.68%)	19,286	19,286
4月	—	—	9,883 (1.01%)	8,285 (0.85%)	18,168	18,168
7月	—	—	12,430 (1.30%)	9,813 (1.10%)	22,243	22,243
10月	—	—	8,584 (1.13%)	7,323 (0.92%)	15,907	15,907
平成19年1月	—	—	10,730 (1.20%)	4,334 (0.84%)	15,064	15,064
4月	—	—	8,326 (1.13%)	3,479 (0.87%)	11,805	11,805
7月	—	—	15,964 (1.50%)	3,713 (1.01%)	19,676	19,676
10月	—	—	7,692 (1.15%)	1,932 (0.85%)	9,624	9,624
平成20年1月	—	—	4,196 (0.94%)	1,316 (0.68%)	5,511	5,511
4月	—	—	2,919 (0.81%)	622 (0.57%)	3,540	3,540
7月	—	—	8,942 (1.22%)	1,010 (1.00%)	9,952	9,952
10月	—	—	3,929 (0.99%)	461 (0.69%)	4,390	4,390
平成21年1月	—	—	4,729 (0.80%)	317 (0.58%)	5,047	5,047
4月	—	—	2,941 (0.71%)	267 (0.50%)	3,208	3,208
7月	—	—	4,441 (0.82%)	432 (0.73%)	4,873	4,873
10月	—	—	2,690 (0.60%)	414 (0.53%)	3,104	3,104
平成22年1月	—	—	1,866 (0.44%)	546 (0.45%)	2,412	2,412
4月	—	—	1,427 (0.48%)	476 (0.53%)	1,903	1,903
7月	592 (0.19%)	1,563 (0.42%)	566 (0.48%)	—	2,721	2,721
8月	258 (0.14%)	—	—	—	258	258
9月	293 (0.15%)	—	—	—	293	293
10月	308 (0.11%)	403 (0.23%)	155 (0.25%)	—	865	865
11月	318 (0.12%)	—	—	—	318	318
12月	267 (0.13%)	—	—	—	267	267
平成23年1月	795 (0.21%)	828 (0.37%)	241 (0.39%)	—	1,865	1,865
2月	1,164 (0.22%)	—	—	—	1,164	1,164
3月	623 (0.27%)	—	—	—	623	623
4月	839 (0.32%)	1,434 (0.52%)	126 (0.51%)	—	2,399	2,399
5月	1,055 (0.26%)	—	—	—	1,055	1,055
6月	583 (0.24%)	—	—	—	583	583
7月	501 (0.20%)	1,688 (0.41%)	2,319 (0.77%)	—	4,508	4,508
8月	1,166 (0.21%)	—	—	—	1,166	1,166
9月	503 (0.18%)	—	—	—	503	503
10月	537 (0.17%)	1,100 (0.32%)	2,276 (0.72%)	—	3,913	3,913
11月	827 (0.17%)	—	—	—	827	827
12月	351 (0.18%)	—	—	—	351	351
平成24年1月	1,034 (0.18%)	2,369 (0.33%)	4,051 (0.72%)	—	7,454	7,454
2月	1,045 (0.17%)	—	—	—	1,045	1,045
3月	455 (0.18%)	—	—	—	455	455
4月	469 (0.12%)	973 (0.27%)	2,406 (0.64%)	—	3,848	3,848
5月	842 (0.14%)	—	—	—	842	842
6月	386 (0.10%)	—	—	—	386	386
7月	335 (0.07%)	827 (0.19%)	4,033 (0.57%)	—	5,195	5,195
8月	542 (0.07%)	—	—	—	542	542
9月	269 (0.07%)	—	—	—	269	269
10月	233 (0.07%)	576 (0.17%)	2,225 (0.53%)	—	3,034	3,034
11月	439 (0.07%)	—	—	—	439	439
12月	180 (0.07%)	—	—	—	180	180
平成25年1月	262 (0.07%)	494 (0.13%)	2,783 (0.48%)	—	3,539	3,539
2月	325 (0.07%)	—	—	—	325	325
3月	149 (0.05%)	—	—	—	149	149
4月	281 (0.05%)	145 (0.06%)	2,071 (0.42%)	—	2,497	2,497
5月	262 (0.05%)	—	—	—	262	262
6月	333 (0.12%)	—	—	—	333	333
7月	415 (0.14%)	1,286 (0.30%)	2,966 (0.57%)	—	4,668	4,668
8月	917 (0.14%)	—	—	—	917	917
9月	943 (0.12%)	—	—	—	943	943
10月	890 (0.11%)	1,379 (0.24%)	6,661 (0.51%)	—	8,930	8,930
11月	1,079 (0.10%)	—	—	—	1,079	1,079
12月	341 (0.10%)	—	—	—	341	341
平成26年1月	671 (0.08%)	779 (0.15%)	6,253 (0.43%)	—	7,703	7,703
2月	448 (0.09%)	621 (0.17%)	2,355 (0.48%)	—	3,424	3,424
3月	365 (0.08%)	368 (0.15%)	1,662 (0.40%)	—	2,395	2,395
4月	469 (0.07%)	523 (0.14%)	2,657 (0.40%)	—	3,649	3,649
5月	437 (0.08%)	646 (0.15%)	2,100 (0.42%)	—	3,184	3,184
6月	277 (0.08%)	331 (0.14%)	963 (0.40%)	—	1,571	1,571
7月	370 (0.07%)	538 (0.14%)	2,562 (0.40%)	—	3,470	3,470
8月	358 (0.06%)	654 (0.12%)	1,693 (0.37%)	—	2,705	2,705
9月	258 (0.06%)	290 (0.10%)	1,250 (0.34%)	—	1,798	1,798
10月	250 (0.06%)	420 (0.12%)	1,633 (0.34%)	—	2,303	2,303
11月	248 (0.05%)	539 (0.11%)	1,428 (0.34%)	—	2,215	2,215
12月	174 (0.05%)	148 (0.08%)	634 (0.29%)	—	957	957
平成27年1月	304 (0.05%)	96 (0.05%)	1,391 (0.31%)	—	1,790	1,790
2月	418 (0.05%)	103 (0.05%)	924 (0.20%)	—	1,445	1,445
3月	292 (0.05%)	40 (0.05%)	908 (0.20%)	—	1,241	1,241
4月	275 (0.05%)	118 (0.05%)	1,355 (0.28%)	—	1,748	1,748
5月	407 (0.05%)	152 (0.05%)	1,278 (0.24%)	—	1,837	1,837
6月	205 (0.05%)	111 (0.08%)	1,149 (0.28%)	—	1,466	1,466
7月	287 (0.05%)	82 (0.05%)	1,593 (0.30%)	—	1,963	1,963

発行年月	固定 3 年		固定 5 年		変動 1 0 年	合 計
	(利率)		(利率)		(初回利率)	
平成27年8月	192 (0.05%)	311 (0.09%)	1,753 (0.34%)	—	2,255	2,255
9月	202 (0.05%)	72 (0.05%)	1,326 (0.26%)	—	1,601	1,601
10月	193 (0.05%)	92 (0.05%)	1,310 (0.28%)	—	1,595	1,595
11月	218 (0.05%)	129 (0.05%)	1,476 (0.22%)	—	1,823	1,823
12月	145 (0.05%)	37 (0.05%)	547 (0.21%)	—	729	729
平成28年1月	217 (0.05%)	143 (0.05%)	1,890 (0.21%)	—	2,251	2,251
2月	153 (0.05%)	123 (0.05%)	1,490 (0.17%)	—	1,765	1,765
3月	365 (0.05%)	311 (0.05%)	1,659 (0.05%)	—	2,335	2,335
4月	418 (0.05%)	1,117 (0.05%)	2,467 (0.05%)	—	4,003	4,003
5月	302 (0.05%)	851 (0.05%)	1,596 (0.05%)	—	2,749	2,749
6月	314 (0.05%)	555 (0.05%)	1,235 (0.05%)	—	2,104	2,104
7月	453 (0.05%)	1,000 (0.05%)	1,653 (0.05%)	—	3,105	3,105
8月	396 (0.05%)	939 (0.05%)	1,875 (0.05%)	—	3,209	3,209
9月	430 (0.05%)	436 (0.05%)	826 (0.05%)	—	1,692	1,692
10月	428 (0.05%)	949 (0.05%)	2,058 (0.05%)	—	3,434	3,434
11月	434 (0.05%)	688 (0.05%)	843 (0.05%)	—	1,964	1,964
12月	476 (0.05%)	384 (0.05%)	1,053 (0.05%)	—	1,913	1,913
平成29年1月	698 (0.05%)	1,816 (0.05%)	3,828 (0.05%)	—	6,342	6,342
2月	523 (0.05%)	1,700 (0.05%)	3,504 (0.05%)	—	5,727	5,727
3月	467 (0.05%)	2,076 (0.05%)	6,772 (0.06%)	—	9,315	9,315
4月	460 (0.05%)	199 (0.05%)	1,371 (0.05%)	—	2,030	2,030
5月	408 (0.05%)	240 (0.05%)	1,246 (0.05%)	—	1,894	1,894
6月	384 (0.05%)	110 (0.05%)	1,840 (0.05%)	—	2,334	2,334
7月	494 (0.05%)	334 (0.05%)	2,428 (0.05%)	—	3,256	3,256
8月	443 (0.05%)	325 (0.05%)	2,743 (0.05%)	—	3,510	3,510
9月	426 (0.05%)	95 (0.05%)	1,594 (0.05%)	—	2,115	2,115
10月	438 (0.05%)	175 (0.05%)	2,903 (0.05%)	—	3,516	3,516
11月	413 (0.05%)	176 (0.05%)	2,187 (0.05%)	—	2,776	2,776
12月	472 (0.05%)	129 (0.05%)	2,081 (0.05%)	—	2,682	2,682
平成30年1月	665 (0.05%)	200 (0.05%)	2,819 (0.05%)	—	3,685	3,685
2月	419 (0.05%)	158 (0.05%)	2,783 (0.05%)	—	3,360	3,360
3月	362 (0.05%)	126 (0.05%)	2,845 (0.06%)	—	3,334	3,334
4月	551 (0.05%)	143 (0.05%)	3,474 (0.05%)	—	4,169	4,169
5月	353 (0.05%)	158 (0.05%)	3,124 (0.05%)	—	3,635	3,635
6月	466 (0.05%)	176 (0.05%)	2,972 (0.05%)	—	3,613	3,613
7月	466 (0.05%)	236 (0.05%)	3,563 (0.05%)	—	4,265	4,265
8月	498 (0.05%)	203 (0.05%)	3,236 (0.05%)	—	3,937	3,937
9月	379 (0.05%)	111 (0.05%)	3,134 (0.09%)	—	3,624	3,624
10月	256 (0.05%)	120 (0.05%)	3,351 (0.07%)	—	3,728	3,728
11月	273 (0.05%)	158 (0.05%)	3,517 (0.09%)	—	3,948	3,948
12月	245 (0.05%)	83 (0.05%)	2,590 (0.09%)	—	2,918	2,918
平成31年1月	377 (0.05%)	143 (0.05%)	3,107 (0.05%)	—	3,627	3,627
2月	385 (0.05%)	152 (0.05%)	3,085 (0.05%)	—	3,622	3,622
3月	360 (0.05%)	277 (0.05%)	5,205 (0.05%)	—	5,842	5,842
4月	374 (0.05%)	315 (0.05%)	3,690 (0.05%)	—	4,378	4,378
令和元年5月	329 (0.05%)	145 (0.05%)	2,821 (0.05%)	—	3,296	3,296
6月	451 (0.05%)	168 (0.05%)	3,095 (0.05%)	—	3,714	3,714
7月	579 (0.05%)	207 (0.05%)	3,566 (0.05%)	—	4,352	4,352
8月	615 (0.05%)	198 (0.05%)	3,722 (0.05%)	—	4,535	4,535
9月	594 (0.05%)	217 (0.05%)	3,354 (0.05%)	—	4,166	4,166
10月	594 (0.05%)	201 (0.05%)	3,748 (0.05%)	—	4,543	4,543
11月	500 (0.05%)	191 (0.05%)	2,574 (0.05%)	—	3,265	3,265
12月	635 (0.05%)	225 (0.05%)	4,352 (0.05%)	—	5,211	5,211
令和2年1月	934 (0.05%)	304 (0.05%)	5,023 (0.05%)	—	6,261	6,261
2月	604 (0.05%)	165 (0.05%)	3,541 (0.05%)	—	4,310	4,310
3月	544 (0.05%)	180 (0.05%)	3,729 (0.05%)	—	4,453	4,453

(単位：億円)

発行年度	固定 3 年	固定 5 年	変動 1 0 年	合 計
平成 14 年度	—	—	3,835	3,835
平成 15 年度	—	—	29,671	29,671
平成 16 年度	—	—	68,210	68,210
平成 17 年度	—	11,285	61,427	72,712
平成 18 年度	—	41,627	29,756	71,383
平成 19 年度	—	36,177	10,440	46,617
平成 20 年度	—	20,519	2,410	22,929
平成 21 年度	—	11,939	1,659	13,598
平成 22 年度	4,620	4,221	1,437	10,278
平成 23 年度	10,590	7,565	11,178	29,334
好望年度発行分	1,697	973	2,406	5,076
平成 24 年度	3,610	2,042	11,112	16,764
好望年度発行分	876	145	2,071	3,093
平成 25 年度	6,069	4,433	19,897	30,399
平成 26 年度	3,854	4,328	18,144	26,326
平成 27 年度	2,858	1,681	16,828	21,367
平成 28 年度	5,339	12,510	27,707	45,556
平成 29 年度	5,385	2,268	26,840	34,493
平成 30 年度	4,610	1,960	40,357	46,927
令和元年度	6,753	2,516	43,215	52,484

(8) 日銀乗換額の推移

(単位：億円)

年 度	乗 換 額
平成22年度	92,999
平成23年度	117,998
平成24年度	166,998
平成25年度	116,998
平成26年度	110,998
平成27年度	103,999
平成28年度	79,999
平成29年度	30,000
平成30年度	25,000
令和元年度	22,000
令和2年度	22,000

(注) 金額は収入金ベース。令和元年度までは実績、令和2年度は当初予算。

(9) 借換債の前倒発行額の推移

(単位：億円)

	発行限度額（額面ベース）	発行額（収入金ベース）
平成22年度分 （平成21年度中に発行）	120,000	81,264
平成23年度分 （平成22年度中に発行）	200,000（当初：120,000）	169,194
平成24年度分 （平成23年度中に発行）	120,000	96,473
平成25年度分 （平成24年度中に発行）	120,000	113,607
平成26年度分 （平成25年度中に発行）	280,000（当初：200,000）	232,758
平成27年度分 （平成26年度中に発行）	290,000（当初：250,000）	288,341
平成28年度分 （平成27年度中に発行）	440,000（当初：320,000）	422,509
平成29年度分 （平成28年度中に発行）	560,000（当初：480,000）	451,046
平成30年度分 （平成29年度中に発行）	560,000	494,407
令和元年度分 （平成30年度中に発行）	550,000	524,631
令和2年度分 （平成元年度中に発行）	530,000	450,827
令和3年度分 （令和2年度中に発行）	430,000	—

(注) 「X年度分」とは、X年度の借換債のうち（X－1）年度に前倒して発行するものをいいます。

(10) 国債発行等手数料一覧

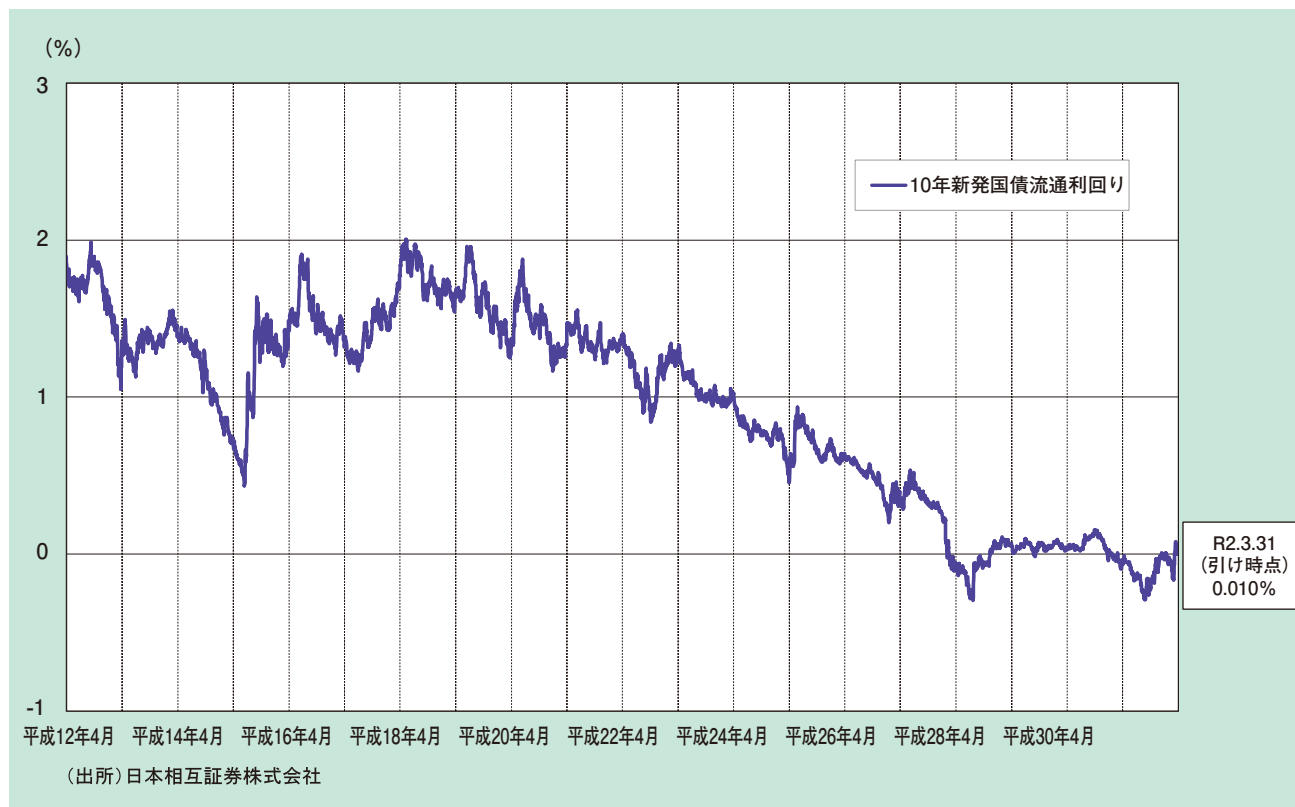
(令和2年4月1日時点)

区 分		算 定 基 準	支 払 先
募集発行事務取扱手数料 (新型窓口販売国債)	10年利付国債	額面金額 100円につき 20銭	取扱機関
	5年利付国債	額面金額 100円につき 15銭	
	2年利付国債	額面金額 100円につき 10銭	
募集発行事務取扱手数料 (個人向け国債)	変動・10年	額面金額 100円につき 40銭	取扱機関
	固定・5年	額面金額 100円につき 30銭	
	固定・3年	額面金額 100円につき 20銭	
起債等手数料		財務大臣が定める所要経費相当額	日本銀行
利払手数料		元本額 $\times 0.006 / 1,000$ 自己口(信託口を除く)での保有分を除く	日本銀行代理店等
償還手数料	割引短期国債及び 政府短期証券	償還金支払額 $\times 0.9 / 1,000,000$ ただし、銘柄(回数)ごとの手数料額の上限 自己口 1万円 顧客口 1万5千円	日本銀行代理店等
	上記以外分	償還金支払額 $\times 0.006 / 1,000$ 自己口(信託口を除く)での保有分を除く	
中途換金事務取扱手数料 (個人向け国債)		買入代金支払額 $\times 0.9 / 1,000$	取扱機関
交付国債交付事務取扱手数料		国債証券 1枚につき 357円	日本銀行代理店等
交付国債償還事務取扱手数料 (利子支払事務取扱手数料 元利金支払事務取扱手数料 償還金支払事務取扱手数料)		利札又は賦札 1枚につき 378円	日本銀行代理店等
交付国債買上償還事務取扱手数料		国債証券 1枚につき 1,282円	日本銀行代理店等

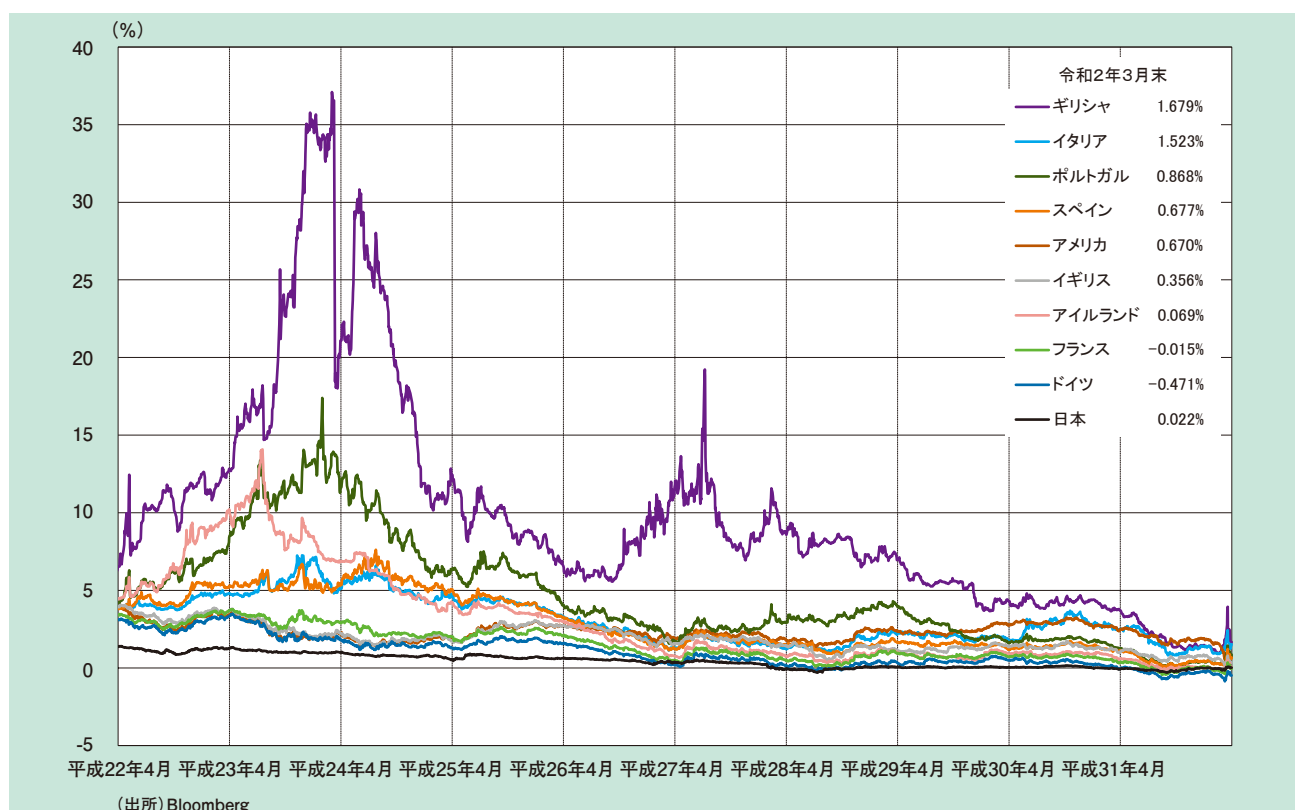
(注) 上記手数料には消費税相当額が含まれていないため、消費税相当額を加算した額をもって手数料とします。

2 国債流通市場

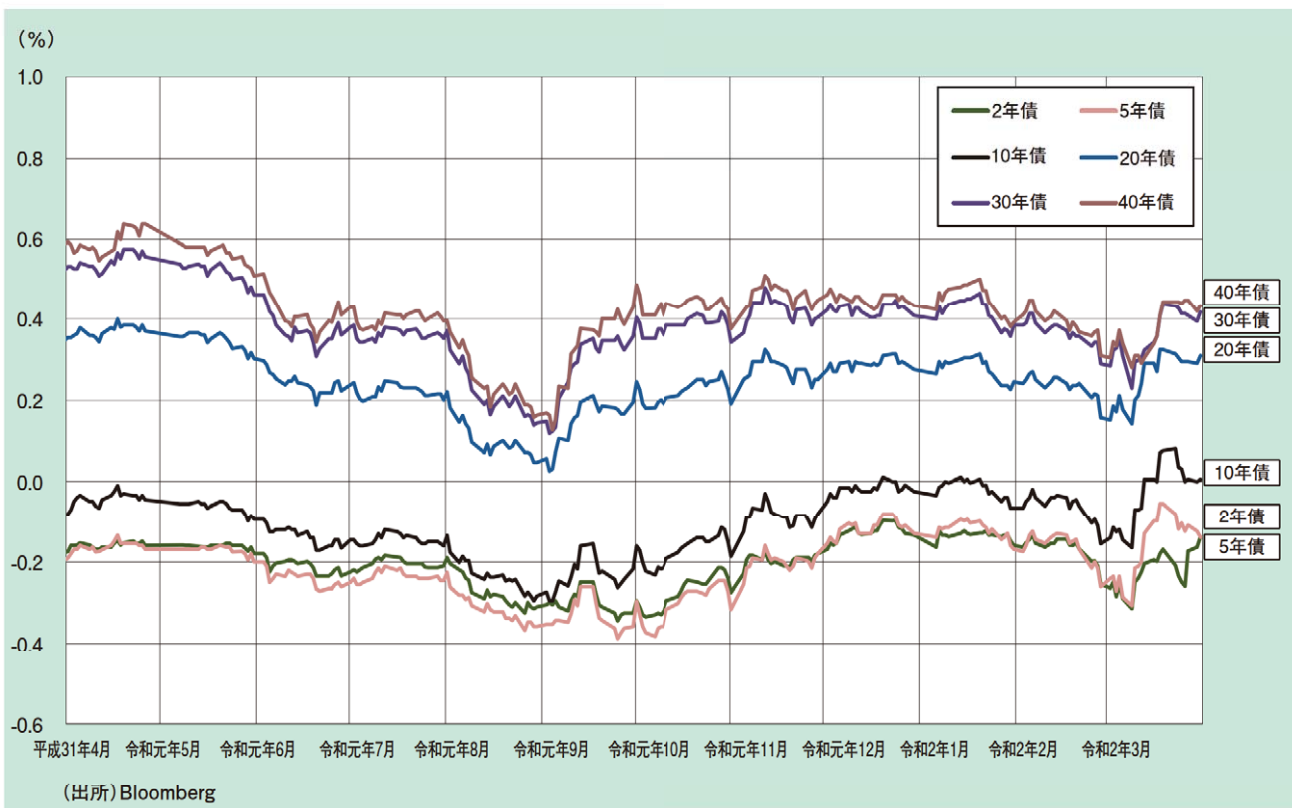
(1) 長期金利の推移（10年債）



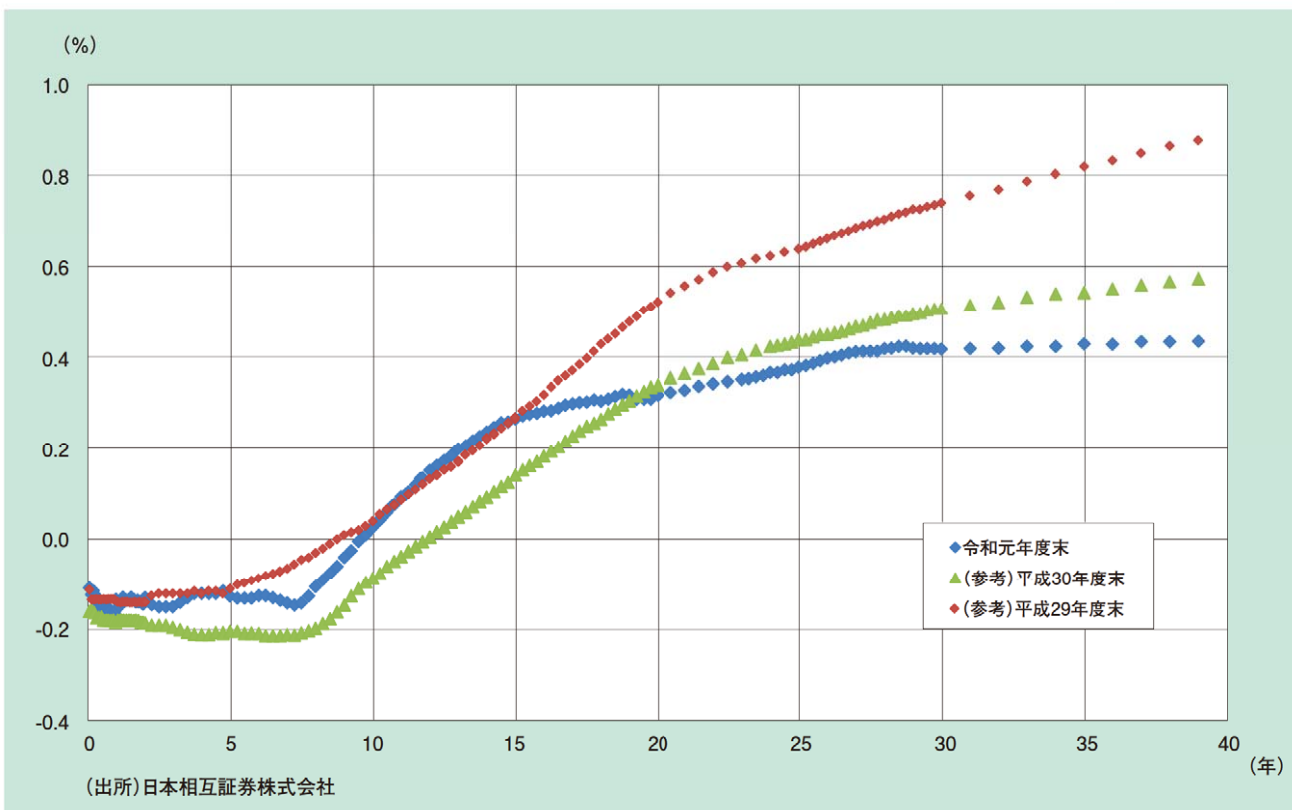
(2) 各国長期金利の推移（10年債）



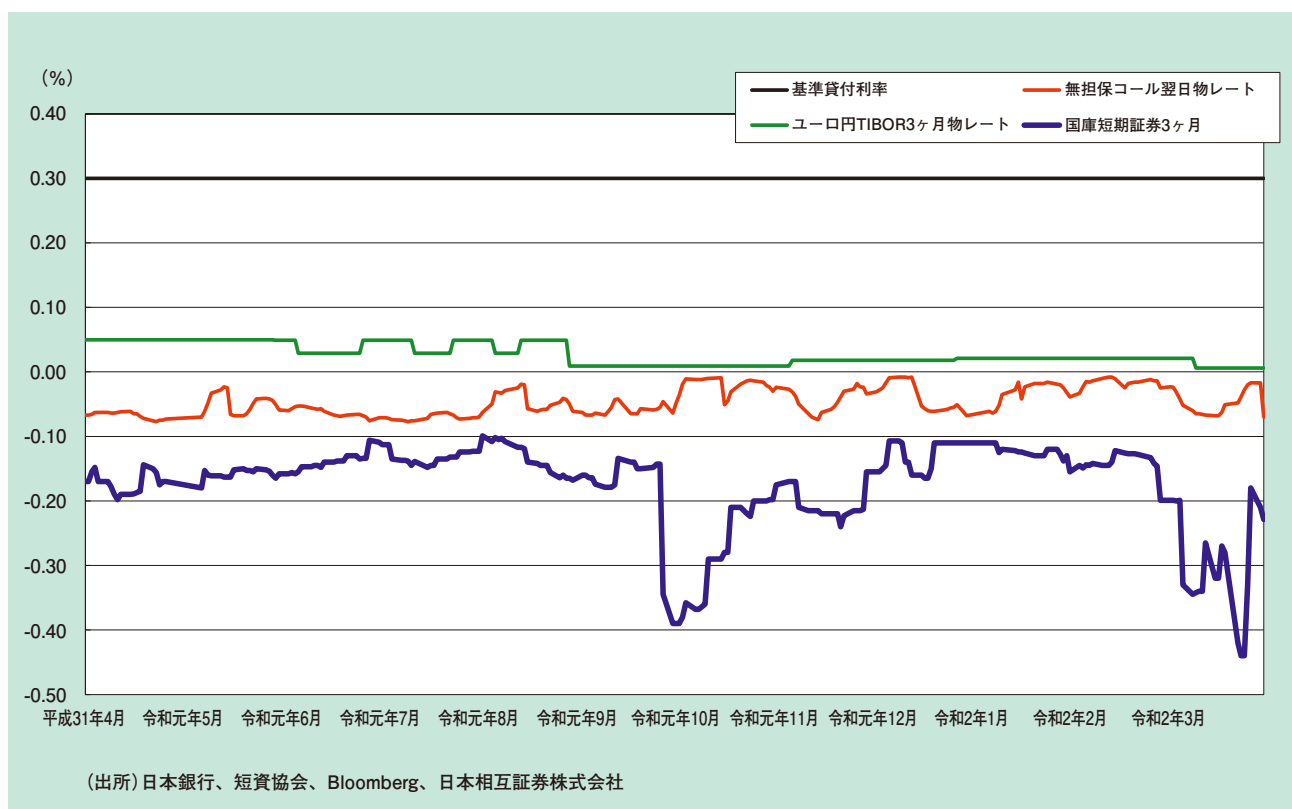
(3) 年限別流通利回りの推移（令和元年度）



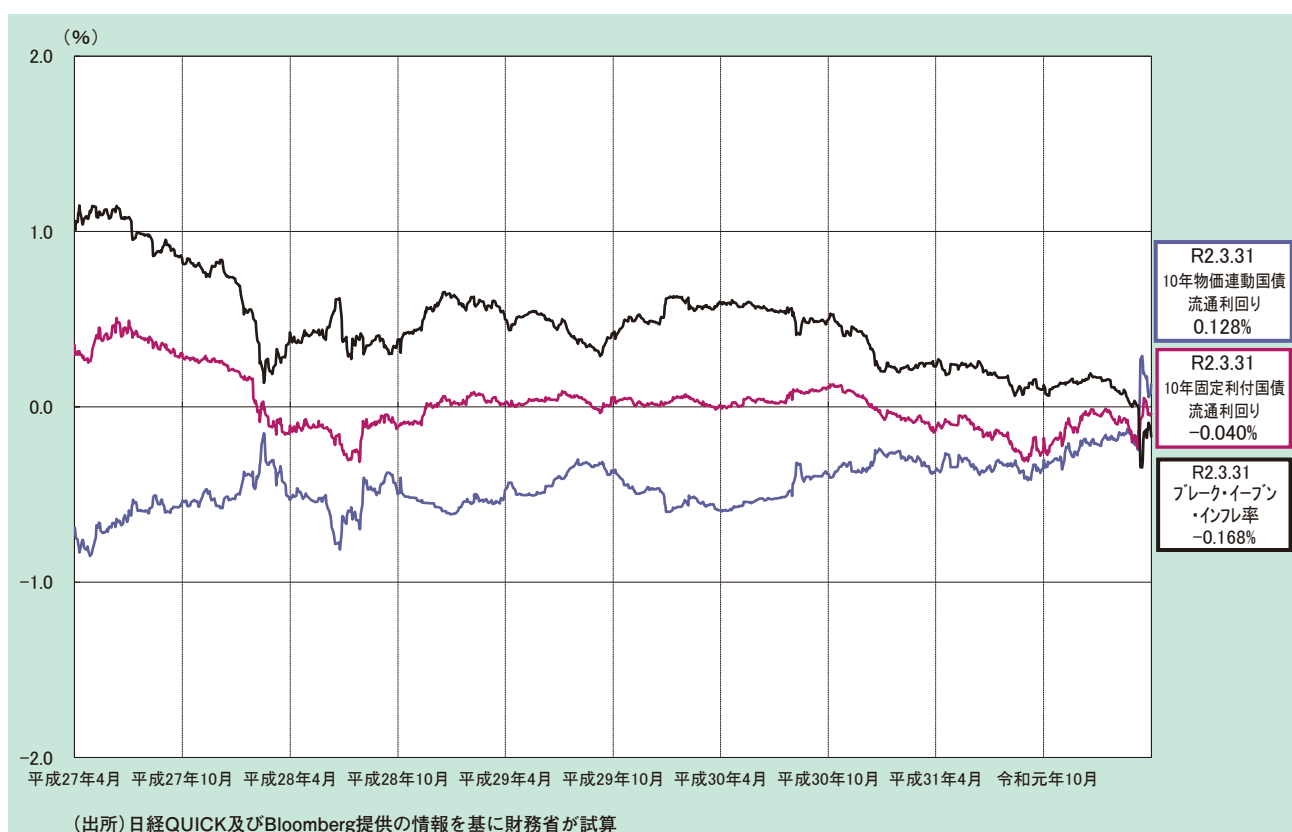
(4) 国債の利回り曲線（イールドカーブ）（令和元年度末）



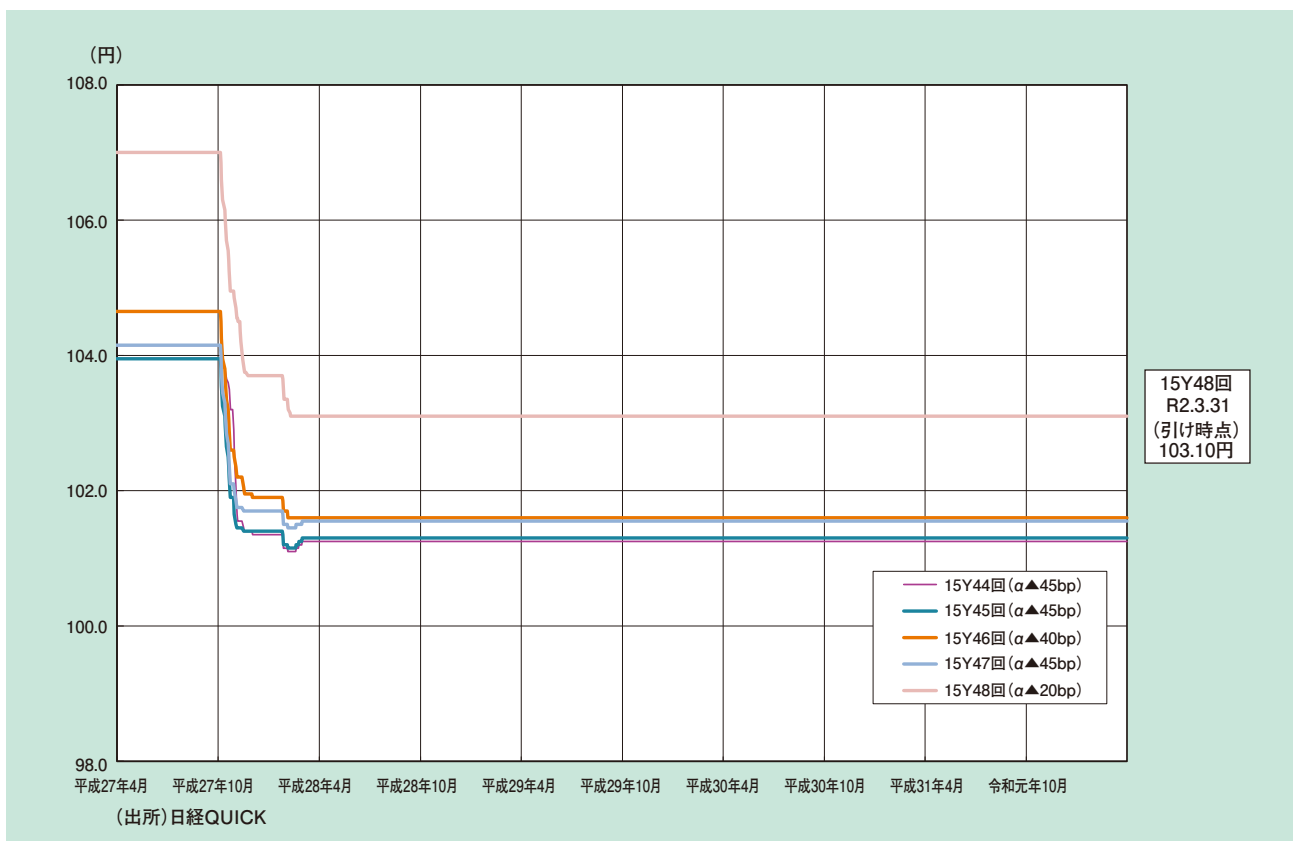
(5) 短期金融市場の状況（令和元年度）



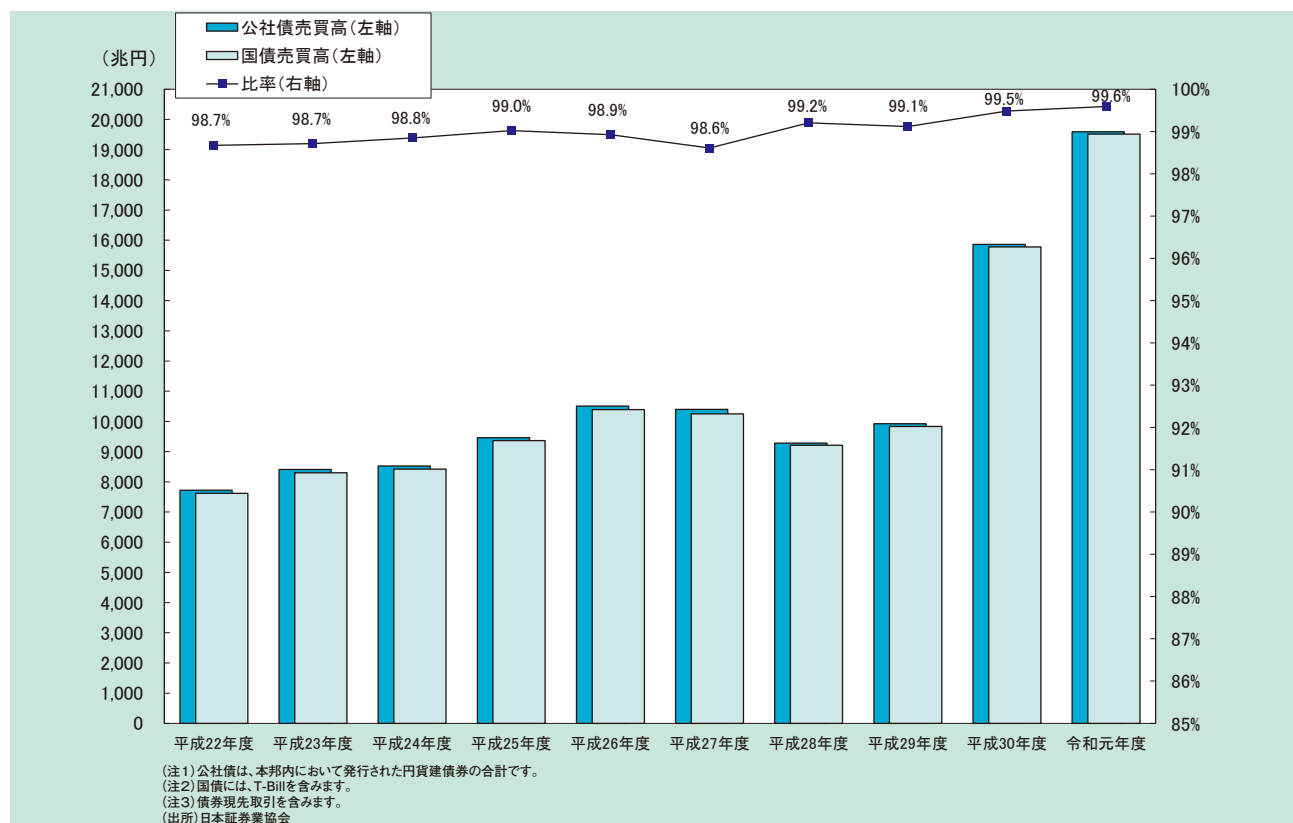
(6) ブレーク・イーブン・インフレ率（BEI）の推移



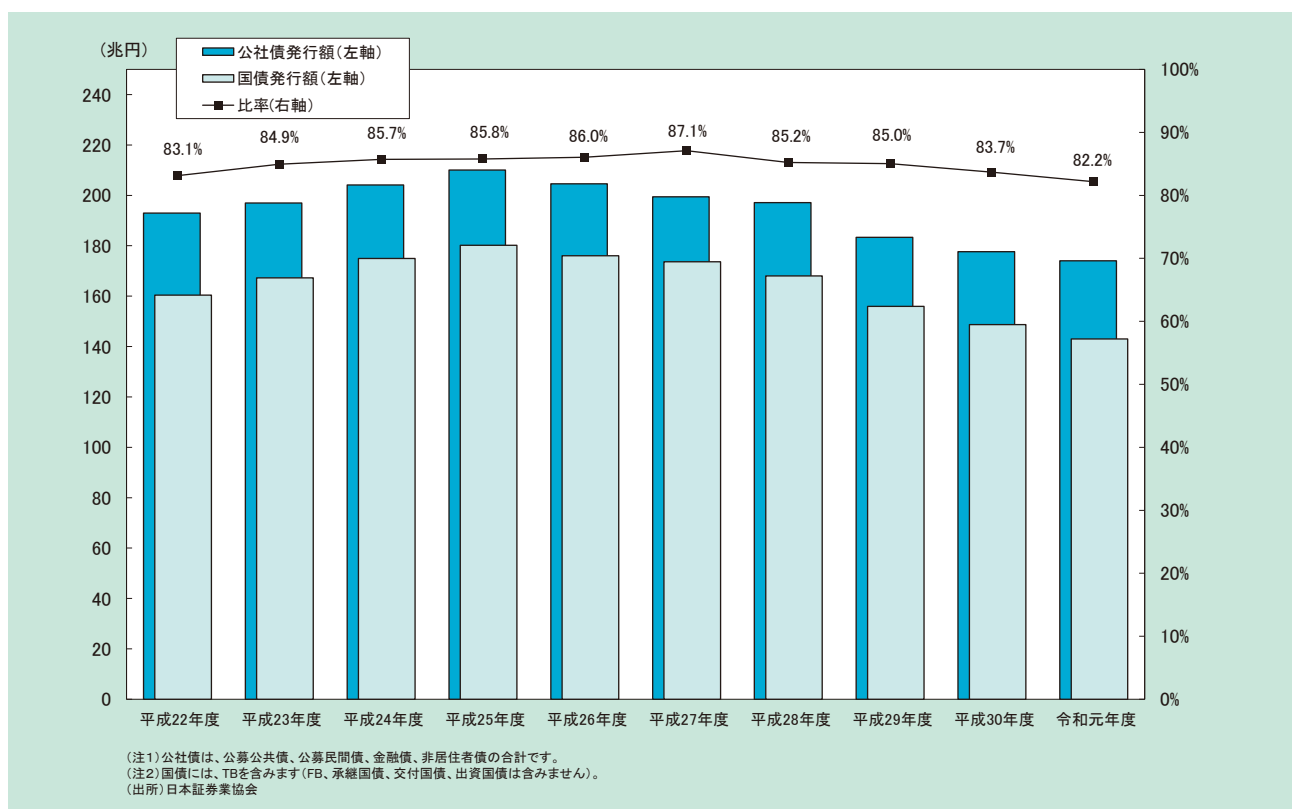
(7) 15年変動利付国債の価格推移



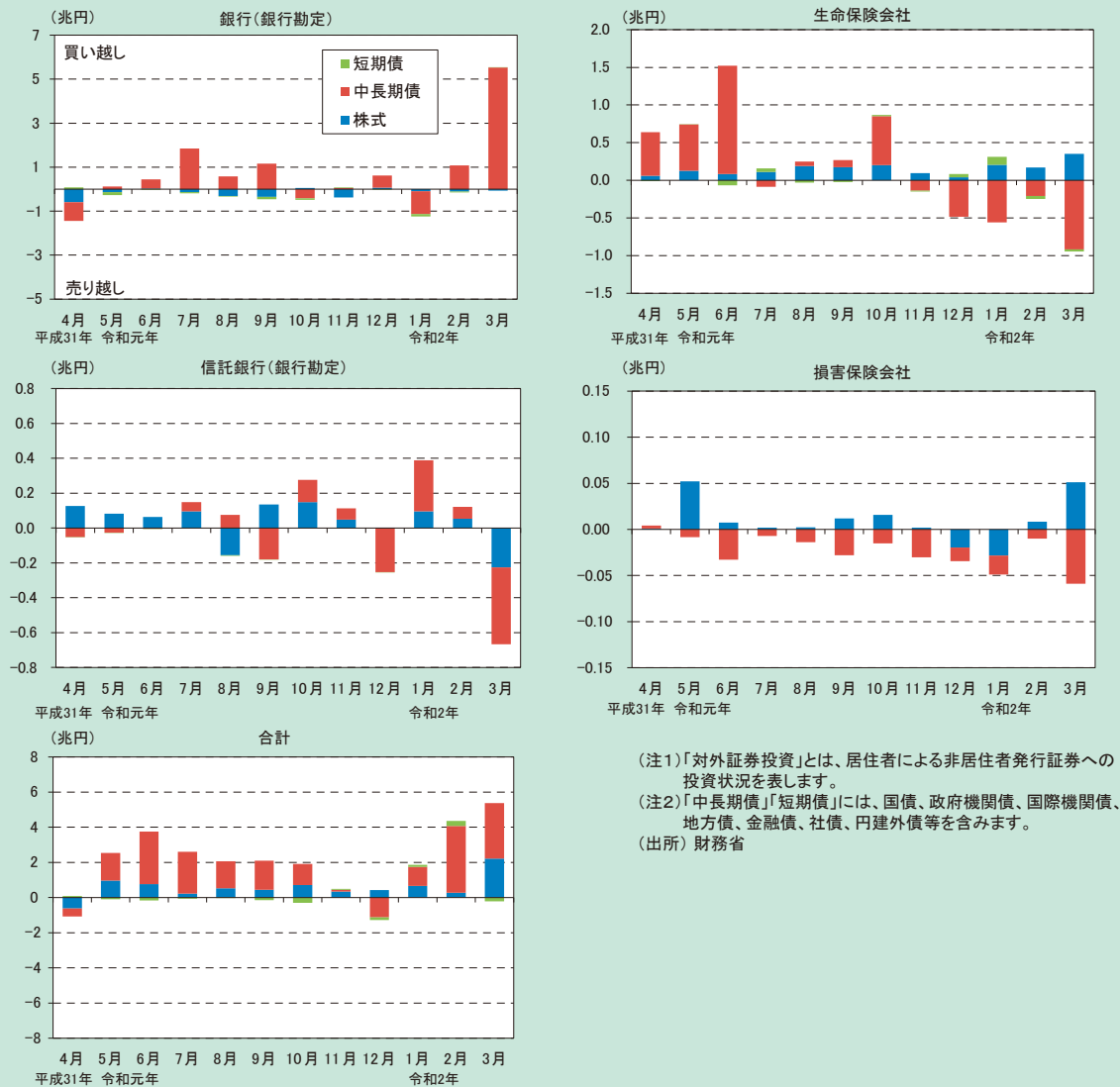
(8) 公社債売買高に占める国債の割合の推移



(9) 公社債発行額に占める国債の割合の推移



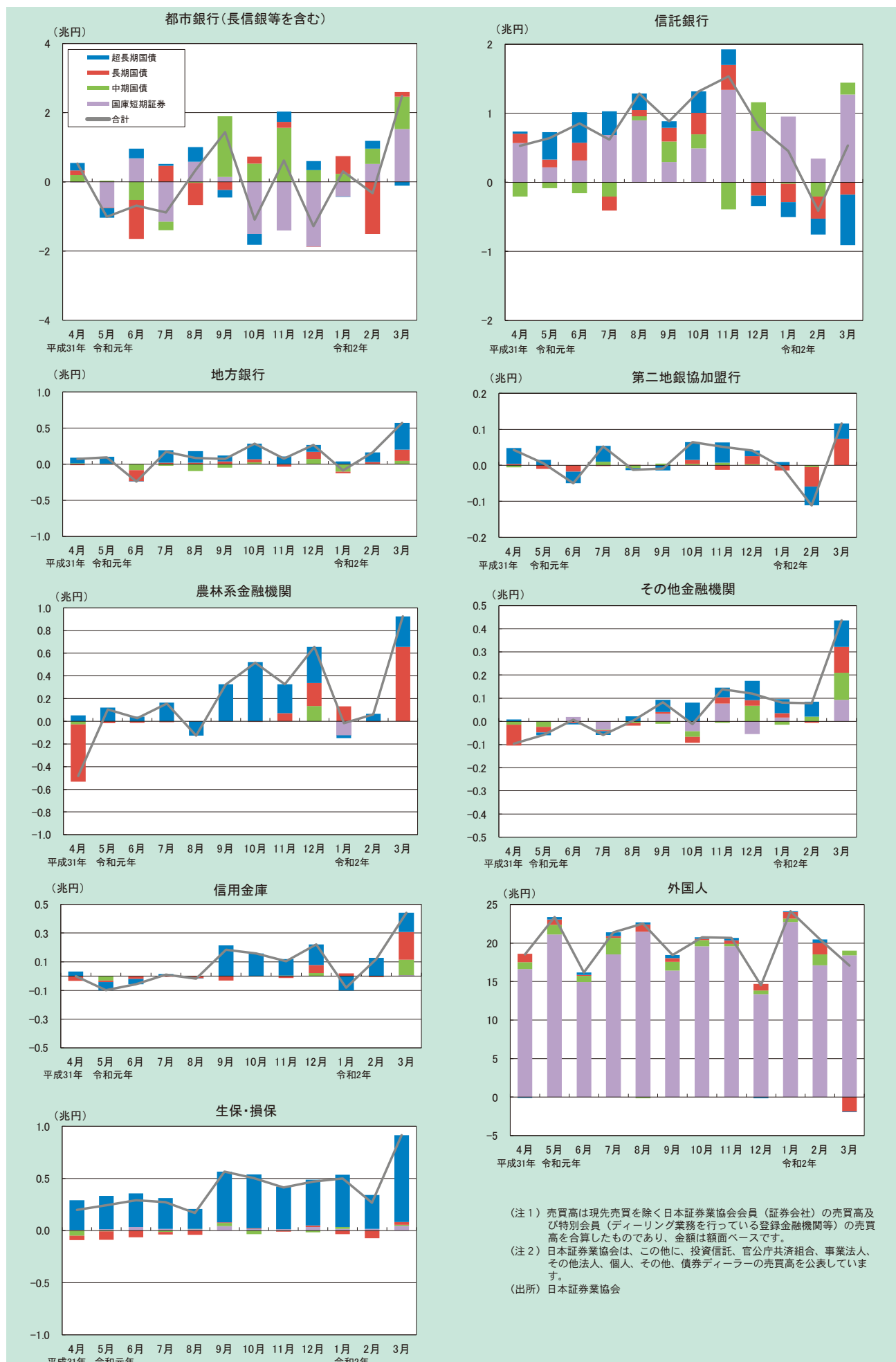
(10) 対外証券投資の推移（令和元年度）



(11) 対内証券投資の推移（令和元年度）



(12) 国債投資家別売買動向（令和元年度）



(13) 公社債売買高の推移

(単位：兆円)

	公 社 債	国 債				
			超長期債	長期債	中期債	短期債
平成22年度	3,475.3	3,404.2	289.1	970.6	1,008.2	1,136.4
平成23年度	3,690.5	3,617.0	308.5	867.4	1,279.8	1,161.2
平成24年度	3,485.5	3,420.4	383.1	846.7	986.2	1,204.4
平成25年度	3,184.7	3,129.5	342.0	690.9	767.9	1,328.6
平成26年度	3,440.1	3,386.7	413.5	698.4	999.9	1,274.9
平成27年度	2,812.6	2,764.0	372.9	641.5	723.9	1,025.7
平成28年度	2,365.5	2,322.8	389.1	471.5	696.2	766.0
平成29年度	2,301.2	2,257.1	435.3	498.1	567.1	756.6
平成30年度	2,285.4	2,242.0	459.3	525.1	495.9	761.7
令和元年度	2,335.9	2,292.6	439.8	499.4	560.6	792.9

(注) 債券現先取引を含みません。
(出所) 日本証券業協会

(14) 国債先物取引の売買高等の推移

(単位：兆円)

	売 買 高	建玉現在高 (年度末)		長期国債先物	超長期国債先物
		長期国債先物	超長期国債先物		
平成22年度	800.2	800.2	—	5.1	5.1
平成23年度	721.2	721.0	—	7.7	7.7
平成24年度	948.3	948.1	—	10.1	10.1
平成25年度	857.0	856.9	—	10.3	10.3
平成26年度	904.9	903.9	0.6	8.7	8.7
平成27年度	849.7	849.1	0.3	7.2	7.2
平成28年度	700.0	699.9	0.0	8.0	8.0
平成29年度	880.7	880.7	0.0	11.7	11.7
平成30年度	1,023.5	1,023.4	0.0	11.1	11.1
令和元年度	955.3	955.3	0.0	6.9	6.9

(注) 超長期国債先物取引は、市場の低迷を背景に休止していましたが、平成26年4月、債券市場の動向や市場参加者のニーズ等を踏まえ取引を再開しています。
(出所) 日本証券クリアリング機構

(15) 債券現先取引の売買高等の推移

(単位：兆円)

	売 買 高			売買残高 (年度末)	
	公社債 (国債バスケットを除く)	国 債	国債バスケット	銘柄後決め取引以外 (銘柄先決め取引等)	銘柄後決め取引
平成22年度	4,246.6	4,215.3	—	15.2	—
平成23年度	4,717.6	4,682.9	—	25.4	—
平成24年度	5,035.6	5,002.7	—	23.5	—
平成25年度	6,275.4	6,238.0	—	26.4	—
平成26年度	7,064.3	7,004.9	—	30.8	—
平成27年度	7,582.8	7,486.9	—	30.5	—
平成28年度	6,918.4	6,887.5	—	33.4	—
平成29年度	7,622.2	7,579.0	—	40.2	—
平成30年度	13,575.8	13,537.7	3,112.7	101.6	14.8
令和元年度	17,259.1	17,222.5	6,450.2	133.6	22.7

(注1) 売買高は売り及び買いの合計額です。
(注2) 年度末売買残高は証券会社及び金融機関のディーリング業務での残高を合算したものです。
(注3) 国債バスケット、銘柄後決め取引は約定ベースです（それ以外は額面ベース）。
(注4) 対象となる公社債は、個人向け国債、新株予約券権付社債、外貨建債券を除く全ての公社債。
(出所) 日本証券業協会

(16) 債券貸借取引の新規成約高の推移

(単位：兆円)

	債券貸付			債券借入		
		有担保取引	無担保取引		有担保取引	無担保取引
平成22年度	5,239.7	5,196.0	43.7	3,960.8	3,858.6	102.2
平成23年度	5,232.1	5,212.6	19.5	4,132.0	4,052.3	79.7
平成24年度	6,397.5	6,379.0	18.6	4,550.3	4,472.1	78.2
平成25年度	6,965.7	6,946.1	19.5	5,271.8	5,186.7	85.1
平成26年度	8,347.4	8,328.5	18.8	6,616.5	6,547.9	68.5
平成27年度	8,228.7	8,213.1	15.6	5,809.2	5,736.5	72.7
平成28年度	8,547.9	8,535.8	12.1	5,966.5	5,893.2	73.3
平成29年度	8,548.4	8,442.5	105.9	5,627.7	5,557.3	70.5
平成30年度	5,622.5	5,291.4	331.1	3,602.8	3,519.9	83.0
令和元年度	3,090.5	2,781.8	308.7	2,003.5	1,921.6	81.9

(注) 成約高は、日本証券業協会会員（証券会社及び外国証券会社）及び特別会員（証券業務の登録を受けた金融機関）の成約高を合算したものです。
 (出所) 日本証券業協会

(17) 債券貸借取引の取引残高の推移

(単位：兆円)

	取引残高 (年度末)	うち有担保取引		うち無担保取引	
平成22年度	76.2	73.3	2.8		
平成23年度	85.0	83.0	2.1		
平成24年度	84.7	82.4	2.3		
平成25年度	103.5	100.8	2.7		
平成26年度	108.1	104.8	3.2		
平成27年度	101.3	96.8	4.5		
平成28年度	127.4	123.2	4.3		
平成29年度	139.0	130.9	8.1		
平成30年度	63.8	55.4	8.5		
令和元年度	67.5	55.9	11.6		

(注) 当初個別契約で定められた受渡日を基準に、日本証券業協会会員（証券会社及び外国証券会社）及び特別会員（証券業務の登録を受けた金融機関）が貸し付けた（又は借り入れた）公社債券の年度末時点の残高を集計したものです。
 (出所) 日本証券業協会

(18) 国債店頭オプション取引の新規売買高の推移

(単位：兆円)

	合計	コール		プット	
		買い	売り	買い	売り
平成22年度	164.6	53.5	36.1	36.0	38.9
平成23年度	171.8	76.9	30.8	26.6	37.4
平成24年度	100.6	46.0	18.3	15.8	20.5
平成25年度	114.3	39.9	22.3	24.6	27.5
平成26年度	102.3	41.5	18.2	19.9	22.6
平成27年度	65.8	32.8	9.1	11.3	12.6
平成28年度	68.9	26.8	11.8	15.0	15.3
平成29年度	97.9	31.2	20.6	22.6	23.6
平成30年度	119.6	35.3	28.9	29.9	25.5
令和元年度	131.9	36.1	31.8	33.2	30.8

(注1) 売買高は、証券会社の売買高及び金融機関のディーリング業務での売買高を合算したものです。
 (注2) 売買高は額面ベースです。
 (出所) 日本証券業協会

(19) 国債先物オプション取引の取引高等の推移

(単位：兆円)

	取引高			建玉現在高 (年度末)		
		コール	プット		コール	プット
平成22年度	198.9	89.9	109.0	0.7	0.2	0.5
平成23年度	202.7	80.2	122.5	2.0	0.6	1.5
平成24年度	220.4	76.0	144.4	2.0	0.4	1.7
平成25年度	145.0	49.7	95.3	2.2	0.4	1.8
平成26年度	118.7	33.1	85.5	1.4	0.2	1.2
平成27年度	102.5	31.3	71.2	0.9	0.2	0.7
平成28年度	92.5	28.0	64.5	1.4	0.2	1.2
平成29年度	86.2	30.2	56.1	1.6	0.5	1.1
平成30年度	70.9	25.7	45.2	0.9	0.3	0.6
令和元年度	64.4	31.1	33.4	0.0	0.0	0.0

(出所) 日本取引所グループ

(20) 分離元本振替国債の現在高の推移

(単位：億円)

	40年債		30年債		20年債		10年債		5年債		2年債		計	
平成22年度末	203	(31,998)	1,198	(269,860)	144	(887,578)	1,565	(2,452,524)	331	(1,362,552)	36	(623,490)	3,476	(5,628,002)
平成23年度末	324	(49,241)	1,238	(352,493)	162	(1,042,820)	1,660	(2,766,123)	307	(1,376,791)	12	(674,931)	3,703	(6,262,399)
平成24年度末	358	(66,361)	1,367	(438,471)	212	(1,217,699)	1,589	(2,958,276)	253	(1,435,361)	6	(684,970)	3,786	(6,801,138)
平成25年度末	393	(84,934)	1,431	(532,740)	238	(1,391,420)	1,525	(2,991,745)	246	(1,533,832)	－	(701,720)	3,833	(7,236,391)
平成26年度末	396	(104,455)	1,433	(642,114)	245	(1,570,002)	1,385	(2,980,557)	166	(1,582,600)	－	(691,529)	3,626	(7,571,257)
平成27年度末	496	(131,334)	1,464	(769,879)	239	(1,748,413)	1,193	(3,010,085)	121	(1,608,065)	－	(639,328)	3,513	(7,907,104)
平成28年度末	496	(165,976)	1,464	(886,282)	207	(1,920,566)	944	(3,028,136)	65	(1,604,094)	－	(604,199)	3,175	(8,209,251)
平成29年度末	496	(202,837)	1,464	(1,006,961)	206	(2,083,350)	664	(3,082,038)	36	(1,566,813)	－	(579,754)	2,867	(8,521,752)
平成30年度末	496	(231,914)	1,464	(1,113,501)	206	(2,260,087)	461	(3,143,233)	12	(1,474,034)	－	(554,364)	2,639	(8,777,133)
令和元年度末	497	(265,046)	1,464	(1,216,411)	206	(2,430,773)	230	(3,139,563)	4	(1,380,300)	－	(523,606)	2,400	(8,955,698)

<凡例>分離元本振替国債の現在高（分離適格振替国債として発行された国債の残高）
(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(21) 日本銀行による国債買入オペの結果（令和元年度）

（単位：億円、％）

オファー日	実行日	オファー額	応札額	落札額	平均落札利回（価格）差	按分・全取利回（価格）差	備考
H31.04.03(水)	H31.04.04(木)	3,500	9,214	3,505	0.004	0.003	(1年超 3年以下)
		4,000	11,794	4,008	0.003	0.002	(3年超 5年以下)
		4,800	10,696	4,809	0.001	0.000	(5年超 10年以下)
H31.04.08(月)	H31.04.09(火)	500	3,631	500	0.002	0.002	(1年以下)
		1,800	4,360	1,810	▲0.013	▲0.014	(10年超 25年以下)
		500	1,841	505	▲0.006	▲0.006	(25年超)
H31.04.10(水)	H31.04.11(木)	4,800	14,896	4,815	▲0.011	▲0.013	(5年超 10年以下)
		1,000	2,702	1,003	▲0.163	▲0.160	(変動利付債)
		250	851	251	▲0.051	0.000	(物価連動債)
H31.04.12(金)	H31.04.15(月)	3,500	9,511	3,507	0.002	0.001	(1年超 3年以下)
		4,000	7,536	4,005	0.001	0.000	(3年超 5年以下)
		1,800	4,848	1,811	0.008	0.007	(10年超 25年以下)
H31.04.17(水)	H31.04.18(木)	500	2,175	504	0.007	0.005	(25年超)
		500	3,338	500	0.015	0.015	(1年以下)
		4,800	11,725	4,807	0.007	0.007	(5年超 10年以下)
H31.04.19(金)	H31.04.22(月)	250	1,169	252	▲0.214	▲0.160	(物価連動債)
		3,500	10,803	3,508	0.005	0.004	(1年超 3年以下)
		4,000	9,956	4,004	0.000	▲0.002	(3年超 5年以下)
H31.04.24(水)	H31.04.25(木)	1,600	3,900	1,603	0.017	0.015	(10年超 25年以下)
		400	1,383	401	0.042	0.039	(25年超)
		3,500	10,954	3,510	0.000	0.000	(1年超 3年以下)
H31.04.26(金)	R01.05.07(火)	4,000	8,808	4,007	▲0.004	▲0.005	(3年超 5年以下)
		1,600	5,869	1,610	▲0.003	▲0.004	(10年超 25年以下)
		400	1,208	405	▲0.003	▲0.004	(25年超)
R01.05.07(火)	R01.05.08(水)	4,800	8,127	4,806	▲0.006	▲0.009	(5年超 10年以下)
		3,500	9,602	3,511	▲0.006	▲0.008	(1年超 3年以下)
		4,000	10,580	4,008	▲0.008	▲0.009	(3年超 5年以下)
R01.05.09(木)	R01.05.10(金)	1,600	6,041	1,608	▲0.012	▲0.013	(10年超 25年以下)
		400	1,865	406	▲0.021	▲0.023	(25年超)
		500	1,529	503	0.007	0.005	(1年以下)
R01.05.13(月)	R01.05.14(火)	4,800	12,393	4,809	▲0.003	▲0.004	(5年超 10年以下)
		3,500	12,802	3,504	0.000	▲0.001	(1年超 3年以下)
		4,000	18,315	4,011	0.001	0.001	(3年超 5年以下)
R01.05.15(水)	R01.05.16(木)	4,800	13,119	4,811	0.001	0.000	(5年超 10年以下)
		250	1,097	253	0.014	0.050	(物価連動債)
		1,600	5,546	1,612	0.005	0.004	(10年超 25年以下)
R01.05.17(金)	R01.05.20(月)	400	2,303	401	0.009	0.009	(25年超)
		3,500	13,588	3,516	0.004	0.003	(1年超 3年以下)
		4,000	10,049	4,006	0.003	0.002	(3年超 5年以下)
R01.05.21(火)	R01.05.22(水)	4,800	9,837	4,808	0.003	0.002	(5年超 10年以下)
		250	1,134	254	▲0.042	▲0.010	(物価連動債)
		500	2,318	502	0.027	0.019	(1年以下)
R01.05.27(月)	R01.05.28(火)	3,500	11,269	3,510	0.003	0.002	(1年超 3年以下)
		4,000	11,039	4,003	0.002	0.000	(3年超 5年以下)
		1,600	4,977	1,609	0.004	0.003	(10年超 25年以下)
R01.05.31(金)	R01.06.03(月)	400	1,788	402	0.005	0.003	(25年超)
		4,800	7,667	4,803	▲0.011	▲0.014	(5年超 10年以下)
		1,600	4,180	1,606	▲0.010	▲0.011	(10年超 25年以下)
R01.06.03(月)	R01.06.04(火)	400	1,487	405	▲0.012	▲0.012	(25年超)
		500	2,064	500	0.055	0.055	(1年以下)
		3,500	8,138	3,502	▲0.001	▲0.002	(1年超 3年以下)
R01.06.07(金)	R01.06.10(月)	4,000	14,782	4,009	▲0.004	▲0.005	(3年超 5年以下)
		4,800	13,291	4,800	▲0.003	▲0.003	(5年超 10年以下)
		2,000	4,578	2,003	▲0.008	▲0.011	(10年超 25年以下)
R01.06.10(月)	R01.06.11(火)	400	1,335	404	▲0.016	▲0.019	(25年超)
		3,500	15,218	3,507	▲0.004	▲0.005	(1年超 3年以下)
		4,000	12,901	4,006	▲0.010	▲0.011	(3年超 5年以下)
R01.06.14(金)	R01.06.17(月)	250	1,175	251	0.105	0.130	(物価連動債)
		4,800	10,488	4,804	▲0.007	▲0.011	(5年超 10年以下)
		1,000	3,863	1,005	▲0.200	▲0.180	(変動利付債)
R01.06.19(水)	R01.06.20(木)	500	1,068	501	0.018	0.015	(1年以下)
		2,000	7,294	2,005	▲0.020	▲0.022	(10年超 25年以下)
		400	1,863	403	▲0.026	▲0.027	(25年超)
R01.06.21(金)	R01.06.24(月)	3,500	9,629	3,502	▲0.004	▲0.007	(1年超 3年以下)
		4,000	9,635	4,000	▲0.020	▲0.032	(3年超 5年以下)
		4,800	10,616	4,802	▲0.015	▲0.021	(5年超 10年以下)
R01.06.26(水)	R01.06.27(木)	3,500	13,796	3,506	0.006	0.006	(1年超 3年以下)
		4,000	20,416	4,014	▲0.002	▲0.003	(3年超 5年以下)
		250	1,572	250	▲0.210	▲0.160	(物価連動債)
R01.06.28(金)	R01.07.01(月)	4,800	10,518	4,805	▲0.015	▲0.019	(5年超 10年以下)
		2,000	5,069	2,004	▲0.016	▲0.018	(10年超 25年以下)
		400	1,833	404	▲0.019	▲0.021	(25年超)
R01.07.03(水)	R01.07.04(木)	3,800	14,435	3,807	▲0.004	▲0.005	(1年超 3年以下)
		3,800	13,213	3,800	▲0.017	▲0.021	(3年超 5年以下)
		1,800	4,855	1,807	▲0.025	▲0.028	(10年超 25年以下)
R01.07.05(金)	R01.07.08(月)	400	1,543	405	▲0.027	▲0.029	(25年超)
		500	2,092	500	0.026	0.023	(1年以下)
		4,800	15,880	4,814	▲0.010	▲0.012	(5年超 10年以下)
R01.07.12(金)	R01.07.16(火)	250	1,281	250	▲0.180	▲0.180	(物価連動債)
		3,800	10,041	3,804	0.010	0.008	(1年超 3年以下)
		3,800	10,231	3,813	0.011	0.010	(3年超 5年以下)
R01.07.16(火)	R01.07.17(水)	1,800	3,325	1,810	0.020	0.016	(10年超 25年以下)
		400	1,021	401	0.030	0.026	(25年超)
		4,800	16,482	4,812	▲0.012	▲0.012	(5年超 10年以下)
R01.07.22(月)	R01.07.23(火)	3,800	14,242	3,809	0.001	0.000	(1年超 3年以下)
		3,800	11,346	3,802	0.001	0.000	(3年超 5年以下)
		4,800	10,730	4,802	0.000	▲0.001	(5年超 10年以下)
		250	1,089	250	▲0.054	▲0.010	(物価連動債)

オファー日	実行日	オファー額	応札額	落札額	平均落札利回(価格)較差	按分・全取利回(価格)較差	備考
R01.07.26(金)	R01.07.29(月)	500	1,734	501	0.010	0.006	(1 年以下)
		1,800	4,410	1,810	0.003	0.002	(10 年超 25 年以下)
		400	1,776	406	0.005	0.004	(25 年超)
R01.07.31(水)	R01.08.01(木)	3,800	13,719	3,808	0.006	0.005	(1 年超 3 年以下)
		3,800	10,023	3,807	▲ 0.003	▲ 0.004	(3 年超 5 年以下)
		4,800	15,838	4,819	▲ 0.006	▲ 0.007	(5 年超 10 年以下)
R01.08.02(金)	R01.08.05(月)	1,800	5,457	1,813	▲ 0.034	▲ 0.037	(10 年超 25 年以下)
		400	1,724	400	▲ 0.036	▲ 0.036	(25 年超)
		250	1,267	251	0.055	0.080	(物価連動債)
R01.08.05(月)	R01.08.06(火)	500	1,277	501	0.013	0.006	(1 年以下)
		4,800	12,324	4,808	▲ 0.026	▲ 0.029	(5 年超 10 年以下)
		1,000	2,887	1,003	▲ 0.202	▲ 0.190	(変動利付債)
R01.08.09(金)	R01.08.13(火)	4,000	9,676	4,001	▲ 0.014	▲ 0.017	(1 年超 3 年以下)
		3,600	11,439	3,604	▲ 0.008	▲ 0.009	(3 年超 5 年以下)
		1,600	3,456	1,602	▲ 0.008	▲ 0.012	(10 年超 25 年以下)
		400	1,568	403	▲ 0.010	▲ 0.014	(25 年超)
R01.08.16(金)	R01.08.19(月)	4,500	13,485	4,501	▲ 0.006	▲ 0.007	(5 年超 10 年以下)
R01.08.19(月)	R01.08.20(火)	4,000	9,021	4,002	0.004	0.001	(1 年超 3 年以下)
		3,600	7,421	3,604	0.002	0.001	(3 年超 5 年以下)
R01.08.23(金)	R01.08.26(月)	4,000	15,760	4,006	0.010	0.008	(1 年超 3 年以下)
		3,600	9,940	3,602	0.006	0.005	(3 年超 5 年以下)
		4,500	8,451	4,502	0.006	0.000	(5 年超 10 年以下)
R01.08.26(月)	R01.08.27(火)	1,600	6,270	1,604	▲ 0.034	▲ 0.038	(10 年超 25 年以下)
		400	1,428	401	▲ 0.043	▲ 0.045	(25 年超)
		250	1,350	251	▲ 0.119	0.000	(物価連動債)
R01.08.30(金)	R01.09.02(月)	500	1,257	501	0.013	0.011	(1 年以下)
		4,000	19,246	4,003	0.010	0.009	(1 年超 3 年以下)
		3,600	9,370	3,605	0.006	0.005	(3 年超 5 年以下)
		4,000	11,391	4,003	0.017	0.016	(5 年超 10 年以下)
R01.09.02(月)	R01.09.03(火)	1,400	4,999	1,406	0.014	0.013	(10 年超 25 年以下)
		400	1,437	406	0.014	0.012	(25 年超)
R01.09.06(金)	R01.09.09(月)	500	1,755	501	0.044	0.022	(1 年以下)
		4,000	8,834	4,006	0.013	0.011	(1 年超 3 年以下)
		3,600	9,793	3,606	0.017	0.016	(3 年超 5 年以下)
		4,000	10,822	4,005	0.027	0.025	(5 年超 10 年以下)
		250	874	251	▲ 0.129	▲ 0.070	(物価連動債)
R01.09.12(木)	R01.09.13(金)	4,000	7,579	4,002	0.006	0.004	(5 年超 10 年以下)
		1,400	4,248	1,401	0.009	0.007	(10 年超 25 年以下)
		400	1,734	402	0.009	0.009	(25 年超)
R01.09.17(火)	R01.09.18(水)	4,000	13,405	4,005	▲ 0.005	▲ 0.005	(1 年超 3 年以下)
		3,600	10,047	3,605	▲ 0.010	▲ 0.012	(3 年超 5 年以下)
R01.09.20(金)	R01.09.24(火)	3,800	6,607	3,804	0.021	0.018	(5 年超 10 年以下)
		1,200	1,860	1,201	0.031	0.025	(10 年超 25 年以下)
		300	936	301	0.058	0.055	(25 年超)
R01.09.24(火)	R01.09.25(水)	500	1,094	502	0.009	0.000	(1 年以下)
		4,000	12,634	4,004	▲ 0.009	▲ 0.011	(1 年超 3 年以下)
		3,600	10,312	3,604	▲ 0.021	▲ 0.022	(3 年超 5 年以下)
R01.09.26(木)	R01.09.27(金)	3,500	9,882	3,507	0.009	0.007	(5 年超 10 年以下)
		250	1,454	251	▲ 0.114	▲ 0.110	(物価連動債)
R01.09.30(月)	R01.10.01(火)	4,200	13,723	4,204	0.007	0.005	(1 年超 3 年以下)
		3,400	7,242	3,403	0.002	0.001	(3 年超 5 年以下)
R01.10.04(金)	R01.10.07(月)	500	1,719	500	0.030	0.015	(1 年以下)
		3,500	11,484	3,506	▲ 0.022	▲ 0.024	(5 年超 10 年以下)
		250	1,863	250	▲ 0.148	▲ 0.080	(物価連動債)
R01.10.07(月)	R01.10.08(火)	4,200	14,669	4,204	0.003	0.002	(1 年超 3 年以下)
		3,400	8,259	3,401	▲ 0.007	▲ 0.009	(3 年超 5 年以下)
		1,200	4,731	1,203	0.000	0.000	(10 年超 25 年以下)
		300	1,253	301	0.004	0.003	(25 年超)
R01.10.15(火)	R01.10.16(水)	4,200	15,344	4,205	0.009	0.008	(1 年超 3 年以下)
		3,400	10,665	3,400	0.006	0.005	(3 年超 5 年以下)
		3,500	6,107	3,507	0.004	0.020	(5 年超 10 年以下)
		1,000	3,413	1,001	▲ 0.236	▲ 0.210	(変動利付債)
R01.10.18(金)	R01.10.21(月)	1,200	3,845	1,211	0.009	0.008	(10 年超 25 年以下)
		300	1,059	303	0.010	0.009	(25 年超)
R01.10.21(月)	R01.10.23(水)	500	2,271	501	0.023	0.020	(1 年以下)
		4,200	9,859	4,204	0.004	0.002	(1 年超 3 年以下)
		3,400	5,923	3,402	▲ 0.001	▲ 0.004	(3 年超 5 年以下)
		3,500	9,018	3,507	0.011	0.010	(5 年超 10 年以下)
R01.10.28(月)	R01.10.29(火)	4,200	9,648	4,212	0.019	0.018	(1 年超 3 年以下)
		3,400	7,858	3,406	0.016	0.014	(3 年超 5 年以下)
		3,500	7,791	3,514	0.015	0.013	(5 年超 10 年以下)
		250	1,016	251	▲ 0.060	0.050	(物価連動債)
R01.10.30(水)	R01.10.31(木)	1,200	4,524	1,204	▲ 0.016	▲ 0.018	(10 年超 25 年以下)
		300	924	302	▲ 0.018	▲ 0.020	(25 年超)
R01.11.01(金)	R01.11.05(火)	3,500	9,211	3,504	▲ 0.044	▲ 0.047	(5 年超 10 年以下)
		300	1,320	301	0.288	0.350	(物価連動債)
R01.11.05(火)	R01.11.06(水)	4,200	9,471	4,209	0.021	0.020	(1 年超 3 年以下)
		3,400	9,329	3,406	0.025	0.023	(3 年超 5 年以下)
		1,000	4,153	1,005	0.033	0.033	(10 年超 25 年以下)
		300	1,002	304	0.026	0.026	(25 年超)
R01.11.11(月)	R01.11.12(火)	500	1,820	501	0.003	▲ 0.004	(1 年以下)
		4,200	6,190	4,201	▲ 0.012	▲ 0.019	(1 年超 3 年以下)
		3,400	7,047	3,405	▲ 0.010	▲ 0.012	(3 年超 5 年以下)
		3,500	9,105	3,506	▲ 0.009	▲ 0.010	(5 年超 10 年以下)
R01.11.15(金)	R01.11.18(月)	1,000	4,962	1,009	▲ 0.013	▲ 0.013	(10 年超 25 年以下)
		300	1,078	303	▲ 0.013	▲ 0.014	(25 年超)

オファー日	実行日	オファー額	応札額	落札額	平均落札利回(価格)較差	按分・全取利回(価格)較差	備考
R01.11.19(火)	R01.11.20(水)	4,200	8,512	4,202	▲0.001	▲0.004	(1年超3年以下)
		3,400	11,272	3,407	▲0.008	▲0.009	(3年超5年以下)
		3,500	10,489	3,510	▲0.007	▲0.008	(5年超10年以下)
R01.11.25(月)	R01.11.26(火)	4,200	10,572	4,207	▲0.004	▲0.005	(1年超3年以下)
		3,400	6,730	3,403	▲0.009	▲0.012	(3年超5年以下)
		1,000	3,599	1,004	0.002	0.000	(10年超25年以下)
		300	1,041	300	0.014	0.011	(25年超)
R01.11.27(水)	R01.11.28(木)	500	1,308	500	0.027	0.012	(1年以下)
		3,500	10,377	3,510	▲0.009	▲0.010	(5年超10年以下)
		300	1,523	303	▲0.098	▲0.010	(物価連動債)
R01.12.02(月)	R01.12.03(火)	4,200	9,622	4,204	0.010	0.007	(1年超3年以下)
		3,400	7,107	3,407	0.012	0.011	(3年超5年以下)
		1,000	4,817	1,013	0.018	0.018	(10年超25年以下)
		300	988	302	0.005	0.004	(25年超)
R01.12.06(金)	R01.12.09(月)	4,200	10,182	4,204	0.014	0.012	(1年超3年以下)
		3,400	11,151	3,402	0.019	0.018	(3年超5年以下)
		3,500	8,979	3,503	0.019	0.018	(5年超10年以下)
		300	1,483	304	▲0.112	▲0.080	(物価連動債)
R01.12.09(月)	R01.12.10(火)	500	1,267	501	0.043	0.013	(1年以下)
		1,000	2,973	1,005	0.010	0.008	(10年超25年以下)
		300	1,026	304	0.011	0.010	(25年超)
		1,000	3,564	1,001	▲0.254	▲0.240	(変動利付債)
R01.12.13(金)	R01.12.16(月)	4,200	7,413	4,207	0.010	0.006	(1年超3年以下)
		3,400	7,443	3,404	0.008	0.005	(3年超5年以下)
		3,500	6,669	3,509	0.011	0.008	(5年超10年以下)
		300	1,372	302	▲0.139	▲0.110	(物価連動債)
R01.12.18(水)	R01.12.19(木)	4,200	6,798	4,206	▲0.001	▲0.003	(1年超3年以下)
		3,400	8,367	3,407	▲0.003	▲0.003	(3年超5年以下)
		3,500	7,801	3,504	▲0.003	▲0.004	(5年超10年以下)
R01.12.25(水)	R01.12.26(木)	500	1,188	501	0.013	0.006	(1年以下)
		3,500	7,672	3,503	▲0.023	▲0.027	(5年超10年以下)
		1,000	3,174	1,005	▲0.025	▲0.027	(10年超25年以下)
		300	1,192	301	▲0.030	▲0.031	(25年超)
R02.01.06(月)	R02.01.07(火)	4,200	7,223	4,204	▲0.026	▲0.030	(1年超3年以下)
		3,400	9,659	3,403	▲0.031	▲0.032	(3年超5年以下)
		1,000	5,133	1,008	▲0.027	▲0.030	(10年超25年以下)
		300	1,301	303	▲0.033	▲0.034	(25年超)
R02.01.10(金)	R02.01.14(火)	4,200	11,253	4,204	▲0.008	▲0.010	(1年超3年以下)
		3,400	11,569	3,405	▲0.001	▲0.002	(3年超5年以下)
		3,500	7,960	3,515	0.003	0.002	(5年超10年以下)
		300	1,798	302	▲0.103	▲0.070	(物価連動債)
R02.01.14(火)	R02.01.15(水)	1,000	3,723	1,007	0.012	0.011	(10年超25年以下)
		300	1,561	303	0.008	0.008	(25年超)
R02.01.16(木)	R02.01.17(金)	3,500	13,996	3,507	▲0.005	▲0.005	(5年超10年以下)
R02.01.20(月)	R02.01.21(火)	500	1,804	501	0.010	0.006	(1年以下)
		4,200	13,459	4,207	0.001	0.000	(1年超3年以下)
		3,400	11,423	3,407	0.001	0.001	(3年超5年以下)
R02.01.23(木)	R02.01.24(金)	3,500	9,506	3,514	▲0.012	▲0.012	(5年超10年以下)
		1,000	3,273	1,009	▲0.011	▲0.012	(10年超25年以下)
		300	1,283	301	▲0.009	▲0.010	(25年超)
		300	1,873	301	▲0.127	▲0.100	(物価連動債)
R02.01.29(水)	R02.01.30(木)	500	1,402	502	0.008	0.006	(1年以下)
		4,200	11,227	4,202	0.007	0.006	(1年超3年以下)
		3,400	9,444	3,406	0.004	0.003	(3年超5年以下)
		3,500	7,010	3,514	0.004	0.003	(5年超10年以下)
R02.02.07(金)	R02.02.10(月)	4,200	4,897	4,200	▲0.010	▲0.048	(1年超3年以下)
		3,400	9,473	3,409	▲0.008	▲0.010	(3年超5年以下)
		3,500	6,696	3,506	▲0.016	▲0.019	(5年超10年以下)
		300	1,502	301	▲0.059	▲0.020	(物価連動債)
R02.02.10(月)	R02.02.12(水)	500	1,776	500	0.014	0.008	(1年以下)
		1,200	7,108	1,208	▲0.009	▲0.010	(10年超25年以下)
		300	1,754	307	▲0.013	▲0.014	(25年超)
R02.02.13(木)	R02.02.14(金)	4,200	17,951	4,204	0.003	0.000	(1年超3年以下)
		3,400	11,130	3,404	0.006	0.005	(3年超5年以下)
		3,500	12,341	3,501	0.010	0.009	(5年超10年以下)
		1,000	3,097	1,006	▲0.262	▲0.260	(変動利付債)
R02.02.21(金)	R02.02.25(火)	4,200	17,029	4,203	▲0.006	▲0.008	(1年超3年以下)
		3,400	10,283	3,401	▲0.008	▲0.011	(3年超5年以下)
		3,500	8,177	3,502	▲0.014	▲0.018	(5年超10年以下)
R02.02.25(火)	R02.02.26(水)	500	1,921	501	0.012	0.006	(1年以下)
		1,200	3,511	1,204	▲0.013	▲0.017	(10年超25年以下)
		300	1,314	306	▲0.007	▲0.007	(25年超)
		300	1,588	301	▲0.036	0.000	(物価連動債)
R02.02.27(木)	R02.02.28(金)	4,200	13,343	4,210	▲0.007	▲0.008	(1年超3年以下)
		3,400	12,057	3,408	▲0.011	▲0.012	(3年超5年以下)
		3,500	9,028	3,503	▲0.015	▲0.019	(5年超10年以下)
R02.03.04(水)	R02.03.05(木)	500	1,397	502	▲0.003	▲0.013	(1年以下)
		4,200	13,206	4,201	▲0.043	▲0.045	(1年超3年以下)
		3,400	11,381	3,405	▲0.063	▲0.067	(3年超5年以下)
R02.03.06(金)	R02.03.09(月)	3,500	13,475	3,502	▲0.036	▲0.043	(5年超10年以下)
R02.03.09(月)	R02.03.10(火)	4,200	8,763	4,204	▲0.042	▲0.044	(1年超3年以下)
		3,400	11,530	3,401	▲0.050	▲0.051	(3年超5年以下)
		1,200	5,415	1,204	▲0.049	▲0.050	(10年超25年以下)
		300	712	301	▲0.113	▲0.140	(25年超)
R02.03.11(水)	R02.03.12(木)	500	1,259	501	0.010	0.006	(1年以下)
		3,500	7,773	3,501	▲0.017	▲0.028	(5年超10年以下)
		300	1,370	302	▲0.363	▲0.360	(物価連動債)
R02.03.13(金)	R02.03.16(月)	2,000	7,837	2,002	0.045	0.025	(5年超10年以下)

オファー日	実行日	オファー額	応札額	落札額	平均落札利回(価格)較差	按分・全取利回(価格)較差	備考
R02.03.17(火)	R02.03.18(水)	1,000	5,381	1,002	0.018	0.015	(3 年超 5 年以下)
		1,000	5,663	1,002	0.021	0.018	(5 年超 10 年以下)
R02.03.18(水)	R02.03.19(木)	4,200	7,330	4,202	0.012	0.008	(1 年超 3 年以下)
		3,400	8,505	3,403	0.009	0.000	(3 年超 5 年以下)
		3,500	7,925	3,502	0.020	0.015	(5 年超 10 年以下)
		500	2,303	501	▲ 0.164	▲ 0.030	(物価連動債)
R02.03.19(木)	R02.03.23(月)	2,000	5,848	2,008	0.003	▲ 0.005	(1 年超 3 年以下)
		3,000	8,935	3,006	0.008	0.000	(3 年超 5 年以下)
		4,000	10,400	4,001	0.009	0.003	(5 年超 10 年以下)
		1,000	4,660	1,002	0.000	▲ 0.005	(10 年超 25 年以下)
		3,000	8,891	3,004	0.029	0.025	(5 年超 10 年以下)
R02.03.23(月)	R02.03.24(火)	3,000	5,143	3,000	▲ 0.037	▲ 0.053	(3 年超 5 年以下)
		5,000	6,913	5,000	▲ 0.045	▲ 0.065	(5 年超 10 年以下)
		1,200	1,939	1,201	▲ 0.031	▲ 0.054	(10 年超 25 年以下)
		300	993	302	▲ 0.017	▲ 0.019	(25 年超)
R02.03.27(金)	R02.03.30(月)	4,200	10,706	4,205	0.027	0.025	(1 年超 3 年以下)
		3,400	7,856	3,403	0.006	▲ 0.004	(3 年超 5 年以下)
		3,500	9,335	3,502	0.004	0.000	(5 年超 10 年以下)

(注) 上記表中の利回(価格)較差とは、売買対象先が売買の際に希望する利回り(価格)から、日本銀行が市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定めた利回り(価格)を差し引いて得た値。なお、買入対象銘柄が変動利付債、物価連動債の場合は価格較差を示します(単位は円)。

(出所) 日本銀行

(22) 日本銀行による国庫短期証券買入オペの結果（令和元年度）

（単位：億円、％）

オファー日	実行日	オファー額	応札額	落札額	平均落札利回較差	按分・全取利回較差
H31.04.11(木)	H31.04.12(金)	7,500	17,476	7,503	0.015	0.005
H31.04.16(火)	H31.04.17(水)	2,500	8,348	2,501	0.011	0.008
H31.04.23(火)	H31.04.24(水)	5,000	22,771	5,001	0.022	0.016
R01.05.14(火)	R01.05.15(水)	7,500	19,726	7,501	0.015	0.006
R01.05.21(火)	R01.05.22(水)	5,000	15,083	5,001	0.008	0.006
R01.05.28(火)	R01.05.29(水)	2,500	9,282	2,502	0.005	0.002
R01.06.04(火)	R01.06.05(水)	2,500	7,374	2,500	0.011	0.007
R01.06.11(火)	R01.06.12(水)	5,000	21,156	5,006	0.011	0.006
R01.06.18(火)	R01.06.19(水)	2,500	11,008	2,504	0.018	0.015
R01.06.25(火)	R01.06.26(水)	5,000	22,566	5,000	0.023	0.017
R01.07.02(火)	R01.07.03(水)	2,500	12,469	2,500	0.017	0.016
R01.07.11(木)	R01.07.12(金)	5,000	18,064	5,003	0.009	0.005
R01.07.17(水)	R01.07.18(木)	2,500	11,310	2,503	0.009	0.008
R01.07.23(火)	R01.07.24(水)	5,000	17,686	5,002	0.009	0.007
R01.07.31(水)	R01.08.01(木)	2,500	10,316	2,504	0.007	0.005
R01.08.06(火)	R01.08.07(水)	5,000	14,752	5,001	0.010	0.008
R01.08.14(水)	R01.08.15(木)	5,000	10,734	5,001	0.008	0.003
R01.08.21(水)	R01.08.22(木)	5,000	18,586	5,003	0.010	0.004
R01.08.27(火)	R01.08.28(水)	2,500	8,242	2,502	0.009	0.008
R01.09.03(火)	R01.09.04(水)	2,500	7,463	2,501	0.012	0.010
R01.09.11(水)	R01.09.12(木)	5,000	14,343	5,000	0.006	0.002
R01.09.25(水)	R01.09.26(木)	7,500	25,843	7,501	0.006	0.005
R01.10.01(火)	R01.10.02(水)	1,000	4,426	1,000	0.012	0.006
R01.10.08(火)	R01.10.09(水)	1,000	4,735	1,000	0.016	0.016
R01.10.16(水)	R01.10.17(木)	1,000	10,610	1,000	0.040	0.040
R01.10.23(水)	R01.10.24(木)	1,000	7,051	1,000	0.043	0.042
R01.10.29(火)	R01.10.30(水)	1,000	5,780	1,000	0.047	0.035
R01.11.06(水)	R01.11.07(木)	1,000	8,157	1,000	0.040	0.031
R01.11.12(火)	R01.11.13(水)	1,000	6,820	1,001	0.013	0.012
R01.11.21(木)	R01.11.22(金)	1,000	7,027	1,001	0.002	0.002
R01.11.26(火)	R01.11.27(水)	1,000	9,158	1,000	0.055	0.055
R01.12.03(火)	R01.12.04(水)	1,000	9,000	1,000	0.035	0.035
R01.12.11(水)	R01.12.12(木)	2,000	10,191	2,000	0.052	0.041
R01.12.17(火)	R01.12.18(水)	1,000	7,583	1,000	0.025	0.022
R01.12.24(火)	R01.12.25(水)	5,000	15,958	5,000	0.038	0.022
R02.01.15(水)	R02.01.16(木)	10,000	36,731	10,003	0.021	0.011
R02.01.22(水)	R02.01.23(木)	10,000	33,245	10,000	0.014	0.008
R02.01.28(火)	R02.01.29(水)	7,500	18,980	7,502	0.007	0.005
R02.02.04(火)	R02.02.05(水)	7,500	18,024	7,502	0.006	0.000
R02.02.12(水)	R02.02.13(木)	7,500	24,516	7,503	0.007	0.005
R02.02.18(火)	R02.02.19(水)	5,000	16,263	5,005	0.006	0.005
R02.02.26(水)	R02.02.27(木)	7,500	19,369	7,501	▲ 0.001	▲ 0.007
R02.03.03(火)	R02.03.04(水)	5,000	17,947	5,002	0.016	0.011
R02.03.11(水)	R02.03.12(木)	5,000	14,742	5,001	0.054	0.047
R02.03.23(月)	R02.03.24(火)	2,500	5,226	2,500	▲ 0.027	▲ 0.062
R02.03.31(火)	R02.04.01(水)	2,500	6,756	2,501	0.002	▲ 0.014

(注) 上記表中の利回較差とは、売買対象先が売買の際に希望する利回りから、日本銀行が市場実勢相場等を勘案して銘柄ごとに定めた利回りを差し引いて得た値。

(出所) 日本銀行

(23) 主要格付会社による日本国債格付けの推移

(自国通貨建長期債務 令和2年5月31日現在)

Moody's	S&P	Fitch	R&I	JCR
H10.11.16 Aaa H12.9.8 Aa1 H13.12.4 Aa2 H21.5.18 Aa3 H20.6.30 A1 H14.5.30 A2 A3 Baa1 Baa2 Baa3	H13.2.22 AAA H13.11.27 AA+ H14.4.15 AA H19.4.22 AA- H23.1.27 A+ H27.9.16 A A- BBB+ BBB BBB-	H12.6.29 AAA H13.11.26 AA+ AA H14.11.21 AA- H24.5.22 A+ H27.4.27 A A- BBB+ BBB BBB-	H23.12.21 AAA AA+ AA AA- A+ A A- BBB+ BBB BBB-	H12.10.31 AAA AA+ AA AA- A+ A A- BBB+ BBB BBB-

【見通し】

安定的(H26.12.1)	ポジティブ(H30.4.13)	安定的(H29.4.27)	安定的(R1.12.5)	安定的(R1.11.8)
---------------	-----------------	---------------	--------------	--------------

(24) 主要格付会社によるソブリン格付け一覧

(自国通貨建長期債務 令和2年5月31日現在)

	Moody's	S&P	Fitch	R&I	JCR
Aaa/AAA	アメリカ ドイツ カナダ	ドイツ カナダ	アメリカ ドイツ カナダ	アメリカ イギリス ドイツ フランス	日本 アメリカ イギリス (↓) ドイツ フランス カナダ
Aa1/AA+		アメリカ		日本	
Aa2/AA	イギリス (↓) フランス 韓国	イギリス フランス 韓国	フランス (↓)		スペイン 中国 韓国
Aa3/AA-		アイルランド	韓国 イギリス (↓)	中国 韓国	
A1/A+	日本 中国	日本 (↑) 中国	中国 アイルランド	アイルランド	
A2/A	アイルランド	スペイン	日本		イタリア ポルトガル
A3/A-			スペイン		
Baa1/BBB+	スペイン			イタリア (↓)	
Baa2/BBB		イタリア (↓) ポルトガル	ポルトガル		
Baa3/BBB-	イタリア ポルトガル (↑)		イタリア		
Ba1/BB+					
Ba2/BB			ギリシャ	ギリシャ	
Ba3/BB-		ギリシャ			
B1/B+	ギリシャ				
B2/B					
B3/B-					
Caa1/CCC+					
Caa2/CCC					
Caa3/CCC-					
Ca/CC					
C					
SD/RD					

(↑) は、アウトルックがpositiveとなっていることを示します。
(↓) は、アウトルックがnegativeとなっていることを示します。

3 債務管理制度

(1) 国債整理基金特別会計の歳入・歳出（令和2年度当初予算）

(歳 入)

(歳 出)

(単位：百万円)

(単位：百万円)

	令和元年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
他会計より受入	85,611,694	83,113,734	▲ 2,497,960
一般会計より受入	23,507,241	23,350,380	▲ 156,861
特別会計より受入	62,104,453	59,763,355	▲ 2,341,098
交付税及び譲与税配付金	31,849,629	31,789,709	▲ 59,920
外国為替資金	494,453	494,602	150
財政投融资	14,291,418	12,057,270	▲ 2,234,148
エネルギー対策	13,468,595	13,209,326	▲ 259,270
年金	1,469,912	1,464,124	▲ 5,788
食料安定供給	133,478	142,544	9,066
国有林野事業債務管理	357,637	364,552	6,915
自動車安全	39,331	241,227	201,896
東日本大震災復興 他会計より受入	32,030	31,725	▲ 305
特別会計より受入	32,030	31,725	▲ 305
東日本大震災復興	32,030	31,725	▲ 305
租 税	126,000	123,000	▲ 3,000
公 債 金	103,140,417	107,981,803	4,841,386
公 債 金	101,332,422	106,288,626	4,956,204
復興借換公債金	1,807,995	1,693,177	▲ 114,818
東日本大震災復興株式 売払収入	1,474,920	1,477,382	2,463
東日本大震災復興配当金 収入	50,450	50,450	—
東京地下鉄	8,069	8,069	—
日本郵政	42,381	42,381	—
運用収入	94,592	91,341	▲ 3,251
利子収入	94,590	91,340	▲ 3,250
売却及償還益金	3	1	▲ 2
東日本大震災復興運用収入	2,391	2,389	▲ 2
利子収入	2,391	2,389	▲ 2
雑 収 入	182,861	152,322	▲ 30,538
経過利子受入	180,306	150,367	▲ 29,938
雑 入	2,555	1,955	▲ 600
東日本大震災復興雑収入	27	12	▲ 16
経過利子受入	27	12	▲ 16
歳 入 合 計	190,715,382	193,024,158	2,308,776

	令和元年度 当初予算 (A)	令和2年度 当初予算 (B)	差 引 増▲減額 (B) - (A)
国債整理支出	187,347,569	189,769,023	2,421,455
証券等製造費	2	113	112
国債事務取扱手数料	36,178	30,512	▲ 5,665
賠償償還及払戻金	823	823	—
貨幣交換差減補填金	0	0	▲ 0
売却及償還差額補填金	94,000	91,000	▲ 3,000
債務償還費	176,726,907	179,645,537	2,918,630
公債等償還	128,913,222	131,939,394	3,026,172
一般会計負担分	115,394,241	120,627,877	5,233,636
特別会計負担分	13,518,981	11,311,517	▲ 2,207,464
借入金償還	42,556,985	42,439,842	▲ 117,143
一般会計負担分	596,806	592,640	▲ 4,166
特別会計負担分	41,960,179	41,847,203	▲ 112,976
政府短期証券償還	5,256,700	5,266,300	9,600
利子及割引料	10,489,659	10,001,038	▲ 488,622
公債利子等	9,806,443	9,332,537	▲ 473,906
一般会計負担分	9,047,817	8,590,514	▲ 457,303
特別会計負担分	758,626	742,023	▲ 16,603
借入金利子	109,943	105,127	▲ 4,816
一般会計負担分	15,471	14,382	▲ 1,089
特別会計負担分	94,472	90,745	▲ 3,727
政府短期証券利子	573,273	563,374	▲ 9,899
一般会計負担分	60,000	60,000	—
特別会計負担分	513,273	503,374	▲ 9,899
復興債整理支出	3,367,813	3,255,135	▲ 112,678
国債事務取扱手数料	305	350	44
株式売払手数料	25,914	26,063	149
売却及償還差額補填金	2,386	2,384	▲ 2
債務償還費	3,307,451	3,194,946	▲ 112,505
公債等償還	3,307,451	3,194,946	▲ 112,505
一般会計負担分	3,307,451	3,194,946	▲ 112,505
利子及割引料	31,757	31,392	▲ 365
公債利子等	30,257	29,892	▲ 365
一般会計負担分	30,257	29,892	▲ 365
借入金利子	1,500	1,500	—
一般会計負担分	1,500	1,500	—
歳 出 合 計	190,715,382	193,024,158	2,308,776

(注1) 国債整理支出の一般会計負担分及び復興債整理支出の特別会計負担分には、整理基金特会独自収入を含みます。

(注2) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(2) 各会計の債務償還費、利子及割引料等の状況（令和2年度当初予算、平成30年度決算）

国債整理基金特別会計は、一般会計及び特別会計からの繰入資金等を財源として、公債、借入金等の償還及び利子等の支払を一元的に経理しています。

A 令和2年度当初予算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	73,356,570	9,726,551	30,614	83,113,734	
一般会計より受入	14,931,550	8,390,408	28,421	23,350,380	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子、財務省証券の利子等
特別会計より受入	58,425,020	1,336,142	2,193	59,763,355	
交付税及び譲与税配付金	31,712,096	77,613	－	31,789,709	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
外国為替資金	－	493,846	756	494,602	外国為替資金証券の利子等
財政投融资	11,311,517	744,333	1,419	12,057,270	財投債の償還及び利子、財政融資資金証券の利子等
エネルギー対策	13,199,580	9,730	16	13,209,326	借入金の償還及び利子、石油証券及び原子力損害賠償支援証券の償還及び利子等
年金	1,458,291	5,833	－	1,464,124	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
食料安定供給	141,395	1,149	1	142,544	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還及び利子等
国有林野事業債務管理	363,002	1,550	－	364,552	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
自動車安全	239,139	2,088	－	241,227	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
東日本大震災復興他会計より受入	－	31,375	350	31,725	
特別会計より受入	－	31,375	350	31,725	
東日本大震災復興	－	31,375	350	31,725	復興債の利子、一時借入金の利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

B 平成30年度決算

(単位：百万円)

	債務償還費	利子及割引料	その他	合計	備考
他会計より受入	70,915,462	8,510,454	29,070	79,454,986	
一般会計より受入	14,729,204	7,770,498	28,056	22,527,758	公債の償還及び利子、借入金の償還及び利子等
特別会計より受入	56,186,258	739,956	1,014	56,927,228	
交付税及び譲与税配付金	32,190,291	784	－	32,191,075	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の償還及び利子
外国為替資金	－	－	345	345	国債事務取扱手数料
財政投融资	12,904,520	731,838	661	13,637,019	財投債の償還及び利子、借入金の償還及び利子等
エネルギー対策	9,135,979	1,267	7	9,137,252	原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債の償還、借入金の償還及び利子、石油証券の償還等
年金	1,464,008	146	－	1,464,154	借入金の償還及び利子並びに一時借入金の利子
食料安定供給	106,029	354	1	106,384	借入金の償還及び利子、食糧証券の償還等
国有林野事業債務管理	346,439	2,464	－	348,903	借入金の償還及び利子
自動車安全	38,993	3,104	－	42,096	借入金の償還及び利子
東日本大震災復興他会計より受入	63,440	4,265	132	67,837	
特別会計より受入	63,440	4,265	132	67,837	
東日本大震災復興	63,440	4,265	132	67,837	復興債の償還及び利子等

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(3) 国債整理基金の国債償還財源等の繰入額等、償還額、年度末基金残高、借換額（令和2年度当初予算）

(単位：億円)

	平成30年度（決算）	令和元年度（予定）	令和2年度（予定）
償還財源繰入額等			
公債等	281,566	278,843	274,025
（うち復興債償還財源）	(1,319)	(610)	(15,018)
一般会計負担分	143,587	143,019	145,888
特別会計負担分	137,292	135,190	113,115
（うち復興債償還財源）	(634)	(－)	(－)
株式売払収入	－	－	14,513
（うち復興債償還財源）	(－)	(－)	(14,513)
運用収入等	688	635	508
（うち復興債償還財源）	(685)	(610)	(504)
借入金	416,053	423,164	421,899
一般会計負担分	3,705	3,562	3,427
特別会計負担分	412,348	419,602	418,472
合 計	697,620	702,007	695,924
償 還 額			
公債等	281,581	278,876	274,006
普通国債	141,068	140,184	141,891
出資国債等	10,239	2,892	3,982
財政投融资特別会計国債	128,955	135,190	113,115
復興債	1,319	610	15,018
借入金	416,053	423,164	421,899
合 計	697,634	702,040	695,905
年度末基金残高	30,059	30,027	30,045
（うち復興債償還財源）	(－)	(－)	(－)

(参考)

「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額	524,631	530,000	430,000
「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含む年度末基金残高	554,690	560,027	460,045

国債借換額	1,032,853	1,043,235	1,079,818
（うち復興債借換分）	(27,769)	(30,514)	(16,932)

(注1) 株式売払収入は、株式売却経費を控除したものです。

(注2) 運用収入等には、配当金収入及び前年度剰余金を含みます。

(注3) 年度末基金残高には、「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額を含みません。

(注4) 令和元年度（予定）及び令和2年度（予定）の「特別会計に関する法律」第47条第1項の規定による借換国債収入額には、予算総則上の限度額を計上しています。

(注5) 単位未満は四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(4) 国債整理基金の国債への運用状況の推移

(単位：兆円)

年度 区分	平成22年度末	平成23年度末	平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	平成29年度末	平成30年度末	令和元年度末
国庫短期証券	22.9	12.0	12.8	17.2	17.1	－	－	－	－	－
現 先 等	7.4	9.3	9.3	8.9	14.4	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6
計	30.3	21.3	22.1	26.1	31.5	0.1	0.3	0.3	0.2	0.6

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(5) 国債整理基金特別会計の剰余金推移

(単位：億円)

	剰 余 金	うち基金残高
平成 26 年度	30,710	30,006
平成 27 年度	36,188	35,433
平成 28 年度	30,824	30,062
平成 29 年度	30,932	30,074
平成 30 年度	30,764	30,059
令和元年度	30,027	30,027
令和 2 年度	30,045	30,045

(注 1) 「特別会計に関する法律」改正後の平成 26 年度以降の推移。
(注 2) 令和元年度及び令和 2 年度は、令和 2 年度当初予算ベース。

(6) 流動性供給入札結果（令和元年度）

	第283回	第284回	第285回	第286回	第287回	第288回	第289回	第290回	第291回	第292回	第293回	第294回
入 札 日	H31.4.11	H31.4.18	R1.5.20	R1.5.24	R1.6.6	R1.6.11	R1.7.11	R1.7.19	R1.8.22	R1.8.27	R1.9.9	R1.9.13
応募額（億円）	14,195	21,133	20,212	19,393	10,013	18,303	16,526	19,150	17,173	13,212	15,964	16,705
募入決定額（億円）	4,986	5,971	5,990	3,984	4,990	5,988	5,969	3,986	5,985	4,981	3,986	5,995
募入平均利回格差（%）	▲0.002	▲0.011	0.008	▲0.006	0.008	0.010	▲0.015	▲0.009	▲0.003	0.030	▲0.017	0.038
募入最大利回格差（%）	0.000	▲0.010	0.009	▲0.005	0.014	0.013	▲0.013	▲0.009	▲0.001	0.032	▲0.015	0.043

	第295回	第296回	第297回	第298回	第299回	第300回	第301回	第302回	第303回	第304回	第305回	第306回
入 札 日	R1.10.3	R1.10.8	R1.11.18	R1.11.22	R1.12.12	R1.12.20	R2.1.22	R2.1.24	R2.2.14	R2.2.26	R2.3.16	R2.3.24
応募額（億円）	13,784	16,041	15,344	14,220	12,804	15,197	17,742	16,219	15,934	10,724	17,855	17,286
募入決定額（億円）	4,992	5,985	3,980	5,997	4,991	5,990	5,972	3,989	5,979	4,992	5,995	3,993
募入平均利回格差（%）	▲0.002	0.012	▲0.009	0.030	▲0.005	0.013	0.000	▲0.001	0.003	▲0.011	0.017	▲0.029
募入最大利回格差（%）	0.001	0.014	▲0.007	0.035	0.000	0.018	0.002	0.001	0.005	▲0.005	0.030	▲0.021

(7) 買入消却入札結果（令和元年度）

物価連動国債

入札日	応募額 （億円）	買入決定額 （億円）	買入平均価格較差 （円）	買入最大価格較差 （円）
H31.04.19	765	201	▲ 0.045	0.00
R01.06.17	1,121	200	▲ 0.110	▲ 0.11
R01.08.14	913	201	▲ 0.180	▲ 0.14
R01.10.16	994	203	▲ 0.134	▲ 0.11
R01.11.15	980	201	0.027	0.08
R01.12.18	859	201	▲ 0.083	▲ 0.08
R02.01.16	1,329	201	▲ 0.012	0.01
R02.02.17	1,256	201	▲ 0.132	▲ 0.12
R02.03.04	881	201	0.089	0.19
R02.03.25	3,737	3,000	0.279	0.55

(8) 買入消却の実施状況

(額面ベース、単位：億円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市中金融機関	30,111	27,124	28,252	25,126	7,414	1,202	1,204	1,205	4,810
日本銀行	4,102	3,504	2,000	2,000	－	－	－	－	－
計	34,213	30,628	30,252	27,126	7,414	1,202	1,204	1,205	4,810

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(9) 各種懇談会メンバーと最近の開催実績

A. 国の債務管理の在り方に関する懇談会

<メンバー>

翁 幸 小 坂 島 新 末 高 武 (座長) 田 富 田 藤 松 山 吉 吉	百 真 枝 田 秀 本 幸 分 敬 澤 豪 田 創 田 洋 中 直 田 俊 基 田 亜矢子 本 巖 田 孝 志 野 直 行 藤 茂	(株)日本総合研究所 理事長 作家 財務総合政策研究所 総括主任研究官 野村證券(株) 執行役員 グローバル・マーケット担当 ソシエテ・ジェネラル証券(株) 代表取締役社長 農林中央金庫 代表理事専務 グローバル・インベストメンツ本部長 SMB C日興証券(株) 金融経済調査部部長 金融財政アナリスト 岡三証券(株) グローバル・リサーチ・センター理事長 エグゼクティブエコノミスト (株)三菱総合研究所 政策・経済研究センター長 チーフエコノミスト 国際公共政策研究センター 理事長 (株)野村資本市場研究所 客員研究員 モルガン・スタンレーM U F G証券(株) シニアアドバイザー JP モルガン証券(株) エグゼクティブディレクター シニアエコノミスト 住友生命保険相互会社 執行役常務 大和証券(株) 執行役員 慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター長、政策研究大学院大学客員教授 (株)三菱U F J銀行 取締役常務執行役員 市場部門長
--	---	---

以上 17 名

(敬称略、五十音順)

(令和2年6月22日現在)

<開催実績>

開催日	内 容
平成31年3月8日 (第49回)	・平成31年度予算及び国債発行計画(報告) ・国債市場の現状と今後の動向見通し (1) 生命保険会社の投資動向 (2) グローバル金融財政環境について
令和元年6月12日 (第50回)	・前回・前々回の議論のフォローアップ ・主要諸外国の国債管理政策の動向について ・海外投資家から見た日本の国債市場 (1) 国債の海外IR等について (2) JGB市場を取り巻く環境
令和元年10月25日 (第51回)	・日本国債の市場環境の現状と今後について ・国債管理政策の現状について
令和2年6月22日 (第52回) ※ オンライン開催	・国債発行の現状と今後 ・COVID-19と我が国の中長期的課題 ・国債先物市場の現状と今後の取組み

B. 国債市場特別参加者会合

<メンバー>

S M B C日興証券株式会社	岡三証券株式会社
クレディ・アグリコル証券会社	クレディ・スイス証券株式会社
ゴールドマン・サックス証券株式会社	J Pモルガン証券株式会社
シティグループ証券株式会社	ソシエテ・ジェネラル証券株式会社
大和証券株式会社	ドイツ証券株式会社
東海東京証券株式会社	野村証券株式会社
バークレイズ証券株式会社	B N Pパリバ証券株式会社
株式会社みずほ銀行	みずほ証券株式会社
株式会社三井住友銀行	三菱U F Jモルガン・スタンレー証券株式会社
メリルリンチ日本証券株式会社	モルガン・スタンレーM U F G証券株式会社
U B S証券株式会社	

以上 21 社

(五十音順)

(平成 28 年 7 月 15 日以降)

<開催実績>

開 催 日	内 容
令和元年6月21日 (第81回)	・ 令和元年 7 - 9 月期における物価連動債の発行額等について ・ 令和元年 7 - 9 月期における流動性供給入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和元年9月24日 (第82回)	・ 令和元年 10 - 12 月期における物価連動債の発行額等について ・ 令和元年 10 - 12 月期における流動性供給入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和元年11月25日 (第83回)	・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて ・ 令和 2 年度国債発行計画について
令和元年12月12日 (第84回)	・ 令和 2 年 1 - 3 月期における物価連動債の発行額等について ・ 令和 2 年 1 - 3 月期における流動性供給入札について ・ 令和 2 年度国債発行計画について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和 2 年3月23日 (第85回) ※ 書面開催	・ 令和 2 年度における名目利付債のリオープン及び入札方式について ・ 令和 2 年 4 - 6 月期における物価連動債の発行額等について ・ 令和 2 年 4 - 6 月期における流動性供給入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和 2 年4月2日 (第86回) ※ 書面開催	・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて ・ 令和 2 年度補正予算に伴う国債発行計画の変更について
令和 2 年4月30日 (第87回) ※ 書面開催	・ 令和 2 年 4 - 6 月期における物価連動債の発行額等の変更について ・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて
令和 2 年5月22日 (第88回) ※ 書面開催	・ 最近の国債市場の状況と今後の見通しについて ・ 令和 2 年度第 2 次補正予算に伴う国債発行計画の変更について

C. 国債投資家懇談会

<メンバー>

a 投資家

株式会社かんぽ生命保険	企業年金連合会
キャブラ・インベストメント・マネジメントLLP	株式会社常陽銀行
信金中央金庫	全国共済農業協同組合連合会
東京海上日動火災保険株式会社	株式会社名古屋銀行
日本生命保険相互会社	農林中央金庫
PGIMジャパン株式会社	みずほ信託銀行株式会社
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	株式会社三菱UFJ銀行
株式会社ゆうちょ銀行	

以上 15 社
(五十音順)

b 学者・研究者

神山 弘行 (東京大学大学院法学政治学研究科准教授)
 富田 俊基 (株式会社野村資本市場研究所客員研究員)
 (座長) 吉野 直行 (慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター長、政策研究大学院大学客員教授)

以上 3 名
(五十音順)
(令和2年4月6日現在)

<開催実績>

開催日	内 容
令和元年6月24日 (第80回)	・ 令和元年7－9月期における物価連動債の発行額等について ・ 令和元年7－9月期における流動性供給入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
令和元年11月26日 (第81回)	・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて ・ 令和2年度国債発行計画について
令和2年3月24日 (第82回) ※ 書面開催	・ 令和2年度における名目利付債のリオープン及び入札方式について ・ 令和2年4－6月期における物価連動債の発行額等について ・ 令和2年4－6月期における流動性供給入札について ・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて
令和2年4月2日 (第83回) ※ 書面開催	・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて ・ 令和2年度補正予算に伴う国債発行計画の変更について
令和2年5月22日 (第84回) ※ 書面開催	・ 最近の国債市場の状況と今後の運用見通しについて ・ 令和2年度第2次補正予算に伴う国債発行計画の変更について

D. 国債トップリテラー会議

<メンバー>

- SMB C日興証券株式会社

埼玉信用組合

多摩信用金庫

株式会社中国銀行

株式会社広島銀行

株式会社北海道銀行

みずほ証券株式会社

三井住友信託銀行株式会社

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- 埼玉縣信用金庫

大和証券株式会社

中央労働金庫

野村證券株式会社

株式会社北洋銀行

株式会社みずほ銀行

株式会社三井住友銀行

株式会社三菱UFJ銀行

株式会社ゆうちょ銀行

以上 18 機関

(五十音順)

(令和2年6月3日現在)

<開催実績>

開 催 日	内 容
平成26年3月25日 (第13回)	・ 個人向け国債（変動 10 年・固定 5 年）の毎月発行以降の販売動向、個人保有促進策についての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換
平成26年10月31日 (第14回)	・ 個人向け国債（変動 10 年・固定 5 年）の毎月発行以降の販売動向、物価連動国債の個人への販売拡大についての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換
平成27年11月13日 (第15回)	・ 個人向け国債の販売状況、物価連動国債の新窓販における募集方法等、新窓販の制度変更についての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換
平成28年11月9日 (第16回)	・ 個人向け国債の販売状況、個人向け国債の広告、物価連動債の新窓販での取扱いについての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換
平成30年2月19日 (第17回)	・ 個人向け国債の販売状況、最近の個人投資家の投資行動、個人向け国債の広告についての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換
令和元年 5 月30日 (第18回)	・ 個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の広告についての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換
令和2年6月10日 (第19回) ※電話会議	・ 個人向け国債の販売動向等、個人向け国債の長期安定保有の促進、個人向け国債の広告についての当局からの説明 ・ それぞれの件についての意見交換

(10) 戦後の国債管理政策の推移

年度	国債管理政策等	財政政策等
昭和 22 ～ 39		
40	41.1 シ団引受開始（7 年債） 41.3 運用部引受開始	補正予算で歳入補填債発行
41		当初予算で建設公債発行
42		現在の減債制度確立（60 年償還ルール）
43	43.4 特別マル優制度の導入 43.5 減債制度の確立	
44		
45		大阪万国博覧会
46	47.1 国債の償還期限延長（7 年→10 年）	ニクソン・ショック スミソニアン協定
47		
48		福祉元年 変動為替相場制移行 第一次石油危機
49		
50		財政危機宣言 補正予算で特例公債発行
51	52.1 割引国債（5 年）発行開始	55 年度特例公債脱却目標設定
52	52.4 金融機関の取得した国債の流動化開始	
53	53.6 中期国債（3 年）の公募入札開始	
54	54.6 中期国債（2 年）の公募入札開始 55.1 中期国債ファンド発売 55.2 国債振替決済制度の創設	機関車論 59 年度特例公債脱却目標設定 第二次石油危機
55	55.6 中期国債（4 年）の公募入札開始	
56	56.9 6 年債の直接発行	増税なき財政再建 土光臨調発足（3 K（米、国鉄、健康保険）問題） ゼロ・シーリング
57	58.2 15 年変動利付国債の直接発行	
58	58.4 金融機関による国債の募集の取扱い開始 58.9 20 年債の直接発行	65 年度特例公債脱却目標設定 マイナス・シーリング
59	59.6 金融機関による国債のディーリング開始	
60	60.6 国債整理基金特別会計法の改正 ① 短期国債、借換債前倒し発行 ② 電電株式等の同基金への帰属 60.10 国債先物取引開始 61.2 短期国債の公募入札開始	日本電電公社・日本専売公社民営化 ブラザ合意
61	61.10 20 年債のシ団引受開始	基礎年金制度導入
62	62.9 20 年債の公募入札開始 62.11 10 年債の引受額入札方式導入	日本国有鉄道民営化
63	63.4 郵便局における国債の募集の取扱い開始	
元	元.4 シ団 10 年債の部分的入札制導入	消費税導入（3 %）
2	2.10 シ団 10 年債の入札割合を 40% から 60% に拡大	特例公債発行脱却 臨時特別公債発行（湾岸戦争への対応）
3	3.4 10 年債入札結果の即日発表	バブル経済崩壊
4	4.4 外国法人が保有する TB・FB の償還差益非課税措置	
5	6.1 マル優枠の拡大（350 万円） 6.2 6 年債の公募入札開始	
6		減税特例公債発行（～8 年度） 阪神・淡路大震災→補正予算（6 年度）で特例公債発行
7		
8	8.4 20 年債の四半期毎入札の導入 8.4 日本版レポ取引開始	所得税減税（税率構造の累進緩和等）
9		消費税率 3 % → 5 % 財政構造改革法成立 アジア通貨危機・国内金融システム問題
10	10.4 中期国債の非競争入札開始 11.1 繰上償還条項の撤廃 11.3 入札日程及び発行額の事前公表	財政構造改革法停止
11	11.4 TB1 年物の公募入札開始 11.9 30 年債公募入札開始 12.2 5 年利付債導入	所得税減税（最高税率の引下げ） 法人税減税（税率引下げ）
12	12.6 15 年変動利付国債の公募入札開始 12.9 国債市場懇談会の開催開始 12.11 3 年割引債の公募入札開始 13.3 即時銘柄統合（リオープン）方式の導入	介護保険制度導入
13	13.4 新現先取引の導入 13.10 入札日程の公表方式を変更し、常時翌 3 か月分を公表	14 年度国債発行額 30 兆円以下目標
14	14.4 国債投資家懇談会の開催開始 14.5 シ団の競争入札比率の引上げ （60% から 75% に、14 年 5 月債から実施） シ団引受手数料の引下げ （63 銭から 39 銭に、14 年 5 月債から実施） 15.1 新しい振替決済制度の導入 ストリップス債の導入 15.2 買入消却の入札開始 15.3 個人向け国債の導入	

年度	国債管理政策等	財政政策等
15	15.5 シ団の競争入札比率の引上げ (75%から80%に、15年5月債から実施) 15.12 「国債管理政策の新たな展開」公表 16.2 WI取引(入札前取引)の開始 16.3 物価連動国債の発行	
16	16.5 シ団の競争入札比率の引上げ (80%から85%に、16年5月債から実施) シ団引受手数料の引下げ (39銭から23銭に、16年5月債から実施) 16.7 国債管理体制の強化 国債担当審議官・市場分析官の新設 国債企画課・国債業務課の二課体制化 民間人の登用等 16.10 国債市場特別参加者制度の導入 国債市場特別参加者の指定 国債市場特別参加者会合の開催開始 第Ⅱ非価格競争入札開始 16.11 国の債務管理の在り方に関する懇談会の開催開始 17.1 国債に係る海外説明会(海外IR)開始	所得税から住民税への税源移譲
17	17.4 第Ⅰ非価格競争入札開始 17.4 シ団の競争入札比率の引上げ (85%から90%に、17年4月債から実施) 17.7 入札に関するルール等の見直し 国債及びFBの競争入札における応札制限の導入 15年変動利付国債の入札方式変更(価格コンベンショナル方式) 18.1 新型個人向け国債(固定利付型)の導入 18.1 買入消却の対象の拡大(対象銘柄を全銘柄に拡大) 18.3 シ団の廃止	
18	18.4 流動性供給入札の導入 18.12 物価連動国債及び30年債の原則リオープン化を公表 19.1 F B 6か月物導入(T B 6か月物からの振り替え)	23年度P B黒字化目標設定
19	19.4 特別会計に関する法律施行(スワップション取引等規定の整備) 19.4 30年債の入札方式の変更(価格コンベンショナル方式) 19.6 トップリテラー会議の開催開始 19.9 15年変動利付国債の原則リオープン化を公表 19.10 新型窓口販売方式の導入 19.11 40年債の公募入札開始	郵政民営化
20	20.4 特別流動性供給入札制度の導入 20.4 利付国債の発行日を、原則T(入札日)+3日に設定 20.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を6～29年の利付債に拡大[物国、変国等を除く]) 20.6 ストリップス債の買入消却の開始 20.8 15年変動利付国債の発行予定額の減額(年間4回→年間2回) 20.9,10 物価連動国債等の発行予定額の減額等(発行取り止め) 20.12 15年変動利付国債・物価連動国債の発行予定額の減額 (21年2月発行取り止め)等 21.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の10%」から「同15%」に引き上げ 21.2 TB・FBの統合発行(T-BIII)を開始	後期高齢者医療制度導入 リーマン・ショック
21	21.4 市中からの買入消却の総額を3兆円から4兆円に拡大 (物価連動国債と15年変動利付国債に重点) 21.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5～29年の利付債に拡大) 22.1 物価連動国債と変動利付国債の買入消却について、危機対応から平時への移行という視 点を踏まえ、減額を開始 22.3 財務省ホームページにおいて、流通市場における実勢価格に基づいてコンスタント・マ チュリティー・ベースの実勢金利を公表	
22	22.7 個人向け国債固定3年債を平成22年7月(募集は6月)より発行開始 22.12 国債整理基金の取崩しを財源とした買入消却を実施	32年度P B黒字化目標設定
23	23.7 個人向け国債変動10年債の金利計算方法を改定 24.1 個人向け復興国債を平成24年1月(募集は12月)より発行	東日本大震災→補正予算で復興債発行
24	24.4 個人向け復興応援国債を平成24年4月(募集は3月)より発行 国債発行等を原則T(入札日)+2日に設定 25.1 国債整理基金残高の圧縮による借換債の発行抑制を公表	年金特例公債発行(～25年度)
25	25.7 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を5～39年の利付債に拡大) 25.10 物価連動国債の発行再開 25.12 個人向け国債変動10年債と固定5年債の毎月募集・発行を開始 20年債の原則リオープン化を公表	
26	26.5 平成27年1月以降の物価連動国債の個人保有解禁を公表 27.1 物価連動債の相対取引での個人向け販売開始	消費税率5%→8%
27	27.4 入札参加者の応札上限を「発行予定額」から「発行予定額の2分の1」に引下げ 27.4 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の3%以上」から「同4%以上」に引上げ	P B中間目標達成
28	28.4 流動性供給入札制度の対象の拡大 (対象銘柄を1～39年の利付債に拡大)	
29	29.7 第Ⅰ非価格競争入札の発行限度額を「発行予定額の10%」から「同20%」に拡大 29.7 国債市場特別参加者の応札責任を「発行予定額の4%以上」から「同5%以上」に引上げ	
30	30.5 国債発行等を原則T(入札日)+1日に設定	
令和元	2.1 第Ⅱ非価格競争入札の応札限度額を「価格競争入札等における落札額の15%」から「同10%」に引き下げ	消費税率8%→10% 消費税軽減税率制度導入
2		

(11) 国債に係る法制度

A 起債根拠法

全ての国債は法律の規定に基づき発行されており、その根拠となる法律に応じて、国の歳出の財源となる国債（建設国債、特例国債、復興債、借換債、財政投融资特別会計国債等）、国庫等の一時的な資金不足を補うために発行される政府短期証券及び金銭の支払に代えて発行される交付国債に分類されます。

なお、国が新たに債務を負担するには、憲法第85条の規定によれば、国会の議決に基づくことが必要とされています。

a 「財政法」第4条第1項ただし書（建設国債）

「財政法」第4条第1項ただし書は、公共事業費、出資金及び貸付金に相当する金額の範囲内で、例外的に公債発行又は借入金を許容しています。これらはいずれも消費的支出ではなく、国の資産を形成するものであり、通常、その資産からの受益も長期にわたるので、これらの経費については公債発行又は借入れという形でその財源を賄い、その元利償還を通じて、後世代にも相応の負担を求めることを許しているものと考えられます。

すなわち、同条第1項は、負担の世代間公平という考え方に立って、公共事業費等に限って公債発行又は借入れを認めるという形での健全財政の原則を定めたものと解されます。

ただし、建設国債の発行は国会の議決を経た金額の範囲内でなければならないとされており、発行限度額は、一般会計予算総則に規定されています。

また、同条第2項では、発行限度額の議決を経ようとするときには償還計画表を国会に提出しなければならないとされており、この償還計画表の中で、年度別の償還予定額を示し、償還方法・償還期限を明らかにしています。

b 特例公債法（特例国債）

各年度の特例公債法及び「財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律」には、「財政法第4条第1項ただし書の規定により発行する公債のほか」と規定されていますが、この趣旨は、特例国債が発行できる場合を、建設国債を発行しても、なお歳入が不足すると見込まれる場合に限定することにあります。

これらの法律には特例国債の発行権限のみを規定し、具体的な発行限度額は予算総則に規定するという構成を採ったのは、毎年度の公債の発行額は当該年度の歳入歳出全体のバランスの中で決まるものであり、この意味で国債の発行限度額は歳入歳出予算と不離一体の関係にあることから、これを予算総則に規定することによって、歳入歳出予算の一環として国会の審議・議決を受けることが、この性格上最もふさわしいと考えられるためです。

また、建設国債同様に、特例国債の発行限度額について国会の議決を経るに当たっては、審議の参考に供するため、償還計画表を国会に提出することとされています。

特例国債の発行は特例的に行われるので、実際の発行に当たっては、国会の議決を経た金額の範囲内で、税収など他の歳入の状況を考慮に入れ、できる限りその発行額を最小限に抑える必要があります。このような考え方から、毎会計年度の税収の収納期限である翌年度の5月末までの税収など他の歳入の状況を考慮して特例国債の発行額の調整を行えるよう、特例国債の発行時期を翌年度の6月末までとする出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、政府は特例国債の速やかな減債に努めるものとされています。

c 「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第1項及び第4項（復興債）

復興債は、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」第69条第1項及び第4項の規定に基づき、東日本大震災からの復興のために平成23年度から令和7年度までの間において実施する施策に必要な財源を確保するために発行される国債です。なお、復興債は、平成23年度のみ一般会計で発行されましたが、平成24年度以降は、東日本大震災復興特別会計で発行されています。

復興債については、建設国債や特例国債と同様に、国会の議決を経た金額の範囲内で発行できるとされており、その発行限度額は、平成23年度については一般会計予算総則に、平成24年度以降は特別会計予算総則に規定されています。また、特例国債と同様に、出納整理期間発行の制度が設けられています。

なお、復興債及びその借換債については、令和19年度までの間に償還するものとされており、これらの償還に要する費用の財源については、平成24年度から令和19年度までの間における復興特別税等の収入を充てるものとされています。

d 「特別会計に関する法律」第46条第1項及び第47条第1項（借換債）

「特別会計に関する法律」第46条第1項は、国債の整理又は償還のために必要な額を限度として、発行限度額について国会の議決を経たり、償還計画表を提出したりすることなく、政府は借換債を発行することができますとしています。これは建設国債や特例国債のような新規に発行する国債と異なり、債務残高の増加をもたらさないという借換債の性格に基づくものです。また、実態的にみても、借換債の発行については、金融情勢に応じて機動的、弾力的に行う必要があり、あらかじめ償還計画を提出したり、借換債発行額について国会の議決を受けたりすることにはなじまないものがあります。

なお、同法第47条第1項は、借換債を金融情勢などに応じて弾力的に発行できるようにするため、会計年度を越えた借換債の前倒し発行も認めています。この前倒し発行は、毎年度の特別会計予算総則であらかじめ国会の議決を経た限度額の範囲内で行われています。

e 「特別会計に関する法律」第62条第1項（財政投融资特別会計国債）

平成13年度の財政投融资制度の改革に伴い、「特別会計に関する法律」第62条第1項は、財政融資資金において運用の財源に充てるため、財政融資資金勘定の負担により、財政投融资特別会計国債（いわゆる「財投債」）を発行することができますとしています。同法同条第2項では、財投債は国がその信用に基づいて発行するものなので、他の国債と同様に発行限度額について国会の議決を経なければならないとされています。また、同法同条第3項では、償還計画表を歳入歳出予定計算書に添付することとされています。

f その他（政府短期証券等）

政府短期証券は、「財政法」第7条又は「特別会計に関する法律」等を根拠として発行されており、また、交付国債については、その交付国債の種類ごとに各種弔慰金等の支給法、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法等の個別法が、その発行根拠法とされています。

B その他の法律

a 「国債ニ関スル法律」（国債の取扱い）

「国債ニ関スル法律」は、国債の取扱いについての基本的な事項を定めています。

法律で規定されている内容としては、

- ・国債の発行条件などの起債に関する事項、元利金の支払、証券及び登録に関し必要な事項の決定を財務大臣が行うこと
- ・国債に関する事務を日本銀行に行わせること

- ・ 国債の登録
- ・ 国債の譲渡制限
- ・ 国債証券を滅紛失した場合の救済措置
- ・ 国債の消滅時効

などがありますが、この法律に規定されていない事項については、民法、商法などの規定や取引慣行などの一般原則によることとなっています。

なお、国債の発行、償還等についての具体的な手続については、「国債規則」、「国債の発行等に関する省令」、「日本銀行国債事務取扱規程」、「日本銀行の国債元利金の支払等の特別取扱手続に関する省令」等の下位法令によって規定されています。

b 「特別会計に関する法律」第 38 条～第 49 条（国債の償還等）

国債の償還（元本の支払）や利子の支払については、「特別会計に関する法律」に基づいて設置された国債整理基金を通じて行われています。

国債整理基金に関し、この法律は、

- ・ 借入金を含む国債の円滑な償還及び発行のための国債整理基金の設置
- ・ 償還財源に充てるための繰入れ及びその方法
- ・ 国債の整理又は償還のための国債（借換債）の発行
- ・ 債務償還費の逐次繰越

等の事項について規定しています。

第2章 政府短期証券、借入金、政府保証債務

1 政府短期証券

(1) 政府短期証券の券種別残高（令和元年度末）

（単位：億円）

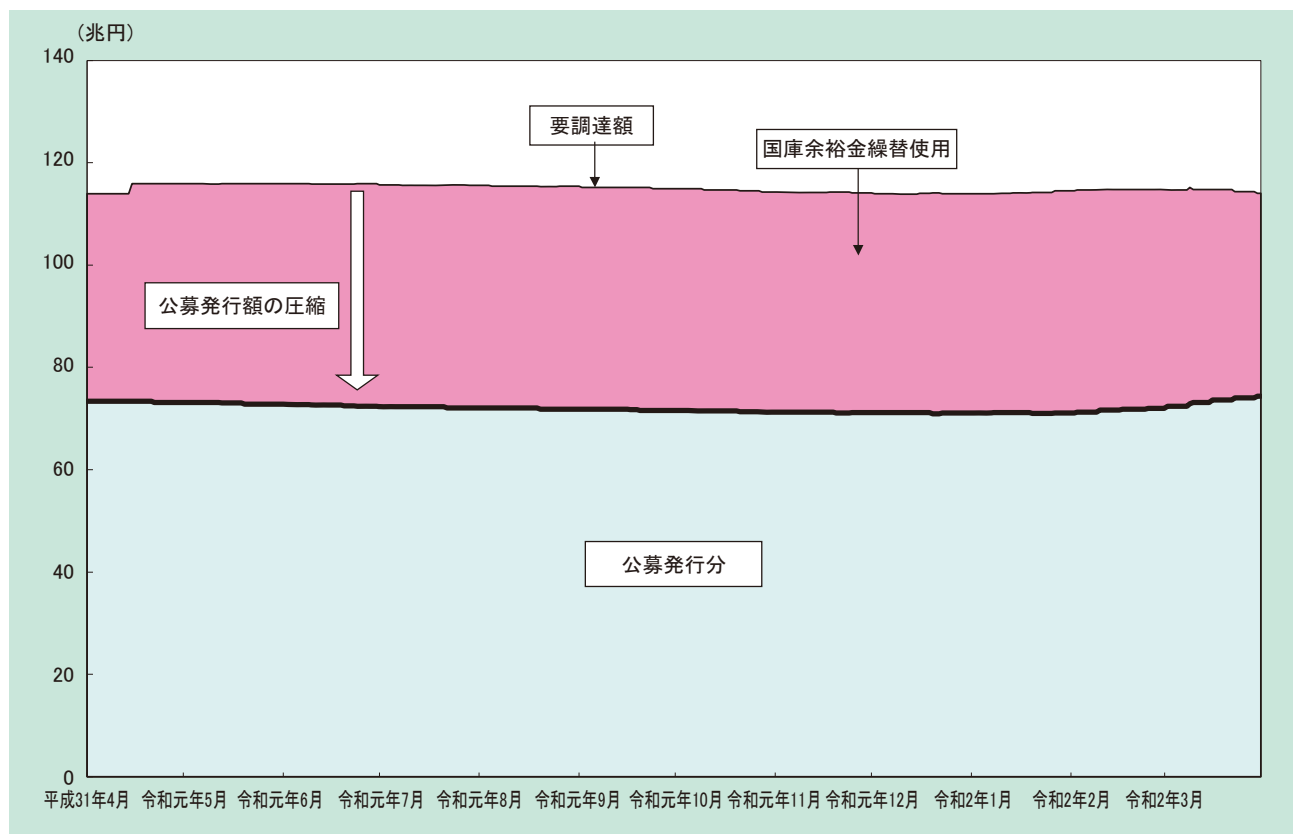
	財務省証券	財政融資 資金証券	外国為替 資金証券	石油証券	原子力損害 賠償支援証券	食糧証券	計
令和元年度末残高	－	－	731,471	11,747	－	970	744,188
令和元年度発行限度額	200,000	150,000	1,950,000	14,309	39,318	3,175	2,356,802
令和2年度発行限度額	200,000	150,000	1,950,000	14,342	39,318	3,192	2,356,852

（注1）令和元年度発行限度額は補正予算ベース、令和2年度発行限度額は当初予算ベース。
（注2）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

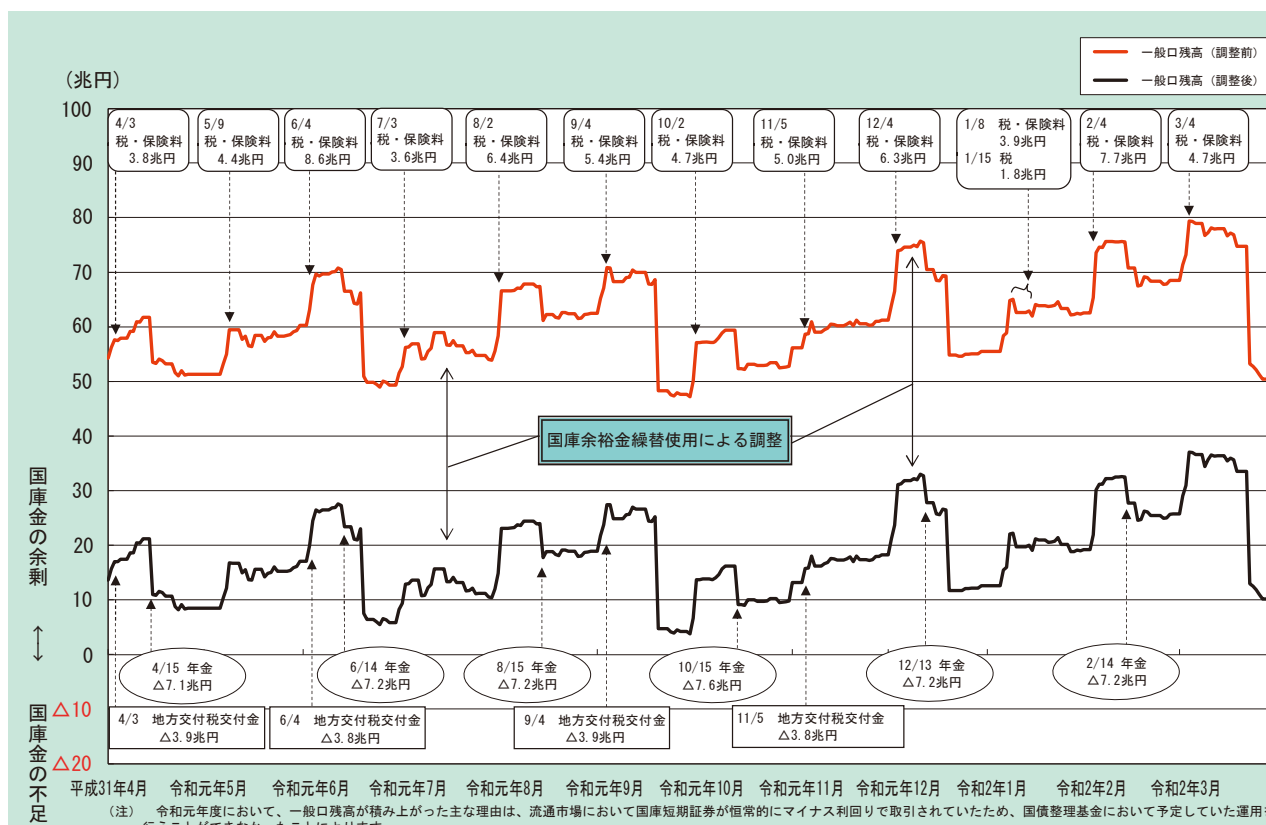
(2) 政府短期証券の年度末残高の推移



(3) 政府短期証券の引受先別残高の推移（令和元年度）

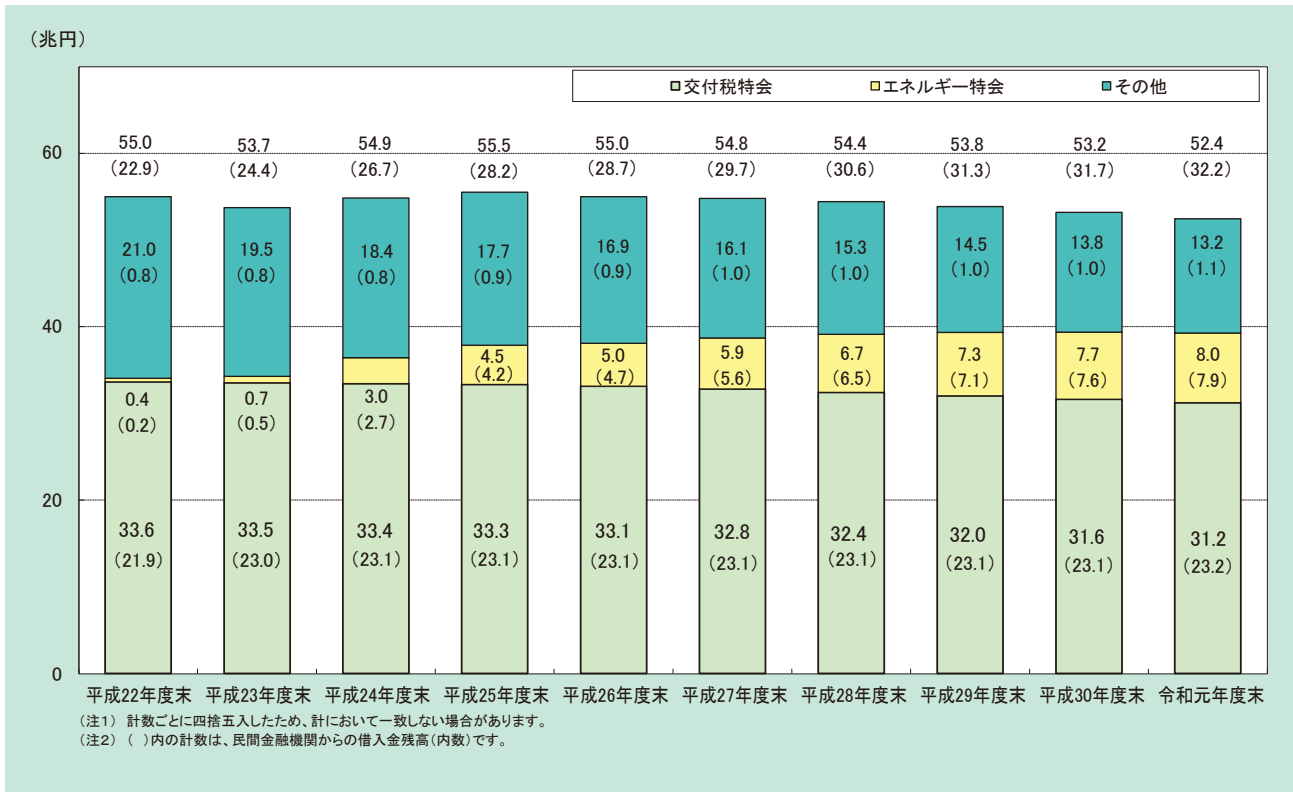


(4) 国内指定預金（一般口）の状況（令和元年度）



2 借入金

(1) 借入金残高の推移



(2) 一般会計及び特別会計の借入金残高（令和元年度末）

(単位：億円)

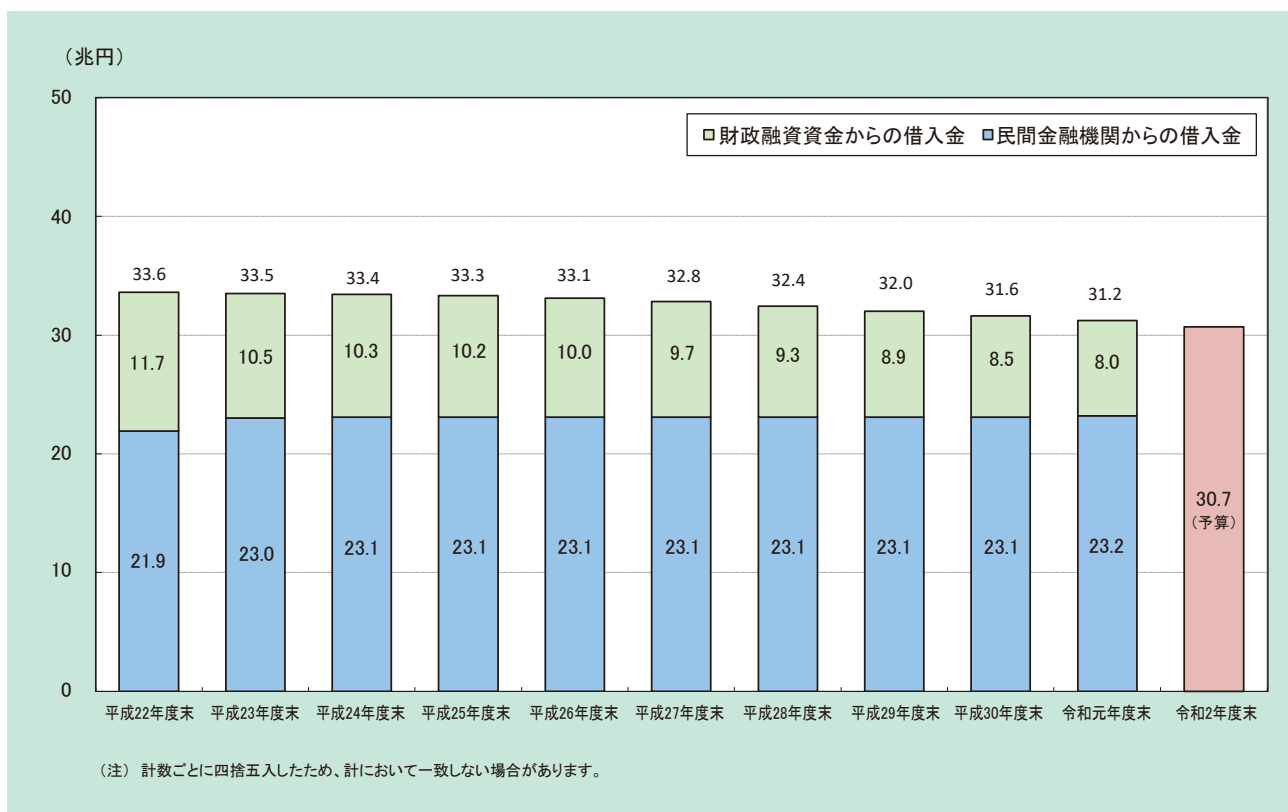
会計名	平成30年度末 残高	令和元年度末 残高	借入先内訳		
			財政融資資金	民間金融機関	その他
一般会計 (注1)	105,981	100,013	99,598	—	414
旧臨時軍事費	414	414	—	—	414
交付税及び譲与税配付金	105,099	99,260	99,260	—	—
旧国営土地改良事業	86	26	26	—	—
旧国立高度専門医療センター	382	313	313	—	—
交付税及び譲与税配付金特別会計	316,173	312,323	80,170	232,152	—
エネルギー対策特別会計	77,492	80,322	1,323	78,999	—
年金特別会計	14,583	14,524	14,524	—	—
食料安定供給特別会計	398	353	353	—	—
国有林野事業債務管理特別会計	12,060	11,866	1,216	10,650	—
自動車安全特別会計	5,332	4,964	3,579	—	(注2) 1,385
計	532,018	524,364	200,764	321,801	1,799

(注1) 一般会計のうち、「旧臨時軍事費」(414)は、旧臨時軍事費特別会計の外資金庫及び横浜正金銀行からの借入金です。また、「交付税及び譲与税配付金」(99,260)は、交付税及び譲与税配付金特別会計の債務の一部を平成19年4月に、「旧国営土地改良事業」(26)は、旧国営土地改良事業特別会計の債務を平成20年4月に、「旧国立高度専門医療センター」(313)は、旧国立高度専門医療センター特別会計の債務の一部を平成22年4月に、それぞれ一般会計に帰属したものです。

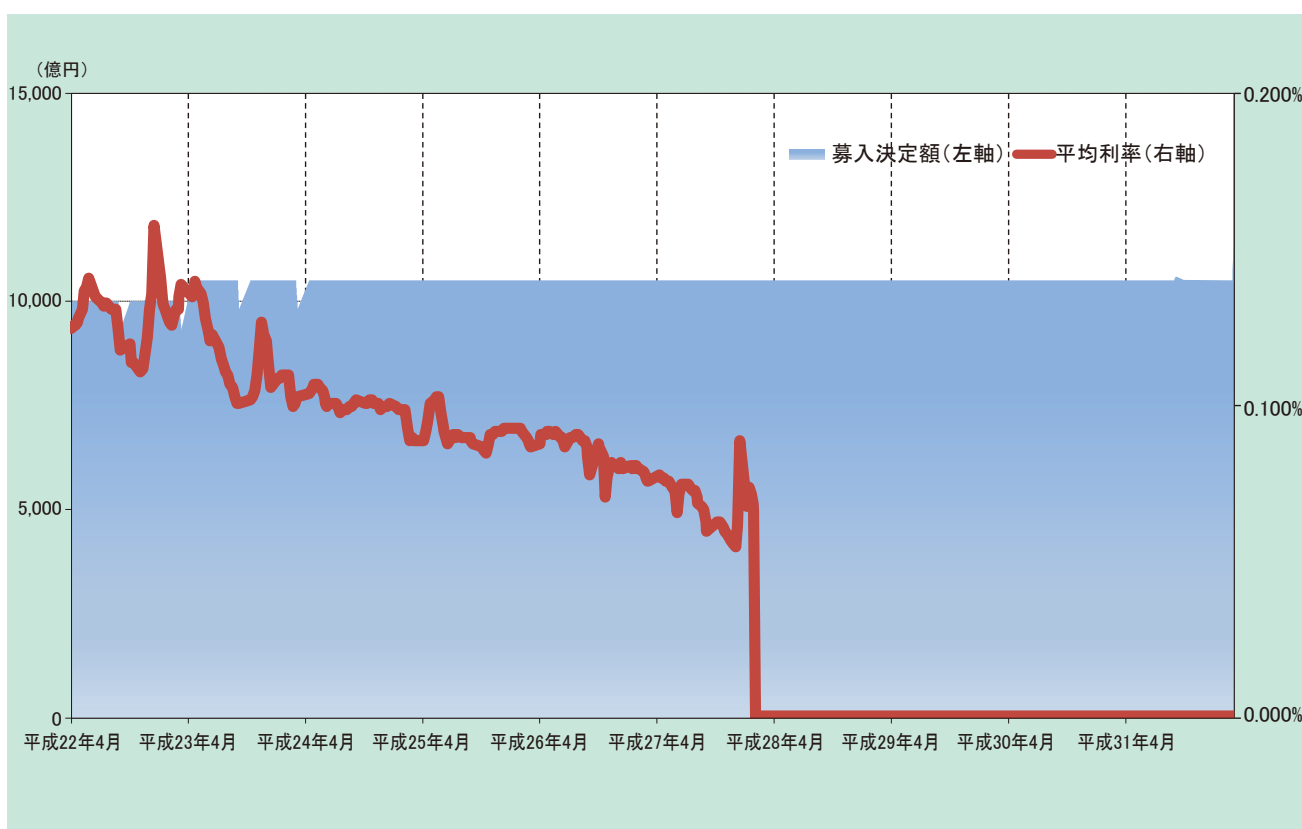
(注2) 地方公共団体からの借入金。

(注3) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(3) 交付税特会の借入金残高の推移



(4) 交付税特会の入札1回あたりの募入決定額と平均利率の推移



(5) 交付税特会の借入金の入札結果（令和元年度）

入 札 日	借 入 日	償 還 日	応 募 額 (億円)	募入決定額 (億円)	平 均 利 率	最 高 利 率
H31.04.04	H31.04.12	R01.10.11	298,528	10,500.20	0.000%	0.000%
H31.04.10	H31.04.19	R01.10.18	297,872	10,500.08	0.000%	0.000%
H31.04.17	H31.04.26	R01.10.25	290,978	10,500.08	0.000%	0.000%
H31.04.19	R01.05.07	R01.11.05	275,855	10,500.03	0.000%	0.000%
H31.04.24	R01.05.10	R01.11.08	278,848	10,500.05	0.000%	0.000%
R01.05.08	R01.05.16	R01.11.15	256,778	10,500.22	0.000%	0.000%
R01.05.15	R01.05.24	R01.11.22	260,244	10,500.16	0.000%	0.000%
R01.05.22	R01.05.31	R01.11.29	262,202	10,500.26	0.000%	0.000%
R01.05.24	R01.06.04	R01.12.04	242,913	10,500.01	0.000%	0.000%
R01.06.05	R01.06.14	R01.12.13	259,182	10,500.03	0.000%	0.000%
R01.06.13	R01.06.21	R01.12.20	284,419	10,500.17	0.000%	0.000%
R01.07.09	R01.07.19	R02.01.17	281,175	10,500.09	0.000%	0.000%
R01.07.17	R01.07.25	R02.01.24	293,232	10,500.16	0.000%	0.000%
R01.07.19	R01.07.30	R02.01.28	255,701	10,500.24	0.000%	0.000%
R01.07.24	R01.08.01	R02.01.30	265,410	10,500.04	0.000%	0.000%
R01.07.31	R01.08.08	R02.02.07	250,257	10,500.02	0.000%	0.000%
R01.08.02	R01.08.14	R02.02.13	276,631	10,500.07	0.000%	0.000%
R01.08.14	R01.08.22	R02.02.19	273,753	10,500.05	0.000%	0.000%
R01.08.21	R01.08.30	R02.02.28	261,740	10,500.20	0.000%	0.000%
R01.08.27	R01.09.04	R02.03.04	273,687	10,500.11	0.000%	0.000%
R01.08.29	R01.09.06	R02.03.06	281,466	10,500.23	0.000%	0.000%
R01.09.04	R01.09.13	R02.03.13	286,057	10,600.23	0.000%	0.000%
R01.10.02	R01.10.11	R02.04.10	276,319	10,500.08	0.000%	0.000%
R01.10.08	R01.10.18	R02.04.17	308,940	10,500.09	0.000%	0.000%
R01.10.16	R01.10.25	R02.04.24	292,058	10,500.12	0.000%	0.000%
R01.10.25	R01.11.05	R02.05.07	312,271	10,500.28	0.000%	0.000%
R01.10.30	R01.11.08	R02.05.08	292,929	10,500.19	0.000%	0.000%
R01.11.06	R01.11.15	R02.05.15	271,206	10,500.03	0.000%	0.000%
R01.11.13	R01.11.22	R02.05.22	276,075	10,500.01	0.000%	0.000%
R01.11.20	R01.11.29	R02.05.29	318,759	10,500.16	0.000%	0.000%
R01.11.22	R01.12.04	R02.06.03	276,947	10,500.25	0.000%	0.000%
R01.12.04	R01.12.13	R02.06.12	306,820	10,500.18	0.000%	0.000%
R01.12.12	R01.12.20	R02.06.19	298,431	10,500.17	0.000%	0.000%
R02.01.07	R02.01.17	R02.07.17	265,156	10,500.14	0.000%	0.000%
R02.01.15	R02.01.24	R02.07.27	277,947	10,500.00	0.000%	0.000%
R02.01.17	R02.01.28	R02.07.29	225,407	10,500.05	0.000%	0.000%
R02.01.22	R02.01.30	R02.07.31	235,992	10,500.01	0.000%	0.000%
R02.01.29	R02.02.07	R02.08.07	229,231	10,500.23	0.000%	0.000%
R02.01.31	R02.02.13	R02.08.14	236,608	10,500.19	0.000%	0.000%
R02.02.05	R02.02.19	R02.08.21	222,945	10,500.01	0.000%	0.000%
R02.02.19	R02.02.28	R02.08.31	229,036	10,500.03	0.000%	0.000%
R02.02.21	R02.03.04	R02.09.02	254,428	10,500.20	0.000%	0.000%
R02.02.26	R02.03.06	R02.09.04	245,773	10,500.06	0.000%	0.000%
R02.03.04	R02.03.13	R02.09.11	257,367	11,650.01	0.000%	0.000%

(6) 国有林野債務管理特会の借入金の入札結果（令和元年度）

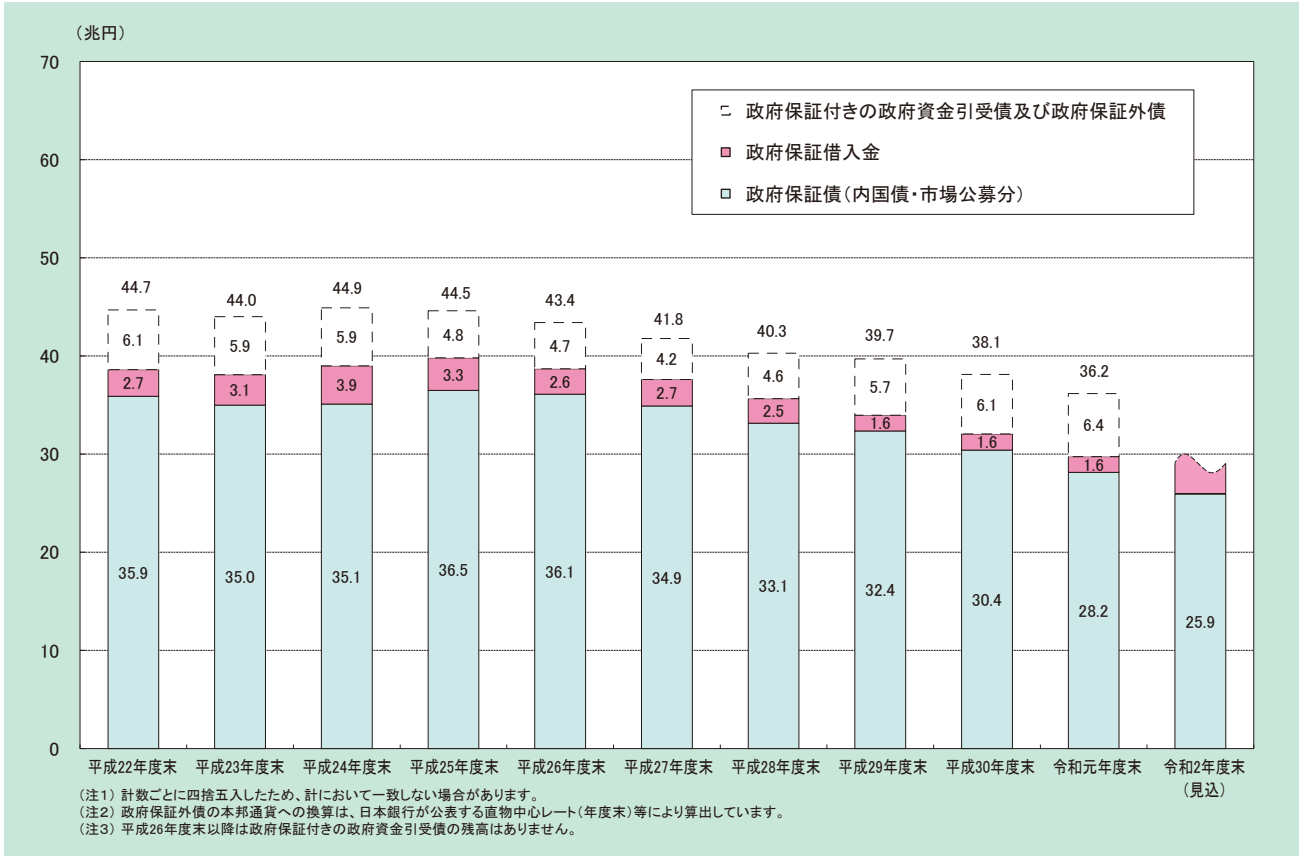
入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
R01.05.17	R01.05.27	R06.05.25	2,392	614.00	0.000%	0.000%
R01.08.16	R01.08.26	R06.08.25	3,393	964.00	0.000%	0.000%
R01.11.15	R01.11.25	R06.11.25	2,955	818.00	0.000%	0.000%
R02.02.14	R02.02.25	R07.02.25	2,425	962.00	0.000%	0.000%

(7) エネルギー特会の借入金の入札結果（令和元年度）

入札日	借入日	償還日	応募額 (億円)	募入決定額 (億円)	平均利率	最高利率
H31.04.12	H31.04.22	R02.04.20	165,728	8,499.89	0.000%	0.000%
R01.05.10	R01.05.20	R02.05.20	137,315	8,499.95	0.000%	0.000%
R01.06.11	R01.06.20	R02.06.22	151,302	7,499.94	0.000%	0.000%
R01.07.11	R01.07.22	R02.07.20	139,768	6,999.98	0.000%	0.000%
R01.08.09	R01.08.20	R02.08.20	135,793	6,499.88	0.000%	0.000%
R01.09.10	R01.09.20	R02.09.23	129,857	6,999.84	0.000%	0.000%
R01.10.10	R01.10.21	R02.10.20	139,113	6,499.99	0.000%	0.000%
R01.11.08	R01.11.20	R02.11.20	114,090	6,499.96	0.000%	0.000%
R01.12.10	R01.12.20	R02.12.21	124,510	5,999.92	0.000%	0.000%
R02.01.09	R02.01.20	R03.01.20	101,770	4,999.96	0.000%	0.000%
R02.02.07	R02.02.20	R03.02.22	99,100	4,999.98	0.000%	0.000%
R02.03.11	R02.03.23	R03.03.22	111,100	4,999.94	0.000%	0.000%

3 政府保証債務

(1) 政府保証債務の残高の推移



(2) 政府保証債（内国債・市場公募分）の発行額の推移

(単位：億円)

	40年債	30年債	20年債	10年債	9年債	8年債	7年債	6年債	5年債	4年債	3年債	2年債	計
平成22年度	—	900	2,400	18,773	—	—	—	2,200	2,000	6,100	—	9,600	41,973
平成23年度	—	900	2,700	18,911	—	—	—	3,600	1,500	3,700	—	2,000	33,311
平成24年度	—	900	3,600	24,621	—	—	—	5,350	—	8,200	250	4,300	47,221
平成25年度	—	900	3,600	27,797	—	2,000	—	4,200	—	6,100	—	6,000	50,597
平成26年度	—	1,200	4,000	20,057	—	—	—	4,140	—	5,500	—	7,300	42,197
平成27年度	200	1,200	4,000	14,436	—	1,120	—	2,500	—	2,000	—	6,000	31,456
平成28年度	400	1,600	4,000	7,469	—	1,200	—	3,700	—	4,400	—	8,300	31,069
平成29年度	700	2,400	4,000	13,514	—	—	—	1,650	—	6,300	2,000	9,000	39,564
平成30年度	1,000	2,800	4,020	7,541	130	—	—	1,550	—	5,500	1,000	7,500	31,041
令和元年度	1,100	3,000	150	2,729	—	500	900	450	—	2,200	1,500	5,500	18,029
令和2年度(予定)	700	—	700	1,434	—	—	1,300	—	—	4,300	2,500	6,100	17,034

(注) 令和2年度は上記のほか、(株)日本政策投資銀行及び(株)日本政策金融公庫が、業務の進捗状況に応じ、それぞれ最大1,000億円の発行を予定しています(5年未満の年限)。

(3) 政府保証債・政府保証借入金の令和元年度実績及び令和2年度予定

A 政府保証債（内国債）

(単位：億円)

	平成30年度末 残 高	令和元年度 発行額	令和元年度 償還額	令和元年度末 残 高	令和2年度 発行予定	令和2年度 償還予定
(株)日本政策金融公庫	8,000	450	1,300	7,150	—	1,000
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	171,046	5,200	14,931	161,315	1,200	13,500
新関西国際空港(株)	3,300	—	155	3,145	—	180
(株)日本政策投資銀行	17,900	2,500	2,000	18,400	1,500	2,700
預金保険機構	17,000	5,700	4,000	18,700	5,800	6,000
銀行等保有株式取得機構	8,500	—	4,500	4,000	4,000	4,000
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	8,000	2,500	2,500	8,000	2,500	2,500
(株)東日本大震災事業者再生支援機構	200	—	—	200	—	—
(株)民間資金等活用事業推進機構	180	500	—	680	400	—
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	—	—	—	—	419	—
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	—	—	—	142	—
(一財)民間都市開発推進機構	388	150	—	538	300	—
中部国際空港(株)	1,444	29	46	1,427	173	208
地方公共団体金融機構	68,092	1,000	11,139	57,953	600	9,324
計	304,050	18,029	40,571	281,508	17,034	39,412

B 政府保証借入金

	平成30年度末 残 高	令和元年度 借入額	令和元年度 返済額	令和元年度末 残 高
(独)農業者年金基金	3,252	649	1,001	2,900
(独)農林漁業信用基金	20	—	20	—
(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構	118	41	118	41
(独)石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4,815	6,724	4,815	6,724
預金保険機構	2,910	932	2,910	932
(株)産業革新投資機構	3,100	3,350	3,100	3,350
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	2,000	2,000	2,000	2,000
(株)東日本大震災事業者再生支援機構	36	72	72	36
(株)民間資金等活用事業推進機構	150	—	150	—
(一財)民間都市開発推進機構	58	—	—	58
計	16,459	13,768	14,186	16,041

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(注2) 令和2年度発行予定に計上されているもののほか、(株)日本政策投資銀行及び(株)日本政策金融公庫は、業務の進捗に応じ、政府保証債をそれぞれ最大1,000億円発行することとしています(5年未満の年限)。

(注3) 計数は額面ベース。

(4) 政府保証債（内国債）発行額と発行条件（令和元年度）

10年債

（単位：億円）

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(株)日本政策金融公庫	300													－
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,200	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	1,200
(株)日本政策投資銀行	500			250									250	500
(株)海外交通・都市開発事業支援機構	440													－
(株)海外通信・放送・郵便事業支援機構	65													－
(一財)民間都市開発推進機構	150													－
中部国際空港(株)	34												29	29
地方公共団体金融機構	1,000	200			200			200		200	200			1,000
表面利率		0.040%	0.040%	0.005%	0.001%	0.001%	0.001%	0.001%	0.005%	0.070%	0.070%	0.025%	0.001%	
発行価格(円)		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
応募者利回り		0.040%	0.040%	0.005%	0.001%	0.001%	0.001%	0.001%	0.005%	0.070%	0.070%	0.025%	0.001%	

40年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	1,000			250		250		250				250		1,000
	表面利率			0.464%		0.350%		0.442%				0.432%		
	発行価格(円)			100.00		100.00		100.00				100.00		
	応募者利回り			0.464%		0.350%		0.442%				0.432%		
(株)日本政策投資銀行	100									100				100
	表面利率									0.479%				
	発行価格(円)									100.00				
	応募者利回り									0.479%				

30年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(独)日本高速道路保有・債務返済機構	3,000	400	400		400		400		300	400	300		400	3,000
	表面利率	0.527%	0.542%		0.363%		0.297%		0.463%	0.422%	0.442%		0.306%	
	発行価格(円)	100.00	100.00		100.00		100.00		100.00	100.00	100.00		100.00	
	応募者利回り	0.527%	0.542%		0.363%		0.297%		0.463%	0.422%	0.442%		0.306%	

20年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(一財)民間都市開発推進機構	150											150		150
	表面利率											0.245%		
	発行価格(円)											100.00		
	応募者利回り											0.245%		

8年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(株)民間資金等活用事業推進機構	500								500					500
	表面利率								0.001%					
	発行価格(円)								100.256					
	応募者利回り								-0.031%					

7年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(株)日本政策投資銀行	900			300						300	300			900
	表面利率			0.001%						0.001%	0.001%			
	発行価格(円)			100.30						100.28	100.27			
	応募者利回り			-0.041%						-0.038%	-0.037%			

6年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
(株)日本政策金融公庫	900							350					100	450
	表面利率							0.001%					0.001%	
	発行価格(円)							100.391					100.567	
	応募者利回り							-0.064%					-0.093%	

4年債

	年間計画	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度累計
預金保険機構	2,200			800							1,400			2,200
	表面利率			0.1%							0.1%			
	発行価格(円)			100.72							100.66			
	応募者利回り			-0.079%							-0.064%			

3 年債

	年間計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度累計
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1,500							1,500						1,500
表面利率								0.001%						
発行価格(円)								100.439						
応募者利回り								-0.144%						

2 年債

	年間計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度累計
(株)日本政策投資銀行	1,000												1,000	1,000
表面利率													0.001%	
発行価格(円)													100.28	
応募者利回り													-0.138%	
預金保険機構	3,500				1,000	1,000		700	800					3,500
表面利率					0.1%	0.1%		0.1%	0.1%					
発行価格(円)					100.44	100.45		100.52	100.40					
応募者利回り					-0.119%	-0.124%		-0.159%	-0.099%					
銀行等保有株式取得機構	4,500													—
表面利率														
発行価格(円)														
応募者利回り														
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	1,000			1,000										1,000
表面利率				0.001%										
発行価格(円)				100.242										
応募者利回り				-0.119%										

	年間計画	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	年度累計
10 年債小計	3,689	300	100	350	300	100	100	300	100	300	300	100	379	2,729
40 年債小計	1,100			250		250		250		100		250		1,100
30 年債小計	3,000	400	400		400		400		300	400	300		400	3,000
20 年債小計	150											150		150
8 年債小計	500								500					500
7 年債小計	900			300						300	300			900
6 年債小計	900							350					100	450
4 年債小計	2,200			800							1,400			2,200
3 年債小計	1,500							1,500						1,500
2 年債小計	10,000			1,000	1,000	1,000		700	800				1,000	5,500
総計	23,939	700	500	2,700	1,700	1,350	500	3,100	1,700	1,100	2,300	500	1,879	18,029

(注) 計数は額面ベース。

(5) 政府保証外債の通貨別・機関別残高（令和元年度末）

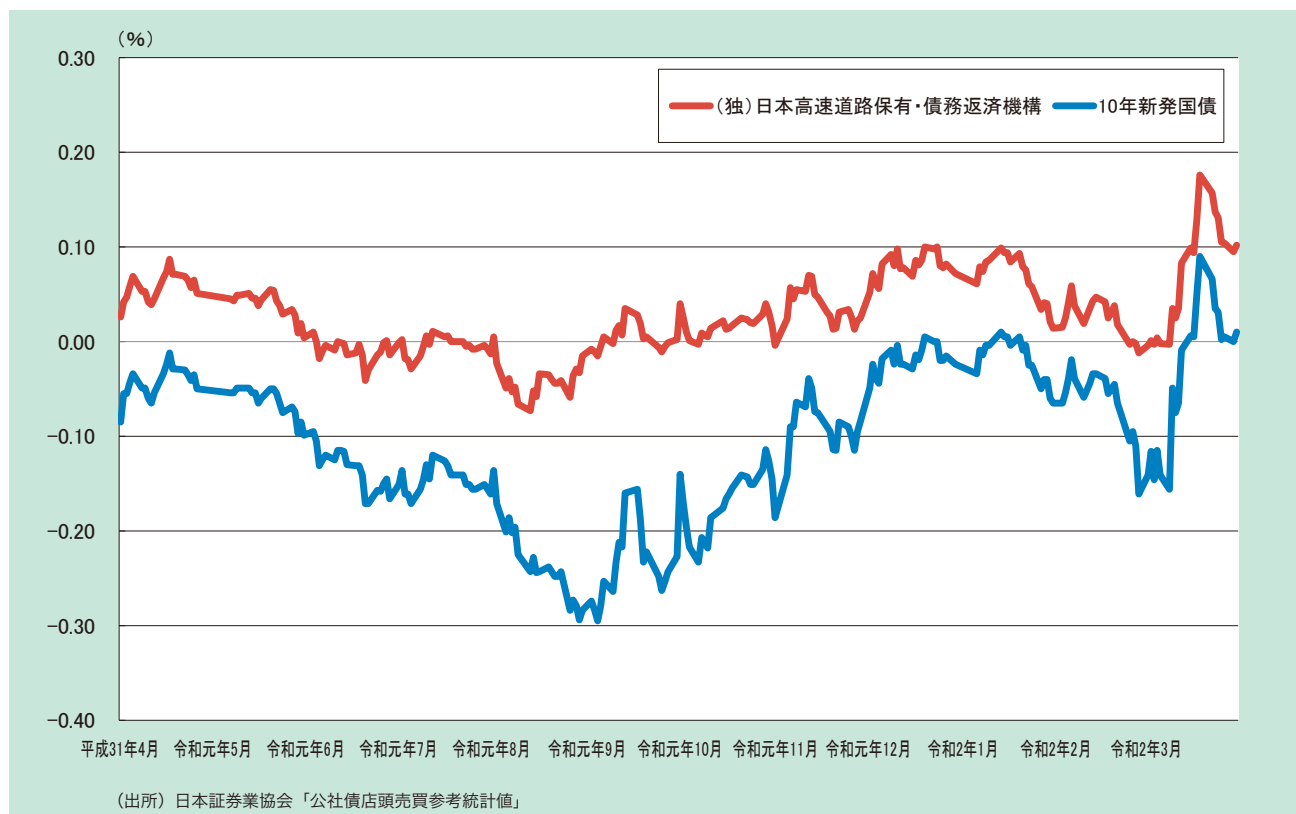
	米ドル (\$百万)	ユーロ (€百万)	英ポンド (£百万)	円 (億円)	計 ＜支出官レート 及び出納官レート により邦貨換算＞ (億円)
(株)国際協力銀行	43,550		425		48,534
(独)国際協力機構	1,500				1,650
(株)日本政策投資銀行	9,100	700		2,800	13,727
地方公共団体金融機構	1,000				1,100
計	55,150	700	425	2,800	65,011

(参考) 支出官レート 及び 出納官レート (令和元年度)	1米ドル =110円	1ユーロ =131円	1ポンド =148円
---	---------------	---------------	---------------

(注1) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(注2) 「支出官レート」とは、支出官事務規程第11条第2項第4号に規定する外国貨幣換算率(財務省告示)をいいます。
「出納官レート」とは、出納官事務規程第14条及び第16条に規定する外国貨幣換算率(財務省告示)をいいます。

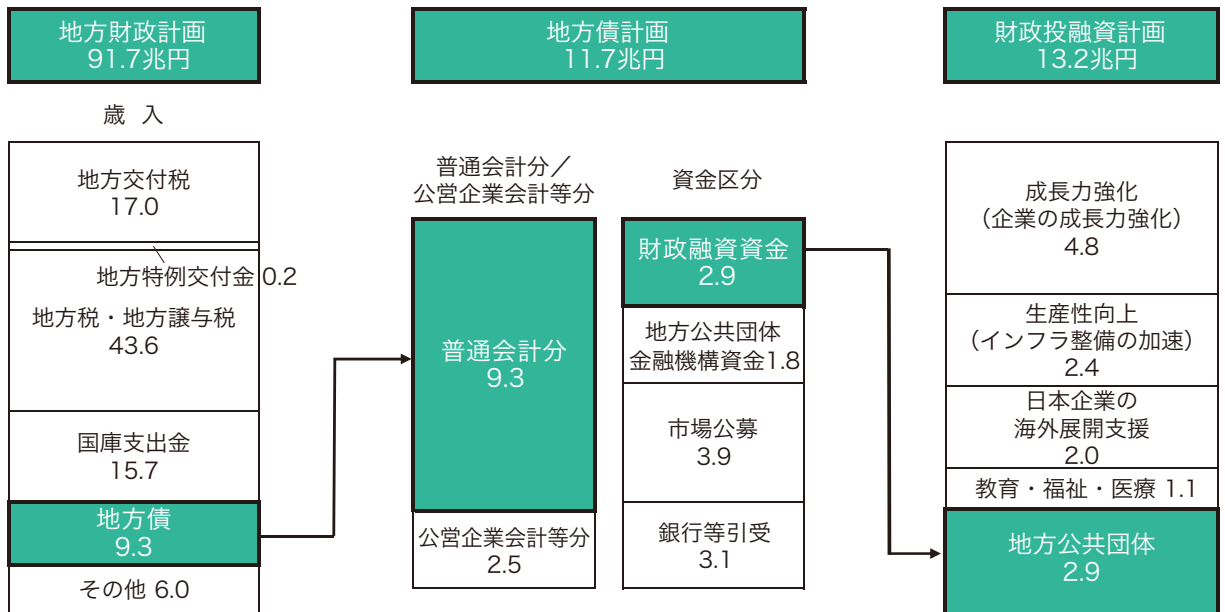
(6) 政府保証債（10年）の流通利回り推移（令和元年度）



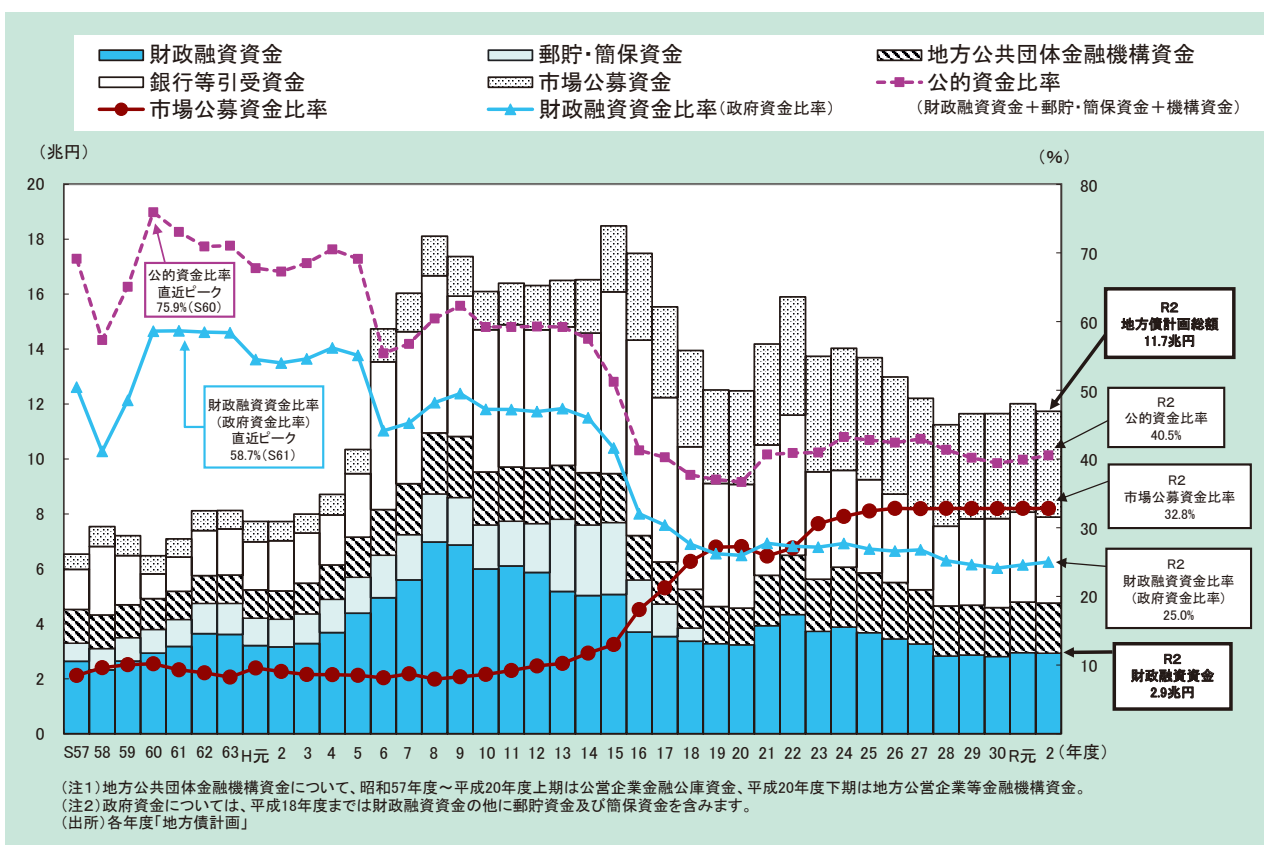
第3章 その他の公的債務

1 地方債

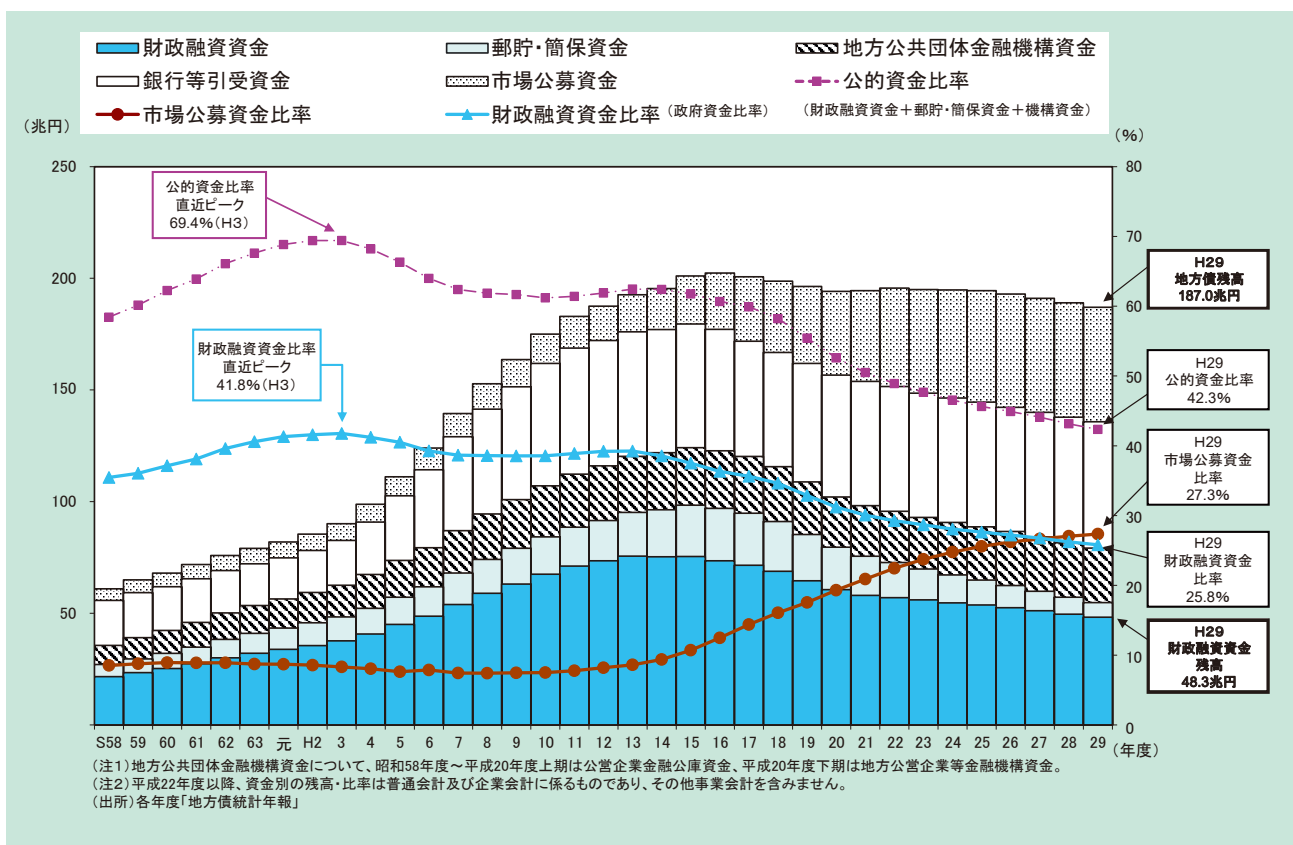
(1) 地方債計画の概要（令和2年度）



(2) 地方債計画の資金区分別推移



(3) 地方債残高と地方公共団体向け財政融資残高の推移



(4) 市場公募地方債の発行条件の推移（令和元年度）

	市場公募債						(参考)			(参考)		
	10年						長期国債			政府保証債（注）		
	共同発行債			東京都債			（10年）			（10年）		
	表面利率 （%）	発行価格 （円）	応募者利回り （%）	表面利率 （%）	発行価格 （円）	応募者利回り （%）	表面利率 （%）	平均価格 （円）	平均利回り （%）	表面利率 （%）	発行価格 （円）	応募者利回り （%）
平成31年4月	0.100	100.00	0.100	0.075	100.00	0.075	0.1	101.61	▲0.060	0.040	100.00	0.040
令和元年5月	0.110	100.00	0.110	0.075	100.00	0.075	0.1	101.59	▲0.060	—	—	—
6月	0.029	100.00	0.029	0.050	100.00	0.050	0.1	102.04	▲0.106	—	—	—
7月	0.060	100.00	0.060	0.050	100.00	0.050	0.1	102.42	▲0.139	0.001	100.00	0.001
8月	0.060	100.00	0.060	0.050	100.00	0.050	0.1	102.53	▲0.152	—	—	—
9月	0.050	100.00	0.050	0.040	100.00	0.040	0.1	103.68	▲0.265	—	—	—
10月	0.050	100.00	0.050	0.040	100.00	0.040	0.1	102.62	▲0.158	0.001	100.00	0.001
11月	0.070	100.00	0.070	0.040	100.00	0.040	0.1	101.99	▲0.099	—	—	—
12月	0.115	100.00	0.115	0.116	100.00	0.116	0.1	101.40	▲0.042	0.070	100.00	0.070
令和2年1月	0.130	100.00	0.130	0.120	100.00	0.120	0.1	101.05	▲0.005	0.070	100.00	0.070
2月	0.095	100.00	0.095	0.080	100.00	0.080	0.1	101.50	▲0.051	—	—	—
3月	0.050	100.00	0.050	0.085	100.00	0.085	0.1	101.98	▲0.100	—	—	—

（注）政府保証債については、地方公共団体金融機構の発行する地方金融機構債の実績データを掲載。

（出所）財務省、地方債協会

(5) 市場公募地方債の発行額の推移

（単位：億円）

	全国型市場公募地方債							住民参加型 市場公募地方債
	10年債		2・3年債	5年債	6・7年債	超長期債	合計	
	個別発行	共同発行				12・15・18・20・25・30年債		
平成21年度	32,100	13,900	1,080	14,080	－	9,960	71,120	2,488
平成22年度	31,250	16,200	900	14,920	500	8,610	72,380	2,441
平成23年度	26,180	15,360	700	13,260	300	8,590	64,390	2,137
平成24年度	26,160	15,150	700	12,300	900	8,530	63,740	2,028
平成25年度	28,630	15,170	1,350	12,580	1,010	9,840	68,580	1,864
平成26年度	26,930	14,740	1,160	12,420	700	12,240	68,190	1,746
平成27年度	27,100	14,210	600	11,710	600	12,110	66,330	1,486
平成28年度	25,790	12,040	－	10,100	－	14,290	62,220	373
平成29年度	22,410	12,060	－	10,600	－	15,860	60,930	182
平成30年度	23,480	12,070	－	10,740	－	16,720	63,010	209
令和元年度	23,730	12,370	－	11,680	－	16,670	64,450	153

（注1）平成24、27年度においては3年債は発行されていません。

（注2）平成22、23、26、27年度においては6年債は発行されていません。

（注3）平成21年度においては15年債は発行されていません。

（注4）平成21～23、28～令和元年度においては12年債は発行されていません。

（注5）平成21～25、27～令和元年度においては18年債は発行されていません。

（注6）平成21～27年度においては25年債は発行されていません。

（出所）地方債協会

2 独立行政法人等の債務

(1) 令和2年度財政投融资計画

(単位：億円)

区 分	財政融資	産業投資	政府保証	財政投融资 合 計	(参考) 自己資金等
〈特別会計〉					
食料安定供給特別会計	12	—	—	12	189
エネルギー対策特別会計	95	—	—	95	14,342
〈政府関係機関〉					
株式会社日本政策金融公庫	36,470	214	—	36,684	(3,000) 14,423
沖縄振興開発金融公庫	1,248	18	—	1,266	(100) 362
株式会社国際協力銀行	2,810	800	8,825	12,435	(200) 11,565
独立行政法人国際協力機構	5,051	—	660	5,711	(800) 8,289
〈独立行政法人等〉					
日本私立学校振興・共済事業団	291	—	—	291	334
独立行政法人日本学生支援機構	6,585	—	—	6,585	(1,200) 847
独立行政法人福祉医療機構	2,594	—	—	2,594	(200) 231
独立行政法人国立病院機構	627	—	—	627	44
国立研究開発法人国立がん研究センター	27	—	—	27	—
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	48	—	—	48	—
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	2	—	—	2	—
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	456	—	—	456	(50) 43
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,568	34	—	1,602	(1,056) 2,349
独立行政法人住宅金融支援機構	501	—	—	501	(29,151) 25,991
独立行政法人都市再生機構	4,339	—	—	4,339	(800) 9,240
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	8,600	—	1,200	9,800	(2,000) 51,532
独立行政法人水資源機構	30	—	—	30	(50) 1,268
国立研究開発法人森林研究・整備機構	56	—	—	56	304
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	8	344	—	352	890
〈地方公共団体〉					
地方公共団体	29,346	—	—	29,346	88,014
〈特殊会社等〉					
株式会社日本政策投資銀行	4,500	1,000	3,500	9,000	(6,100) 17,000
株式会社産業革新投資機構	—	1,000	—	1,000	2,300
東日本高速道路株式会社	1,030	—	—	1,030	(4,900) 5,277
中日本高速道路株式会社	1,030	—	—	1,030	(6,000) 6,450
西日本高速道路株式会社	540	—	—	540	(4,200) 5,208
成田国際空港株式会社	4,000	—	—	4,000	▲ 3,549
一般財団法人民間都市開発推進機構	—	—	300	300	100
中部国際空港株式会社	—	—	173	173	116
株式会社民間資金等活用事業推進機構	—	—	400	400	350
株式会社海外需要開拓支援機構	—	230	—	230	170
株式会社海外交通・都市開発事業支援機構	—	604	606	1,210	60
株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構	—	266	157	423	—
合 計	111,864	4,510	15,821	132,195	(59,807)

(注1) 計数は令和2年度当初計画額です。

(注2) 「(参考)自己資金等」欄の() 書は、財投機関債(独立行政法人等が民間金融市場において個別に発行する政府保証のない公募債券をいいます。)の発行により調達する金額を内書したものです。

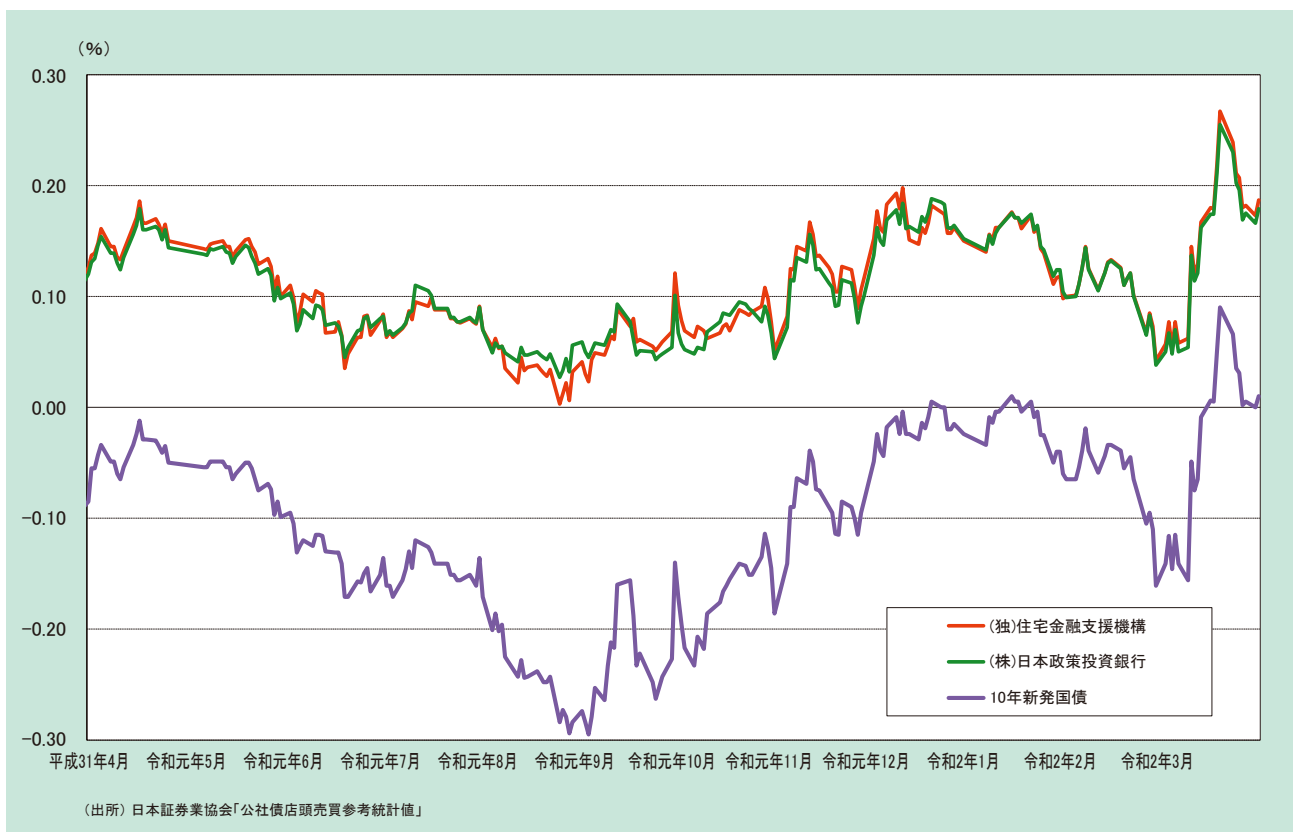
(2) 財投機関債の発行予定及び発行実績の推移

(単位：億円)

機 関 名	金 額			
	平成30年度		令和元年度	令和2年度
	予 定	実 績	予 定	予 定
株式会社日本政策金融公庫	3,200	2,350	3,200	3,000
(国民一般向け業務)	1,700	1,400	1,700	1,700
(中小企業者向け業務)	1,000	450	1,000	1,000
(農林水産業者向け業務)	500	500	500	300
沖縄振興開発金融公庫	300	300	200	100
株式会社国際協力銀行	600	—	200	200
独立行政法人国際協力機構	800	600	800	800
独立行政法人住宅金融支援機構	26,048	25,689	30,770	29,151
うち 普通社債	5,600	5,600	5,600	6,900
資産担保証券	20,448	20,089	25,170	22,251
独立行政法人都市再生機構	500	1,400	1,200	800
独立行政法人水資源機構	40	40	50	50
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構	1,411	1,421	1,170	1,056
独立行政法人福祉医療機構	300	250	200	200
独立行政法人国立病院機構	190	—	—	—
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構	50	50	70	50
独立行政法人日本学生支援機構	1,200	1,200	1,200	1,200
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	3,300	3,034	2,300	2,000
東日本高速道路株式会社	財投対象外	財投対象外	財投対象外	4,900
中日本高速道路株式会社	財投対象外	財投対象外	財投対象外	6,000
西日本高速道路株式会社	財投対象外	財投対象外	財投対象外	4,200
新関西国際空港株式会社	159	650	100	財投対象外
中部国際空港株式会社	171	150	148	—
株式会社日本政策投資銀行	5,500	4,518	5,800	6,100
合 計	43,769	41,652	47,408	59,807
【機 関 数】	【16】	【14】	【15】	【16】
うち 普通社債	23,321	21,563	22,238	37,556
資産担保証券	20,448	20,089	25,170	22,251

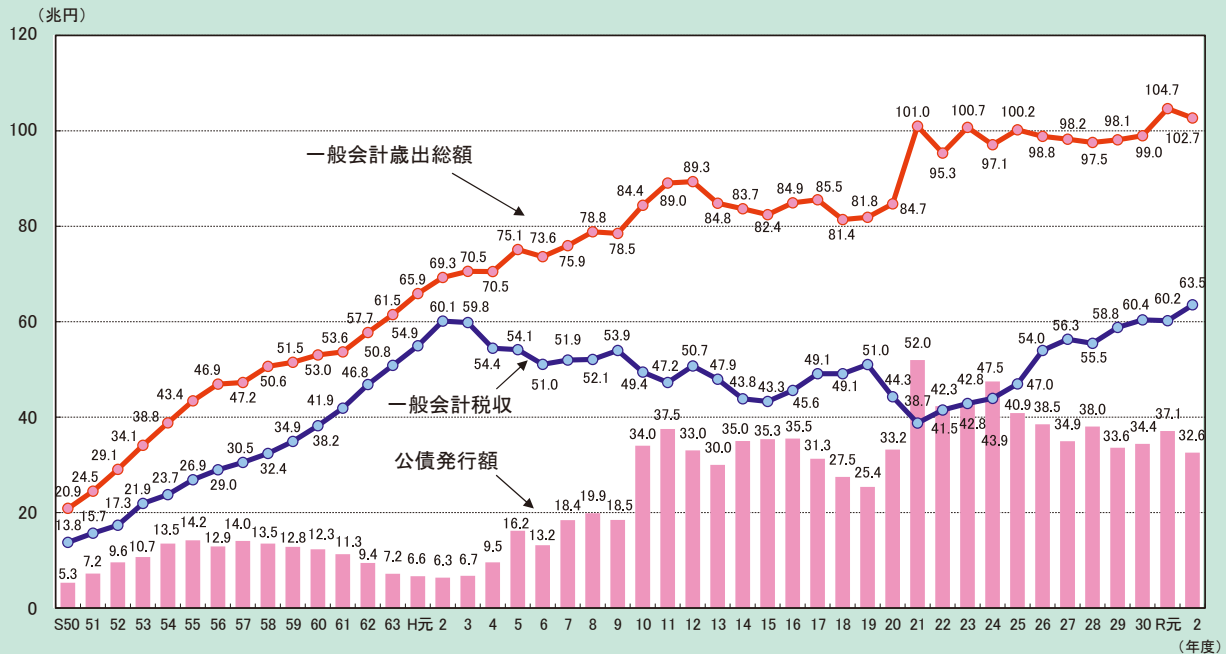
(注) 金額は額面ベースです。

(3) 主な財投機関債（10年債）の流通利回り推移（令和元年度）



補 財政状況と国債残高

(1) 一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移

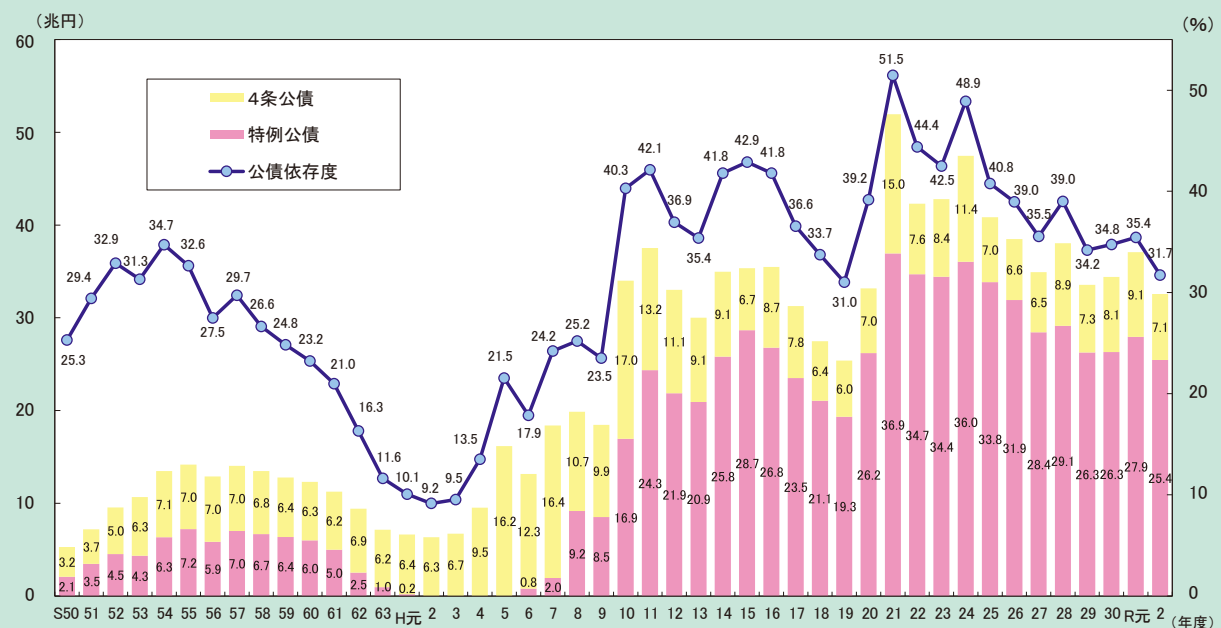


(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算、令和2年度は当初予算によります。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いています。

(注3) 令和元年度および令和2年度の計数は臨時・特別の措置に係る計数も含めたものです。

(2) 公債発行額と公債依存度の推移



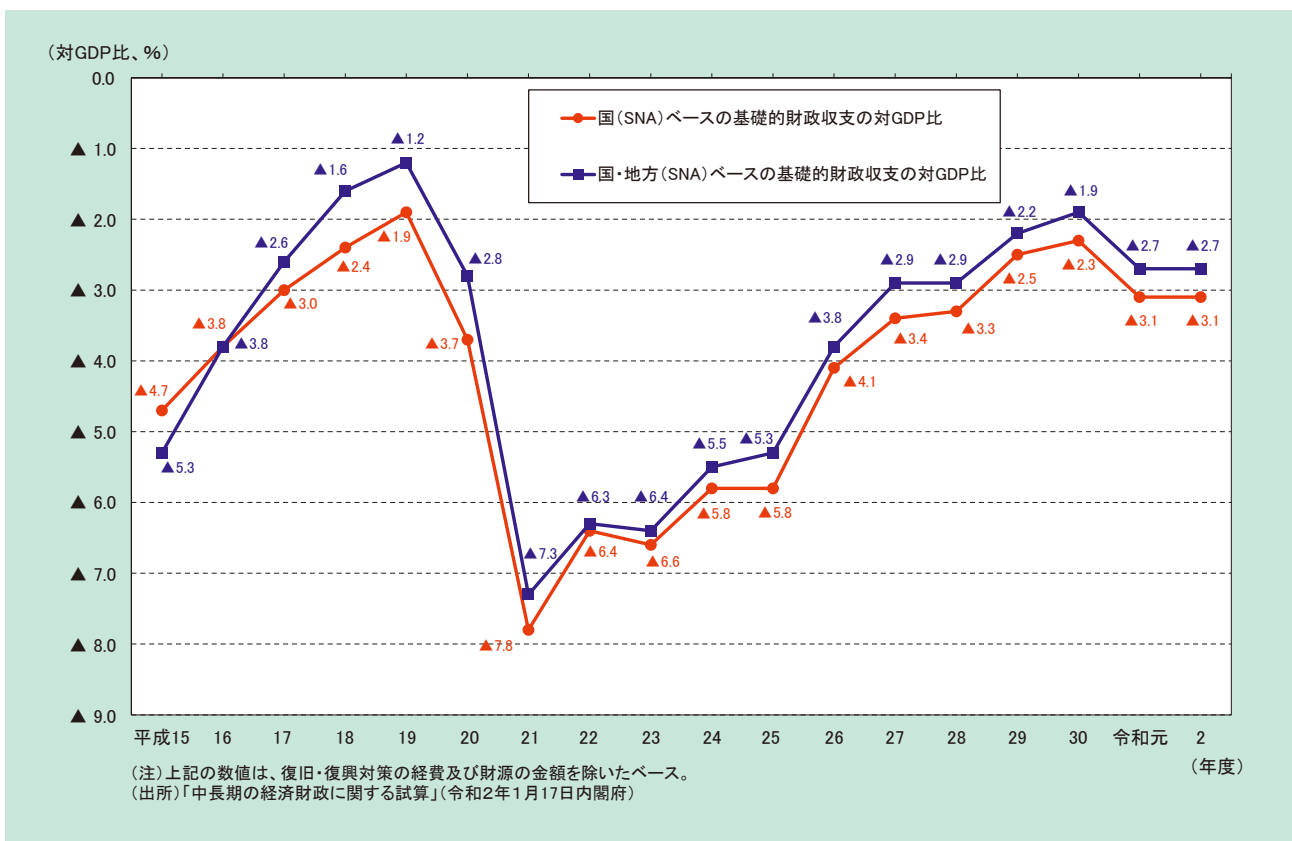
(注1) 平成30年度までは決算、令和元年度は補正後予算、令和2年度は当初予算によります。

(注2) 公債発行額は、平成2年度は沿岸地域における平和回復活動を支援する財源を調達するための臨時特別公債、平成6～8年度は消費税率3%から5%への引上げに先行して行った減税による租税収入の減少を補うための減税特別公債、平成23年度は東日本大震災からの復興のために実施する施策の財源を調達するための復興債、平成24年度、25年度は基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特別公債を除いています。

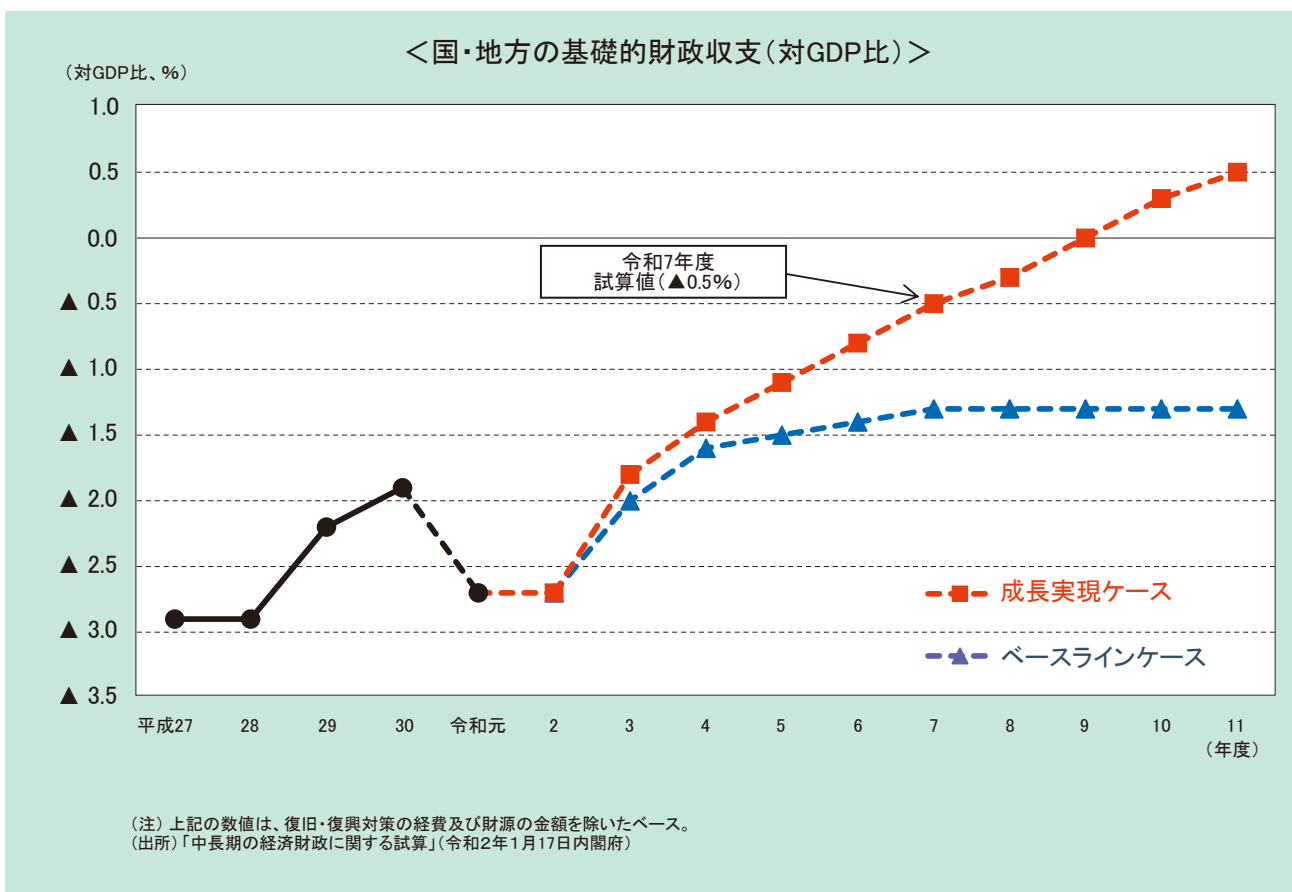
(注3) 公債依存度は公債発行額を一般会計歳出総額で除して算出しています。

(注4) 令和元年度および令和2年度の計数は臨時・特別の措置に係る計数も含めたものです。

(3) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の推移



(4) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）の見通し



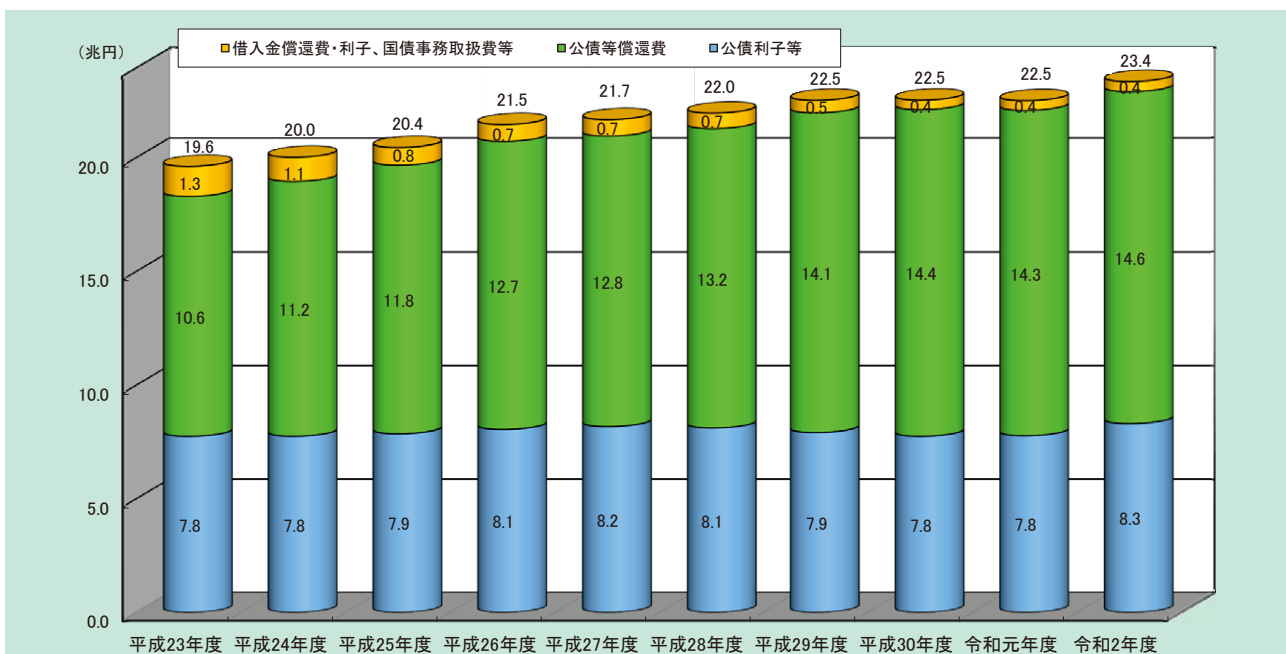
(5) 一般会計国債費の内訳（令和2年度）

（単位：億円）

区 分	令和元年度当初予算額	令和2年度当初予算額	比較増(▲)減額
債務償還費	146,580	149,316	2,735
公債等償還	143,018	145,888	2,870
定率・差減額繰入	134,959	138,347	3,388
社会資本整備事業特別会計整理収入等相当額分	677	606	▲ 70
予算繰入	7,382	6,935	▲ 447
借入金償還	3,562	3,427	▲ 135
定率繰入	1,775	1,682	▲ 93
予算繰入	1,787	1,746	▲ 42
利子及割引料	88,153	83,904	▲ 4,249
公債利子等	87,398	83,160	▲ 4,238
借入金利子	155	144	▲ 11
財務省証券利子	600	600	—
国債事務取扱費	349	296	▲ 53
合 計	235,082	233,515	▲ 1,567

（注）各計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(6) 一般会計国債費の推移



（参考） 平均利率	1.24%	1.19%	1.15%	1.11%	1.08%	1.01%	0.95%	0.91%	0.87%
--------------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

（注1）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。
（注2）平成30年度までは決算額、令和元年度は補正後予算額、令和2年度は当初予算額。
（注3）平成23年度は（項）国債費を計上しています。
（注4）平均利率は、利付国債の表面利率の加重平均。

(7) 令和2年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算

【試算－1】【経済成長 3.0%ケース】

(単位：兆円)

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
歳出	①国債費	23.5	23.4	24.6	25.6	26.6
	②利払費	8.8	8.4	9.3	10.1	10.8
	③基礎的財政収支対象経費	77.9	79.3	79.3	81.0	82.3
	④社会保障関係費	34.1	35.9	36.5	37.7	38.7
	⑤地方交付税等	16.0	15.8	16.2	16.8	17.3
	⑥その他	27.8	27.6	26.5	26.6	26.3
	⑦計	101.5	102.7	103.9	106.6	109.0
税収等	⑧税収	62.5	63.5	65.4	67.6	69.9
	⑨その他収入	6.3	6.6	5.8	5.8	5.8
	⑩計	68.8	70.1	71.3	73.5	75.7
⑪差額 (⑦－⑩)		32.7	32.6	32.6	33.2	33.2
⑫基礎的財政収支		▲9.2	▲9.2	▲8.0	▲7.6	▲6.6
⑬財政収支		▲18.0	▲17.6	▲17.3	▲17.7	▲17.4

(注) 令和元年度は当初予算額、令和2年度は予算、令和3年度から令和5年度は令和2年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではありません。

b) 「④社会保障関係費」については、令和3年度以降は、令和2年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算しています。

c) 「④社会保障関係費」、「⑥その他」の令和元年度予算額は、令和2年度予算額との比較対照のため、組替えをしてあります。

【試算－2】【経済成長 1.5%ケース】

(単位：兆円)

		令和元年度 (2019年度)	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)
歳出	①国債費	23.5	23.4	24.6	25.6	26.5
	②利払費	8.8	8.4	9.3	10.0	10.7
	③基礎的財政収支対象経費	77.9	79.3	79.0	80.3	81.1
	④社会保障関係費	34.1	35.9	36.5	37.6	38.5
	⑤地方交付税等	16.0	15.8	16.0	16.3	16.5
	⑥その他	27.8	27.6	26.4	26.4	26.1
	⑦計	101.5	102.7	103.6	105.8	107.6
税収等	⑧税収	62.5	63.5	64.4	65.5	66.6
	⑨その他収入	6.3	6.6	5.8	5.8	5.8
	⑩計	68.8	70.1	70.2	71.3	72.4
⑪差額 (⑦－⑩)		32.7	32.6	33.4	34.5	35.2
⑫基礎的財政収支		▲9.2	▲9.2	▲8.7	▲9.0	▲8.7
⑬財政収支		▲18.0	▲17.6	▲18.0	▲19.0	▲19.4

(注) 令和元年度は当初予算額、令和2年度は予算、令和3年度から令和5年度は令和2年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計。

a) 本試算における計数は機械的試算に基づくものであり、今後の予算編成の議論に予断を与えるものではありません。

b) 「④社会保障関係費」については、令和3年度以降は、令和2年度予算における制度・施策を前提とした後年度推計により算出された歳出額に、「社会保障と税の一体改革」の実施に伴う社会保障の充実等及び新しい経済政策パッケージを機械的に加算しています。

c) 「④社会保障関係費」、「⑥その他」の令和元年度予算額は、令和2年度予算額との比較対照のため、組替えをしてあります。

【参考】金利が変化した場合の試算（〔試算－１〕の前提等を基に算出）

○令和３（２０２１）年度以降金利が変化した場合の国債費の増減額

(単位：兆円)
() 書きは「国債費」の額

金利 (下記の前提からの変化幅)	令和３年度 (2021年度)	令和４年度 (2022年度)	令和５年度 (2023年度)
+ 2 %	+ 1.6 (26.2)	+ 3.8 (29.3)	+ 6.3 (32.9)
+ 1 %	+ 0.8 (25.4)	+ 1.9 (27.5)	+ 3.1 (29.7)
- 1 %	▲ 0.8 (23.8)	▲ 1.8 (23.8)	▲ 2.9 (23.7)

(注) 〔試算－１〕の金利の前提は、令和２（２０２０）年度は予算における積算金利、令和３（２０２１）年度以降は市場に織り込まれた金利の将来予想を加味した金利。

(８) 国債整理基金の資金繰り状況等についての仮定計算（抜粋）

(単位：億円)

年度 (令和)	年度末公債残高	利払費等	要償還額	借換債収入
2	9,003,700	85,400	1,208,100	1,062,900
3	9,190,300	94,800	1,094,600	945,700
4	9,380,500	102,400	1,204,100	1,053,300
5	9,568,700	109,900	1,210,500	1,057,000
6	9,753,900	116,800	1,218,200	1,061,400
7	9,936,000	123,500	1,262,800	1,103,200
8	10,115,400	130,200	1,232,800	1,070,500
9	10,292,100	137,300	1,265,500	1,100,400
10	10,466,100	144,200	1,264,500	1,096,600
11	10,637,800	149,700	1,310,500	1,139,800

(注１) 「令和２年度予算の後年度歳出・歳入への影響試算」の〔試算－１〕を前提とします。令和６年度以降、新規公債発行額は令和５年度の「差額」と同額、金利は令和５年度と同水準と仮置き。

(注２) 計算の対象は、定率繰入及び発行差減額繰入対象公債等としています。なお、年金特例国債は計算の対象とし、復興債は計算の対象外とします。

(注３) 「借換債収入」には、「特別会計に関する法律」の規定により前年度に発行することが認められる借換債の収入金を含みます。なお、買入消却は全て借換債の収入金で賄われると仮定して令和２年度と同額と仮置き。

(注４) 「利払費等」には、公債利子等のほか、国債事務取扱費や(国債整理基金特別会計直入である)たばこ特別税による収入を含みます。

(注５) 計算を行うに当たり、剰余金の発生は見込んでいません。

(注６) 100億円以上の計数については10億の位を四捨五入しています。そのため、計において一致しない場合があります。

(注７) 計算の前提の変化により、上記の各計数は異動するものです。

(9) 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高の推移

(単位：億円)

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
内 国 債	7,585,690	7,893,420	8,214,741	8,537,636	8,814,847	9,108,097	9,349,002	9,591,413	9,768,035	9,875,886
普 通 国 債 (うち復興債)	6,363,117 (－)	6,698,674 (106,529)	7,050,072 (103,283)	7,438,676 (90,135)	7,740,831 (82,795)	8,054,182 (59,456)	8,305,733 (67,213)	8,531,789 (54,813)	8,740,434 (53,763)	8,866,945 (58,585)
長期国債 (10 年以上)	4,043,679	4,329,577	4,627,718	4,974,520	5,329,926	5,747,899	6,108,230	6,424,012	6,748,995	6,991,826
中期国債 (2 年から 5 年)	1,926,315	1,950,976	1,955,225	2,047,082	2,032,899	1,944,342	1,867,764	1,839,816	1,750,479	1,637,146
短期国債 (1 年以下)	393,123	418,121	467,129	417,074	378,006	361,941	329,740	267,962	240,961	237,974
財 政 投 融 資 特別会計国債	1,181,918	1,109,122	1,092,607	1,042,104	989,910	961,155	962,509	945,259	922,456	910,901
長期国債 (10 年以上)	1,007,888	919,068	866,009	805,464	713,412	628,117	586,923	606,318	616,002	616,274
中期国債 (2 年から 5 年)	174,030	190,055	226,598	236,640	276,498	333,038	375,587	338,941	306,455	294,627
交 付 国 債	3,673	2,826	1,977	1,746	1,355	1,342	2,094	1,941	1,440	870
出 資 ・ 抛 出 国 債	16,230	18,742	21,897	25,100	26,818	47,612	46,277	44,441	43,423	42,150
株式会社日本政策投資銀行危機 対応業務国債	13,500	13,438	13,247	13,247	13,247	13,247	13,247	13,247	13,247	13,247
原子力損害賠償・廃炉等支援 機構国債	－	43,364	27,687	13,130	42,687	30,560	19,142	54,736	47,034	41,774
日本高速道路保有・債務返済機構 債券等承継国債	7,254	7,254	7,254	3,633	－	－	－	－	－	－
借 入 金	550,058	537,410	548,593	555,047	549,841	548,075	544,200	540,228	532,018	525,325
長 期 (1 年 超)	196,916	182,267	172,451	164,582	156,876	148,610	140,329	132,185	125,263	118,518
短 期 (1 年以下)	353,142	355,142	376,142	390,465	392,965	399,465	403,870	408,043	406,755	406,807
政 府 短 期 証 券	1,107,847	1,168,673	1,152,677	1,156,884	1,168,883	837,489	822,392	746,489	733,490	744,188
合 計	9,243,596	9,599,503	9,916,011	10,249,568	10,533,572	10,493,661	10,715,594	10,878,130	11,033,543	11,145,400

区 分	平成 22 年度末	平成 23 年度末	平成 24 年度末	平成 25 年度末	平成 26 年度末	平成 27 年度末	平成 28 年度末	平成 29 年度末	平成 30 年度末	令和元年度末
政 府 保 証 債 務	447,446	440,397	449,458	445,326	433,984	417,806	402,832	397,117	381,087	361,710

(注) 計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

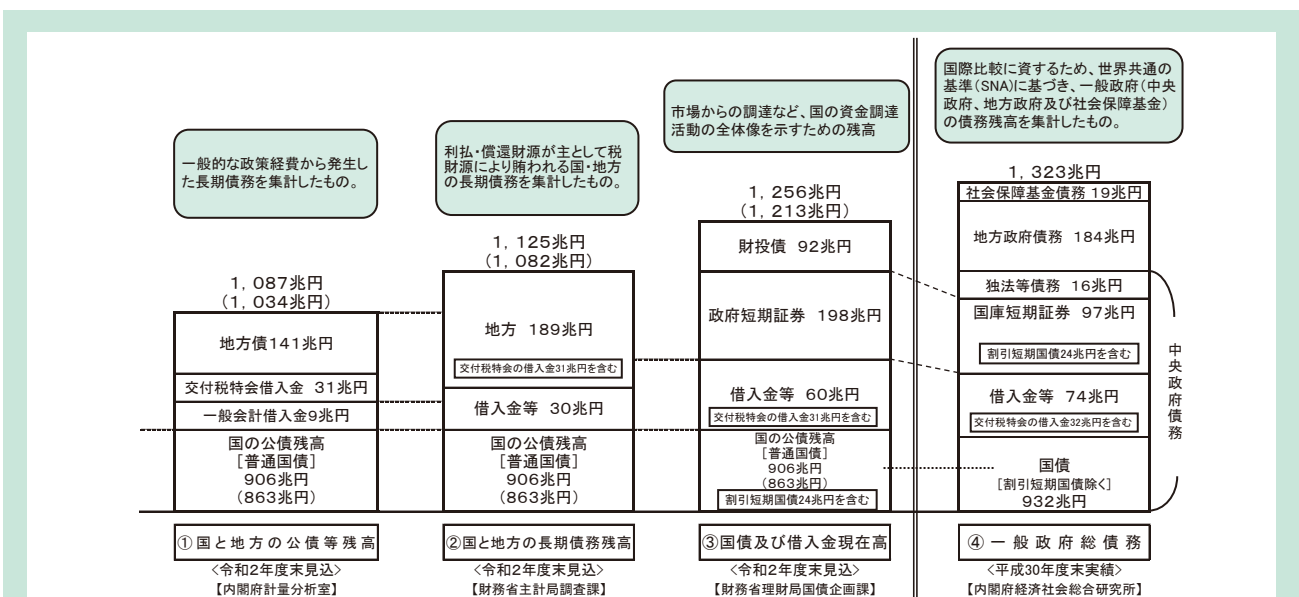
(10) 国及び地方の長期債務残高

(単位：兆円)

	平成 10年度末 (1998年度末) 〈実績〉	平成 15年度末 (2003年度末) 〈実績〉	平成 22年度末 (2010年度末) 〈実績〉	平成 23年度末 (2011年度末) 〈実績〉	平成 24年度末 (2012年度末) 〈実績〉	平成 25年度末 (2013年度末) 〈実績〉	平成 26年度末 (2014年度末) 〈実績〉	平成 27年度末 (2015年度末) 〈実績〉	平成 28年度末 (2016年度末) 〈実績〉	平成 29年度末 (2017年度末) 〈実績〉	平成 30年度末 (2018年度末) 〈実績〉	令和 元年度末 (2019年度末) 〈補正予算〉	令和 2年度末 (2020年度末) 〈予算〉
国	390 (387)	493 (484)	662 (645)	694 (685)	731 (720)	770 (747)	800 (772)	834 (792)	859 (815)	881 (832)	901 (850)	925 (872)	936 (893)
普通 国債 残高	295 (293)	457 (448)	636 (619)	670 (660)	705 (694)	744 (721)	774 (746)	805 (764)	831 (786)	853 (805)	874 (823)	898 (845)	906 (863)
対 GDP 比	56% (56%)	88% (87%)	127% (124%)	136% (134%)	143% (140%)	147% (142%)	149% (144%)	151% (143%)	155% (147%)	156% (147%)	159% (150%)	161% (151%)	159% (151%)
地方	163	198	200	200	201	201	201	199	197	196	194	192	189
対GDP比	31%	38%	40%	41%	41%	40%	39%	37%	37%	36%	35%	34%	33%
国・地方 合計	553 (550)	692 (683)	862 (845)	895 (885)	932 (921)	972 (949)	1,001 (972)	1,033 (991)	1,056 (1,012)	1,077 (1,028)	1,095 (1,044)	1,117 (1,064)	1,125 (1,082)
対 GDP 比	105% (105%)	134% (132%)	173% (169%)	181% (179%)	189% (186%)	192% (187%)	193% (188%)	194% (186%)	197% (189%)	197% (188%)	200% (190%)	200% (191%)	197% (190%)

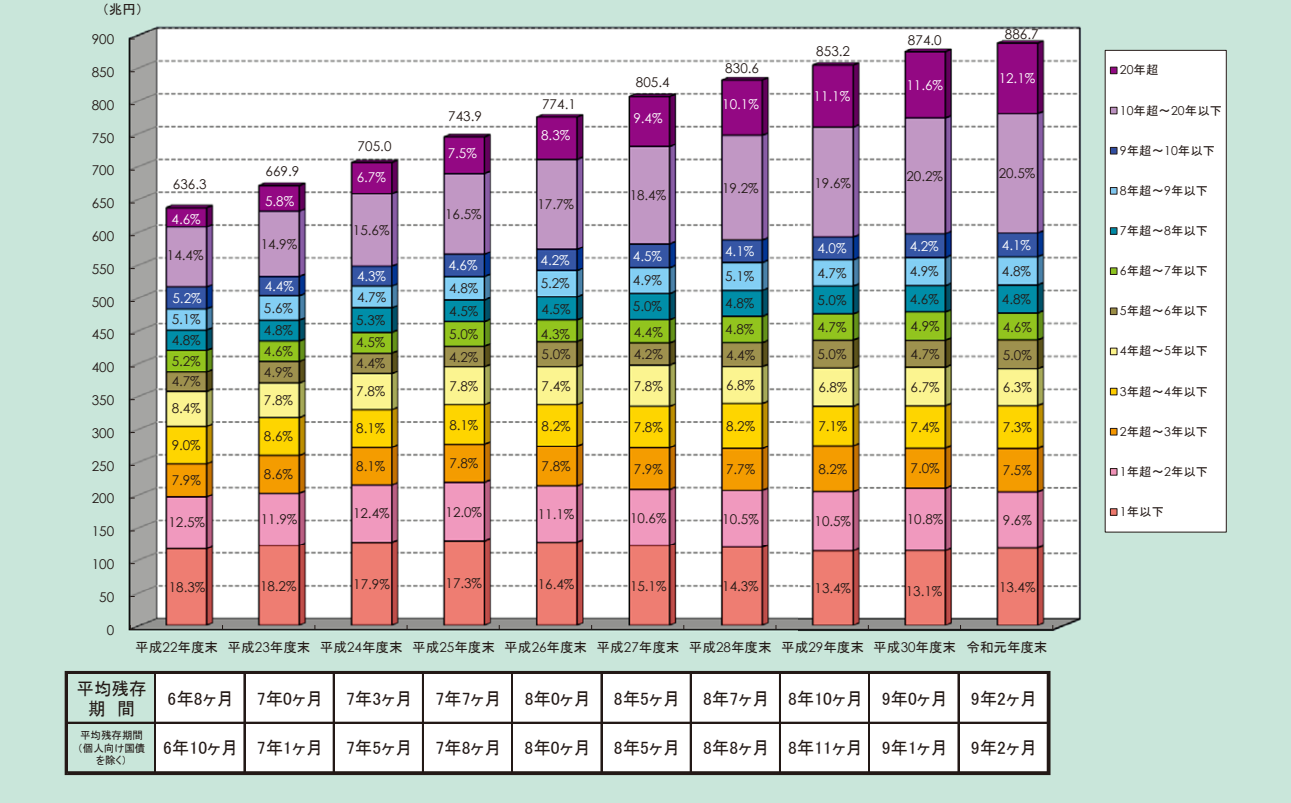
- (注1) GDPは、平成30年度までは実績値、令和元年度及び令和2年度は政府見通しによります。
- (注2) 債務残高は、平成30年度までは実績値。令和元年度については、国は補正後予算に基づく見込み、地方は補正後地方債計画等に基づく見込み。令和2年度については、国は当初予算に基づく見込み、地方は地方債計画等に基づく見込み。
- (注3) 東日本大震災からの復興のために実施する施策に必要な財源として発行される復興債（平成23年度は一般会計において、平成24年度以降は東日本大震災復興特別会計において負担。平成23年度末：10.7兆円、平成24年度末：10.3兆円、平成25年度末：9.0兆円、平成26年度末：8.3兆円、平成27年度末：5.9兆円、平成28年度末：6.7兆円、平成29年度末：5.5兆円、平成30年度末：5.4兆円、令和元年度末：6.2兆円、令和2年度末：5.6兆円）及び、基礎年金国庫負担2分の1を実現する財源を調達するための年金特例公債（平成24年度末：2.6兆円、平成25年度末：5.2兆円、平成26年度末：4.9兆円、平成27年度末：4.6兆円、平成28年度末：4.4兆円、平成29年度末：4.1兆円、平成30年度末：3.8兆円、令和元年度末：3.6兆円、令和2年度末：3.3兆円）を普通国債残高に含めています。
- (注4) 平成30年度末までの（ ）内の値は翌年度借換のための前倒債発行額を除いた計数。令和元年度末、令和2年度末の（ ）内の値は、翌年度借換のための前倒債限度額を除いた計数。
- (注5) 交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金については、その償還の負担分に応じて、国と地方に分割して計上しています。なお、平成19年度初をもってそれまでの国負担分借入金残高の全額を一般会計に承継したため、平成19年度末以降の同特会の借入金残高は全額地方負担（令和2年度末で31兆円程度）です。
- (注6) このほか、令和2年度末の財政投融资特別会計国債残高は92兆円程度。

(参考) 各種統計における債務残高



- (注1) 「交付税特会」とは、「交付税及び譲与税配付金特別会計」を指します。
- (注2) ()内は、翌年度借換のための前倒債限度額(43兆円)を除いた額。
- (注3) 令和2年度末の国の公債残高[普通国債]は、復興債(約5.6兆円)を含む額。
- (注4) ①の一般会計借入金とは交付税特会借入金の一部を一般会計に承継したものです。
- (注5) ②の地方の長期債務残高には、地方債、交付税特会借入金、地方公営企業債(普通会計負担分)(17兆円)が含まれます。
- (注6) ②及び③の借入金等＝借入金＋出資国債等。なお、②の借入金等は、地方の負担で償還される交付税特会借入金残高(31兆円程度)を除いた値。
- (注7) ④の国債は普通国債、交付国債及び承継国債、④の借入金等は出資国債等を含みます。

(11) 普通国債残高の残存期間別構成の推移



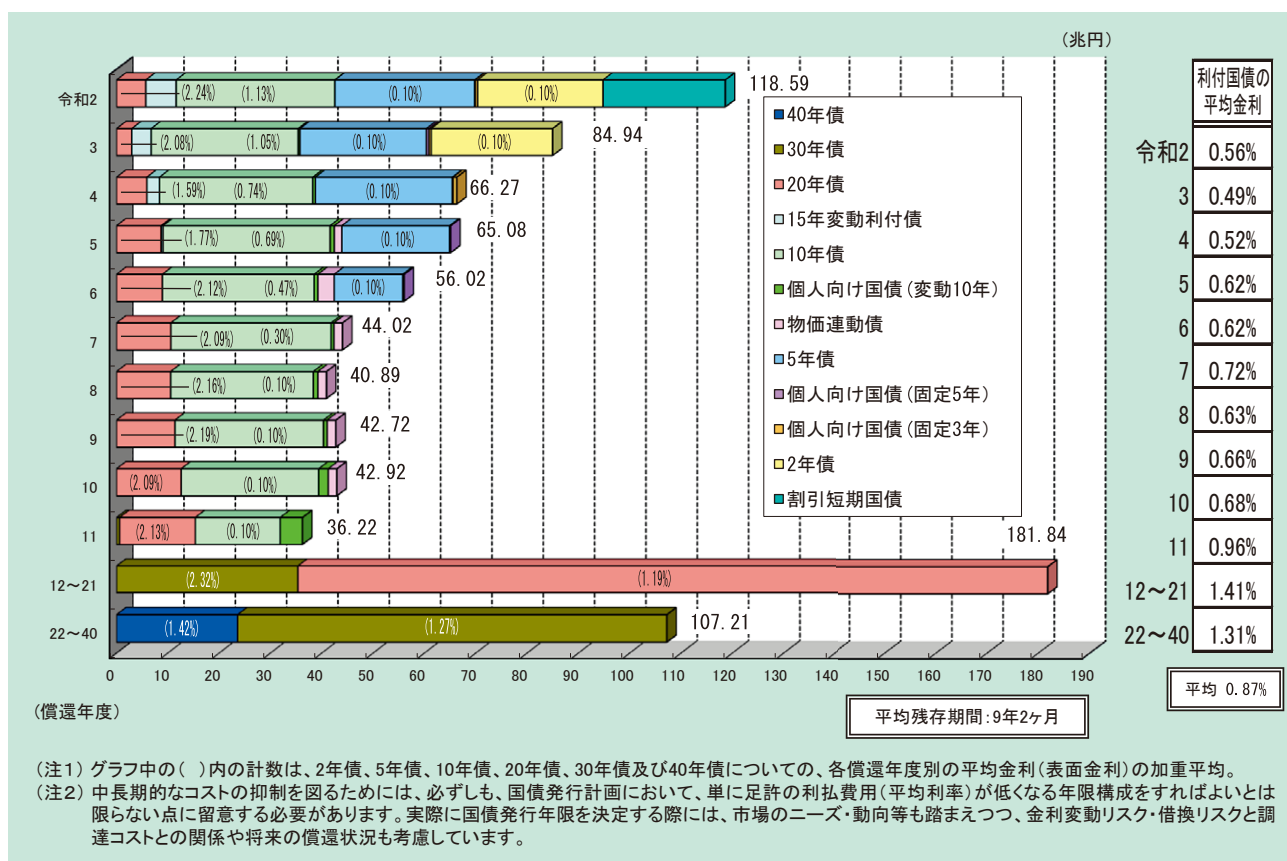
(12) 普通国債償還年次表（令和2年度当初予算ベース）

（単位：億円）

年 度			償還予定額	年 度			償還予定額
令和	3	年度	1,114,079	令和	23	年度	73,492
//	4	//	913,533	//	24	//	65,045
//	5	//	659,235	//	25	//	86,384
//	6	//	595,231	//	26	//	97,409
//	7	//	642,972	//	27	//	110,609
//	8	//	409,999	//	28	//	94,616
//	9	//	428,932	//	29	//	115,282
//	10	//	429,734	//	30	//	101,906
//	11	//	383,427	//	31	//	83,670
//	12	//	459,459	//	32	//	102,752
//	13	//	172,232	//	33	//	21,167
//	14	//	203,426	//	34	//	21,584
//	15	//	198,871	//	35	//	23,229
//	16	//	217,782	//	36	//	24,380
//	17	//	199,397	//	37	//	27,129
//	18	//	184,271	//	38	//	29,326
//	19	//	183,893	//	39	//	19,352
//	20	//	181,502	//	40	//	18,707
//	21	//	153,241	//	41	//	5,259
//	22	//	175,352	//	42	//	31,956
				合 計			9,059,823

（注）計数ごとに四捨五入したため、計において一致しない場合があります。

(13) 普通国債の償還年度別残高及び各償還年度の利付国債の平均金利（令和元年度末）



(14) 普通国債残高、利率加重平均、一般会計利払費及び平均残存期間の推移 (単位: 兆円)

	普通国債残高	利率加重平均	一般会計利払費	平均残存期間
平成22年度	636.3	1.29 %	7.9	6年8ヶ月
平成23年度	669.9	1.24 %	8.1	7年0ヶ月
平成24年度	705.0	1.19 %	8.0	7年3ヶ月
平成25年度	743.9	1.15 %	8.1	7年7ヶ月
平成26年度	774.1	1.11 %	8.3	8年0ヶ月
平成27年度	805.4	1.08 %	8.3	8年5ヶ月
平成28年度	830.6	1.01 %	8.2	8年7ヶ月
平成29年度	853.2	0.95 %	7.9	8年10ヶ月
平成30年度	874.0	0.91 %	7.8	9年0ヶ月
令和元年度	886.7	0.87 %	7.8	9年2ヶ月
令和2年度	906.0	—	8.4	—

(注) 令和元年度の普通国債残高、利率加重平均及び平均残存期間は実績、一般会計利払費は補正予算ベース。令和2年度の普通国債残高、一般会計利払費は当初予算ベース。

(15) 国債及び国庫短期証券（T-Bill）の保有者別内訳の推移

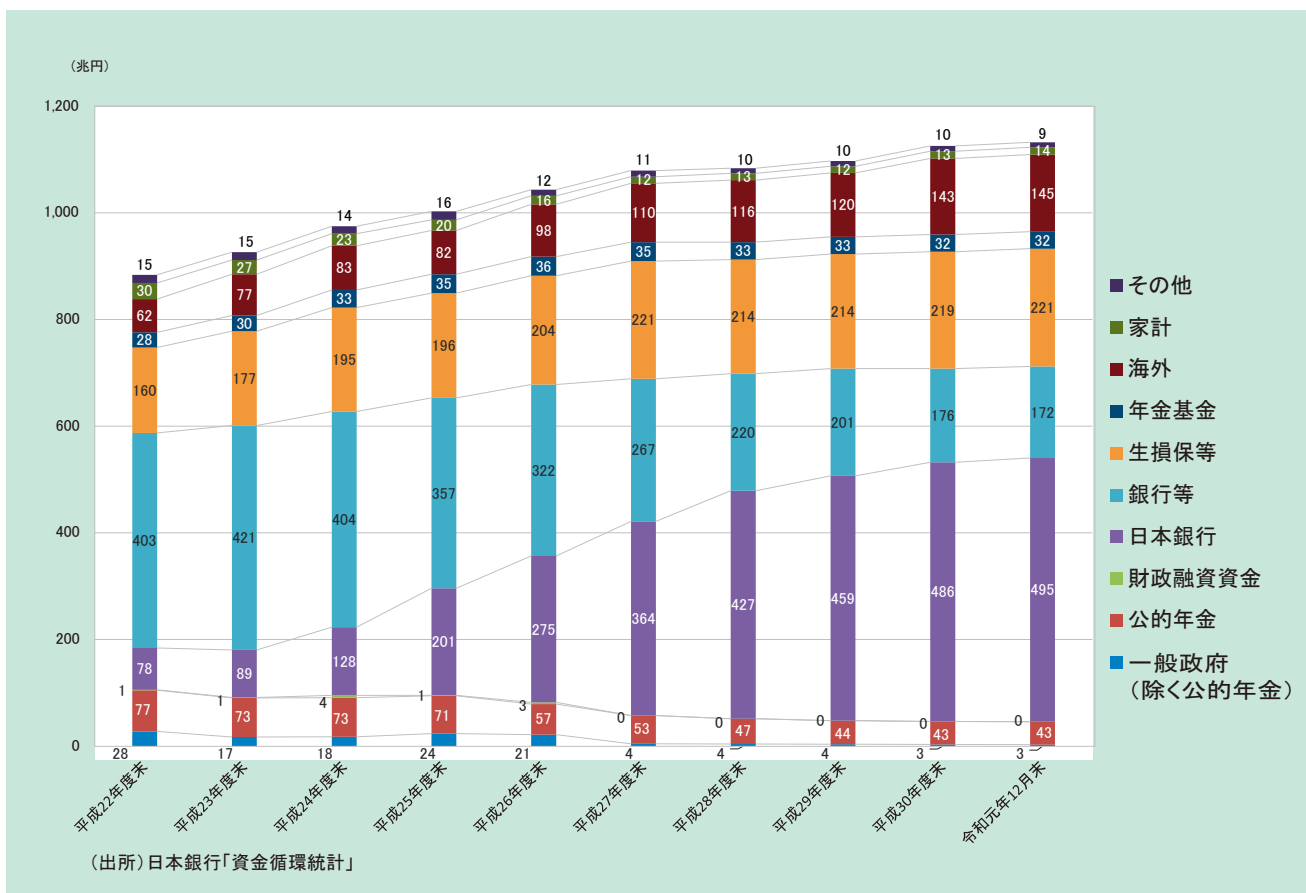
(単位：億円、%)

保 有 者	平成22年度末		平成23年度末		平成24年度末		平成25年度末		平成26年度末	
		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア
一般政府(除く公的年金)	277,122	3.1	172,184	1.9	175,230	1.8	235,328	2.3	214,467	2.1
公的年金	771,769	8.7	733,580	7.9	731,812	7.5	709,567	7.1	574,421	5.5
財政融資資金	8,025	0.1	8,746	0.1	43,963	0.5	6,000	0.1	30,566	0.3
日本銀行	784,458	8.9	889,508	9.6	1,278,814	13.1	2,010,605	20.0	2,746,067	26.3
銀行等	4,032,312	45.6	4,207,920	45.4	4,044,821	41.5	3,568,416	35.6	3,215,906	30.8
生損保等	1,601,897	18.1	1,767,054	19.1	1,947,409	20.0	1,964,975	19.6	2,041,129	19.6
年金基金	283,563	3.2	298,647	3.2	333,569	3.4	354,602	3.5	356,467	3.4
海外	623,305	7.1	770,236	8.3	825,096	8.5	820,289	8.2	979,962	9.4
家計	303,356	3.4	266,383	2.9	228,567	2.3	200,321	2.0	158,406	1.5
その他	152,779	1.7	147,581	1.6	138,789	1.4	159,376	1.6	118,776	1.1
合計	8,838,586	100.0	9,261,839	100.0	9,748,070	100.0	10,029,479	100.0	10,436,167	100.0

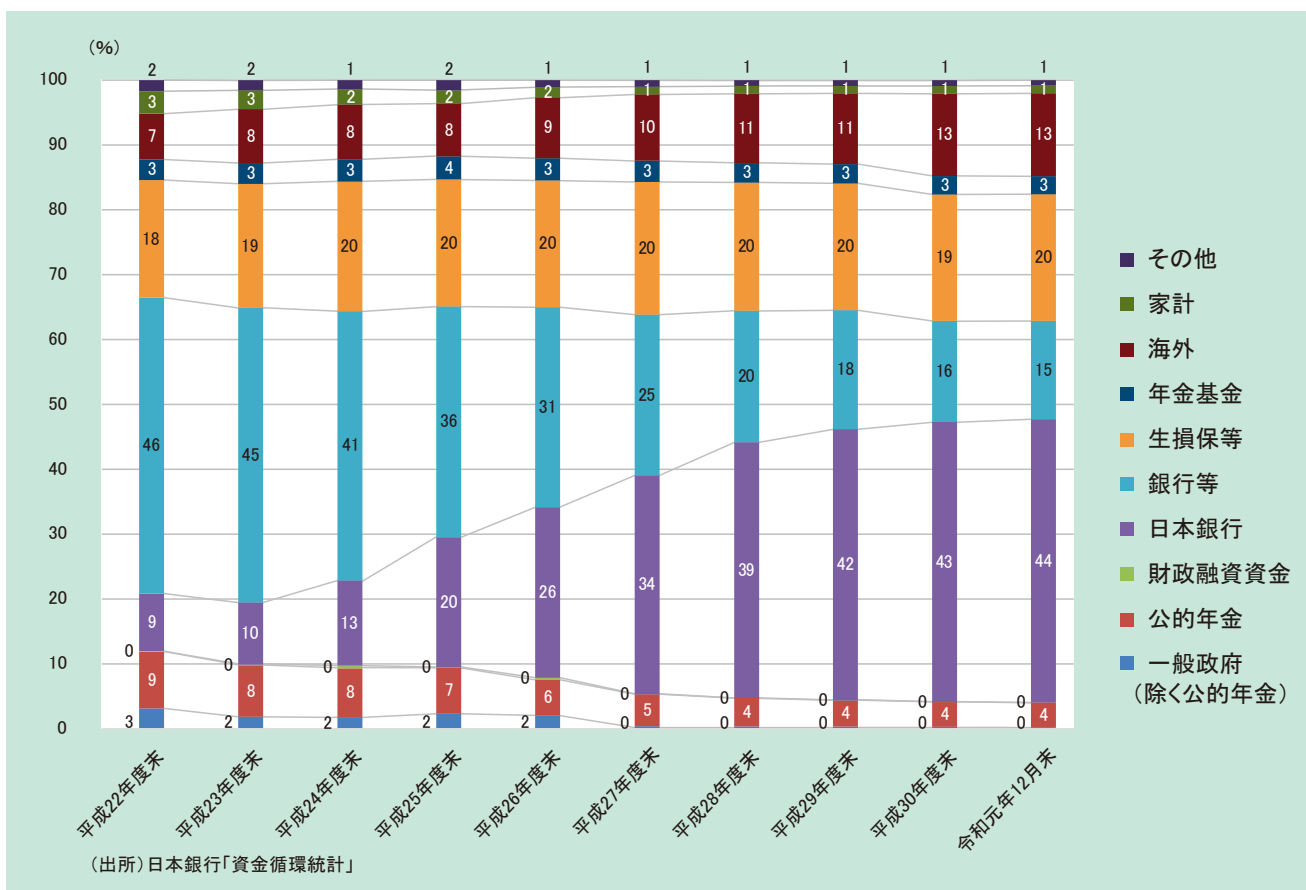
保 有 者	平成27年度末		平成28年度末		平成29年度末		平成30年度末		令和元年12月末 (速報)	
		シェア		シェア		シェア		シェア		シェア
一般政府(除く公的年金)	42,306	0.4	39,647	0.4	36,758	0.3	33,590	0.3	28,290	0.2
公的年金	530,650	4.9	474,972	4.4	441,769	4.0	430,017	3.8	429,773	3.8
財政融資資金	5	0.0	10	0.0	10	0.0	5	0.0	5	0.0
日本銀行	3,644,155	33.8	4,273,429	39.4	4,590,281	41.8	4,859,898	43.2	4,945,728	43.7
銀行等	2,672,983	24.8	2,195,920	20.3	2,012,187	18.3	1,755,881	15.6	1,716,126	15.2
生損保等	2,206,818	20.4	2,139,970	19.7	2,144,186	19.5	2,192,793	19.5	2,208,682	19.5
年金基金	354,958	3.3	328,231	3.0	325,953	3.0	320,125	2.8	317,906	2.8
海外	1,103,577	10.2	1,161,968	10.7	1,197,683	10.9	1,429,265	12.7	1,446,754	12.8
家計	123,732	1.1	125,273	1.2	123,825	1.1	132,587	1.2	135,253	1.2
その他	112,292	1.0	97,510	0.9	100,703	0.9	102,358	0.9	93,965	0.8
合計	10,791,476	100.0	10,836,930	100.0	10,973,355	100.0	11,256,519	100.0	11,322,482	100.0

(注 1) 計数は年度末ベース。平成 30 年度までは確報値、令和元年 12 月末は速報値。
(注 2) 「国債」は「財投債」を含みます。
(注 3) 「銀行等」には「ゆうちょ銀行」、「証券投資信託」及び「証券会社」を含みます。
(注 4) 「生損保等」は「かんぽ生命」を含みます。
(注 5) 「その他」は「非金融法人企業」及び「対家計民間非営利団体」です。
(備考 1) 「割引短期国債 (TB)」及び「政府短期証券 (FB)」は、平成 21 年 2 月より「国庫短期証券 (T-Bill)」として統合発行しています。
(備考 2) 資金循環統計上、国債及び国庫短期証券 (T-Bill) は時価で計上しています。決算資料の計数は、保有目的により評価方法が異なるため (簿価・時価)、資金循環統計の計数とはベースが異なります。
(出所) 日本銀行「資金循環統計」

(参考) 保有残高の推移



(参考) 保有割合の推移



(16) 国（一般会計及び特別会計）の貸借対照表（平成 30 年度末）

（単位：百万円）

平成29年度末 （平成30年3月31日）			平成30年度末 （平成31年3月31日）		
〈 資 産 の 部 〉			〈 負 債 の 部 〉		
現金・預金	47,860,071	51,327,860	未払金	10,515,848	10,520,276
有価証券	118,517,982	119,600,975	支払備金	265,380	269,838
たな卸資産	4,299,555	4,306,128	未払費用	1,220,788	1,192,054
未収金	5,458,548	5,353,180	保管金等	1,030,143	1,125,993
未収収益	716,505	729,587	前受金	49,417	52,039
未収（再）保険料	4,735,921	4,687,900	前受収益	9,289	30,422
前払費用	5,474,106	4,703,908	未経過（再）保険料	36,413	36,514
貸付金	112,809,764	108,861,002	賞与引当金	325,560	340,743
運用寄託金	111,464,931	112,693,217	政府短期証券	76,987,793	76,101,566
その他の債権等	3,264,871	3,827,748	公債	966,898,628	986,064,569
貸倒引当金	▲ 1,623,059	▲ 1,498,715	借入金	31,443,449	31,920,685
有形固定資産	182,452,620	184,381,760	預託金	6,505,949	6,364,850
国有財産 （公共用財産を除く）	30,305,869	31,223,110	責任準備金	9,135,615	9,374,528
土地	17,740,516	18,306,157	公的年金預り金	120,110,492	120,758,887
立木竹	2,997,650	3,120,941	退職給付引当金	6,697,342	6,420,104
建物	3,430,462	3,411,639	その他の債務等	7,643,198	7,451,601
工作物	2,658,601	2,562,840			
機械器具	0	0			
船舶	1,482,320	1,465,061			
航空機	714,501	946,131			
建設仮勘定	1,281,817	1,410,337			
公共用財産	150,267,144	150,969,096			
公共用財産用地	39,841,969	39,984,537			
公共用財産施設	110,060,581	110,660,869			
建設仮勘定	364,592	323,689			
物品	1,854,779	2,165,906			
その他の固定資産	24,826	23,647	負 債 合 計	1,238,875,311	1,258,024,676
無形固定資産	281,123	305,438	< 資産・負債差額の部 >		
出資金	74,800,579	75,387,964	資産・負債差額	▲ 568,361,788	▲ 583,356,718
資 産 合 計	670,513,522	674,667,957	負債及び資産・負債差額合計	670,513,522	674,667,957

- （注 1）資産の部の現金・預金（平成 30 年度末 51.3 兆円）は、年度末時点の実際の保有残高に出納整理期間における現金・預金の出納を加減した金額です（年度末時点の政府預金残高は 17.5 兆円、外貨預金残高は 12.4 兆円です）。
- （注 2）国が保有する資産には、国において直接公共の用に供する目的で保有している公共用財産のように、売却して現金化することを基本的に予定していない資産が相当程度含まれています。このため、資産・負債差額が必ずしも将来の国民負担となる額を示すものではない点に留意する必要があります。
- （注 3）負債の部の公債（平成 30 年度末 986.1 兆円）については、基本的に将来の国民負担となる普通国債残高（883.5 兆円）のほか、財政投融资特別会計等の公債残高を含み、国の内部で保有するものを相殺消去しています。

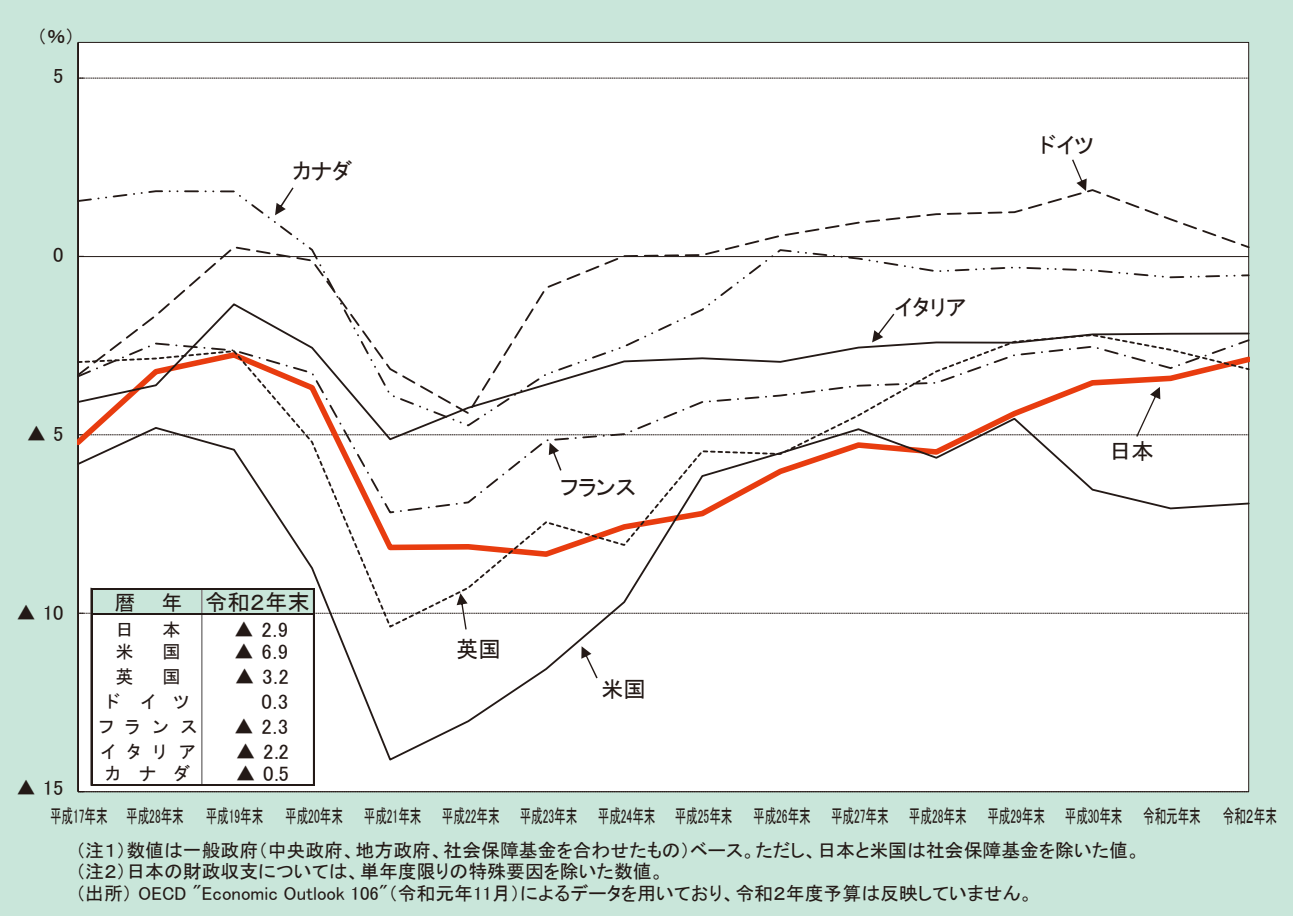
(17) 一般政府（中央政府、地方公共団体、社会保障基金）の金融資産・負債残高表（令和元年12月末（速報））

（単位：億円）

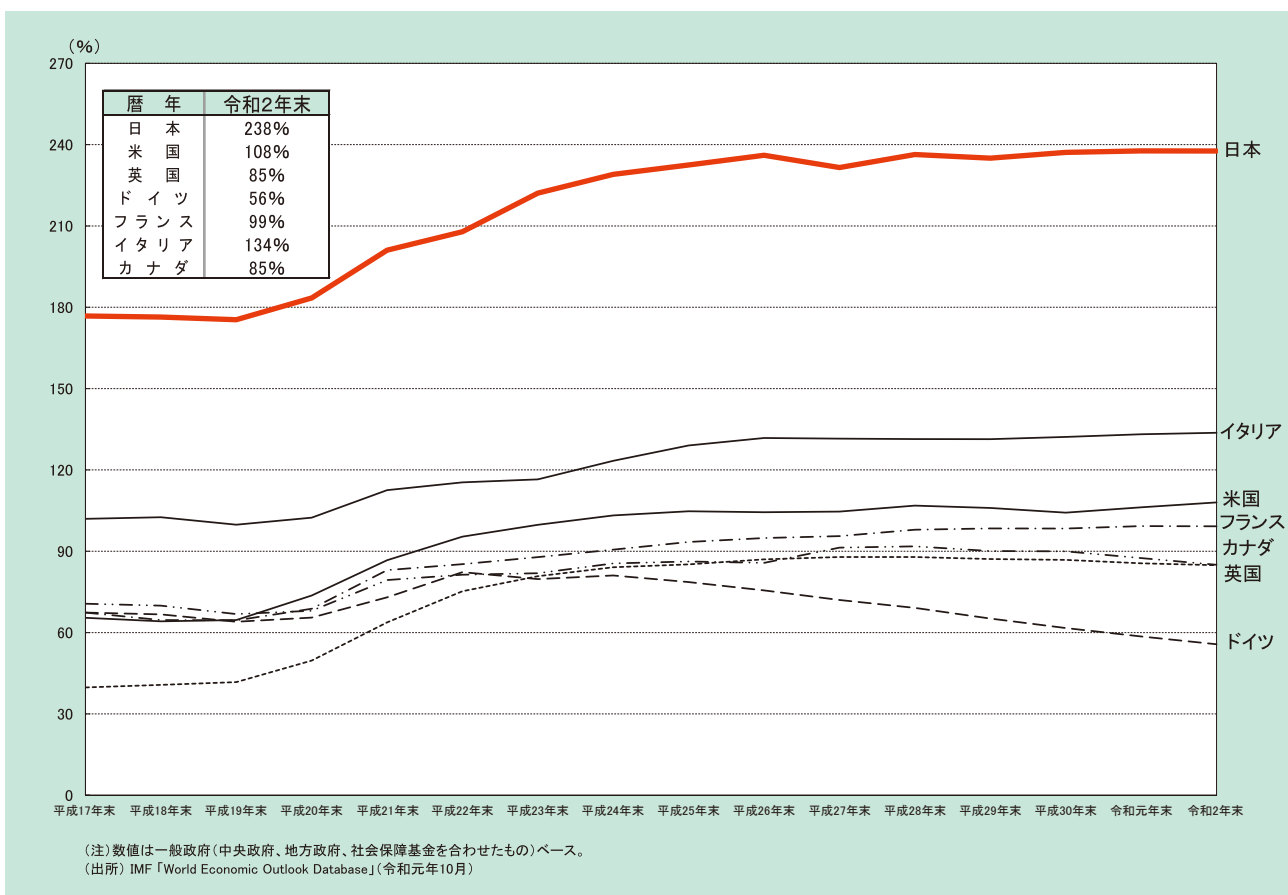
	一般政府							
	一般政府		中央政府		地方公共団体		社会保障基金	
	資産	負債	資産	負債	資産	負債	資産	負債
現金・預金	860,353		307,844		413,157		139,352	
現金	9		7		2		0	
政府預金	155,460		155,460					
流動性預金	273,727		20,197		180,062		73,468	
定期性預金	157,196		5,070		96,095		56,031	
譲渡性預金	147,207		2,391		134,963		9,853	
外貨預金	126,754		124,719		2,035			
財政融資資金預託金	207,505		4,037				203,468	
貸出	236,912	1,532,993	111,932	528,472	66,937	984,426	58,043	20,095
コール・手形	30,495						30,495	
民間金融機関貸出		630,304		283,554		343,221		3,529
企業・政府等向け		630,304		283,554		343,221		3,529
公的金融機関貸出		859,685		224,630		620,323		14,732
非金融部門貸出金	205,194	28,090	111,932	20,288	65,714	5,968	27,548	1,834
割賦債権		292				292		
現先・債券貸借取引	1,223	14,622	0	0	1,223	14,622	0	0
債務証券	760,401	11,105,007	8,692	10,350,135	115,677	754,872	636,032	
国庫短期証券	31	948,665	31	948,665	0		0	
国債・財投債	458,032	9,401,070	3,284	9,401,070	15,425		439,323	
地方債	109,463	748,955	1,322		46,806	748,955	61,335	
政府関係機関債	126,433	400	1,805	400	51,972		72,656	
金融債	3,678		422		1,434		1,822	
事業債	60,871		1,754		7		59,110	
居住者発行外債	243	5,917				5,917	243	
C P	3						3	
信託受益権	1,254		74		33		1,147	
債権流動化関連商品	393						393	
株式等・投資信託受益証券	1,598,838	140,708	535,104	126,560	491,423	13,062	572,311	1,086
株式等	1,597,169	140,708	535,099	126,560	491,288	13,062	570,782	1,086
上場株式	568,133		3,721		3,924		560,488	
非上場株式	133,587	0	87,235	0	46,333		19	
その他の持分	895,449	140,708	444,143	126,560	441,031	13,062	10,275	1,086
投資信託受益証券	1,669		5		135		1,529	
金融派生商品・雇用者 ストックオプション	290	157	290	157				
フォワード系	290	157	290	157				
預け金	86,967	50,366	27,427	2,168	11	149	59,529	48,049
企業間・貿易信用	13,196	176,887	12,050	19,952	1,146	78,238		78,697
未収・未払金	122,985	152,941	39,877	125,993	4,858	1,013	78,250	25,935
対外証券投資	2,202,363		1,204,938		0		997,425	
その他対外債権債務	186,485	22,770	186,485	22,770				
うち金・S D R等	35,017	18,545	35,017	18,545				
その他	33,515	102,775	486	102,775	10,012		23,017	
金融資産・負債差額		-6,974,794		-8,839,820		-728,539		2,593,565
合計	6,309,810	6,309,810	2,439,162	2,439,162	1,103,221	1,103,221	2,767,427	2,767,427

（出所）日本銀行

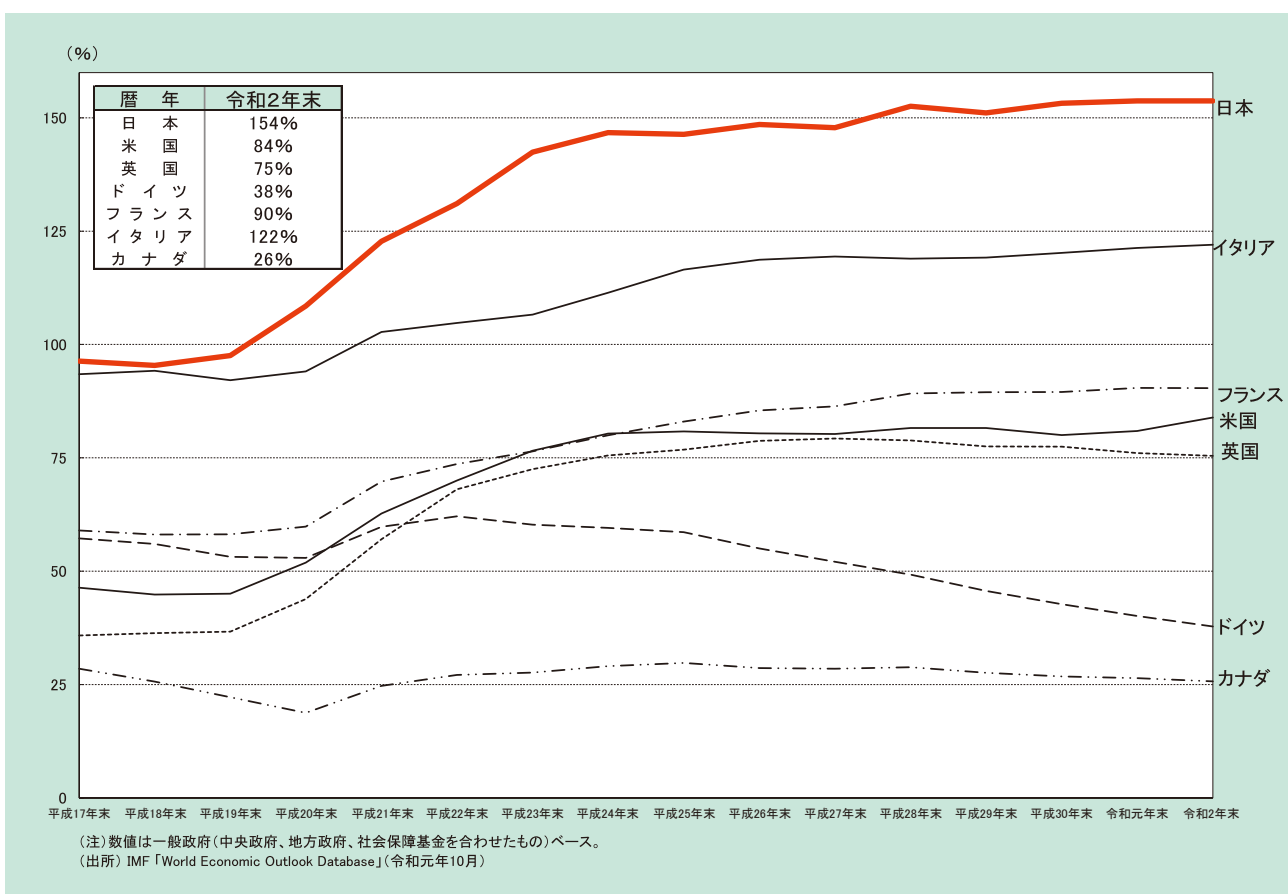
(18) 財政収支の国際比較（対GDP比）



(19) 債務残高の国際比較（対GDP比）



(20) 純債務残高の国際比較（対GDP比）



(参考)国債に関する広告、出版物等



<個人向け国債の個子ちゃん>

<ポスター>

<パンフレット>



【個人向け国債ページ URL】 <https://www.mof.go.jp/jgbs/individual/kojinmuke/index.html>

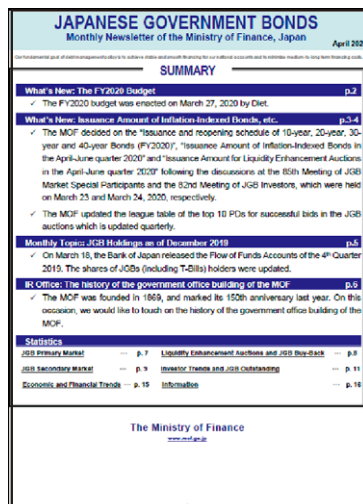
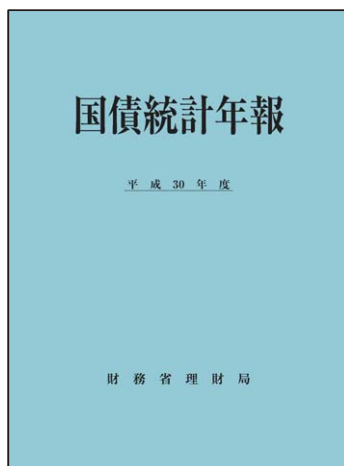
<コクサイ先生>



<国債統計年報>

<ニュースレター>

<Twitter>



【国債出版物 URL】 <https://www.mof.go.jp/jgbs/publication/index.htm>

索引

あ

・赤字国債 ⇒ 特例国債	
・イールドカーブ	10
—日本国債のイールドカーブ	10
—国債の利回り曲線（イールドカーブ）（令和元年度末）	120
・イールドカーブ・コントロール ⇒ 長短金利操作付き量的・質的金融緩和	
・受渡適格銘柄	69
・エネルギー対策特別会計（エネルギー特会）	95,153
・オペレーショナル・リスク	76

か

・買入消却	80,138
・海外IR	32,83
・海外投資家	29
—海外の国債等保有額、保有割合の推移	29
—海外の国債（含むT-Bill）保有割合の推移	30
—海外の国債等保有割合、売買シェアの推移	30
—海外保有債券の地域別推移（カストディアンベース）	31
・価格競争入札	41
・格付け（格付）	134
・カストディアン	31
・株式会社日本政策投資銀行危機対応業務国債	99
・借入金	94,150
・借換債	37,72,117,146
・カレンダーベース市中発行額	15
—カレンダーベース市中発行額の推移	17,25,109
・強力な金融緩和継続のための枠組み強化	84
・金利スワップ取引 ⇒ スワップ取引	
・国の債務管理の在り方に関する懇談会	82,139
・グリーンボンド	53
・減債制度	71
・現先取引 ⇒ 債券現先取引	
・建設国債	36,72,73,145
・原子力損害賠償・廃炉等支援機構国債	100
・交付国債	99
・交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特会）	95,151,152
・公募入札	41,93,94
—公募入札による国債発行手順	47
・国債	36
—発行根拠法別分類	36
—国債の種類	39
—国債発行総額の推移	14,24
—国債発行残高の推移	14
—国債及び国庫短期証券（T-Bill）の保有者別内訳	26,174
—国債に係る法制度	145
—国債の保有に関する税制	87
—国債発行等手数料	118
・国債管理政策	3
—国債管理政策の基本目標	3
—戦後の国債管理政策の推移	143
・国債先物取引	69,126
・国債市場特別参加者、国債市場特別参加者制度	45,57
・国債市場特別参加者会合	82,140
・国債市場の流動性	58,84

・ 国債整理基金、国債整理基金特別会計	71,135,169
・ コクサイ先生	85,180
・ 国債投資家懇談会	82,141
・ 国債トップリテラー会議	83,142
・ 国債発行計画	12,51
— 令和2年度国債発行予定額（発行根拠法別）	13
— 令和2年度国債発行予定額（消化方式別）	15,44
— 令和2年度カレンダーベース市中発行額	16
・ 国債発行計画の変更	23,52
— 令和2年度国債発行計画の変更	23
— 諸外国の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う国債発行額の変化	52
・ 国有林野事業債務管理特別会計（国有林野債務管理特会）	95,153
・ 個人向け国債	42,116,180
— 個人向け国債と新型窓口販売との比較	43
— 一家計の国債保有額の推移	27
— 個人向け国債の発行額の推移	28
— 個人向け国債の広告	85
・ 個人向け国債の個性ちゃん	86,180
・ コスト・アット・リスク分析	21
・ 国庫、国庫金	4,93
・ 国庫短期証券	93
・ コンバージョン・ファクター	69
・ コンベンショナル方式	41,53,78,80

さ

・ 債券現先取引	63,90,126
・ 債券貸借取引（日本版レポ取引）	64,127
・ 財政投融资改革	38
・ 財政投融资計画	96,162
・ 財政投融资特別会計国債（財投債）	38,73,146
・ 財政融資資金	38
・ 財投機関債	105,163
・ 債務管理政策	3
— 債務管理政策の概要	3
— 諸外国の債務管理政策	51
・ 債務残高 ⇒ 政府債務残高	
・ 最割安銘柄（チーベスト）	69
・ 先物取引 ⇒ 国債先物取引	
・ 市場性国債	53
・ 出資・抛出国債	99
・ 剰余金繰入	74
・ 新型窓口販売	42
・ 出納整理期間発行	37
・ ストリップス債	68
・ スワップ取引	82
・ 清算機関	62
・ 政府債務残高	
— 国と地方の公債等残高	171
— 国と地方の長期債務残高	171
— 国債及び借入金現在高	171
— 一般政府総債務	171
・ 政府短期証券（FB）	92,148
— 政府短期証券の発行根拠別の分類	92
・ 政府保証、政府保証債務	96,158
— 令和2年度政府保証債の年限別発行予定額	97
— 令和2年度政府保証債の機関別・年限別発行予定額	98
・ 即時グロス決済（RTGS）	60

た

・第Ⅰ非価格競争入札	41,45
・第Ⅱ非価格競争入札	41,45
・ダッチ方式	41,53
・短期債、短期国債	39,53
・チーベスト ⇒ 最割安銘柄	
・地方債	101,159
— 地方債起債手続きの概要	101
— 令和2年度市場公募地方債発行予定額	104
・中期債、中期国債	39,53
・長期金利	
— 長期金利の推移（10年債）	119
— 各国長期金利の推移（10年債）	119
・長期債、長期国債	39,53
・長短金利操作付き量的・質的金融緩和	8,11
・超長期債、超長期国債	39,53
・定率繰入	73
・特殊法人 ⇒ 独立行政法人等	
・独立行政法人 ⇒ 独立行政法人等	
・独立行政法人等（独立行政法人、特殊法人、認可法人）	105
・特例国債（赤字国債）	37,72,73,145

な

・日銀ネット（日本銀行金融ネットワークシステム）	46,60
・日銀乗換	44,117
・入札結果	
— 国債及び国庫短期証券の入札結果（令和元年度）	110
— 流動性供給入札結果（令和元年度）	138
— 買入消却入札結果（令和元年度）	138
— 交付税特会の借入金の入札結果（令和元年度）	152
— 国有林野債務管理特会の借入金の入札結果（令和元年度）	153
— エネルギー特会の借入金の入札結果（令和元年度）	153
・認可法人 ⇒ 独立行政法人等	
・年金特例国債	37,73,75

は

・発行日前取引 ⇒ WI（When-Issued）取引	
・非競争入札	41
・非市場性国債	53
・フェイル、フェイル慣行	61
・フェイルチャージ	61
・普通国債	36,172
・物価連動国債（物価連動債）	40,49
・復興債	37,73,74,146
・プライマリー・ディーラー（PD）⇒ 国債市場特別参加者	
・ブレイク・イーブン・インフレ率（BEI）	49,121
・分離元本振替国債	68,128
・分離利息振替国債	68
・平均償還年限	17,20,55
・変動利付債（変動利付国債）	39,122

ま

・前倒債	37,146
— 借換債の前倒発行額の推移	117

や

・ 予算繰入	74
--------------	----

ら

・ リオープン	42 ,54,58
・ 利付国債	39
・ 利回り曲線 ⇒ イールドカーブ	
・ 流動性供給入札	78 ,138
・ 利回り競争入札	41
・ レポ取引 ⇒ 債券貸借取引	

わ

・ 割引国債、割引短期国債 (TB)	39 ,93
--------------------------	---------------

英数

・ BEI ⇒ ブレーク・イーブン・インフレ率	
・ CaR 分析 ⇒ コスト・アット・リスク分析	21
・ DVP 決済	60
・ FB (Financing Bills) ⇒ 政府短期証券	
・ OECD 公的債務管理作業部会	57
・ PD 制度 ⇒ 国債市場特別参加者制度	
・ RTGS ⇒ 即時グロス決済	
・ TB (Treasury Bills) ⇒ 割引短期国債	
・ T-Bill (Treasury Discount Bills) ⇒ 国庫短期証券	
・ WI (When-Issued) 取引	63
・ 60 年償還ルール	72 ,73
— 借換債による公債償還の仕組み「60 年償還ルール」	72

債務管理レポート2020

国の債務管理と公的債務の現状

Financial Bureau, Ministry of Finance

財務省理財局

www.mof.go.jp

- ☐ 本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
- ☐ リサイクル適性の表示：紙ヘリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。